

昭和四十年

小間物化粧品鑑

附藥品·雜貨



ムーリク養身 ブラク



強効殺菌剤
配合 ルーロクアウルカルーロク
ルーモチドーヨ

強い殺菌・薬効
作用で、ムシ歯
歯槽膿漏を防ぐ
比類なき歯磨
煉・チューヴ入り
半煉 罐入・紙袋入
ガラス コップ入

国民保健のために…
この薬効的歯磨を！



磨歯ブラク 薬用

液乳 ブラク
粉白 はき ブラク

ホルモン
化粧水

ホルモン
配合

特許 専賣

- 皮膚透性強きホルモンの特許
- 第一一〇七五
 - 第一二二五
 - 第一二二六
 - 第一二二八
 - 第一二二九
 - 第一二三〇
 - 第一二三八
 - 第一二四〇
 - 第一二四一
 - 第一二四二
 - 第一二四三
 - 第一二四四
 - 第一二四五
 - 第一二五六
 - 第一二五七
 - 第一二五八
 - 第一二五九
 - 第一二六〇
 - 第一二六一
 - 第一二六二
 - 第一二六三
 - 第一二六四
 - 第一二六五
 - 第一二六六
 - 第一二六七
 - 第一二六八
 - 第一二六九
 - 第一二七〇
 - 第一二七一
 - 第一二七二
 - 第一二七三
 - 第一二七四
 - 第一二七五
 - 第一二七六
 - 第一二七七
 - 第一二七八
 - 第一二七九
 - 第一二八〇
 - 第一二八一
 - 第一二八二
 - 第一二八三
 - 第一二八四
 - 第一二八五
 - 第一二八六
 - 第一二八七
 - 第一二八八
 - 第一二八九
 - 第一二九〇
 - 第一二九一
 - 第一二九二
 - 第一二九三
 - 第一二九四
 - 第一二九五
 - 第一二九六
 - 第一二九七
 - 第一二九八
 - 第一二九九
 - 第一三〇〇

若返り美容はホルモンで！ 健康美はホルモンで！……ホルモンこそ美を支配する鍵です。クラブ美身クリームやクラブ乳液、クラブ白粉等に配合された特許の総合ホルモンは皮膚から完全に滲透して、強力な栄養作用をしますから肌に若々しい弾力とみずみずしい血色を興へると共に、一層健康美を増進させるのです。

皮膚から完全に滲透する
特許総合ホルモンの威力！



千代田

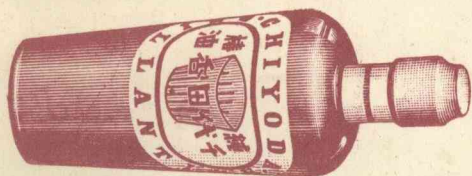
連鎖整髮料

日本最高基準品



TRADE MARK

千代田シヤンポン
 千代田オネット
 純椿千代田香油
 千代田洋髮香油
 千代田ポマド



昭和十四年

小間物化粧品類鑑

附藥品・雜貨

緒言

一、「小間物化粧品年鑑」は、昭和九年一月一日、わが社が初めてその出版を試み、これを全業界に頒つてよりこゝに六年、年々、その刊行を續けつゝある業界唯一の文獻にして、嘗て過去一年間に於ける業界の記録たるに止まらず、業界發展の過程とともにその現有勢力をして一目の下に瞭然たらしめ、その生産機構及び販賣戦線に於ける複雑多岐なる様相をも明確に把握し得る如く、これを系統的に分類したものである。

一、今十四年度版に納むるところの資料、材料は何れも昭和十三年度中に於けるところの事實を基礎としたるものにして、その調査の年月日及び據り處に就いては、總て各項目毎に明記してある。

一、年鑑の編輯體系は、原則としてその定型を崩さざることに努め、専らその内容の充實、刷新に意を用ふるの點に於いては變らざるも、時の進歩とその推移に隨ひ、新たに考慮を要す可きものあり、今年版に於いて最も著しき變化を興へたるは「業界人名辭典」及び「業界職員録」を分離して別冊に改め、これを「業界人名辭典」と命名し、年鑑とともに二部制としたことである。これは人名辭典の人員が年々増加の傾向を迎るのみにして、此のまゝに推移すれば、徒らに年鑑の老犬化を來すの虞

れあるを慮つて斯くしたのである。

一、各部門に於いても多少の改廢を行つたものがある。即ち「物資統制」の一部門を新たに設けてこれに業界關係の統制事項を悉く收め、又「美容・服飾・流行」は、業界の一環としての作用の稀薄なるに鑑み、廢止することにしたが如きは是れである。その他の各部門中に於ける改廢に關しては、一々擧ぐるの煩に堪へざるをもつてこれを省く。

一、唯、こゝに一言せざるを得ざるは、「生産・販賣」の部門中、業界主力製品に關しての考察に就いては、從來各その本舖を煩はして公明なる報告を求め、以つてその一年間に於ける生産販賣状態を知るに努めたるも、今年よりはこれを改めて擔當の記者が自ら各關係部門に於ける材料の蒐集に努め、これを整理按配して是れに代らしめることにしたことである。これは各本舖を煩はすことは、取りも直さず各本舖にその責任を轉嫁するが如き處れなきにしも非ざるに鑑み、編纂者の責任をもつてこれに臨むことゝしたに外ならぬ。

一、「海外業界」は、その項に於いても記せるが如く、爲替管理の強化は書籍の上にも及び、海外業界の近狀を知るに足るの資料不足から、専らその調査を北支及び滿洲に向けしむることゝしたるも、これまた現地調査の困難にして甚だ資料の薄弱なるを嘆せざるを得なかつた。

一、「法令・法規」の新規に發令されたる

もの頗る多く、然かも業界に取りては何れもみな重要關係を有するもののみにして浩翰老犬、その全部を網羅するは容易の業に非ざりしも、物價關係、商店法等々は努めてこれを收録することゝした。たゞ藥業關係の分までをも洩らざるなきを期することは不可能の業であつた。

一、「組合・團體」に於ける材料は、總て全国各地の組合及び商報社に照會を發してその報告を求め、「商業組合」「工業組合」「輸出組合」に關しては商工省の調査に據りたる點に於いて是又、昨年とその方法を一にして居る。

一、「生産・販賣」中の統計は東京及び大阪の各組合を煩はしたるもの、その他の統計は國家及び當該團體より公表せられたものである。たゞ石鹼統計中、大阪石鹼組合に依頼したる昨年度の統計は入手し得ず、最後まで待ちたるも遂ひにその間に合はなかつたのは、業界に對して申譯がない。

一、各部門中、單に東京組合とあるは、「東京小間物化粧品卸商同業組合」大阪組合とあるは「大阪化粧品同業組合」を指すもの。文中、今年又は本年とあるものあらば、何れも昭和十三年の事實を指すものと諒承され度い。

一、昭和十四年版の編纂に際して資料、材料の蒐集上、編纂上に助力、助言を興へられたる業界各商店をはじめ、左記各方面の甚大なる援助に對して厚く感謝の意を表し度い。

内務省、商工省、大藏省、外務省、鐵道省、逓信省、特許局、内閣統計局、

警視廳、東京府商工課、府立商工獎勵館、東京市産業局、日本、東京及び全國商工會議所、實業組合聯合會、藥業關係組合、各地業界組合、日本電報通信社、全國業界商報社

緒言

事變第二二年の業界一年史

化粧品課税問題

- ①化粧品課税問題……………二
- ②東西兩組合の對策……………二
- ③業界の希望條項……………三
- ④政府の物品税原案……………四
- ⑤業界の修正要望……………四
- ⑥實業團體の應援……………四
- ⑦全國業界からの激勵……………五
- 滿洲國關稅再修正要望運動……………六
- 同組強化問題……………七
- 容器回收運動……………八

物資統制

- 物資動員下の業界……………九
- ①化粧品容器……………九
- ②化粧品原料……………一〇
- ③小間物材料……………一三
- ④總括……………一四
- 代用品の問題……………一四
- 資源愛護と容器回收……………一七
- 價格規正問題……………二〇
- 輸出振興政策と業界……………三三

組合・團體

- 圓プロック向輸出制限……………二四
- 經濟警察制度……………二七
- 製造禁止物品一覽表……………二九
- 棉製品特許品一覽表……………三三
- 物資動員一年史……………一〇
- 全國業界組合一年史……………三三
- 業界關係組合役員一覽……………四四
- 同業組合の部……………四四
- 商業組合の部……………五二
- 全國業界の諸團體……………五五
- 全國同業組合一覽……………五九
- 全國商工會議所議員一覽……………六四
- 業界諸團體の動き……………六〇
- 全國商業組合一覽……………八五
- 全國工業組合一覽……………八八
- 商報社の一年……………八七
- 全國貿易組合一覽……………九〇
- 機關新聞一覽……………九三
- 貿易組合府縣別一覽……………九四
- 商業組合の現勢……………九四
- 生産・販賣……………九五
- 生産販賣界の一年……………九五
- 生産市場の商品別考察……………九六

生産・販賣

小間物

- 一般小間物……………九六
- 洋裝雜貨……………九七
- 袋物……………九七
- セルロイド……………九九
- 化粧品……………一〇〇
- クリーム……………一〇〇
- ボマード……………一〇一
- 白粉……………一〇一
- 香油……………一〇三
- 香水……………一〇四
- 化粧水……………一〇五
- シャンブー……………一〇五
- 舶來化粧品……………一〇八
- 石鹼・齒磨……………一〇八
- 石鹼(化粧)……………一〇八
- 石鹼(洗濯)……………一〇九
- 新洗劑……………一一〇
- 齒磨……………一一〇
- 原料・香料……………一一三
- 原料……………一一三
- 香料……………一一四
- 製造界の問題……………一一六
- 返品防止問題……………一一六
- 販賣界の問題……………一一八
- 化粧品製造販賣高 東京……………一七
- 小間物製造販賣高 東京……………一六
- 化粧品製造販賣高 大阪……………一九
- 石鹼製造數量・價格 東京……………一〇〇
- 石鹼製造數量・價格 大阪……………一〇一

石鹼卸賣業者の販賣數量・價格 大阪……………101

最近五年間業界關係品生産統計……………101

化粧品、石鹼、油脂その他、袋物、アラツシ
特賣一覽……………100

新製品一覽……………100

業界工場一覽……………100

代用品工業の現狀……………100

①金屬代用品 ②纖維代用品 ③ゴム代用品
④皮革代用品……………100

商品・商店

業界商店一年史……………100

商店日記……………100

清遊觀劇……………100

十三年清遊觀劇の傾向……………100

清遊日誌……………100

清遊地方別……………100

清遊觀劇一覽……………100

視劇・劇場別……………100

博覽會・見本市……………100

十三年度の概観……………100

博覽會見本市……………100

廣告宣傳……………100

昭和十三年の業界宣傳運動……………100

業界品廣告……………100

新聞廣告の動向……………100

雜誌廣告の一年……………100

業界の著作・出版……………100

業界品新聞廣告品種別行數表……………100

海外業界

戰時體制の影響……………163

業界品の海外貿易……………164

業界品輸出入年表……………164

輸出の部……………164

輸入の部……………164

各國の業界情勢……………166

①加奈陀の業界事情……………166

②世界の石鹼消費量……………166

③印度の石鹼工業……………170

④伊太利の洗濯石鹼……………170

⑤諾威石鹼工業……………171

在外公館商務職員……………171

商工省貿易通信員……………171

貿易組合中央會貿易斡旋所……………171

府立東京商工獎勵館……………171

東京市產業局……………171

大阪府立貿易館……………171

佛國の化粧品輸出額……………171

米國化粧品輸出額……………171

北米向玩具及び小間物……………171

米國セルロイド生地類生産及び輸入狀況……………171

米國向見本小包送附……………171

海外業界組合一覽……………171

海外主要化粧品雜誌……………171

滿洲及北支……………171

滿洲業界の現狀……………171

①總説 ②販賣界瞥見 ③滿洲國新關稅法
の公布……………171

危機に立つ滿洲卸業界……………176

滿洲國業界品輸入稅率表……………176

支那市場の諸問題……………179

①關稅法の改正 ②販賣と宣傳……………179

日華電話の概要……………182

中華民國輸入稅率表……………182

天津海關の輸入稅及諸稅徵收法……………183

天津海通關手續上の注意……………184

日滿聯絡貨物小口搬運貨……………185

日支貨物聯絡小口搬運送……………185

東京東亞輸出組合員……………186

滿洲輸入組合一覽……………186

滿洲輸入株式會社、同輸入組合聯合會出張所・
貿易會館……………186

滿洲國稅關・北支海關……………186

支那事變特別稅法……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

法規法令

支那事變特別稅法……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

支那事變特別稅法施行規則……………187

宣法施行規則	二〇五
輸出又は移出する賣藥の取締に關する件	二〇六
賣藥營業者資格認定に關する件	二〇八
賣藥行商取締に關する件	二〇九
賣藥部外品取締規則第一條に依る指定	二一〇
何れの藥局方にも記載せざる藥品亦は製劑	二一〇
取締に關する件	二一〇
何れの藥局法にも記載せざる藥品又は製劑	二一〇
の賣藥と賣藥との區別標準	二一〇
廣告物取締法	二一〇
廣告物取締法施行規則	二一〇
商品券取締法	二一〇
懸賞抽籤附販賣取締法規	二一〇
內務省令	二一〇
警視廳令	二一〇
大阪府令	二一〇
醫療關係者職業能力申告令	二一〇
醫療關係者職業能力申告令施行規則	二一〇
醫療關係者職業能力申告等に關する事務取扱	二一〇
手續	二一〇
業界關係の諸屆書式	二一〇
化粧品賣藥部外品關係諸屆書式	二一〇
藥業關係諸屆書式	二一〇
商標特許關係諸願	二一〇
營業販賣諸屆	二一〇
懸賞又は景品附販賣の心得	二一〇
景品券の心得	二一〇
業界關係商標類別一覽	二一〇
樂業・藥品	二一〇

藥業界の諸問題	二二〇
① 厚生省の設置と藥事行政問題	二二〇
② 醫藥制度調査會の設置	二二〇
③ 國民健康保險法の實施	二二〇
④ 賣藥制度改善答申問題	二二〇
⑤ 醫藥品の價格統制問題	二二〇
⑥ 藥粧商組對賣藥卸賣會の相剋	二二〇
⑦ 藥局距離制限問題	二二〇
全國藥劑師數	二二〇
藥業界の一年	二二〇
各府縣藥劑師會	二二〇
各植民地藥劑師會	二二〇
東京大阪藥業關係組合團體一覽	二二〇
東京製藥本舖一覽	二二〇
藥業關係官廳職員錄	二二〇
全國藥品關係學校一覽	二二〇
揮發油及アルコール混用法施行令	二二〇
治外法權の撤廢並に南滿洲鐵道附屬地の行政	二二〇
權移讓に伴ふ藥品營業の届出處理に關する件	二二〇
醫藥品標準卸賣價格	二二〇
和漢藥標準卸賣價格	二二〇
和漢藥半疋込標準卸賣價格	二二〇
粉末藥品標準卸賣價格	二二〇
和漢藥標準卸賣價格	二二〇
日本藥局法藥品卸賣價格表	二二〇
中央醫藥品自治統制委員會規約	二二〇
藥界日記	二二〇
全國藥業組合一覽	二二〇
藥業關係新聞社一覽	二二〇
全國藥局及藥劑師數	二二〇

賣藥製造高累年表	二二〇
賣藥檢査成績累年表	二二〇
何れの藥局方にも記載なき藥品又は製劑	二二〇
防毒面吸收罐及防毒瀝函性能一覽表	二二〇
藥劑師地方別一覽	二二〇
警視廳衛生課調査賣藥關係事務成績	二二〇
荒物・雜貨	二二〇
荒物界の回顧	二二〇
線香界	二二〇
燐寸界	二二〇
蚊取線香界	二二〇
蠟燭界	二二〇
懷爐・懷爐灰	二二〇
東子界	二二〇
布海苔界	二二〇
荒物關係組合	二二〇
1 東京の部	二二〇
2 地方の部	二二〇
帝都荒物界の諸團體	二二〇
荒物關係本舖一覽	二二〇
除蟲菊本舖一覽	二二〇
荒物界の大陸進出	二二〇
大阪の荒物界	二二〇
線香の堺市	二二〇
寫眞グラフィ 〔業界一年史〕	二二〇
昭和十四年略曆	二二〇
東京小間物化粧品商報案内	二二〇

小間物化粧品 年鑑廣告索引

特 殊 画

レイト化粧品 裏表紙
クラブ化粧品 裏見返し
ウテナ化粧品 裏見返し
千代田整髪料 表見返し裏

【3】

イオス洗顔クリーム 一三
オシドリ椿香油 一五
香油 一五
石 鹼 容 器 一七
メヌモボマード 一七
忠勇ヘアブラシ 一六
あづま香油 一六
御園化粧品・パベリオ 一六
帽子問屋 一六
イスズバンド 一四
化粧品問屋 一三

【は】

ハリウッド化粧品 二五
香 かど 簾 二五
白 美 液 九
化 粧 瓶 九
菊手固形灰 九
かもし原料 九

【に】

ニッサン洗濯石鹼 一六
化粧品製造用機械 一六
アルクオンテ 一六
編 筈 一七

【は】

イオス研究所 一三
井上太兵衛商店 一五
井上太兵衛商店 一五
井上小四郎商店 一七
井田榮堂 一〇・一三
井阪支店 一六
井筒屋香油店 一六
伊東化学研究所 一六
池田商店 一六
岩谷商會 一四
石川善三郎商店 一三

石 鹼 製 造
オパール石鹼

【と】

あせ知らす
セルロイド雑貨
商アラシ、靴クリーム
小間物頭飾品化粧品用品
國産香料
エンセル石鹼
ベジリン香水

【お】

香 料
化粧品問屋
袋 物
化粧品問屋
金城モダン灰
ローレル化粧品
ラファミー化粧品
セルロイド雑貨
ボンジー化粧品
流線型石鹼

【わ】

子供服、コルセット
石鹼化粧品問屋
セルロイド・小間物

【か】

カガシ化粧品
花王石鹼
化粧品問屋
運動服ズボン問屋
石鹼化粧品問屋
スチルマン・フレックル
カーニヴァル製品
鐘紡絹石鹼
化粧品瓶
ひしや櫛

【た】

芳誠舎石鹼製造所 一八
芳誠舎石鹼製造所 一八
徳田商店 一八
徳永保之助商店 一〇
鳥飼商店 一七
飛川商店 九
豊玉香料製造所 一五
殿井商店 一五
リーガル商會 一三
小川商店 一〇
小川商店 一〇
大嶋屋本店 一三
大山勇次郎商店 一七
大谷商店 一七
太田榮治郎商店 一七
奥住商店 一七
荻村龜太郎商店 一五
岡本信太郎商店 一五
王子石鹼株式會社 一四

中外化粧品卸商
ニード洗粉
國産カツビー化粧品
香 料
金鳥香・ベルメル
テルミー化粧品
アイテアル化粧品
國産香料
化粧品問屋
ヨウモトニツク

【れ】

レオン洗顔クリーム
香 料
相馬石鹼、ホーカー石鹼
數 鳥 香
文房具筆墨問屋
化粧品問屋
月の友五百番香水

【そ】

荒物燐寸問屋
小間物卸
線香問屋
榮冠ハブラシ
菊牡丹蚊取線香

【な】

ライオン石鹼
ラモナー化粧品
ボツビーモダンパフ
化粧品問屋
各種鏡卸

【ら】

ウピカン化粧品
ビユー眉墨ほく紅
金鶴香油

【の】

田中花王堂 一五
田中善株式會社 一五
田端豐香園 一六
田村香料株式會社 一六
大日本除蟲菊會社 一六
大東化学工業所 一五
高橋東洋堂 一三
高砂香料株式會社 一三
高橋鎌治商店 一三
泰昌製藥株式會社 一六
オン商會 一〇
曾田政治商店 一〇
相馬帝國社 一〇
津川安正堂 一〇
堤 商 店 一〇
塚田合名會社 一〇
月の友化粧園 一〇
中村本店 一〇
中津屋本店 一〇
中造玉初堂 一〇
中文商店 一〇
長岡驅蟲劑會社 一〇
ライオン石鹼會社 一〇
ラモナー美粧園 一〇
村岸商店 一〇
村田繁治郎商店 一〇
村山勸商店 一〇
ウピカン會社 一〇
白井康雄商店 一〇
野村商店 一〇

【く】

クルミオイル
クレオ化粧品
クラヤ特殊化粧品
久能木石鹸
モダンシャンプー

【や】

小間物雜貨番形かもじ
レーベルペーパー
君が代
ビクトリヤ月經帶
柳屋ホマード
太陽印コナ石鹸
小柳スマート髪洗粉
化粧品問屋

【ま】

マスター化粧品
丸善ペーパー
貴金屬裝身具
ミツロ石鹼・セオラ商磨
小間物、かもじ卸商
ビタオール整髮料
化粧品原料
化粧品問屋
化粧品問屋
小間物婦人用品問屋
ミモサシヤンブー

【け】

啓芳堂
福島流光舎
福島東洋舎
福田號商店
古屋ユニオン商店

【ふ】

美の司黒砂糖石鹼
ホマレ石鹼
ランランノイホマード
ユニオン香水
ゴサマーヘヤーネット
ライオン齒磨
香料

【こ】

エセツクス美爪料

香料
荒物海草問屋
小間物雜貨問屋
化粧品問屋

【え】

香油
化粧品製造法發行所
齒刷子雜貨
小間物雜貨卸商
二葉チツク
アテカ石鹼
オリチナル化粧品
蠟
トロツトホマード

【あ】

たばこ石鹼
千歳元結線香荒物問屋
スミー洗顔クリーム
ケイラン髪洗粉八重椿
丹頂チツク
化粧品問屋
ヘチマコロン
糸針雜貨問屋
ウヅマキ石鹼
化粧品問屋
牛乳石鹼
銀座堂石鹼
明葉ミルク洗粉

【き】

小島屋商店
小安香料店
駒木銀三郎商店
後町禎一商店
後藤清太郎商店

【め】

クロバークリーム
セルロイド生地製品
鹿の子、りぼん卸商

【み】

化粧品原料

本梅トニツクホマード
貴金屬小間物服飾品
香

【し】

阿部錠商店
葵香本店
旭電化工業會社
安藤商店營業所
荒川正商店

【ひ】

三共株式會社
三勇商店
三主社營業部
三友會
金鶴香水株式會社
金美堂本店
近源商店
近利商店
近磯商店
協粧會
共進舎石鹼株式會社
銀座堂石鹼出荷部
明治製菓株式會社

【も】

資生堂化粧品
香油
化粧品問屋
セルロイド櫛
庄慶香油
ゴコー美髮料
チツソ石鹼
オカツ美粧料
玉子シヤンブー

【せ】

カツペー化粧品
裁縫用具編棒雜貨
レモン石鹼
シヤベトニツク
小間物材料問屋
アモンパバヤ
小間物雜貨問屋
ヘヤーアイロン

【す】

三和以字壽商店
三宅堂
宮本庄七商店
宮坂香料店

資生堂
鹽野香料株式會社
志村邦造商店
篠崎四郎商店
清水英一郎商店
庄慶商店
昇英堂
島田新助商店
平尾喜三郎商店
美香園

モンココ洗粉本舗
モンド化粧品園
茂木商店
森本本店
森本支店
森田會
森下商店
森友商店
森留藏商店
守屋合名會社
桃谷順天館

セラミ會社
關口次朗商店
成和會
生化工業研究所
須田商店
杉田商店
杉田貞治商店
鈴木アイロン製作所

ハリウツド美容室	129
奥住商店	136
河田商會	65
川野立志堂	62
クレオ研究所	69
荒川正商店	85
近源商店	2,3
三葉商會	64
庄慶商店	8
守屋合名會社	117
モンココ洗粉本舗	119
杉田商店	19

化粧品

橋本製藥株式會社	99
岡本信太郎商店	66
奥住商店	136
泰昌製藥株式會社	60
葛原工業所	82
近源商店	2,3
桃谷順天館	80,1

頭髮料 (香油・ボマード・ヘアトニック) (テック・ペーラム・其他頭髮料)

井上太兵衛商店	15
井田京榮堂	102,3
井筒屋香油店	43
ハリウツド美容室	129
千代田山岸商店	表見返シ裏
リーガル商會	122
岡本信太郎商店	66
カガシ化粧品本舗	14
川野立志堂	62
泰昌製藥株式會社	60
野村商店	138
クルミ商會	138
葛原工業所	82
山吉商店	108
柳屋本店	51
丸善株式會社	41
松浦商店香粧品部	140
増澤化粧品部	66
古屋ユニオン商店	72
福田號商店	78
荒川正商店	85
葵香本店	32
三友商會	22
金鶴香水株式會社	34
三宅堂	83
庄慶商店	8
昇英堂	127
茂木商店	110

洗粉

田中善株式會社	33
明治製菓株式會社	53

飛川商店	91
若松屋支店	143
中津屋本店	111
万新商店	127
丸治商店	130
後町禎一商店	21
阿部錠商店	128
近利商店	106
宮本庄七商店	1
森本本店	49
森本支店	48
杉田貞治商店	111
須田商店	49

化粧品ノ部

一般化粧品 (白粉・クリーム・化粧水・香水・紅・洗粉・洗髮料・香油・ボマード・石鹼・齒磨等)

伊東化學研究所	45
リーガル商會	122
太田榮治郎商店	96
大東化學工業所	55
カガシ化粧品本舗	14
田端豐香園	79
高橋東洋堂	12,3
中山太陽堂	表見返シ
ウビガン化粧品會社	29
株式會社クラヤ	97
久保政吉商店	裏見返シ
マスター尙美堂	73
丸見屋商店	17,8
安藤井筒堂	9
資生堂	44
平尾贊平商店	裏表紙
平尾喜三郎商店	87
モンド化粧園	134
桃谷順天館	80,1
生化工業研究所	23

白粉

岡本信太郎商店	66
月の友化粧園	18
ラモナー美粧園	126
セラミー化粧品會社	28

香水

リーガル商會	122
岡本信太郎商店	66
月の友化粧園	18
ウビガン化粧品會社	29
安藤井筒堂	9
金鶴香水株式會社	34

クリーム

井上太兵衛商店	15
---------	----

小間物・化粧品

營業別廣告索引

(いづれも)

小間物ノ部

頭飾並服飾品 (簪・簪物・簪・髮指・籠形・髪・リボン・手柄)

岩谷商會	104
濱商店	141
日本美粧研究所	143
若松屋支店	143
要彌三郎本店	112
河合商店	105
ヤマキ商會	121
丸新	70
ゴサマー本舗	121
三浦啓司商店	112
宮本庄七商店	1
清水英一郎商店	88

齒刷牙

井阪支店	61
鳥飼商店	27
徳永保之助商店	130
中山太陽堂	表見返シ
中文商店	98
白井康雄商店	113
小林商店	6,7
寺内喜榮堂	25
資生堂	44

袋物

大嶋屋本店	68
-------	----

セルロイド生地雜貨

井阪支店	61
井上小四郎商店	74
徳永保之助商店	130
荻村龜太郎商店	93
若松屋支店	143
寺内喜榮堂	25
三浦督治商店	100

ゴム製品

岩谷商會	104
大和護謨製作所	145

小間物雜貨 (鬚針・縫針・毛ピン・元結・ローマ止・毛止・ブローチ釦)

近利商店	106
三勇商店	11
關口次朗商店	132

小間物問屋

營業別廣告索引

村田繁治郎商店.....128
 白井康雄商店.....113
 柳下化粧品會社.....108
 松井號.....138
 松浦嘉七商店.....113
 後藤清太郎商店.....131
 協粧會.....94
 金美堂本店.....131
 志村邦造商店.....128
 茂木商店.....110
 森本本店.....49

荒物雜貨ノ部

線香・蚊取香

大日本除蟲菊會社.....24
 津川安正堂.....58
 長岡驅蟲劑會社.....26
 中造玉初堂.....131
 三勇商店.....11

其他ノ荒物 (菓子・カイロ・カイロ灰・燻寸・燻燻等)

裕積之助.....92
 原商店.....67
 西尾正左衛門商店.....71
 大谷商店.....38
 川野立志堂.....62
 三勇商店.....11

荒物問屋

大谷商店.....38
 川野立志堂.....62
 中村本店.....35
 駒木銀三郎商店.....109
 島田新助商店.....144
 森友商店.....59

藥品ノ部

藥品問屋

三和以字壽商店.....86
 松本伊兵衛商店.....132

其他

池田商店・靴子問屋.....48
 日本藥業機械製作所
化粧品製造機械.....146
 鳥飼商店・靴クリーム.....27
 德永保之助商店・靴クリーム.....130
 渡邊商店・エプロン・カット
 ポー著・子供服.....49
 川口善朗商店・ジャンパー
 スポン.....48
 堤商店・文房具.....48
 山田進歩堂・化粧品ペーパー.....90
 遠藤香料店代理部・化粧品
 製造法.....114
 近利商店・糸・毛糸.....106
 森田商會・メリヤス.....49

中山太陽堂.....表見返シ
 丸見屋商店.....17
 小林商店.....6,7
 資生堂.....44
 守屋合名會社.....117
 森下商店.....30,1

天瓜粉

德田商店.....88

香料・化粧品原料

井上太兵衛商店.....125
 早川市太郎商店.....56
 長谷川藤太郎商店.....75
 豐玉香料製造所.....54
 小川商店.....120
 田村香料株式會社.....92
 高砂香料株式會社.....126
 曾田政治商店.....47
 ライオン石鹼會社.....101
 松本伊兵衛商店.....132
 小安香料店.....110
 小林鍵次郎商店.....95
 永廣堂.....10
 遠藤香料店.....114
 安藤商店營業所.....128
 三和以字壽商店.....86
 宮坂香料店.....115
 篠崎四郎商店.....116
 鹽野香料株式會社.....90

化粧品用具

井上小四郎商店.....74
 飛川商店.....91
 村山勸商店.....130
 村岸商店.....121
 啓芳堂.....76
 小島屋商店.....70
 阿部錠商店.....128
 森留藏商店.....135
 鈴木アイロン製作所.....113

化粧品瓶

橋本硝子製作所.....40
 釜屋商店.....84

化粧品問屋

石川善三郎商店.....113
 大山勇次郎商店.....37
 小川商店.....131
 脇田盛眞堂.....64
 花生堂.....139
 川野立志堂.....62
 田中花王堂.....52
 高橋鎌治商店.....112
 塚田合名會社.....57

モンココ洗粉本舗.....119
 杉田商店.....19

洗顏クリーム

イオス研究所.....133
 レオン商會.....20
 荒川正商店.....85
 三圭社營業部.....112
 三宅堂.....83
 桃谷順天館.....80,1

髪洗粉・シャンプー

岩谷商會.....104
 花王石鹼長瀬商會.....4,5
 葛原工業所.....82
 柳佐吉商店.....36
 増澤化粧品部.....66
 三友商會.....22
 美香園.....107
 守屋合名會社.....117

パフ

河合商店.....105
 村岸商店.....121

石鹼

井上太兵衛商店.....15
 日本油脂株式會社.....77
 芳誠舎石鹼製造所.....42,118
 殿井商店.....52
 王子石鹼株式會社.....124
 川野立志堂.....62
 花王石鹼長瀬商會.....4,5
 鐘紡サービス會社.....46
 河田商會.....65
 相馬帝國社.....89
 ライオン石鹼會社.....101
 久能木本店.....39
 柳屋商會.....68
 丸見屋商店.....16
 丸善株式會社.....41
 福島東洋舎.....123
 福島流光舎.....114
 安藤井筒堂.....9
 旭電化工業會社.....50
 三共株式會社.....60
 共進舎石鹼株式會社.....62
 近磯商店.....63
 銀座堂石鹼出荷部.....129
 美香園.....107
 森下商店.....30,1
 茂木商店.....110
 成和商會.....144

齒磨
 リーガル商會.....122

西曆一九三九年
滿洲國康德六年

昭和四十四年己卯年曆

神武天皇即位紀元
二千五百九十九年

祝祭日

四	方	拜	一月一日
元	始	祭	一月三日
紀	元	節	二月十一日
春	皇	祭	三月廿一日
神	天	祭	四月三日
天	長	節	四月廿九日
秋	皇	祭	九月廿四日
神	靈	祭	十月十七日
明	治	節	十一月三日
新	嘗	祭	十一月廿三日
大	正	祭	十二月廿五日

業界年中行事

組合定時總會	一月	中
精勤従業員表彰式	一月十二日	中
組合役員選舉	三月	中
生産販賣高調査會	每年春季	
組合役員會	例月十二日	
商報發行委員會	同	
小間物部會	同	
小間物協同會	隔月三日	
髮油同業親油會	隔月七日	
香料組合役員會	例月一日	
化粧品工業會役員會	例月十六日	
石鹼容器組合理事會	同	
大禮記念學術講習會	每年冬季	

組合運動會	每年一回
組合啓進會	每月一回
化粧品本舖十日會	例月十日
同昭和會	隔時
千草會	每月一回
粧友如水會	隔時
ピントクラブ	毎月一回
業界釣の會	隔時
商報定時總會	每年春季
商報廣告主招待會	每年秋季
商報創刊記念日	六月二十一日

(以上各團體は東京組合にその事務所を置くものに限る)

業界の一年譜

一月 聖戰第三年、自肅自戒のスタートは切られる。帝都組合は今年も恒例の新年宴會を廢して定時總會のみを行ひ、従業員表彰式を擧ぐ。本舖十日會の第三次優良團體表彰も此の月に發表される。

二月 議會の審議本格的となり、増税問題その他業界の關心を寄するものが多い。嚴寒、そゞろに懸軍萬里の勞苦を偲ぶ。

三月 業界の春は先づ見本市から代用品の進出いよいよ軌道に乗る。革新業界への一步はこゝから――。

四月	月 銃後の緊張裡にも、春を讃ふるのゆとりあり、需要漸くに活氣づく。
五月	月 新緑、風薫るの時、業界の對消費者宣傳もまた潑刺。
六月	月 長期建設の初夏に相應はしき特賣發表あり、上半期の商戰酣。鹵商豫防デー行はる。
七月	月 中元賣出しの賑ひから、盛夏に移る。大陸の夏を征服するにも絶好の機會であらう。
八月	月 夏枯れとはいへ、クリーム特賣の陣容闡明とともに秋の商戰序曲ひらく。
九月	月 秋季見本市の月、需要期を前にして業界の緊張は一段。
十月	月 商品消化の促進運動漸く熾烈にして各本舖企劃陣の智囊總動員も目覚ましい。
十一月	月 原料自給の對策確立し、業界の歩みはしつかり地につく。
十二月	月 總決算はやがて年鑑の上にも現はれて次年度の業界相を卜するの資料となる。長期建設の第一年を送る――。

氣節

寒	一月廿一日
用	一月廿八日
寒	一月廿九日

節	立春	二月四日
彼	春分	三月二十一日
社	分	三月廿二日
八	日	三月廿二日
立	夜	三月廿八日
入	夏	五月六日
夏	至	六月十二日
半	生	七月三日
小	暑	七月八日
出	梅	七月廿一日
大	暑	七月廿四日
立	秋	八月八日
秋	分	九月二日
二	日	九月廿四日
立	冬	十一月八日
冬	至	十二月廿三日

日	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
曜	一	二	三	四	五	六	日	一	二	三	四	五
表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31					

新興婦人流行

髮飾品
裝身具

服飾品
雜貨

創作卸

宮本庄七商店



營業部

東京本店 東京市日本橋區馬喰町三丁目

電話浪花二二〇七・二二〇八番

大阪支店 大阪市東區瓦町二丁目

電話北濱八八三番

製品部

新道店 東京市日本橋區馬喰町三丁目

流行創案研究部







星工ム商會






新鮮で、健康で、寒さも風も
素肌を美しく鍛へましよう！



HECHIMA KESHORYO

とツラサノすで品妹姉の       へ

に共・り香・びの・きつ・で徴特が觸感たし

ノすで    適番一に肌の人本日



40 セン ・ 63 セン ・ 85 セン

店 商 源 近 社 會 式 株 京 東 舗 本

ソコマキ

40 セン

63 セン

95 セン

全々平氣 颯爽と張切る
素肌をソロンでお作り下さい



APOLINE



髪洗ひ
花王シャンプー



本品位質
花王石鹼



ひげ剃用
花王粉石鹼



手洗用
花王水石鹼

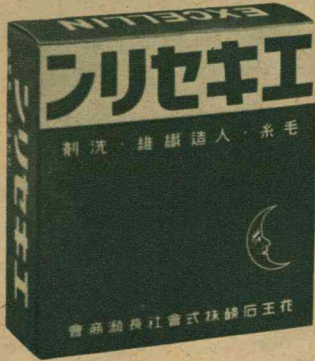


クシエービング
花王パート



洗髪用
月星軟石鹼

K A O S O



洗合
劑成
エキセリン



小粒
石せん
ズー
ビー



花王
シェー
ビング
スチ
ック



家
庭用
ホーム
クリー
ンザ
ー

會商瀨長社會式株鱈石王花

目丁二町喰馬區橋本日市京東 店本
 目丁一通北堀賣立區西市阪大 店支
 地番八一ーり通縣山市連大 店支
 目丁一東町孺吾區島向市京東 場工



松
竹
梅
たせん
石
鱈

オイラ

萬邦無比の日本に

優秀無比の此齒磨！

◇ 賣行

群を抜き

◇ 品質

其比を見ず

鋪本磨齒ンオイラ

店商林小 株式會社

目丁一田蒲東區田蒲市京東 所業營店本

目丁三町勞博區東市阪大 店支阪大

目丁四町名桑區西市屋古名 店支屋古名

ニド歯磨

製煉
 製潤
 製粉
 磨齒ニド
 子刷齒

◇ 信用

亦搖ぎなし



庄慶香油

庄慶ポマド



美と若肌を保つ

心化粧化粧品

- ・町戸龜區東城市京東
- ・町田市臺仙
- ・目丁一十西條十南市幌札
- ・店本
- ・店支
- ・所張出

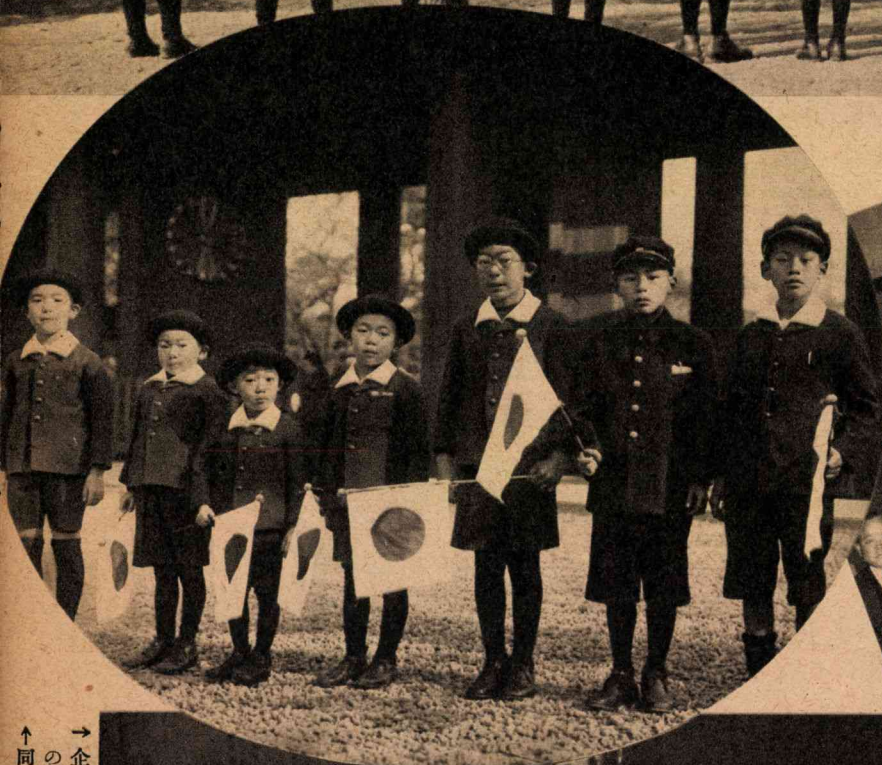
店商慶庄社會式株 鋪本

史年一界業 版ラグビ

← 業界の坊つちやん部隊、打ち連れて二重橋前に聖壽萬歳を壽ぎ奉る——一日

↓ 業界ゴルフ愛好者の組織するT・G・A・第二回の組長杯は花王の山崎高晴氏の獲得するところとなつた——五日

一月



→ 企畫院調査官池田純久中佐を圍んで業界主脳部との北支經濟問題座談會開かる——
↑ 同上靖國神社に皇軍將士の武運長久を祈る——一日



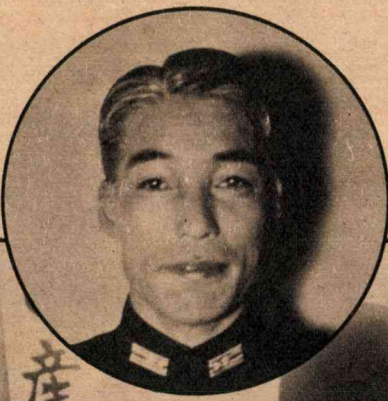
→東京商報社荒物版新設記念に小網町有力間屋十二氏を招じて大座談會を開く——十六日
↓東京府商工従業員表彰式に、業界より森友商店蛭見氏（令嬢代理）松澤商店松木氏、丸見屋松永氏、小林商店根本氏、井上商店吉田氏が表彰された——十一日

二月

の議凝策對がれこ・頭權廻問稅課品純化 ↓
望要の側者業てし合に京東表代西東め爲
日三十二——ふ、行を議決

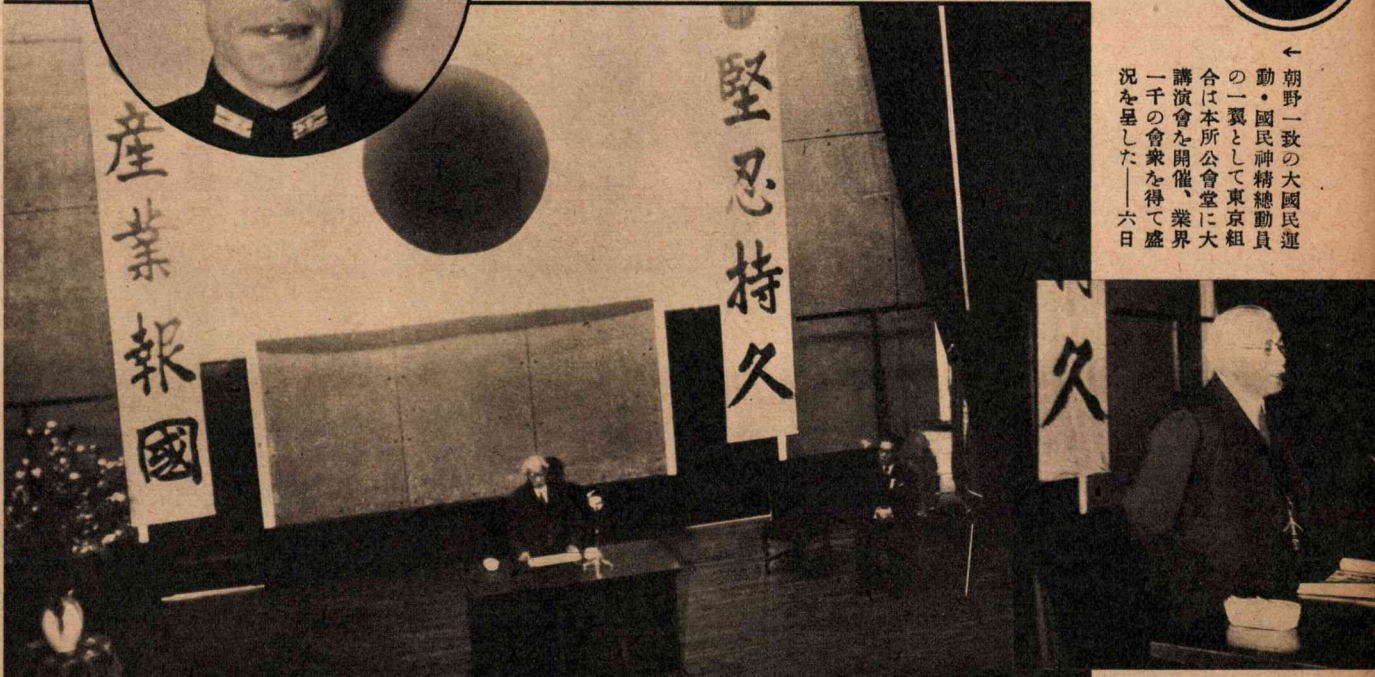


←海の荒鷲の活躍を眼前に描き出した海軍々事普及部の前田中佐



三月

←朝野一致の大國民運動・國民精神總動員の一翼として東京組合は本所公會堂に大講演會を開催、業界一千の會衆を得て盛況を呈した——六日



生先峰蘇富徳るす吼子獅 ↑

↓第十四回全國石鹼大會は鎌倉の大佛に詣で、箱根環翠樓に開催、未曾有の難局に善處すべき決議をなした
 二十三日
 ←創立十周年を閉した東京みのる會は船橋三田濱樂園に祝賀會を開催した
 三日

四月

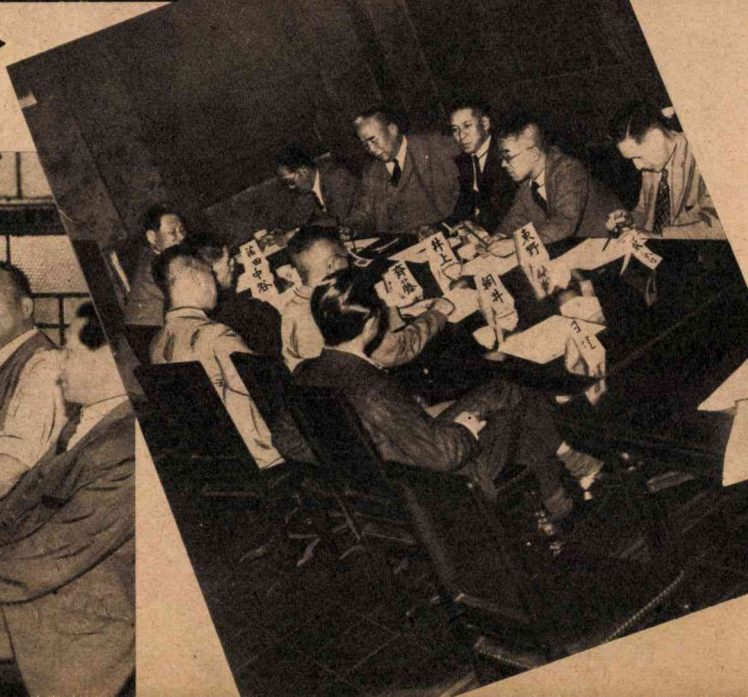


↓物品税の實施とともに東京組合では大藏省主税局長以下を迎へて日比谷公會堂に講演會を開いた
 一日

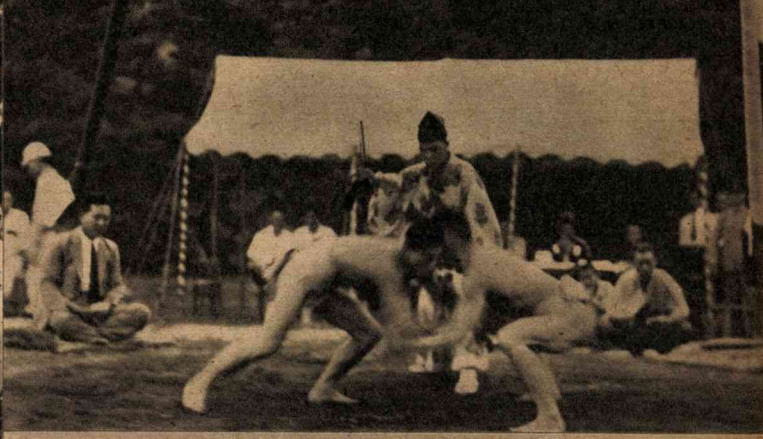
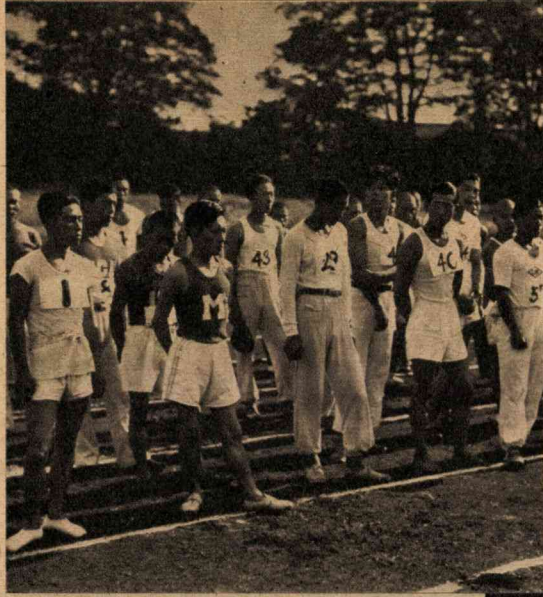


五月

→化粧原料品工業會東つ向に代時難料原品粧化→
 日五十一—たい開を會談座對に所務事は
 察視りま昂心關の界業にもと設建の支北朗明↓
 日三十二—く開を會談座支北てい招を氏六者朝歸

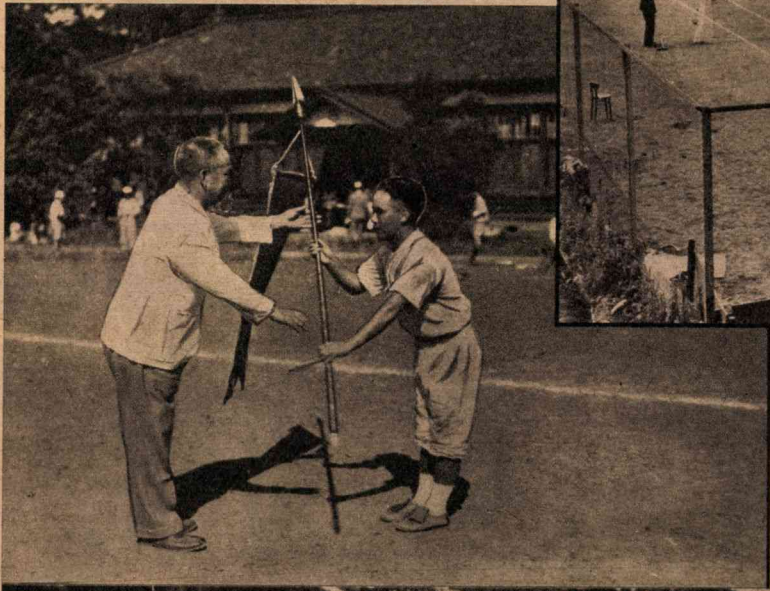


にた新も撲相・るら切蓋火の會大動運催主合組→
 日七十・七——開展戰彈肉つ搏相虎龍れらへ加
 の手選技競上陸るけ於にドンウラケ院習學白目↓
 日一十二——ひ揃勢



→白球飛ぶ
 庭球大會
 も學院
 グラウン
 ドに熱戰
 を開く
 二十一日

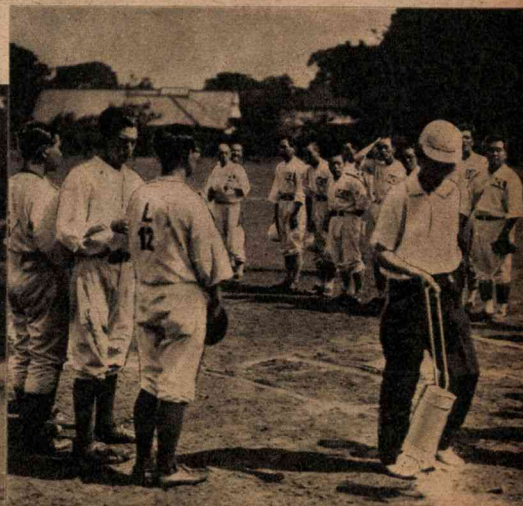
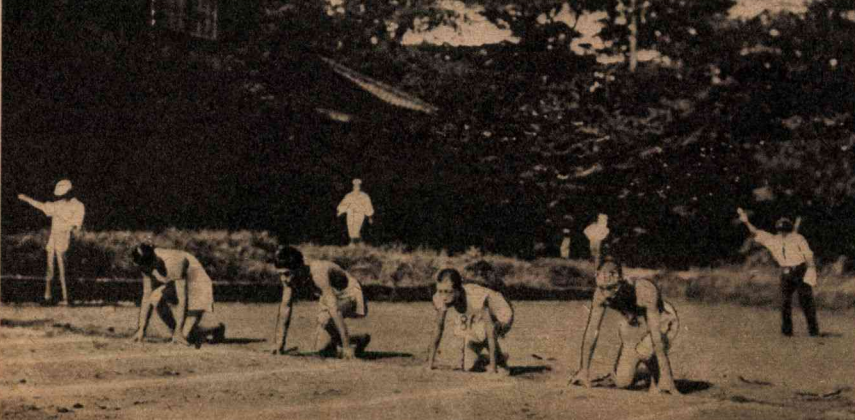
↓野球大會
 決勝戰に
 ミソノ軍
 衣生堂軍
 に勝つ
 二十一日



↓野球決勝戰・ミ
 ソノ軍と衣生堂
 軍相見ゆ——
 二十一日

陸の彈丸・短
 距離競争の火
 蓋は同じく學
 習院グラウンド
 に切らる
 二十一日 ↓

八月

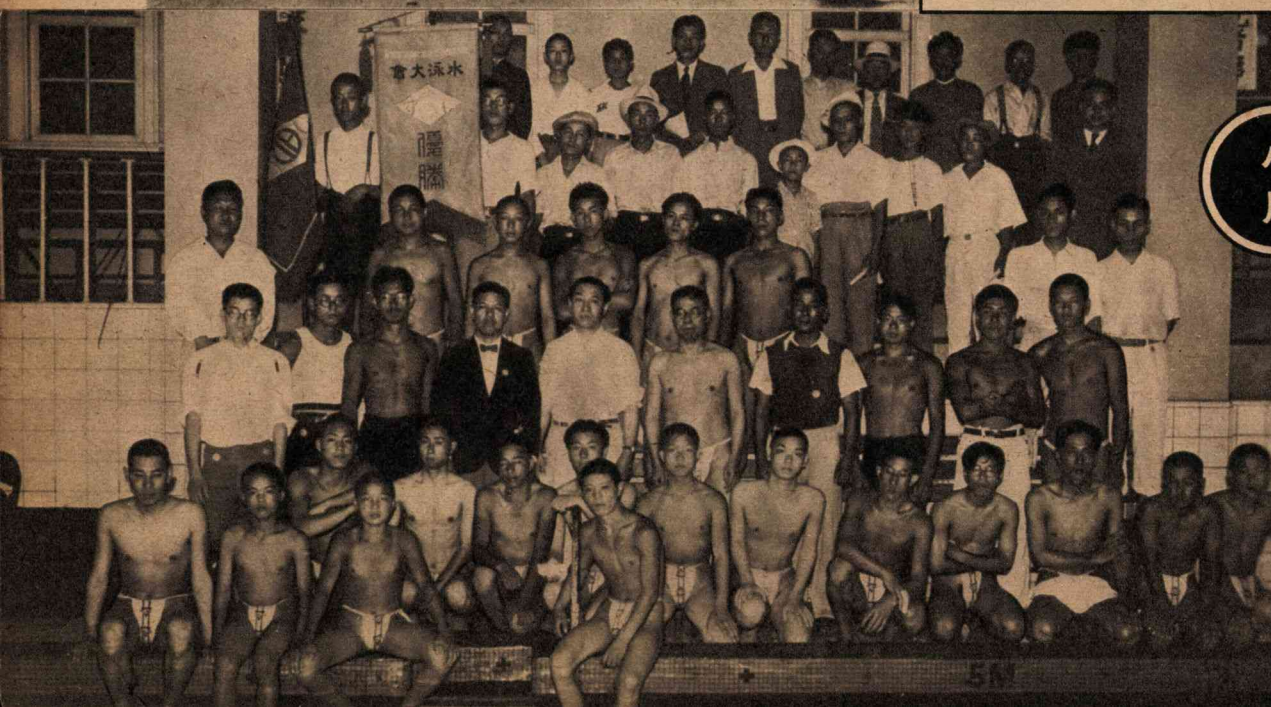


↓香料組合では商工省本郷商政課長を日本橋俱樂部に聘して「資源統制と價格表示に就いて」と題する講演を聴取——二十二日
 ←東京商報社主催第二期全國業界訪問による北海道業界座談會は二十四氏の代表者を集めて札幌グランド・ホテルに開催——二日

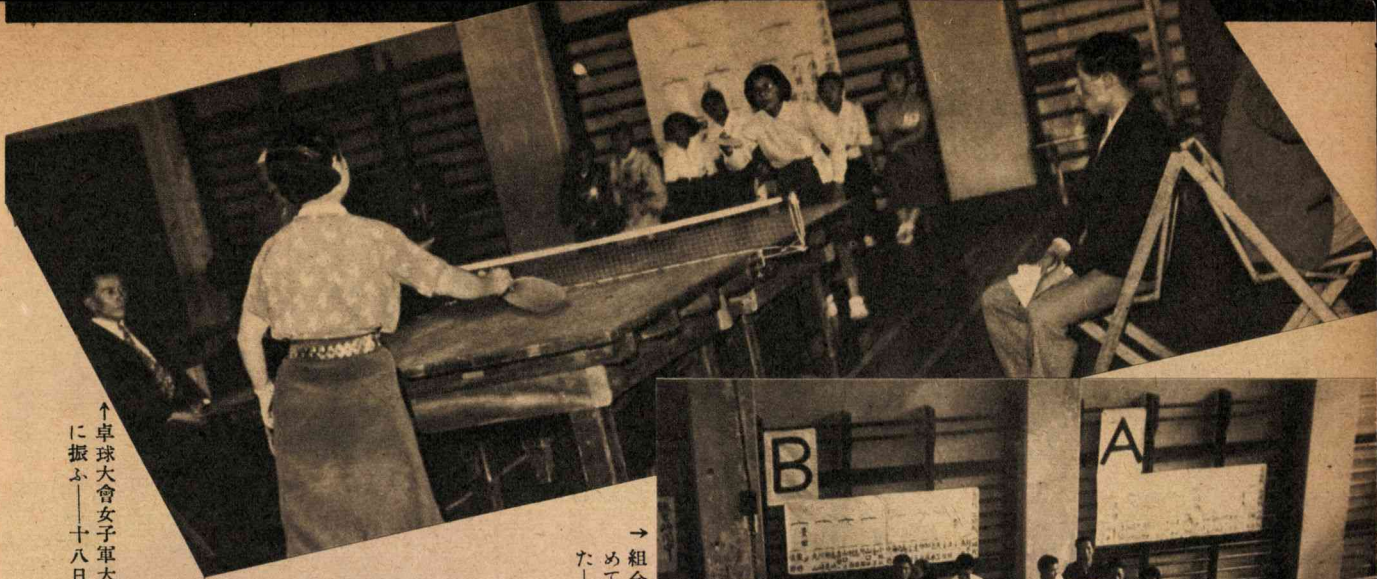


↓のそは會大技競上水るぐすな銳精の水界業
 ↓の水界業・催開にループ ACMY を回二第
 日七——ふ競を覇てび浴を沫飛者猛

→帝都の防空大演習に際しライオン石鹼工場分團は特設防護團の代表として小橋東京市長の査閲を受けた——二十九日

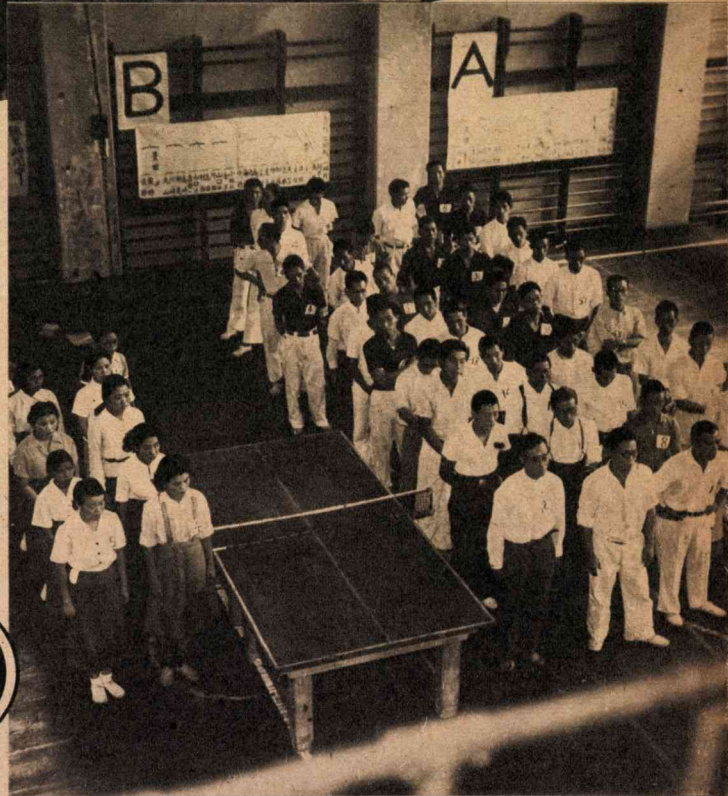


八月



↑卓球大會女子軍大いに振ふ——十八日

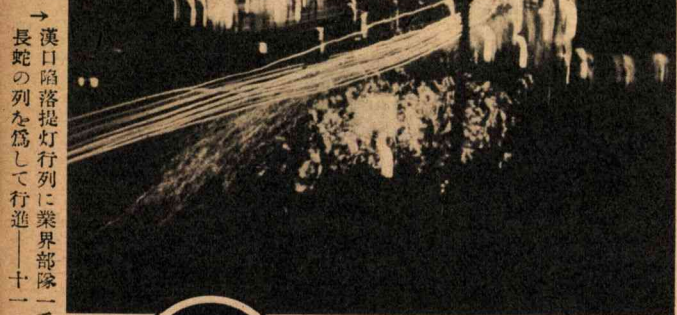
→組合主催卓球大會は業界のベテランを集めてY.W.C.A.に白球の熱技を展開した——十八日



月九

→非常時下の業界・清遊園は何れも時局認識のもとに帝都を訪れるとともに九段靖國神社に詣で、英靈に合掌することを忘れなかつた。寫眞は北海道樺太の業者一行——二十日
↑聖地極原神宮に於ける勤勞奉仕に参加した中山太陽堂社員青年團に伍して、店主中山太一氏は大阪市長とともにモッコを擔いで炎天の下に汗の體験を嘗む——二十二日





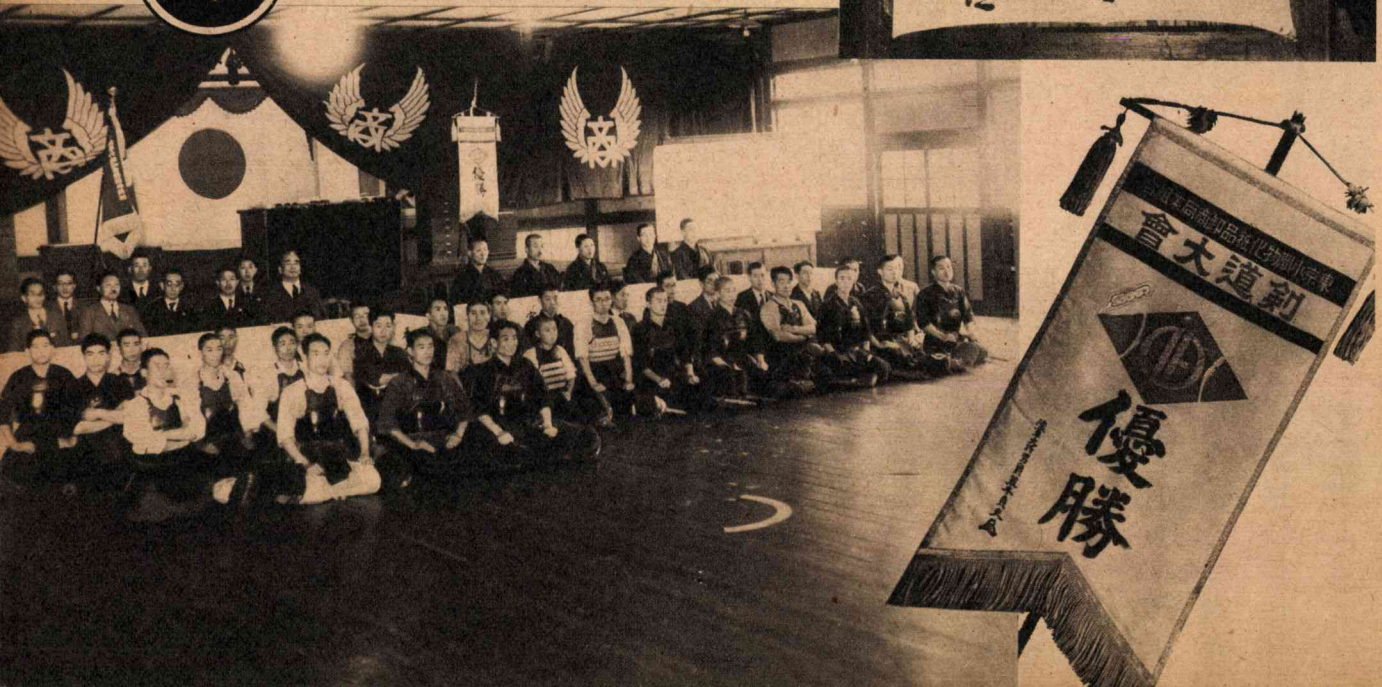
→ 漢口陥落提灯行列に業界部隊一千蜿蜒
長蛇の列を爲して行進——十一・一日

→ 中川磯太郎軍曹北支の戦線に散る
家へのこされた絶筆の日章旗は老
父母に英靈の片味として泪をしば
らせた——



十月

業初界武道大會・精銳の士集め ↓
京橋商道場開る・榮あ勝優
旗こはれ大木將の揮毫——十六日



→ 資生堂従業員二
千名の労働の結
晶たる通信機二
臺の献納式は立
川飛行場に開催
業界の贈る愛國
の熱誠として感
激のうちに舉行さ
れた——二十三日

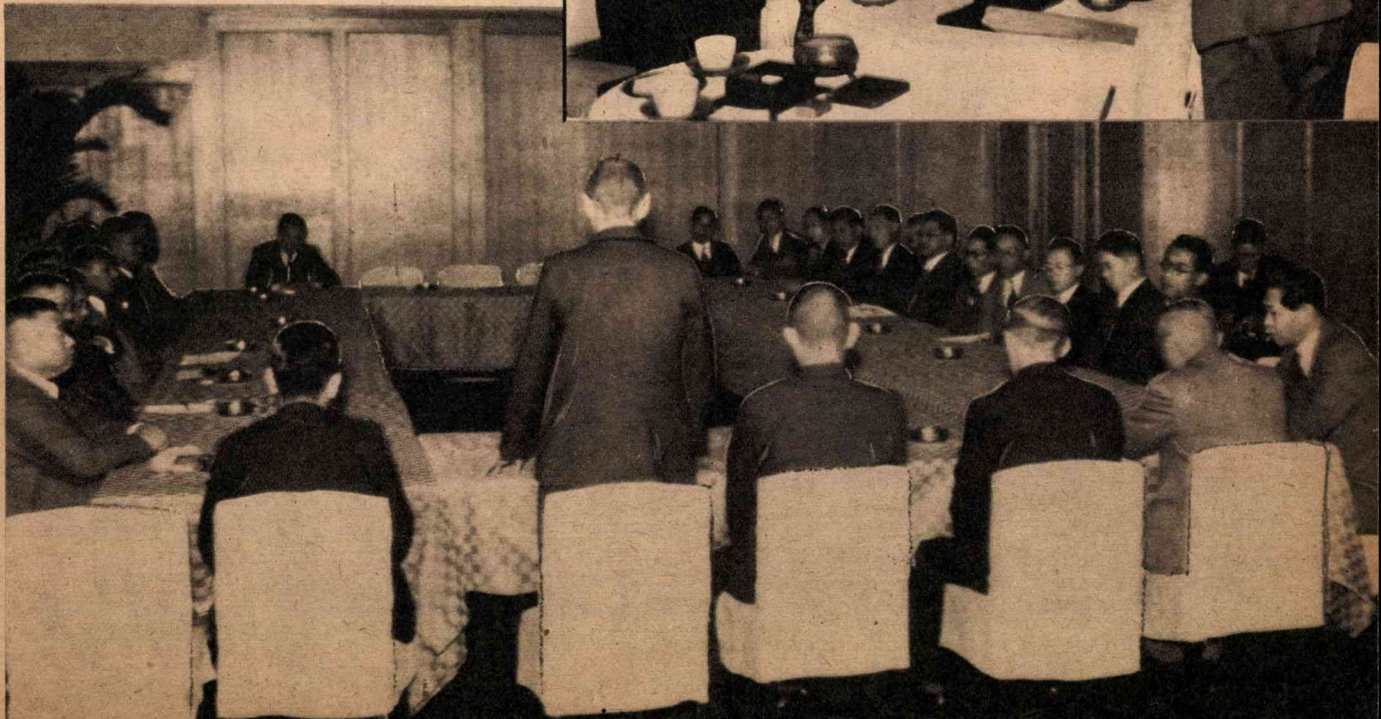


十一月

→ 高橋東洋堂では恩賜財團軍人
援護會に五萬圓を獻金・受く
るは援護會理事長奈良大將
——十七日



↓ 滿洲に於ける
生活必需品配給
會社の設立を前
に滿洲業界代表
は急據上京・こ
れが對策に關し
て本舖側の協力
を望む處があつ
た。寫眞は日本
橋俱樂部に於け
る經過報告會
——五日



事変第二年の業界一年史

業界の再組織を目標として

忽ちにして廣東陥ち、忽ちにして涿口落つ。無敵皇軍の征くや、即ち神速果敢。その目指すところにして悉く我が鐵蹄下に蹂躪されざるはなく、悉く我が威壓下に歸せざるはない。事變二年にして既に中原を席卷し南支を風靡して京漢、粵漢の兩線二千五百軒をその制壓下に置くに至つた雄大な作戦及びその戦果に對しては、われ等はたゞ皇軍將士の忠勇と勞苦に感謝するのみである。今にして顧みる昭和十三年は、わが日本をして眞に偉大なる國威を發揚せしめると同時に偉大なる歴史を作らしめた歳であつた。

然しながら、それだけに又、銃後に於ける國民の努力は大きく、苦心は寧ろ慘憺たるものがあつた。事變の進展に伴ふ影響の深酷さはあらゆる部門、あらゆる生活面に現はれて來た。就中非常時對策としての物資統制は、戰時體制への強化とともに國家總力戰に備ふるの重大國策であるだけに、いよ／＼その陣容を擴大強化して全國民に臨み、今やその波及するところは全主力産業に及び、その浸潤するところは全生活層に及べりといふも過言ではあるまい。

試みにこれをわが業界の實情に徴するに、皮革、綿糸、銅、鋼の使用禁止、若くはその制限は小間物、雜貨業界に甚大なる影響を與へ、錫の禁止は齒磨キユープの生命を制するにも等しき打撃を蒙らしめたるをはじめ、カストル油の缺乏が香油に止まらず、産業の興廢にも關する國家的の問題である。固より此の重大場面に直面するに至つた業界としては、たゞ徒らに狼狽するの醜を學ぶものではなく、豫て深くかくある可きを期してゐた業界人の覺悟は、燃ゆる産業報國の一念とともに難局克服の一途に振ひ立たしめ、その勇氣と智識とを傾けて善後の對策に邁進するとともに、それが打開の途は一に優秀なる代用品の發見にあるに想到して、専心、その努力を研究に進めた臥薪嘗膽振りに至つては、實に業界史の一頁を飾るに足るものと言つてよからう。

凡そ國策の線に沿つて進むといふことは、祖國の力を強め、銃後の護りを固うするに、最も大切な責務としてわれ等國民の守る可き最大のものである。戰線に呼應してその忠勇に酬ゆる舉國一致の大精神は即ち此處に發するのである、堅忍持久以つてその忍ぶ可きを忍ぶとともに、進む可きに進む業界人の努力が即ちこゝにあるのである。業界が事變によつて受けたいよ／＼な難關下にありながら、よくその重壓を剋復して一路邁進、只管その發展に向つて一糸亂れざるの體制を強化しつある所以のものは、業界が多年、培養し來つたその信用と現有勢力の偉大さにもよるは勿論ながら、わが業界品が現下の産業部門に於ける重要な位置に推し進められつゝあること、ともに、今一つ考へていふことは全業界を通じて流るゝ偉大なる指導精神の尊さである。此の見えざる力の發現は、昨年以來に於いても屢々われ等の感得したところである。就中、その最も顯著なるは化粧品課税問題の起つたその前後にあるといへるだらう。

言ふまでもなく、化粧品課税は石鹼、齒磨が除外せられたりとは雖も、業界に取つては空前の重大問題であつたのである。然るにも拘らず、非常時局下に於いてはその總てを忍ぶ可しとする愛國的決意と、その對策の萬全とが相持つてさしもの難局を突破し得た業界の態度は、實に見上げたものであつたと言へるのみならず、全國の業界から湧上つた輿論は、全業界の舉國一致的精神を表現するものとして、洵に美しくきき感ぜしめたところであつた。

業界は今、革新の前夜にある。或ひは既にその黎明に立つて居るのかも知れない。國民組織の再編成に期待するわれ等業界人としては、先づ業界の再組織を最大の目標として、その大成に邁進しなければならない大きな責務を有つものであることを忘れてはならないであらう。

化粧品課税問題

化粧品課税問題は、嘗て過去一年間に於ける業界の重大問題たるに止まらず、實に歴史に一期を劃するの革命的なものであると云ふも過言ではない。回顧すれば三十年前、桂内閣によつて立てられた國家の豫算案中、初めて化粧品が課税の對象物として取上げられむとしたのを最初の記録として、實に一再ならず業界を感迫したところの歴史を有つ重大問題である。然かもその都度、業界颯起して政府の反省を求め、その蒙を啓くことによつて漸く赤字財政の犠牲たることを免かれ得たのは、新興工業たる化粧品業界の爲にも、一國産業の進展上にも、寄與するところ大きく、業界今日の大を爲すに至つたのも、畢竟課税阻止の爲に拂へる業界多年の努力に由るものにして、又その主張の正當なるに歸す可きであらうと思はれる。然るに昨年に於ける業界は、學國一致の體制下にありて總てを忍ぶ可しとする愛國的自覺の下に、課税また已むなしとの結論に到達、その結果、業界に於いては年額三百萬圓の負擔を覺悟することになつたのである。然しながら、課税技術上の問題に關しては業界自ら持する處の見解あり、銃後産業の發展を阻害することなく、且つ業界市場の攪亂を未然に防ぐとともに業界人をして生産擴充の一途を護らしむるが爲には、須らく業界の實狀に即して立案す可しとの見地から、中央組合に於いては殆ど寢食を廢

してこれが對策の發見に努め、大阪組合と協力を提携の上、目的の貫徹に勇敢なる戦ひを續け、全國の同業又呼應して起ち輿論の沸騰するところ、遂ひにその希望の全部とは云はざるまでも、主要條項の通過を見るに至つたのは、一に此の白熱的な實行運動の賜物にして業界の學國一致の體制とその眞劍なる努力とに至つては、此の時局下にして初めて見るところの赤誠の發露といつてよからう。

①化粧品課税問題

昭和十三年一月七日の日刊新聞は、一齊に大藏省に於ける増税斷行計畫を報道、臨時軍事費特別會計豫算財源の一部に充つるため、現在の北支事件特別税の擴大を傳へるとともに、若干の新税に就いても推測の記事を掲げ、豫てこの事あるを期して居つた經濟界並びに產業界に一脈の緊張感を漂はせるに至つた。今各紙の報を綜合して見ると、その要綱は、次の諸點に歸着するが如くである。

一、現行北支事件特別税を包含したる單行の臨時増徴法を設定しその増徴額を約三億圓とする。而して北支事件特別税による増徴額は一億圓であるから、純増徴額は二億圓となる。

一、北支事件特別税法は一年限りであつたが、今回の新税法は昭和十三年度以降支那事變終了後の一ケ年まで實施され、北支事件特別税にして十三年度に跨る分は新税法と重複しないやう

適宜に調整する。

一、増税の根本的建直としては所得税を中心とする各種直接税に重きを置き、事變によつて利得せるものに對して重課するとともに出来るだけ一般に職費を負擔せしめることとし又消費節約を勵行するため消費税による増徴をも行ふ。

一、その外に北支事件特別税中の物品特別税の範圍を擴充し奢侈品のものに限定されて居つたものから一步出で、ある程度の賣上税的性質を帯びしめる。

一、尙新税としては財産税、全般的の賣上税、第三種所得の免稅點引下げ等の説もあるが、これは取らない方針らしく、通行税の復活及び新築住宅にして建築費の一定限度以上のものに對して課税すると云ふ案がある。

以上の中、われ等の關心は繫つて物品特別税の擴大にあり、傳ふるが如くは現行の課税品目十種に三十種乃至四十種を加へて五十種内外にするとの説が有力に行はれて居り、讀賣新聞は既に七日の朝刊に於いてこの増加種目の中にわが化粧品が擧げられて居ることを報せるに次いで九日の東朝は「物品特別税追加品目中最も範圍の大なるものは化粧品である、化粧品は齒磨、洗濯石鹼を除く外は全面的に課税する。この場合奢侈品的のもの」と然らざるものについては税率に差等を設けることになるであらう」と、稍明確なる記事を載せ、而もそれに續いてネオンサイン、ハンドバッグ、毛皮等をも新種目として擧ぐるなど、尠からざる衝動

を業界に與へた。

②東西兩組合の對策

政府の増税計畫中、化粧品課税案を包含せりとの説が傳へらるゝや、東京同業組合に於いては一月十二日の定例役員會に於いてこれを重要議題として取上げ、役員中から

飯塚芳次郎 伊東榮 田中吉兵衛 高橋三四郎 中山太一 長瀬富郎 久保政吉 桑原啓造 福原信三 安藤福太郎 天野源七 金原巳三郎 三輪善兵衛 平尾贊平 桃谷順一

以上十五名の委員を擧げて對策考究の上、中央業界としての方針及びその態度を決定するとともにこれが實行上機宜の處置を執らしむることに一決。越えて十四日、第一回の對策委員會を開催して情報交換を行ひ、十七日には大阪側代表として急遽上京せる食滿、石川の兩氏も列席の上、第二回の協議會に移つたところ、時局認識の精神に於いては完全に東西の一致を見るに至りたるも、政府の意嚮が尙未だ明確ならざる爲、隨つて具體的の方策を發見することの困難を感ずるに至つたので先づ大藏省の事務當局と會見の上、能ふ限りその計畫内容を掴み、而して後、更らに對策の協議に入ることに申合せ、十八日早朝、大藏政務次官太田正孝氏の紹介により、小林委員長は平尾、安藤、金原の各委員及び廣田理事を帶同して大藏省に松隈國稅課長を訪問してその意嚮打診に努めたるところ、松隈課長よりも可成り打割つた説明があり、やゝその形態を捕捉するところがあつたので會見一時間餘にして引上げ、一方大

阪組合の石川主事も又、石渡次官訪問の結果を齎らして来たので同日午後三時、全委員の招集を行ひ、此の問題の爲に追つかけ上京せる大阪組長中山太一氏を迎へて東西聯合會議を開催、五時間餘に亘つて討議の末、漸く具體的の對策を得、業界としての方針を確立するに至つた。即ち

一、一月十六日正午に於ける帝國政府の對支重大聲明とともに、時局は今や長期階級の新段階に入つた。業界はますますその結束を固め、隱忍持久の覺悟をもつて國民精神總動員に参加しなければならぬ。

一、此の重大時局に鑑み、時艱克服の爲に非常手段として取られたる國家の財政政策に對しては、國策對應の意味からも、極力これを支持するのが、國民としての一大義務である。

一、化粧品課税が、此の非常時財政の一部を爲すものである以上、われ等當業者も又、事應己むを得ざるどころと考へ、大衆課税排撃の原則的反對は此際暫らく放棄せむとするものである。

一、然しながら、課税の方法にしてその正鵠を得ざるに於いては、業界の混亂その極に達するの虞れなしとしなす。即ち印紙税の如きは其の最悪のものであるから、それは絶対に避けられたい。

一、更らに現行の物品特別税第一種の方法による場合は小賣業者に於いて非常なる煩雜と納税手續上の困難とが伴ひ取引の不振、惹いては全業界の疲弊

事變下の業界

を招くに至るは明らかである。

一、物品特別税第二種の方法による場合、製造業者としては事業經營上の困難と資金の硬塞を來しその苦痛は甚大であるけれども、然し納税手續に於いては比較的容易であらう。

一、賣薬は疾病の治療上必須のものであると同じく、化粧品は疾病の豫防に大切なものであるに拘らず、その一方の化粧品のみ課税の對象とせらるゝことは不當であり、且つ化粧品が國民大衆の保健衛生上に於ける日常必需品である關係上、由々しい問題である。當局深甚の考慮を望む。

③業界の希望條項

以上の如く、現下の時艱克服を旨指しての國策遂行の爲には非常時國民としてその總てを忍ぶ可しとする指導精神の下に、化粧品課税もまた己むなしとの結論に到達した東京、大阪兩組合に於いては殆ど連日の如くに對策委員會を開催して時局善處の道を發見するに努め、小林委員長は安藤福太郎、高橋三四郎、平尾贊平、中山太一の四氏を起草委員として業界の希望案を立案せしめ、得たるところの最後案を齎らして廣田理事を西下せしめ、一應大阪側の意嚮を徹したところ東西の意見、全く一致、二十五日に至つていよいよその確定案を得るに至つた。即ち新税創設に際してはその課税方にして適切を缺くに於いては市場の混亂を招くの虞れあるのみならず、惹いては業界の進展を阻み、銃後産業の萎縮後退を來さしむるの一大禍因ともなるは明白の事實なるに鑑み、業界の實情に即せる徵税

方法に據る可きことを政府に要望することに一決、直ちにその希望條項を齎らして大藏當局を訪問、業界の總意を披瀝してその善處を要するところあり、目的貫徹の爲には萬難を排して邁進することとなつた。希望案如左。

化粧品課税に對する業界の希望

當業界の取扱ひつゝある化粧品は、國民の保健衛生上に於ける日常生活の必需品にして薬品が疾病の治療上必須のものたると同じく、石鹼、齒磨、クリーム、洗粉、髮油等は疾病の豫防上廣範圍に使用されつゝあるの實情に鑑み、之れに對して物品特別税を課せらるゝが如きは、國民の體位向上を企圖せらるゝ現内閣の施政方針並に新設せらるべき通行税に於いて近距離に免稅制度を設けらるゝやに仄開する政策の主旨等にも反し所謂大衆課税に外ならざるを以て原則としては之を避けられむことを希望するも、現下の時艱を克服する財政上の非常手段としては誠に己むを得ざるの措置なりと信ずる。然れども我が化粧品工業は英、米、佛、獨各國の商品と對立して國家の重要産業として益々發達せしめ、將來輸出を激増せしむべき使命を有する前途有望の新興化學工業の一として政府は之れが發達伸展上寧ろ保護助長せらるべきものに屬し、特にその保健衛生上の社會的使命をも充分に考慮せらるべきものであらう。依つて課税の方法に就いては如上の見地より業者に至大の困難を來さしめ、延いては業界の疲弊混亂を招きその基礎を動搖せしむるが如き

ことは絶対に之れを避け、左記各項に就いて充分御裁量の上適當の方法を講ぜられんことを希望するものである。

記

一、印紙税の賦課は業界の實情に照し、市場を大混亂に陥るゝこと明白なるを以て絶対に避けられたし。

二、物品特別税第一種の方法（小賣商納税）に依る場合は小賣業者に於いて非常なる煩雜と納税手續上の困難を生じ延いては取引不振を來し、全業界を以て疲弊せしむるに至ること明かなるが故避けられ度し。

三、物品特別税第二種（製造業者納税）の方法に依る場合、製造業者としては事業經營上の困難と資金の硬塞を來し、その苦痛は甚大なるも、業界全般に亘つて生ずることあるべき市場の混亂は、前二者に比し尠かる可く、納税手續上に於いても簡單であらう。

四、依つて己むを得ず課税さるゝ場合には物品特別税第二種の方法（製造業者納税）により、左記各項を充分考慮して極めて低率に實施し業者の苦痛を幾分にて緩和されたい。

① 課税方法は製造賣上税とし次の項により賦課せられ度し

② 課税標準價格は歩引、割戻景品等を添附する業界の實情に則し卸賣定價（建値）の七掛を標準とせられ度し。

③ 税率は五歩以内止め殊に齒磨、石鹼、クリーム、洗粉、髮油等保健衛生上の必需品にして一定價格以下の大衆品に對しては、出來得る限り免稅せられたし。

④ 支店、出張所等に送荷する場合は

②の項による賣上と看做すこと。

⑤ 業界の實情に照し納税期限は五ヶ月の猶豫を置かれたし業界品は商習慣上長期取引のみならず、臨時資金調整法の實施せられ金融の梗塞し居れる今日、納税のために多額の準備金を調達すること困難なるが故特に考慮せられたし。

⑥ 工場外に製品倉庫を有する場合は、當該倉庫は工場の一部と認められ

⑦ 課税せられたる商品が返品せられたる場合には、當月中に戻税せらるゝか、又は當月の納税額と戻税とを相殺する制度を設けられたし。

⑧ 輸出品は戻税制度によらず出荷の際當然課税を免除せられたし。

⑨ 宣傳用無代配布品は適當なる立證ある限り免税せられたし。

④ 政府の物品税原案

全業界がその視聽を傾けてこれを知らむと欲して己まなかつた化粧品課税問題の全貌は、一月三十日に至つて政府原案の決定とともに漸く明瞭となつた。即ち議會に提出さる可き増税案中の物品特別税には化粧品をも包含すること及びその化粧品中石鹼、齒磨は國民の保健衛生上に於ける必需品としての立前から、これを除外するゝであらうことが、略々確定的となつたのである。課税方法も市場混亂の處れる印紙税には非ずして源泉課税、即ち製造者に對しての課税であらうことも推定するに足るの根據を把握するに至つた。業界に於いては、先に小林東

京、中山大阪兩組長の連名によつて提出された業界の希望案は、既に大藏、厚生各省の關係當局の手に於いてそれ／＼詳細の検討を受けつゝあるものと解されるのみならず、業界の決定せる根本對策が明確なる時局認識の下に、その至誠を披瀝して非常時財政に協力するの大精神を明らかにしたる上、業界の實情に即せる極めて穩健公明なる希望條項を織込み、徴税技術上から見るも、至極合理的なものであるだけに、必ずや當局の善き諒解を得らるゝに相違なしとの信念から、専ら靜觀的態度を持しつゝ、その成行きを待つた。

⑤ 業界の修正要望

政府の増税案は十七日、いよ／＼衆議院本會議に上程された。即ち該法案中には問題の化粧品、裝身具及び燐寸等の業界關係品もまた物品税として他の四十餘種の品目とともに包含されて居ることの事實が明白となるや、東京組合に於いては對策委員會を開催して逐條検討を行ひたる結果、業界の實情に即せざる左の三點を取上げ、之れが修正に就いての理由並びに希望意見を詳述せる陳情書作成の上、東京商工會議所、東京實業組合聯合會等の助力を求め、廣くこれを帝都實業界の問題として取扱ひ、議會に於ける増税案審議會席上に於いて強くこれを反映せしむることとなつた。即ち

① 翌月納税は、これを三ヶ月程度に修正せられたし。〔第四十七條〕

② 本法施行の際、價格三千圓以上の第一種物品を所持する場合には、その者を製造者と見做してこれに課税すとあ

るは、少くともこの限度を前年度取扱高の十分の一若しくは三萬圓程度に引上げ、且つその超過分に對してのみ課税せられたし。〔第七十一條〕

③ 本稅案全般に互り命令に讓るべき事項餘りに多く、爲に業者はその全貌把握に多大の不安を感じ居るを以つて委員會に於ける質問により、政府より責任ある答辯をなさしめ、業者の需ふ處を明らかにせしめたい。

以上の修正條項は全業界の舉國一致的支持、應援の下に、白熱的の運動と化するとも二月十五日、衆議院に於ける政民兩黨の修正案作成委員の手によつて共同修正案の作成を見たるも、政府は容易にこれに同意を與ふるに至らず、幾多の紆餘曲折を経たる後、辛うじて左の一項のみの妥協成立、他の非常時増税案とともに漸く十九日の本會議を通過、案はそのまま貴族院に送附されることとなつた。本案によると

一、ストツク課税は、三千圓までは無税、三千圓を超過した分に對してのみ課税すること

以上の如く修正されたるに止まり、業界の要望とは相去ること尙遠しの感なきに非ず、只ストツクの超過部分に對してのみ課税となつたことは、此の運動に於ける唯一の收穫と言はざるを得ない。尙貴族院に於いてはこれ以上の修正は行はるゝことなく、貴族院通過の後、直ちに上奏御裁可を経て公布、四月一日から實施の運びに至つたのであつた。

⑥ 實業團體の應援

實聯の應援

東京實業組合聯合會では、政府が今回議會に提出せる支那事變特別稅法中の物品税に關する規定を具さに檢定の上、根本趣旨には何等異議を挟む餘地なしとの見解に到達したるも、業者の立場上、その修正を望まんとするわが業界の要望と同一の三事項を取上げ、これに就いての希望意見を議會に持出して、業者並びに一般消費大衆に及ぼす影響を最小限度に於いて喰止めるためその實行運動に入ることに決議を行ひ、左の實行委員を選出して、目的貫徹に向つて絶大の助力を與へられた。

- 委員長 理化學器械同組▽副委員長 小間物商同組▽委員 藥物煙草具同組、履物商同組、眼鏡商同組、文具製造販賣同組、ラヂオ小賣商同組、電氣業同組、金庫業同組、自動車業同組、小間物化粧品同組、織物整理同組

東商の應援

東京商工會議所に於いても役員會を開催。物品税に關する意見を決定の上、政府當局に建議すると同時に衆議院増稅委員に對して願意の達成方に盡力せられ度き旨を要望した。會議所の意見としては

一、ストツク課税の三千圓を品目別に適當に引上げ且つその超過分に對してのみ課税すること

一、課税標準價格の算定に就いては業界の商習慣を認め歩引割戻し等に就いても考慮すること

一、納期を三ヶ月とすること

以上の如く、わが化粧品業界よりの陳情をそのままに取上げ、建議の形式によりこれが實現運動に一段の強化を與ふることとなつたものである。全文如左。

物品税に關する意見

今回物品税の課税範圍擴張に當りその課税によつて經濟界の運行情況の圓滑を阻害せしめざる爲特に左記諸點に付き考慮を加ふるを以て最も緊要なりと認む。

一、物品税施行の際第二種物品にして三千圓を越ゆる手持品に對しては、その所持品に對しては、その所持者を以て製造者と看做し課税する規定なるも、各品目を通し劃一的にこれを三千圓とするは實情に副はざるのみならず、低額に過ぐるを以て右の金額は品目に應じて適當に引上ぐるとともにその限度超過分に對して課税することに改め、且これに對する納税期間を成るべく延長すること。

一、第二種物品の課税標準たる價格の算定については、當該物品取引に關する商習慣を認め、歩引割戻等に付考慮を加へ、その課税價格を定むることとし取引の圓滑を妨げざるやう努むること。

一、物品税の納期は翌月中とし擔保を提供したる場合に限り、さらに一ヶ月の猶豫期間を與へらるゝ規定なるも第二種及第三種に付いては商習慣上長期取引を例とする場合多く、隨つて納税のため多額の準備金を要し、資金の梗塞その他營業上支障を生ずる虞あるを以て納期を三ヶ月とし擔保を提供したる場合には、さらに一ヶ月の猶豫期間を與ふることをすること。

⑦全國業界からの激勵

化粧品課税問題の勃發するや、豫て期したることながら、異常の衝動を與へられた全国各地の業界では、東西組合の對策處置に對して甚深の注意を拂ふとともに多大の期待を寄せつゝあるが如く、相次ぐ支持、激勵は宛ら燃ゆるが如く、全業界の一致團結は此の運動をして白熱的のものたらしめた。

京都 京都組合より橋組合長の名により、東西兩組合に對して左の支持激勵の決議文を送つて來た。

化粧品課税に關する決議

今回化粧品が政府増税案中の物品特別税に包含せらるゝやの企圖に對し、東京小間物化粧品卸商同業組合並に大阪化粧品同業組合が業界の實狀に鑑み、政府當局に希望せられたる各項は全業界人の等しく切望してやまざる處なり、東西兩組合の運動に對し業界は全幅の支持を爲し希望の貫徹を期せざるべからず。

右決議す

昭和十三年二月二十二日

京都化粧品石鹼卸業組合

組合長 橋 金 治

横濱 横濱化粧品雜貨卸商同業組合より、組長霜田七郎氏の名に於いてわが

小林組長宛懇切なる禮狀を寄せられた。その全文如左。

拜啓、愈々御精采の段奉賀上候。陳

者、今春早々化粧品課税の報傳へらるゝや貴組合並に大阪化粧品同業組合に

於かれては業界の重大問題たるに鑑み、聯繫御協議の結果、現下の重大時局に對處する政府當局の非常時財政として已むを得ざるの手段にして、當業者としては課税には毫も反對するものにあらず、寧ろ進んで國策の遂行に協力せむとするものなるも、課税方法にして適切ならざらんか、業界の不安動搖を招來し、銃後産業の進展を阻害する虞れあるを以て課税の方法は現下當業界の實情に則應せる方法に據られんことの事情を具して化粧品課税に對する業界の希望を大藏省及び關係當局並に貴衆兩院議員に陳情し極力目的達成に努力せられつゝある段洵に感謝に堪へざる次第に御座候。本組合に於いては昨二十一日化粧品課税問題に關し緊急役員會を開催し慎重協議仕り候結果、滿場一致を以て東西兩組合の御希望を支持し御協力することに可決致候に就いては、全業界の要望達成を期して更に努力邁進せられんことを望んで

敬ます次第に御座候。敬具

昭和十三年二月二十二日

横濱化粧品雜貨卸商同業組合

組長 霜田 七郎

名古屋 化粧品卸商業組合では物品税の成行に就いては多大の關心を拂ひ二月二十五日組合事務所臨時役員會を開催

東西兩組合の修正要望に全面的賛意を表し本問題の解決に努力すること

を決議、即刻

加藤實次郎氏 水谷藤助氏 横井光義氏 伊藤東兵衛氏 原顯則氏 梶浦倉一氏 小山虎司氏 成田善之助氏 河合喜三郎氏 加藤博氏 齋川福太郎氏

以上の對策委員を上京、地元選出岡本代

議士その他の關係者を訪問せしめ、目的貫徹に向つて猛運動を續けた。

信州 岡谷市小間物化粧品、諏訪小間物化粧品卸、諏訪製油製造の三組合では二月二十四日、岡谷市に於いて化粧品課税問題に對する合同協議會を開催、近來不振の兆歴然たる縣下業界の實情に鑑み、その課税の方法に就いては業者をして萎縮沈滞の苦境に陥れしめざるやう、當局に對して具申することの決議を行ひ増澤清水氏がその代表として上京、直ちに東京組合を訪問して謝意を表するとともに、郷土選出代議士宮澤胤男氏に面談、地方業界の實情を懇へて業者側の要望實現に對する援助を求むるところがあつた。

水戸 水戸小間物化粧品商組合では二月二十八日、左の組合決議を東京組合に寄せ、物品税第七十一條ストック三千圓課税の修正運動に就いて一層の努力を要望して來た。

拜啓、陳者今般政府提出支那事變特別稅法中物品税第七十一條の規定による在庫品は是非三萬圓に修正方全國同業者の營業安定の爲懇切なる御努力の程備に希懸願候。敬具

昭和十三年二月二十七日

水戸小間物化粧品商組合

組長 西原 三平

仙臺 仙臺化粧品商業組合では、東京大阪兩組合が、三ヶ條の修正項目を擧げて運動中との報を得るや、これに相呼應して立ち、同一目的を目標とする陳情書を地元各代議士宛に發送せる外、重ねて二月二十七日には、一層の援助を依頼する旨の電報を發した。

石巻 石巻洋品雜貨同業組合に於いて

も全國業界に向つて呼びかけた東京組合

の檄に接するや、忽ちにして合流の決議成り、即座に郷土選出代議士に對し陳情書及び激勵電報を送達して、要望實現に奮進を開始した。

琴平 四國琴平の業界團體琴平會では二月二十三日物品稅修正の運動に就いて「課稅點三萬圓に引上方修正極力善處を乞ふ」との激勵電報を東京組合に寄せて來た。

今治、丸龜、善通寺 東西兩組合が協力してその修正方を運動中のストック三千圓に對する課稅の件は、全國業界人の最も關心を寄せて居る點であるだけに、今治化粧品組合、丸龜化粧品組合、善通寺化粧品組合等では、引續いて兩組合に激勵の辭を送り、これが限度の引上又は修正に就いての目的貫徹に向つて一層の努力を要請する旨を傳へて來た。

松坂 松坂小間物組合よりは、東西組合依頼の電報並に陳情書に對し、それれ手配されたる旨の電報があつた。

蕨 埼玉縣蕨地方小間物化粧品商組合では直ちに對策委員を擧げて協議の結果、中央の統制下に結束を固ふして目的貫徹に邁進すべく議決し、地元選出代議士出井兵吉、野中徹也、古島茂英の三氏宛に陳情書を發するとともに事變下の情勢に鑑み、左の件を議決し、組合長平澤清次郎氏より東京組合宛提出された。

一、化粧品國策樹立の爲め課稅調査會設置を建議するの件
〔理由〕現今化粧品小間物商品販賣に對しては、商工業農林省の間に各自の立場より企圖する方策の相違を來し、商工業に於いては中小業者の商權發展保護に、又農林省に於いては産業組合を骨子とする配給制度を擴張するあり、先般來此を取扱を見るに、政府各自既區々にして確實なる一致點を見出し得ず、實に混電たるものあり、此儘放置する時は、業

界の商權は甚だ憂慮すべきものあり、更に加ふるに商品三千圓以上課稅制度の中小業者に及ぼす影響の重大性を思ふときは、實に寒心に堪へざるものあり。故に速かに政府をして業界各層の中より斯業に従事しうる實際家を網羅し、一の調査會を設置し、單に諮問機關ならしめず、決定の基礎をたらしむる強力なるものとする事最大急務なることに、その效果あることを信す。

尾道 尾道化粧品商組合では組合員總會を招集して課稅對策協議會を開催、第十一條に對しては

ストック三千圓以上とあるを一ヶ年取扱高の十分の一の額に止むること、並にこれを超過する額に對してのみ課稅すること
納稅期は無擔保にて越くも三ヶ月に延期せらる、この第四十七條に對しては

以上二點を主眼とせる陳情書を作成し、地元選出代議士五氏宛提出して配慮方依頼するところがあつた。

長崎 長崎化粧品商組合では直ちに同縣選出代議士五氏に宛て、修正方依頼書並に打電せられたる旨報告あり、今後の善處方を報告し來つた。

島原 島原化粧品組合でも直ちに地方選出代議士宛陳情書を送附された。

青森 青森和洋小間物商組合組合長樋口喜久藏氏は三月七日東京、組合事務所を訪問し、陳情書をそれぞれ地元選出代議士宛送附された旨報告された。

鶴岡 鶴岡小間物商組合組合長後藤藤太郎氏は三月八日東京、組合事務所を訪問、各代議士宛陳情書並に電報を發せられたる旨報告あり、歸郷後直ちに組合協議會を開催し、今後に對する善處方を講ぜられた。

大垣 大垣小間物化粧品商組合では同地第二區選出代議士三氏宛陳情書を送附されたる旨、組合長名和清助氏より報告

があつた。
九州 九州商報社主幹中尾映巳氏よりは、東京組合宛左の電文を寄せ、課稅對策運動に關し激勵するところがあつた。

小田原 小田原化粧品商組合でも直ちに地元選出代議士宛陳情書を送附されたる旨報告があつた。

群馬 群馬縣沼田町沼田小間物化粧品商組合でも東西組合に呼應して陳情書に捺印の上、各代議士宛送附した。

金澤 金澤雜貨小間物化粧品卸商組合でも緊急總會を招請して、東西組合依頼の電報並に陳情書を地元選出二代議士宛送附されたる旨、組合長山田藤太郎氏より報告があつた。

新潟 新潟化粧品小間物雜貨卸商組合でも依頼通り陳情書を二代議士宛送附するとともに、兩代議士への紹介により組合長小黒喜三郎氏よりも激勵の電報を發せられた。

柏崎 柏崎洋品小間物同業組合でも地元選出代議士宛陳情書を送附するとともに、激勵電報を打電されたる旨報告があつた。

松江 松江小間物化粧品卸商同業組合でも緊急協議會を開催、滿場一致の決議により陳情書に調印の上、地元選出代議士三氏宛送附するとともに、激勵電報を發せられたる旨、組合長梶谷種一郎氏より報告があつた。

熊本 熊本化粧品商組合でも中央組合の檄に應じて緊急理事會を開催、滿場一致を以つて安達謙藏氏以下縣選出の五代議

士宛陳情電報を發するとともに、熊本化粧品卸商組合熊本會の名を以つて陳情書を送附、又同地選出代議士にして増稅案の委員たる坂田道男氏へも組合名を以つて陳情電報を發せられたる旨、組長正清彌七氏より報告を寄せられた。

滿洲國關稅再修正要望運動

日滿一體化の建前よりするも、滿洲國輸入關稅の改訂はその最大急務たるのみならず、舊張家政權時代の排日關稅をそのままに踏襲するが如きは、寧ろ日滿の國交親善上に於ける一大障害たる可しとの見地から、東京組合に於いては昭和七年十二月十五日、關稅低下の陳情書を滿洲國政府に提出してその改正運動を起せるを初めとして、大阪化粧品、石鹼兩組合に於いても同一主旨の下に相呼應して起ち、連年その運動を繼續し來れるも、容易にその目的を達する能はず、昭和八年七月十九日の第一次改正に於いては業界品は僅かに輕微の改正を見たるに過ぎず、同九年の秋、第二次の改正に於いては殆ど觸るゝところなくして、業界を失望せしむるところ多く、爾來屢々その修正が傳へられたるも、實現を見ずして康徳五年、即ち昭和十三年五月一日の改正實施になつたのである。然るにその改正に於いてはこれ又、業界の希望の一部が容れたるに止まり、尙幾多その實情に即せざるものあるに鑑み、東京組合に於いては四月十二日の組合定例役員會に於いて石鹼、鹼磨その他化粧品一般に關する

滿洲國の關稅再修正を要望するとともに、大阪組合の運動と歩調を一にして、現行關稅に含まるる中華民國當時において制定された排日關稅の根柢を徹底的に拂拭すべきことを決議して以來、これが實行運動に就いて研究のところ、先づ當方の主張點を詳説した陳情書を提出することに一決、目的の貫徹を期するに努めた。陳情書全文如左。

齒磨石鹼、化粧品關稅 低減方に關する陳情書

貴國政府に於かせられては、現下の時局に對處し、經濟建設工作に即應するの關稅政策樹立の御方針下に、今康德五年一月一日より關稅法を改正實施せられ着々その成果を收められつゝあるは誠に慶賀の至りに堪へざる處に有之候。

右關稅法改正に當り、各文化用品を無稅とせらるゝの外、生活必需品、保健衛生用品、各種學用品等に關しては特に低率の課稅を制定實施せられ、當業界取扱商品たる齒磨、石鹼、化粧品等に對しても亦、衛生用品としての御理解を以て一部御改正に預りたるは深く感謝罷在候所に候へども、尙且遺憾の點抄からず、即ち同種物品にして課稅率の權衡を失せるやに思料せらるゝものあり、又舊南京政府時代に決定せられたる所謂排日關稅に僅かに低減を加へられたるに過ぎざるものも有之、實に日本化粧品製造業者として甚大なる苦痛と困惑とを感じ居るのみならず、之れが必要者たる貴國民衆の消費經濟上にも影響する處抄からざる次第と存

事變下の業界

候に就いては、左に情を具し御清鑒に懇へ申候間、何卒特別の御詮議を以て御再考賜り度奉悃願候。

一、潤製齒磨の稅率を粉齒磨同様に低下せられたし

稅番一四七甲號として御指定の粉齒磨は毎百疋(容器とも)に付拾五圓四拾錢の從量稅に有之候處、同稅番乙號として御指定相成候「その他の齒磨」中にはチユーブ入煉製齒磨のみならず半煉製(潤製)齒磨をも包含致し、これに毎百疋(容器とも)に付四拾壹圓八拾錢の從量稅を課せられその取扱上著しき差違あるは當業者の最も困惑致居候處に有之候。

惟ふに鑛入半煉齒磨、即ち潤製粉齒磨は、袋入齒磨に比しその表示價格稍高く、容器も相違致居候處より前記の如き御處置相成候ものと被存候へども、右は觀念上區別可致のものには無之、兩者はともに同一原料に依るものにして只潤製粉齒磨の使用に際し飛散等により生ずる浪費を防止するの目的を以て常に適當の濕度を保持する如く加工致候ものに過ぎず、従つて潤製齒磨は寧ろ實用價值高く、軍隊用としても常に大量の消費を見つゝあるの實情に御座候。斯くの如く日常生活の必需品にして而も價格低廉なる潤製粉齒磨の如きは一般齒磨と同様に御取扱相成度、可然御處置の程希望に不堪候。

二、石鹼は洗濯石鹼を從價一割に、化粧品は從價一割五分以下に低減せられたし

洗濯石鹼その他の家庭石鹼は、從價一割五分にして、從前の從價一割に比し却つて五分方の引上を見たるは、當業者の誠に意外と致す處に有之、貴國の如く益々文化程度の向上せられつつある國家において、保健衛生上の必需品たる石鹼の關稅率引上げの如きは夢想だにせざりし處にして當業者の困惑特に大なるものに有之候、せめて從前の如く洗濯用その他の家庭石鹼を從價一割に引下げられ度、また化粧品も、これと權衡上從價二・五%より從價一五%に引下げられ度く懇願仕候。申す迄もなく石鹼はその洗濯用たる化粧用たるを問はず、一般大衆の保健衛生用品として朝夕の別なく日常生活に供用せられ居候必需品に有之、現に我國に於いて四月一日より實施相成候支那事變特別稅法中物品稅の課稅品目中よりも、石鹼は齒磨とともに、悉く除外せられ居候事實に徴するも明白と存候。

三、一般化粧品關稅を半減せられ度し

稅番第一四八號に御指定相成候「香油化粧品、口紅その他別號に掲げざる各種の化粧品及美容品」が從價三〇%にして、從前の極めて不當なる排日關稅より僅かに一%の低減を見たるに過ぎざるが如きは、是等化粧品が、今日單なる嗜好品にあらずして、疾病豫防上並に健康増進上、重大使命を有する日常必需品たるに鑑み首肯致し難き處に有之一般文化生活の向上、日常生活の複雑化とともに愈々その使命の實現化

に邁進しつゝある吾が化粧品が、英米佛等の製品と角逐し東亞市場に於いて一段の發展を期せむとするに方り、斯くの如き高率なる障壁を存し候ことは誠に遺憾に堪へざる處に有之候。

貴國政府に於かせられても、爲替管理の施行等により、歐米製品の輸入を抑制せられ居るは、日本業者の深く感銘罷在候處に候へども、尙一層貴國との貿易の伸長を計り、以て東亞の市場に優位を占むるは日滿貿易國策上の急務と被存候、當業界品の輸出促進に微力を捧げつゝある當業者の立場御諒解の上、從價三割の現行關稅を、少くとも二割に低減相成度切望仕候

右陳情候也
昭和十五年五月日
東京小間物化粧品卸商業組合組長
小林 富次郎

同組強化問題

日本實業組合聯合會の原案に成る同業組合法中改正法律案は三月八日、政民兩黨協同提案の形式に於いて衆議院に提出同十六日の本會議に於いて委員附となるや、その通過促進を圖る可く、十八日を期して神宮外苑日本青年館に於いて同業組合全國大會を開催して、輿論喚起に努め、東京組合よりは組合旗を先頭に小林組長以下多數參加して氣聲を擧げ、傳統を誇る同業組合の鞏固な内部的結束を闡明してその威力を示した。この日の會衆二千。横溝主事の司會の下に君が代齊唱、皇軍に對する感謝默禱、經過報告等の後、實行委員を選定して、今後準備へ

ることになり、更に左の宣言決議を朗讀して大會気分益々高潮に達する頃、來賓及び各地代表の演説に移るや、本案提出者であり、從來から同業組合とは深い關係を保つて來た原玉重代議士は、國家非常の秋これに乗切るには先づ第一に全體主義に據らざるべからざる所以を明かにし次いで組合制度改善の項に論及

一、統制は自治統制によるべし
一、共同施設と統制との相關關係
以上の二點を擧げて、同業組合の重要な所以を説明。更に政府の企圖する統制商業組合は結局同業組合に歸着する經路を明快に喝破して多大の感銘を與へ

中村梅吉氏、佐藤洋之助氏、小高長三郎氏、世耕弘一氏、服部崎市氏、安藤正純氏、横川重次氏、高橋熊次郎氏の諸代議士も、それ〴〵強化案の成立に協力する旨を強調して業者の向後の奮勵努力を促すところがあつた。尙代議士の演説に立ち交つて出席の各地代表者も逐次壇上に立つて一致、目的の貫徹に邁進すべきことを誓ひ産業報國は同業組合からの旗幟を押立て、猛進することになつた。

宣言

今次支那事變を契機とし今や我國は未曾有の非常時局に際會し經濟界の全面に互つて統制強化が一層要請せらるるに至れり。仍つて統制強化を本來の使命となし、而も強制加入權に依り同業者全部を擧げて國家産業の發達に一大貢獻せんとする職能團體たる同業組合をして活動せしむることこそ此の際最も有效且適切なる喫緊事なりとす。

然りと雖も同業組合をして現下の非常時局に即應せしめ、眞にその機能を遺憾なく發揮せしめんとせば、現行同業組合制度のみにては尙未だ不充分なる點多しとせず。茲に於いて時勢に即應すべく重要物産同業組合法の適切なる改正を施し、その機能を充分に發揮し以て經濟事情の變化に適應せしめ、現下の非常時局に際し一層國家産業の發達に貢獻する所あらんとす。

決議

吾人等は一致團結以て重要物産同業組合法改正法律案の今期議會通過の實現を期す。
昭和十三年三月十八日
同業組合全國大會

容器回収運動

國家總力戰の下、國防資材としての用途にあるものは、例へ一物と雖も無駄にしてはならないのである。商工省に於いては鋼、鐵、錫、鉛等の國防資源金屬を使用せる各種商品容器の古物回収を徹底せしむべく、わが業界に對しても八月十一日、卸商同業組合及び小賣商同業組合の代表者に出頭を求め、これら古物回収獎勵の方法に關して懇談を行った。東京組合よりは小林組長の外に安藤井筒堂、中山太陽堂、平尾商店、資生堂、井筒屋香油店の各代表が出頭して當局の意嚮を聴取した。それによれば
それ等の金屬を使用せる化粧品容器の古物は、需要者をしてこれを廢棄せしめ

ず、再生利用し得る方法に於いて處分せしめるやう、商品の外函、能書等の一部に注意書を加へるか、又は特別に注意書を挿入して需要者の注意を喚起され度しといふにあり、以上の金屬のみならず、多量に使用さるゝ場合は紙をも無用に廢棄せず、屑屋に處分するやうにといふのである。

以上の方法は既に業界に於いても實施されたところにして、わが業界に於いても何等躊躇の餘地なきに鑑み、組合提唱の下に直ちに化粧品容器回収の愛國運動を起すことに一決、全業界に於いても深き關心をその實行計畫に拂ひ、ひたすらにその發表を待つのみを姿勢をもつて中央業界の動きに多大の期待が懸られてあるものゝ如くである。こゝに於いてか東京組合に於いてはその事業の目的が資源愛護を目指す國家的のものなるに鑑み、これを公式化するには一應組合役員會に諮るの要あり、且つ又從來の慣例に隨ひ、大阪化粧品同業組合とも緊密なる聯携の下に協力してこれが運動の徹底を期する爲、大阪側の中山組長及び石川主事の上京を機會にこれが打合せを行ひ、双方とも完全なる諒解のもとに意見の一致を見、その成果を得るに至つたので九月十二日組合事務所に於いて開催せられた定例役員會の議題として提案、小林組長よりの説明あり、満場一致、これを承認、いよ〴〵組合の資源愛護運動として産業報國の一翼に参加、その奉仕の努力に邁進することゝなつた。尤も此の日の定例役員會に於いては、化粧品容器回収の愛國運動に原則的の承認を與へたるの

みにして、具體的の實行方法には觸れずこれが趣旨徹底の實行運動に關しては東西兩組合の協議によつて決定することになつた。
一、近く公式文書をもつて一般組合員に資源愛護の精神にもとづく化粧品容器回収の趣旨を傳達すること
二、一般需要家にもこれを徹底せしめ、空函、空瓶、空罐、空チューブ等は、一切これを廢棄せずして賣却する如く、その注意を促す爲の必要なる處置を考究すること
三、各製造本舖に於いてはその容器被包の見易き場所に「容器愛護」の標語若しくは注意書を記入して、需要大衆の注意を喚起すること
大體、以上の方法に隨つてその實行に入る可く、尙東西兩商報の名によりて、「愛護標語」の懸賞募集を行ひ、その當選標語を廣く業界一般に使用して、需要大衆に呼びかけ、以つて目的達成の一助たらしめつゝあるは既に周知の事實であらう。

資源愛護・容器回収標語

化粧品は保健 容器は資源
忘るな化粧 捨てるな容器
先づ化粧 空は資源に御奉公
小さな容器も 大きい資源
生きたお化粧 生かした容器
化粧は自然に 容器は資源に
化粧品は活かして使へ容器まで活かして使へ
この瓶 この罐 みな資源

物資統制

物資動員下の業界

支那事變勃發とともに、わが國は有史以來の大規模な近代戰を経験してゐる。

既に戰争開始以來一年有半、首都南京はわが手に歸し、廣東を葬り、第二の首都漢口を攻落し了へ、かくて老大な支那の版圖の五分の二——海岸線に沿ふ支那産業の中心地域の全部に日章旗がはためくに至つたが、蔣政權は容共抗日の夢醒めず、ソ聯の魔手に繰られて、巖岨たる荒涼の山嶽地方に據り、長期戰を呼號してゐる。この長期戰は、わが國にとつては二の意味がある。第一は、飽くまでも抗日を呼號する蔣政權を打倒して戰争目的を達成すること、第二は東亞協同體を建設して、日滿支プロツクを結ぶ新しき東亞の秩序を再建することである。

支那事變の勃發とともに、戰時經濟體制を逸早く樹立したわが國は、戰争の遂行と、新秩序の建設と、世界を擧げての軍擴に對抗する軍備充實のために、今後恣々戰時體制を強化し、内に建設、外に外敵に當らうとしてゐるのである。この爲に物資動員計畫による物資の需給調整と消費制限とは今後相當長期に當つて強化の一路を辿らうとしてゐるのである。

物資動員計畫は、事變開始後間もなく着手せられ、生産力擴充、物資需給の調整、國際收支適合の賀屋吉野財經三原則

を中心に進められ、輸入の抑制を中心に消極的に進められたが、徐州陥落後の六月二十三日において、輸入抑制が輸出を激減せしめた結果に鑑み、物動計畫を全面的に再檢討し、ここに所謂改訂物資動員計畫の政府聲明となつた。この聲明以

來、配給統制、消費制限、價格統制の各種法令が矢つぎ早に發布され、國民の經濟生活に戰時色が浸潤するに至つた。この物動計畫の強行は、わが國の産業の編成替、立遅れて出發した重工業を急速に實現させようとするものであつたから、輕工業等の平和産業は手痛い犠牲を蒙るに至つた。その甚しいものは綿業關係であつたが、直接間接軍需産業、輸出産業に關係のない一般平和産業は大なり小なりその影響を蒙らざるを得なかつたのである。わが化粧品小間物業界も、平和産業の花形として、時局の怒濤に獨り超然たるを得なかつたことは勿論である。

就中、物資統制は種々なる側面から業界に深刻な影響を與へた。事變當初相當のストックを用意してゐた生産者も、時日が経過するに伴ひ、漸次原料入手難を感じに至つた。況や使用制限令によつて、直接製造を禁止された商品の生産者は代用品の發見、轉業を餘儀なくせられに至つた。かくして物資統制は、この

一年間においてまづ直接に生産者に對し著しい影響を與へるに至つたのであり、この生産者の苦境は、この一年間においては、未だ配給機關に響くまでには至つてゐない。蓋し配給機關に商品薄が響くのは相當の時日を要するからである。兎に角、業界のみならず、一般に製造業者は死活の問題に當面し、物資統制はまづここから深刻な渦紋を描き出すに至つた。勿論、皮革工業の如く、この間若干の緩和をみたものがあるが、原皮の輸入が統制せられてゐる關係上、袋物の如きは在庫皮革を消費した後に於いては、矢張り皮革製品から別れなければならず、その困難を事實上延引したものにすぎないのである。以下、わが業界に關係する物資統制の影響について、項を改め、その若干について、觀察しよう。

① 化粧品容器

コンバクト、石鹼容器、シガレットケースの如く、化粧品容器中單品として獨立した商品は、銅合金製品、鋼製品としての製造は全く禁止された。即ちコンバクトはその材料を主として眞鍮に仰いでゐたが、これは鍍金して彫りをする細かい細工品であり、鍍力製のコンバクトの如く塗料を塗り繪を描いたものもあるが、その何れも全く禁止をみた。石鹼容器は内地において次第に金屬製が用ゐられなくなり、殆どセルロイド製に代つてゐたが、それでもなほ金屬容器の愛用者

もあつたが、眞鍮製、鋳刀製いづれも禁止せられた。シガレットケースは眞鍮製、皮製のものも禁止されたが、レザー等の煙草人のみが許されることとなつてゐる。かくの如くこれらの商品は全く製造を禁止されたので、今後金屬製の製造業者は、セルロイドその他の代用産業に轉換するの他に、有様になつてゐる。

次に一般化粧品容器は、硝子を主材としてゐるが、その瓶蓋は主として金屬製である。そのうち眞鍮製の蓋は製造が禁止され、僅かに鋳刀の使用が許されてゐるが、鋳刀は配給統制の結果實際問題として入手が日を逐うて困難となつてゐる。潤滑齒磨の如く全く鋳刀製容器は、鋳刀印刷の關係上、製板物を必要とするので、他の金蓋以上に困難な問題に當面してゐる。

齒磨チューブ、ボマードチューブの如く、錫製等のチューブは化粧品への使用が全く禁止されたために、アルミニウムへの轉向が行はれたが、アルミニウムチューブは齒磨含有薬品との關係上、酸化防止に異常な苦心が拂はれ漸くその完成をみたのである。

以上の如く、化粧品容器は、單品においては全く禁止され、罐蓋の如く部分的に使用されるものも、禁止又は實質上の制限をみ、化粧品業界は新容器の様式に向つてゐる。しかし問題はなほ單純ではない。例へば容器用硝子も、燃料の不圓滑

と人手の不足とからして生産減をみ、一箇當りの單價を昂騰せしめることとなつて、ここにもなほ困難なる問題が少からず秘んであるのである。ラクトロイド、チツロイド等、代用品としてはあまりに實用化してゐる代用品の普及も、化粧品類の美的要素と適合して商品性を高める見地から考へるときは相當の問題があるといへる。

② 化粧品原料

化粧品に共通な問題として、まづ香料についてみよう。

香料

香料は各自の化粧品に生命を與へ、その銘柄に特色をもたせる重大要素であるが、その大部分は輸入品によつて占められ、國産品と稱するものも輸入品を原料とする混合物が極めて多かつた。それが爲替管理の施行によつて次第に窮屈になり始め、三萬圓當時はそれ程でもなかつたが七月初旬一萬圓以上は許可制となるや、稍輸入困難の度を増し、輸出入臨時許可規則の發令以來禁止品の中に含まれたものは内國産においても間に合ふものであつたが、それ以後輸入許可は殆ど難しくなり自由取引限度は百圓以下となつてからは、輸入香料杜絶が業界全體の關心事となつた。

これより先非常時局の進展に鑑み、一部業者の間には香料自給の計畫が具體化し、臺灣を目してわが國唯一の香料島と

すべく、種々なる香料植物の試作研究が進められつゝつたが、折も折この香料界の非常時に直面したので、臺灣は頗るその重要性を増して來たのであつた。そして國産香料の重要部分を占める樟腦の副産物赤油芳油の外に、今やレモンダラス油、シトロネラー油等の生産はほぼ内地需要量を満すに足るだけの急進展振りを示し、その他パチュリー、ジャスミンラベンダー等の試種も研究も、追々に進められつつあるのである。

一方、需要者側では香料業者と提携してストツクの喰ひ延しを策する反面では、研究機關を總動員して代用香料の研究に大奮の活躍を續け、匂ひ抜き化粧品のさへも致方なしの決意を固めて、背水の陣を布き、香料自給の國策に邁進中の形である。

この間にあつて、日本石鹼輸出組合では牛脂輸入成功の轍に倣ひ、輸出振興を旨す國策上、國産の望みのない香料類の輸入を許可せられたいと、大掛りの陳情陣を布いて當局に纏り付くこと半歳に及び、最近になつて、輸出石鹼にのみ使用するとの約束の下に、請求の何分の一かが輸入を認められて、配給方法その他に關して日本輸入香料統制會が設立され輸出石鹼用香料には道が開いたが、大勢は依然品不足に苦しみこれまで捨てて顧みなかつた國內新資源の開拓に再認識の眼を光らせて居る状態にある。なほ日伊通商協定により最近伊太利か

物資動員二年史

物資動員計畫の確立

支那事變の新興態に對應し、長期國防經濟體制を確立し、軍需の充足に遺憾なきを期するため、我國財政經濟の戰時編成化を急ぐ必要を生じ、政府は企劃院商工省において立案した物資需給調整を中心として六月十七日の五相會議において物資動員計畫の大綱を決定、その後企劃院及び商工省物資調整局を中心に各省間で細目にわたる檢討を加へ、同二十三日、首相官邸に臨時閣議を開いて正式決定をみた。ここに於いて國民に現下の我國財政經濟の實相を廣く知らしめるとともに、この物資動員計畫にもつづく消費の一段の節約強化並に使用禁止をなすべき民需品目を擧げて戰時體制確立への國民の協力を要請する政府聲明を發表した。この政府聲明こそ本年一月十六日の蔣政權を對手とせずの聲明と共に、今次事變の二つの重大聲明をなすものである。

政府聲明

支那事變は徐州陥落により戦局の一大進展を見たるもその前途はなほ遙遠なり、第三國の支援を待み、長期抵抗を標榜する國民政府の徹底的潰滅のため兵力は逐次増強せられ、今やわが國有史以來の大軍は陸海空に奮戦を重ねつゝあり、この秋に當り統後施設よく作戦行動を支障なくならしめ、以て所期の目的を達成し東

ら若干香料が来ることになつたが、それがどの方面にどういふものがくるか、今なほ明かではない。

石鹼原料

石鹼を製造すると云ふだけの立場から云へば、時局下にあつてこの工業ほど惠まれて居るものは例がなく、原料は魚油硬化油を始め、大豆油、糠油、蝸油等その供給には何等不自由がない。しかしその品質を問題にする場合には困難な問題が生じてくる。

元來石鹼の主要原料は油脂と苛性ソーダであるが、この苛性ソーダは、内地産を以つて需要を充し得るが、油脂の方は化粧石鹼と洗濯石鹼とは、その用途が違ひ、化粧石鹼が主として、浴場用であるのに反して、洗濯石鹼は、水を以つて使用することが多いと云ふやうな關係から製品に對する注文も違つて来る。また化粧石鹼には趣味が伴ふ結果、外觀と云ふやうなことにも充分注意が拂はねばならない性質を持つてゐる。

そこで原料方面から分析すると共通で不自由はないともいへるが、大體化粧石鹼には牛脂椰子油パーム油等が將來性を多分に持つものとされて居り、洗濯石鹼では魚油の硬化油が大部分を占め、その他特殊の植物性油を使用する向もある。それから洗濯石鹼には必ず松脂を加へて來たものであるが、爲替管理から來る輸入制限で、松脂、牛脂、及びパーム油がすつかり輸入禁止となつて終つた。その

ために、化粧、洗濯の種類を問はず、この後は、全部内地産の油を以つて間に合せなければならぬから、二つのものの區別が、中々つけ難くなつて來たのである。つまり、原料の分野が制限されて製品の上に、兩者の持味を明瞭に描き出すことが困難になつて來たのである。足りない所は、技術的努力によつて補ひ、狭い範圍の原料からよくその特長を抜き出して化粧、洗濯の兩方面に、適當に振向けに行くことは勿論であるが、それでも尙從來のものに比較して、よりよいものを得ると云ふことは一寸望み難くなるのではあるまいかと考へらる。

詳しく云へば、内地の原料は魚油、大豆油が主でそれに特殊のものとして蝸油或ひは糠油等があり、これを硬化油とし、更に精製して巧く配合して石鹼とするより外に致方がない。製造業者は、この制限された原料を驅使して技術的に、出来るだけ満足するものを作るやうに努力して行くが、どうしても免れ難い缺點は認めて頂かなければならない。

假りに一例を取ると魚油の硬化油の石鹼は、泡立ちが悪く落ち難いと云ふ缺點があり、植物油の石鹼は落ち易いが溶解し易いと云ふ難がある。以上の弱點は石鹼を使用する者が一様に経験するところであるが、これは原料の問題から發して居るものであつて、卒急には改良されなない性質のものであるから、需要者はその積りで泡立ちがよく溶解し易いものに對し

ては、後の取扱ひに注意し、容器に收容する場合などに於いて、水の入つて居ないやうにするとか、又使用後直ちに陽の當る所へ曝すことを避けると云ふ風に、細心の心遣ひを以つてすれば、原料から來る缺陷は優に補ひ得るものである。

今日では輸出石鹼に限り、牛脂と松脂とがリンク制で手に入るに至つてゐるがこれは内地業界の一般の問題としては、ここには關係がない。

クリーム原料

クリーム製造に必要な第一の原料グリセリンは石鹼生産の採算にのらないまでに生産過剰による安値となり、生産制限までみようとしてゐる有様であり、またステアリンも牛臘輸入激減から品不足の兆を示したが、クリーム製造に事缺かぬ。たゞゴールドの原料たる流動パラフィンのみ輸入吐絶で國産品で間に合はせなければならぬが、その前途を恐れるほどのこともない。

ポマード原料

化粧品原料中、最も苦難に遭遇し、深刻な問題をなしてゐるのはポマード原料である。即ちポマードの主要原料たるカストル油は、平時業界において一、四〇〇觔を消費してゐたと推定されるのであるが、事變とともに軍需向が増大したので、民需向は次第にその出廻りが鈍り、今年に入つてから俄然品不足の聲が高く、化粧品課税前の二月から三月へかけての荷動き活潑を好材料にその奔騰振り

洋永遠の平和を確立せんがためには、國家凡百の施策を戦争目的貫徹に集中し官民一體長期持久の戦時體制を確立して時局に對處せざるべからず、之が爲當面の急務は物資の統制運用を最も有効適切ならしむるにあり、即ち萬難を排し輸出の振興生産の増加、配給消費の統制に關する政策の徹底強化をはかるの要まず緊切なりとす、こゝにおいて政府は新事態に即應し軍需品および輸出原料充足を優先とする物資供給の計畫をたて、これが遂行上緊要と認むる下記の諸方策の徹底的實行を期し、もつて國防の安固、國民經濟の維持をはかることに決せり。

一、爲替相場堅持、軍需資材の供給確保、輸出の振興および國民生活維持のため現在以上の物價騰貴を抑制するに必要なる措置を講ずるとともに基準價格または公定價格の設定等の外消費節約及び配給統制を併せ強化し物價の引下げを行ふこと。

二、一般物資につき極力消費節約をはかること、特に輸入物資については必要に應じ使用制限乃至禁止代用品の使用強制等の方法により國內の不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化すること。

三、輸出増進のため綜合計畫の下にこれが一般的促進策を強化するほかに
イ、製品の輸出とその原料材料の輸入とをリンクせしむるなどの方法より輸出原料材料の輸入を確保すること
ロ、輸入原料材料につきこれを國內消費と輸出用に區別し輸

は一際目立つて、百斤三十二三圓のものが三十五六圓となり、それから一日に三圓五圓と跳ね上り、七月十六日公定價格工業用四十圓と決定される直前には、約倍額の六十七、八圓を唱へてみた。この公定價格決定によつて値段は統一され、四十圓を標準に品質により四十四五圓留りまでとなつてここに躍り上げ競争は一段落の形となつた。これを以つてカストル油問題は落着かと云ふと問題はむしろその後にあるのである。

わが國で消費するカストル油の原料蓖麻子の種子は、大部分が滿洲産であり、その外南米及び南洋方面から輸入するものが多少あつて、比較的圓滑な供給を見て居つたところ、事變と同時に、滿洲産のものは軍の管理によつて各指定製油工場に配給され、その製品は軍需品として納付する一方に於いては、爲替管理の關係から輸入の原料が杜絶されたので、わが業界の頼りは、製油業者の手持品及び各本舗筋のストックだけと云ふ裏寂しい状態に追ひこまれてしまつた。これがこの夏以來特に植物性ポマードの行く道は何處に通ずるのであるかと憂へられて居る所以である。だが、そこにはよく似たもので、軍部へ納入の分は嚴重な規格検査を経なければならぬために不合格品も若干出ることはいはばを得ない仕儀であり、これが民間に振向けられてはそこはかたなく、市場を霧ほして居る。そして總體から見れば、極度の品拂底であることに

變りなく、製油業者に於いては從來の得意筋に對する義理合からばかりではなからうが躍起となつて商工省に對し、カストル油の民需缺乏を懇へ、銃後産業のため何とかし呉れと猛運動を繼續中である。その結果としてともかく善處する程度の口約は得て居る。しかし品物が出廻るやら出廻らないのやら、先行は樂觀とも悲觀とも判断のしようがない。

しかしながら有力本舗がシユタマ手當して居ることは間違ひなしで、今日明日の中にそれがどうなると云ふ問題は毛頭ない。欲しいと思つて注文すれば希望通りの量とまでは行かなくとも、ともかく買付けることは未だ出来ますと云ふところを見ればあるところには残つて居るらしい。

そこで問題は、今まで少量の仕入でその場を間に合せて来た中小本舗及びそれ以下の量り賣業者はどうなるか。割安に輸入出来たワセリンを材料とする礦物性ポマードまでが、ワセリンの輸入難から植物性に轉向し始めたのでカストル油の需要は前よりも多くならうとして居る今日、勿論資本の少ない業者は買溜めも出来なからうし、製油業の方でも、一細かい注文の面倒を見て居る餘裕もあるまいから、勢ひ小規模の業者に時局の風當りは最も強烈に向つて来る。これまで一番手軽に裏店でも簡単に出来た油粧品であつただけに、大本舗の有名品もその進出に可なりの障碍を感じて居たのであつ

たが、事變の齎した原料手難と消費節約の奨励は税金をも加へて、中小業者の經營困難及び消費階級の有名品への轉向を招來し、所謂バチ物はいよいよその存在を稀薄にしつつある。

次に、ポマードの副原料として取上げらるべきものに木蠟と蜜蠟とがあり、ともにカストル油と溶合してポマードを構成するものである。その中木蠟は檀の木の実から果實から採取され、和歌山縣及び熊本縣等を主産地として事變下に於いても何不安なく、その供給を繼續し得る見込が立つて居る。

蜜蠟は、蜂の巢から蜂蜜を採つた残りの巢を處理して採取するものであるが、これを精製脱色した晒蜜蠟の上等なるものはアメリカより輸入して居つたものが多く、チツク用として重寶されて居たがこれも輸入が困難となつて来たので、内地産のものに種々加工配合して間に合せねばならぬ仕儀となつた。

白粉原料

白粉の有力原料である亞鉛華は、値段は毎日いくらから宛上つて十二年七月事變勃發當時の一噸七百五十圓乃至八百圓内外が、十三年の五月には九百圓から九百五十圓まで上つて来たが、それでもこの五月までは出廻りが十分あつて、高値を承知ならいくらでも買付けることができた。原料は今更云ふまでもなく、亞鉛であつてこれは殆んど輸入品であるが、爲替管理を乗切つて、必要量はポツ／＼

- 四、 出用原料材料の國內消費轉用を徹底的に防止すること
- 五、 主要物資につき輸入及配給の適正圓滑をはかるため組合制度その他の機構を完備すること
- 六、 貯蓄の普及徹底をはかること
- 七、 官民一體簡素なる非常時國民生活様式の確立につとむること
- 八、 主要物資の増産殊に鐵産の増加につき徹底的措置を講ずること
- 九、 軍需工業能力増進のため交代制の採用および勞務者の急速充足につき必要なる措置を講ずること
- 十、 廢品回収のため從來の業者のほか各種團體の協力を求めその組織化をはかること
- 十一、 轉業およびこれに伴ふ失業者の救済のため必要なる對策を講ずること

使用制限品目

一般國內需要に付使用制限を強化すべき主たる資源左の如し。

鋼材、銑鐵、金、白金、銅、黃銅、亞鉛、鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、アルミニウム、石綿、棉花、羊毛、バルブ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、タンニン材、工業鹽、ベンゾール、トルオール、石炭酸、硝酸ソーダ、加里、燐礦石。

物資の非常管理

輸出入品等に関する臨時措置法

昭和十二年七月支那事變が勃發し、

許可となり、それにストックを加へて使用に事欠く程ではなかつたのだが、だん／＼許可が難しくなつて来た。

使用制限品目の中に亜鉛が入るや、五月からこの方急激に使用の取締りが喧しくなつたために、一時千三百圓から千五百圓ぐりの闇相場を現出して居たが、それでも品物が買付からないと云ふ騒ぎである。亜鉛は、重要な金屬であるばかりでなく、鍍金に使用する分でも莫大なる數量であるから、政府は鉛亜鉛統制組合を結成させこれの統制を一層強化した。その反面今日では要求量の僅か一割弱の亜鉛華の配給がくるやうになり、價格も工業用(塗料用)の公定價格七百五十圓に牽制されて、この見當にあり、高級品でも九百九十圓位のところである。

しかし亜鉛華は要求量の一割に満たないから、これで不足すること當然でありその代用品として二酸化チタンニウム、炭酸カルシウム、米澱粉等が算へられ、これらのものを配合して、どうにか變らないものが出来るとの話である。

更に進んで全然亜鉛華抜き白粉も考へられぬことはなく、變質は免れないにしても、戦時下に於ける一異變として近々中に市場に出るかも知れないと云ふところから見れば、亜鉛華難は、生易しいものでないことが窺はれよう。

③ 小間物材料

物資統制

金屬小間物

金屬小間物中コンバクト、石鹼容器、シガレットケース類が全然禁止されたことについては、化粧品容器中に述べておいた。この他眞鍮製品としては、アイロン、安全剃子及同容器、腕時計バンド、腕輪、帶留、鏡金具、カフスボタン、墓口金具、髪飾品(無裝飾のヘアピンのみ除外)、カラー止、カラーボタン、頸飾鎖、香水吹金具、鍍、コハゼ、貯金箱、ネクター止、齒刷牙入れ、ハンドバッグ、美鏡、パニテイケース、髷剃用コップ、被服用バンド、ヘヤーアイロン、ブローチ、ヘヤドレイヤー、ボタン、耳飾、薬味入、指輪、洋傘裝飾金具、揚子入等全面的に禁止され、鋼製品についても、貯金箱、バンド用金具、煙草セット、ライター、鏡、玩具、籠類、理容用機械器具等が禁止された。眞鍮、鋼製の小間物で、かやうに直接製造を禁止されたものが多數に上つてゐるが、かやうに直接に制限されないものでも、眞鍮は自治統制により配給が制限せられ、鋼鐵は切符制が實施されてゐるために、材料の入手難は深刻化してゐる。しかし鍍線を用ゐる髪止、コーム、カルルタイの如きも、その材料たる鐵線や鐵芯コードの製造が制限せられたる結果として、その價格が値上りしてゐるばかりでなく、今日では窓々材料の入手難を來してゐる。しかもこれらのものはセルロイド等を以て代用し得ないものであるからして、問題は廣

汎なものがある。

洋髪のウェーブ用具たるカール・クリップ等も、賦力の制限から、原料入手難であるが、辛うじてアルミニウムが使用できる現状である。裁縫用具も殆ど眞鍮製品で、アルマイトが代用品として考へられてゐるが、鍍金を施すときは却つて高くつく状態になる。

ゴム製品

ゴム製品も新興小間物としてその商品性を高めてきたが、原料ゴムが配給統制された上に、糸ゴム、ゴムバンドの製造が禁止され、従つてゴムテープの製造が圓滑に行かないばかりか、品物が漸次なくなつて行く。このテープ類は婦人裝飾具始め月經帶、腰美帶、乳バンド、汗除バンド等廣く用ゐられてゐるが、その入手困難を啣ち、又、月經帶、おしめカバ一等に使はれる護謄はクレープといふ薄い上質のゴムであるが、これ又ゴム工場は半休の状態である。某工場のゴム配給状況を聞くと、例年の三分の一の二割減の數量を四月に配給され、五月、六月は更にその一割減の數量だけ配給を受けて品物はまだ受取れないといふ事情である。五月、六月が休業に終るのは當然と云へる。月經帶にしろ、おしめカバにしろ衛生補助品として欠くべからざるものであるが、代用品の目安はつかない。業者としては將來立ち行かなくなる時代が来るのではないかと憂慮してゐる。幸ひに大工場では軍需と輸出を抱へ

逐次其の進展を見るや、國民經濟の運行を確保する爲に統制、重要物資の配給及消費統制等に関する各般の措置を講ずるの必要を生じ、第七十二回帝國議會の協賛を経て昭和十二年九月十日法律第九十二號輸出入品等に関する臨時措置に關する法律を制定公布した。この法律の内容は、

- 一、政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むる時は、命令の定むる所に依り物品を指定し、輸出入は輸入の制限又は禁止を爲すことを得ること
 - 二、政府は右と同一の場合に於いて特に必要ありと認むるときは輸入の制限その他の事由に依り需給關係の調整を必要とする物品に付イ、命令の定むる所に依り當該物品を原料とする製品の製造に關し必要な事項を命じ又は制限を爲すこと
 - ロ、當該物品又は之を原料とする製品の配給讓渡使用又は消費に關し必要な命令を爲すこと
 - 三、需給調整協議會に關する規定の三項を骨子として居る。
- この法律は右の一及二に明らかな如く、物資調整に關する法的措置を極めて廣範圍に政府の命令に委任するもので、今日迄公布施行せられた時局經濟法令の大半はこの法律に基いてゐる。尙これらの委任命令(勅令や省令)の違反行為に對しては
- 一の場合には三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金(他に沒收又は追徴)
 - 二の場合には一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金
- の罰則が設けられて居る。

てみるだけに、そちらの材料の配給は豊富であるだけに操業はやつてゐるが、輸出も軍需もない小工場では致命的な梗塞を受けてゐる譯である。

綿製品・ネツト類

綿製品としてはバフを始め、衿しん、リボン、手柄、帯締め、レース等廣範圍に小間物に用ゐられ、以上述べてきたものについてもこれが使用されてゐるものが極めて多いが、スワ糸は却つて高價であり、入手圓滑を缺いてゐる。バフの如きはコール天を用ゐるが、勞農用として加工に制限せられてゐるために、大いなる困難に面してゐる。

又ネツト類についてみるに、ヘヤネツトの毛髪は殆んどが支那人の髪で主として山東地方が多い。事變勃發以來、最初は少しづつでも入つてゐたが、昨今では全然入らない始末である。支那人の毛髪は着色されたりして歐洲にも輸出されてゐるといつた風で、かもぢ用に日本で集められる毛は紙屑屋の紙屑の中から紙と一緒に採み捨てられた毛髪を集められる。ネツトは支那人の毛髪を利用するとともに、編む手間賃が安いので内地製では追つかないといふ風である。これが代用品としては絹絲製のものが出来てゐるが、まだ市販化されるに至つてゐない。しかしながら、有望視されてゐる。髻の人髪は支那から来るものが多く、三四割を占め、内地のものがあと六、七割を充してゐる。支那からのものは止つ

てゐるが、朝鮮からも移入されてゐるの打撃は決定的ではないが、今年の冬の需要期を迎へると品不足を告げるのは必定と見られる。夏場はまだ内地もので間に合ふてゐた。しかし、内地の人髪も軍馬が大事にされて、洋服の衿襟などの馬毛を人毛で代用し始めるといふ風であるから、人毛の不足に拍車をかけることになる。

鬻ネツトはヘヤネツトとちがひ一個つ編まれるものでなく漁業用の網會社で大きな網につくられ、これを小さく裁斷して仕上げられる。ヘヤネツトは周邊に誤間化しが利かないので一個編みでなければならぬが、鬻ネツトは鬻の中に丸め込まれるのでその心配はなく、大量生産が利く訣である。絹糸が上り、附屬の紙ボールが上つてゐる位であるから、鬻ネツトへの影響はまづ無難な方であると云はねばなるまい。

袋物

袋物の主材は皮革であるが、皮革については靴、トランク、ハンドバッグ、蓆口、紙入、煙草入、名刺入、筆入、眼鏡サツク、化粧箱等牛革、豚革、馬革、羊革、鯨革、鯨革の使用が禁止され、その後若干緩和されたといへ、單に失業防止程度の細々たる供給にすぎず、その上眞鍮製の口金の製造が禁止されてゐるので非常な困難に立ち至つた。皮革材料を除いて、綿製品も亦制限せられてゐるか、ス・ワや其混織物を用ゐるの他なく、

その他木や竹やセルロイドやレザア等が使用されるにしても、口金の問題はなかなか、従前の如き弾力性のあるものを見出し難い。

④ 總括

物資統制が化粧品小間物界に與へた困難は想像以上であるが、化粧品界においては香料とカストル油問題が深刻であるに反して、小間物界はその影響するところが複雑多岐であつた。しかし本年は物動計畫の第一年もいふべく、その困難の程度は、とはいへ製造業者に響いてゐる程に販賣業者の方面には感じられない。しかしそれも時日問題で、物資統制による影響の第二年である昭和十四年を迎へて次第に表面化するのではないかと憂へられてゐる。

代用品の問題

物資統制は二つの問題を齎した。第一は物資統制により軍需的要望に振り向けられ民需的要望を制限された物資の代用品の研究利用の問題である。第二は軍需的要望の大なる物資でしかも民需的要望も大なるものは、その資源を愛護するとともに廢品をも回收し、再生して、これが使用を圖るといふことである。これは國家の要求であるばかりでなく、又平和産業として必要物資を各方面に亘つて統制せられるに至つた業界の問題でもあつ

臨時輸出入許可規則

昭二一、一〇、二一、三三
改正昭二二、令二九、三三
昭二二、一〇、四七
令六九、令七七

イ、國內資源確保の目的を以て之が輸出を商工大臣の許可に係らしむる物品

甲 號品目一 兔毛皮、豚毛、硝酸、麻羊毛、石炭、アンチモニー及其の鑛鐵、自動車、内燃機關等

七月の改正に依り
甲 號品目追加一 麻屑、麻襪樓（煙草用紙たるライスベーパーの原料確保の爲）鐵、特殊鋼、鐵の筒及管、アンチモニー合金（ペビツツメタル、アンチフリュクシオン）

甲 號品目より削除一 屑紙（屑紙輸出としては關稅向古物關紙が主であるから）

不要不急品と認め之が輸入を原則として禁止する物品 御料品や官廳輸入品及原價五十圓以下の自家用品は例外

需給調整協議會令
昭一三、五、二四、令三六六
昭二三、五、二五、令二六

イ、法律規定事項

臨時措置法第二條に依り製造、配給使用等の需給調整を必要とする物品に關係ある産業者又はその組織する團體は、當該物品の需給を調整する爲に、政府の認可を受けて需給調整協議會を組織することを得ること
政府は必要あるときは需給調整協議會の組織を命ずることを得ること
需給調整協議會に對し需給關係の調整に關し必要な決定を爲すべきことを命じ、又はその會員に對し右の決定に従ふべきことを命ずることを得

た。

統制物資として挙げられた物資はいづれも直接間接業界に關係するのみならず、民需の輸入制限によつて例へば化粧品の重要原料である香料も漸く不便を感じるに至つたので、これらについて代る國産原料に各種の代用品の研究の必要が痛感されるに至つた。さうして各製造本舗はその全智識を動員して各種の代用品を既に研究し且又生産してゐるが、勿論その努力と協力とに拘らず、完全なものはない。蓋し各業者は従來最善の原材料を使用しその聲價を擧げてきたのであるから、遽かにその原材料を變更して、昔に代らない聲價を維持するといふことは極めて至難な事業だからである。これが、新製品等の場合であれば、研究不十分等の言ひのがれも成立つが永年賣り込んだ商品を容器の不備故にしくぢつたとなると、本舗に取つてこれほどの痛恨事はない。一口に代用品とは云つても、これを商品として賣出すまでの本舗の苦心、心勞は何物にもたとへやうがないほど大きい。出づべくして中々出ない代用容器の困難もこゝにあるのである。しかし消費者も多少の不便を忍んでこれを使用し必要物資の消費節約に協力しなければならず、又それらを研究し生産する業者も亦統制資材に對し融通無碍の代用品對策を樹立し、生活必需品としての地歩を確保した業界品の將來につき牢固たる自信を植ゑ

るに至つてゐるからである。

今、その研究努力の一端を記してみよう。金屬關係の制限が化粧品容器關係に與へた影響は既に述べた。元來、金屬は堅牢で且つ加工も容易で低廉であるために各方面に使用されてきたのであるが、これらは陶磁器、合成樹脂成型品等によつて代用しなければならなくなつた。就中、齒磨チユウブの如きは、逸早く十二年十一月錫の使用禁止に接したので、まづアルミの代用チユウブを使用するに至つたが、アルミの將來も懸念があつたので半煉齒磨に對して需要を喚起した。その後アルミについて當分禁止がないとの見透しがつき、アルミチユウブは缺點があるにせよ、研究と改良との結果、今日では優秀なものが製造できるに至つた。また半煉容器たる鋳力も配給が制限せられるに至つたので、この容器代用品が各方面の研究問題となり、既にその代用品を賣出した本舗もある。

齒磨は昔、硝子、桐箱等に容れられてゐた時代もあり、金屬の使用が完全に封ぜられ、ばどうにでも代用の材料は發見されるであらうが、目下のところ各本舗で考究中のものとしては鋳力代用に防水紙器、硝子、陶器等があり、硝子も陶器も國産材料は豊富ではあるが、包装荷造りに不便であり、運賃の嵩む缺點から防水紙器が最も囑目されてゐる。これは目下のところ塗料の研究が不充分で未だ市場に出る程には實用化されてゐないが、

研究の結果鋳力代用品として有望視される。チユウブの代用としては既にセロファン、セルロイド、ゴム、硝子、防水紙等のそれが考案されてゐるが、まだ充分研究の餘地があり實用化されるに至らない、いづれにせよ、「國策容器」の實現も遠くはないと考へられる。

さらに化粧容器として鋳力や眞鍮板の使用されてゐる範圍は廣く、ポマード、クリーム等の金蓋にも多く使用されてゐた。鋳力や眞鍮は水に逢つて錆びるところから、或程度の錆止をして、油の入つたポマード、コールド、クレンジング・クリームに使用されてゐる譯であるが、これが代用としてはベークライトが既に使用されてゐる。ポマードは男性の使用するものだけにベークライトを使へば化粧品臭くなることから金蓋を固持して來た。しかし鋳力の代用たるベークもその原料が石炭酸とホルマリンであり、石炭酸の使用制限によつて將來、更らに代用さるべきものが考へられねばならぬ。尿素とホルマリンの縮合されたプロパスは色もよく無臭であるが目下のとこ

ること

口、勅令規定事項、設立、組織、規約、協同會の業務、設立、組織、規定、役員、評議員會等に關する規定及管理監督に關する規定

ハ、省令規定事項諸手續規定

現在此の規定に基いて綿業全般に亘る需給關係の調整を行つてゐる。

物品販賣價格取締規則

改正昭三三、七、九、令五六

商工大臣の指定する物品を販賣する者はその指定の前日の販賣價格、又商工大臣、或ひは地方長官が販賣價格を指定したときはその販賣價格を超へる對價を以て、當該物品(指定前の契約に依る引渡も含む)を販賣することを得ない規定であつたが、前の場合については七月二十八日の改正に依つて、物品指定の際商工大臣の指定する年月日に於ける販賣價格を以て公定價格とすることとなつた。但し輸出する場合取引所賣買及已むを得ない事情で、商工大臣(卸賣に付)又は地方長官(小賣に付)の許可を受けた場合は例外を認める。

この規則は暴利取締令や物價委員會の審議決定等と相俟つて物價の調整を圖る趣旨に出たものである。尙七月二十八日の改正附則により纖維製品及皮革製品の兩販賣價格取締規則が廢止せられたが、右纖維製品及皮革製品は直ちに物品販賣價格取締規則第一條により商工大臣の指定する所となつた。斯くて現在、纖維製品、皮革製品、麻製品を始めとして内地古ゴム及再生ゴムや故又は屑の鐵等四十六種の品目が指定せられてゐる。

距離が残つて居りさうである。

したがつて代用品が本當に代用品たるの使用を果し得るためには、その本質に於いて略似たり寄つたりであるとともに、その値段が十分引き合ふものでなくてはならない。この點に早急に代用品を作り出さうとする際の悩みがあるが、商品として打つて出るにはどうしてもこの採算點に合格せねばならない。

皮革は袋物を殆めバンド、ベルト類等小間物關係において多く使用せられてゐるが、水棲動物の皮革をもつて代用する他バルカナイズドファイバー、オイルクロス及び各種の擬革をもつて代用してゐる。ハンドバッグの如き趣味品については、わが國の従來からの手工藝的技術を活用して、竹やその他各種の材料をもつて却つて趣味のあるものを製造しようとする新しい關心も生じてきてゐる。しかしその性質上いかなるものでも用ゐられると、ふ譯には勿論いかなるから、相當の耐久力のもつ鱗や鮫などは早くから研究されてゐる。しかし皮革はなかなか魅力があるので、レザーや人造革が愛好されるには遠いとみてゐる。なほ口金の代用品としてはアルミヤステンレスが粗上に乗つてゐるが、拳固といふ玉は弾力性のある柔くて磨滅しないものでなければならず、この點の解決が懸案になつてゐる。

ゴム類は再生ゴムの利用ができるが、再生ゴムは性能が生ゴムに少し劣る位の

主要原料品とその代用品

羊毛花……………再生棉花・再生羊毛
 ステープル・フアイバー、ゲラ・フアイバー、ハードフアイバー

各種代用……………各種代用
 バルブ……………各種代用
 石油……………人造石油、無水酒精
 再生ゴム……………水産皮革、合成ゴム
 皮革……………バルカナイズド、ハード、フアイバー、オイルクロス、レザー、タロックス等

銅・錫……………アルミニウム
 亜鉛……………酸化チタン 白色顔料
 鐵……………高力陶器及高力セメント、合成樹脂成型器、木製品、ストニイブ等

牛乳カゼイン……………大豆カゼイン
 天然樹脂……………人造樹脂
 及び漆……………合成タンニン
 タンニン……………水産動物ゼラチン
 ゼラチン……………合成尿素
 尿素……………セラックスウール
 石綿……………セラックスウール

セルロイド……………鐵、鐵板、眞鍮、アルミニウム、皮革の代用
 リゲナイト……………金屬代用
 コンクリイ……………鐵木材の代用
 エタニット……………金屬管の代用
 ・パイプ……………鐵鉛、眞鍮、錫の代用
 ストニー……………鐵、アルミニウムの代用
 テレックス……………天然樹脂、金屬、セルロイド、木材、皮革、大理石の代用

主要原料品とその代 替しうる物品

鐵、鐵板、眞鍮、アルミニウム、皮革の代用
 金屬管の代用
 鐵鉛、眞鍮、錫の代用
 鐵、アルミニウムの代用
 天然樹脂、金屬、セルロイド、木材、皮革、大理石の代用

ものであるために、これの使用が禁止されてゐる物品があり、又外國において既に生産されてゐる合成ゴムの研究は未だ完成途上にあつて市場化してゐない。したがつてゴム製品は今日甚しい困難に當面してゐるといふはなければならないのである。

高級装身具については原材料が殆ど禁止されてゐる關係上、その進んで行く道は全く代用材料の驅使如何の問題となつてゐる。既に装身具は趣味的なものであるから種々な材料に着眼して今日まで新しい工夫を凝らしてゐたのであるから、さらに範圍を擴大して、今や趣味とか新趣向とかをねらう以上の切實な要求をもつて新しい材料分野を目がけて進んで行かなければならない時代になつてゐる。従つて遠からず業界の姿が生れ代り新流行が生れるであらうが、その間一つの重大な試煉時代にあることは間違がないと考へられるのである。かくてここでは代用品即新製品の問題となつてゐる。

代用品の研究は、未だ日が淺く、又代用物資の生産能力についても、工業生産の可能になつてゐるものが、わが國として少いのであるから、これをもつて急場を凌ぐことは到底できない。しかしわが國の高い技術的基礎がこれを可能にし、重要物資とその代用品の自給の恒久的對策が樹立されるときに、その應用工業たる方面の代用品も盛になることは明かである。否、業界は業界として業界に即

物 資 關 係

鐵鋼

鐵鋼工作物築造許可規則

昭和二三、二〇、一一、令二四
改正二二、三〇、一一、令五七

鐵鋼を使用して工作物建築物を築造する場合は地方長官の許可を受けねばならぬ。但し商工大臣の指定する時局に緊要な事業（鑛業、金屬工業、工作機械工業等）の用に供する特定の工作物については許可を要しないこととなつて居る。この規則は當初鋼材使用量五十疋以下の工作物は制限して居なかつたが、七月の改正で右の限度を撤廢し、又薄鋼板の使用の制限を加へた。尙不要許可に屬する事業も著しく範圍が狭められた。

鐵鑄物の製造制限に關する件

昭和二三、四、二五、令一九
改正二二、三六、二九、令三四

文房具、家具、什器、建築材料、路上工作物等を鐵鑄物を使用して鑄造することは特別の事情に因り地方長官の許可を得た場合を除きこれを禁止してゐる。禁止品目は六月の改正に依り追加せられ合計約九十品に上つて居る。

鋼製品の製造制限に關する件

昭和二三、七、八、令四九

文房具、家具、什器、玩具、運動具等商工大臣の指定した百三十數品目の物品は鋼材（層鐵を含んで居る）を以て之を製造することを原則として禁止して居る。

鐵鋼配給統制規則

昭和二三、六、二〇、令三〇
改正二二、三〇、一一、令八四

鐵鋼（鐵鑄と鋼材）配給を切符制度と

應した代用品の確立、否代用品ならざる新製品の確立に向つて、既に努力が開始されてゐるのである。例へば化粧品のようにその處方を根本的に改革し、純國産化粧品」の確立に向はんとするの情勢が示されるに至つたのである。その實現が新しい年の課題として注目されてゐるのである。

資源愛護と容器回収

物資統制は資源の價値のいかに重要なものか、今さらに痛感せしめた。さうして物を大切にする資源愛護の運動が起され、積極的に物の效用を最大限に活かすとともに、消極的には物の浪費を可能な限り防止することとなつた。資源愛護は、そこで、廢物と雖も忽にしない、廢物利用や廢物再生の觀念を普及せしめるとともに、廣く資源回収の運動となつた。資源回収は效用のなくなつたものに新しい用途を開くとともに、現に或程度效用のあるものは、特別の目的にその用途を振り向けることである。

この資源愛護・資源回収の問題は業界としては容器回収の運動となつた。即ち商工省當局は八月十一日東京組合代表者の出頭を求め、化粧品容器の古物を需要者が廢棄せず、これを再生利用しうるやうに層屋等に拂下げるやう、商品の外函能書等に注意書を加へ、又は特別の注意

書を挿入して、需要者に注意喚起されたのの懲憑があつた。そこで業者は率先してこれを實行する一方、積極的に化粧品容器の回収を圖るために、一定の價格を以て買上げを行ふといふ方法を採つた本舖もある。同時に東西南商報社は容器愛護の標語を募集、約三萬の應募をみるといふ盛況を示し、これによつて容器愛護の精神を一般に涵養することに努めたのである。元來、化粧品容器がいかに處分されてゐたか、この際記録しておくことは重要であらう。次に「東京商報」からこれを抜萃しておかうと思ふ。

一、金屬容器

勿論、化粧品容器は從來とても全然無駄に廢棄されてゐたとはいへない。たとへ需要者により無自覺に層箱に捨てられても、層拾ひに拾はれて層屋に運ばれ、完全に再生原料として利用されてゐる場合があつた。現に、最近廢物の尊重が叫ばれるやうになつて以來、下級生活者たる層拾ひ屋の生活がおびやかされつゝあるといふ事實がそれを雄辯に物語つてゐる。

需要者に無自覺に層箱の中に捨てられてゐたものの中で、鮮やかに浮び上つたものが齒磨のチューブであつた。それがわが國に無い資源によつて製造されたものであるといふ自覺の前に五錢なり、七錢なりの纏つた價値を持つやうになつたといふことが需要者の經濟觀念を刺戟して一つには層屋の方で「チューブの空は

ありませんか」と訊ねられることによつて完全に回収されるやうになつた。

しかし化粧品容器としては錫程に價値のあるものは外にない。これが半煉齒磨の鍍力罐になるとも何等の躊躇なしに捨てられてゐる。クリーム、ボマード等の瓶に至つては尙更らである。それもちやんと塵埃箱の中に捨てられれば、完全に層拾ひによつて回収されるのであるが、子供の玩具になつたり、庭の隅に捨てられたり、路地の奥に埋められたりしたのではまづ文字通り廢棄されたことになつた。これは防がなければならない。また塵埃箱の中に捨てられるよりも、層屋に賣つてやるなりした方がまだ、完全に回収される譯である。

次に回収されたそれらの容器はどういふ風に再生利用されてゐるか云へば、先づ錫のチューブは錫に再生され、又ハランダの材料にされてゐる。ペーラム、ローション等の王冠で錫氣の多いものは矢張りハンダの材料とされ、錫氣の少いものは値は安くなるが、鑄物等の材料に利用される。

半煉齒磨の鍍力罐も亦つぶして鐵鑄物の材料となる。クリーム、ボマード等の金蓋も、壘とは離して扱はれ鑄物の材料に再生してゐる。

口紅の眞鍮は、眞鍮として再生されるものもあるが、數量は極めて少い。各種の硝子壘が、層硝子として再生原料になつてゐることは後に記すが、古壘

し鐵鋼の製造業者及販賣業者は官廳、公共團體又は商工大臣の指定したる統制團體（統制團體は九十七箇の團體が現在指定せられて居る）で發行した切符（鐵鋼割算證明書）と引換でなければ原則として鐵鋼の販賣を爲し得ない。御料品や官公署で購買するものは例外として切符を要しない。尙右の統制團體や公共團體は商工大臣や地方長官の割當てた鐵鋼の數量の範圍内で切符を發行するを要するのである。

二、非鐵金屬類

銅使用制限規則

改正一、二、六、令二八
改正一、三、八、令七三

建築物の屋根、樋、庇等に銅を使用する場合は總て地方長官の許可を受けなければならなかつたのであるが、四月の改正で制限が強化せられた。即ち銅のみでなく銅の合金（眞鍮、青銅、洋銀）等も前述の用途に付制限を受ける外飲食用器具、家具、什器、美術裝飾品、喫煙用具、文房具等に對する使用も亦地方長官の許可を要することになつたが、更に八月の改正に依り制限は再度強化せられ銅合金の範圍を四分の一、白銅に及ぼし、又精銅の外層及故の銅も制限を受けることとなつた。加之建築物に銅を使用する場合も更に廣範圍の用途につき制限を受け、又銅製品の禁止品目もアイロン、油瀝し等日用品の殆んど全部を網羅し二五七品目に亘ることとなつた。但し輸出品を製造する場合は例外して許可を要しな

屋に買ひ集められたクリーム等の壘が、インチキ商品の模造用に悪用されてゐることは未だに絶えない。これは三四年前某本舗の商品が著るしく夜店に出たりして一時間問題になつたこともあつたが、今では特定の古厩屋に買占めさせてつぶしてゐる本舗も二三あり、これら模造品業者の提供する商品が、その數量に於いて問題にならずとして放置してゐるところも多い。

金蓋、王冠の金屬に代つて今ではベークライトが登場してゐる。金蓋は三四年前までは遙かにベークより安く、採算上有利であつたが、今ではもう金蓋の方が遙かに高く、その將來は危険がない。ボマードの金蓋はどうして、今までベークにされなかつたか。男性化粧品としてボマードにベークを使ふと、どうしても女性化粧品らしくなり、クリームに類似して來るといふ嫌ひがあつたが、男もクリームを使つてゐる今日では、さうまでベークを嫌ふ必要もあるまい。

王冠はふり出し壘になつてから急激にベークに置きかへられた。その他ベークの利用は益々多くなり、粉白粉の蓋、チツクの容器等にあつては紙の分野をさへ侵してゐる。ところがこのベークだけは原料として再生用に供せられない。硝子やセルロイドのやうに釜に入らない。その點がベークを始め尿素系統のものゝ弱味で、これにあつては廢品の回收は製造本舗によつて再利用され

るより外ない。現在、古壘屋等を集つて來るベークの蓋はパフをかけてから艶を出して使はれてゐるが、インチキ業者によつては有名本舗のマークなり名前を削りつてパフをかけ、再びベークの蓋として利用されてゐる。

二、硝子容器

金屬類の統制で化粧品の容器に非常な影響を及ぼし、商工省ではこれら金屬容器の回收を慫慂するほどまでに至つたが化粧品容器中の玉座を占むる硝子は、將來些かの懸念もないかどうか、これは製造家の齊しく關心を寄せてゐるところであらう。試みにガラスを用いた化粧品を挙げればクリーム、ボマード、化粧水、香水、香油、白粉、等々所謂、壘物の凡てがこれに屬してゐるだけに、若し萬一にもガラスの使用が國策上墜跌を來すことにでもなれば、化粧品界は決定的な容器難に陥ることは明かである。

ガラスの原料は板硝子、壘、板硝子器具等々により、それ／＼原料に多少の相違はあるが、大體に於いて珪石がその主なる原料で、板硝子に使用される珪石は支那産もあるが、旭硝子會社はこれを朝鮮のある島から採取してゐる。化粧壘に使用される通稱石粉と云はれる珪石は福島名古屋近傍に殆んど無盡蔵にあり、硝子はまづその主原料に於いて國産といふことになつてゐる。も一つ原料の主なるものにソーダ灰がある。これは旭硝子で

製造して自用に供すると共に各硝子工場に供給してゐるが、ソーダは鹽から製造されるものであり、わが國の鹽は大部分これを輸入に仰いでゐる關係上、ソーダ灰に關しては國産を完全に認めることは出来ない。

附帯原料としては、玉と稱せられる乳白壘——ボマード、クリーム等に使用されてゐる——は、乳白にする爲めに弗素が使用される。この弗素は螢石からとれるものである。その螢石は朝鮮に豊富にあるから、まづ輸入關係の心配はない。

光線を防ぐ爲めにベークラム、トニツク等に使用されてゐる茶壘は、砂糖によつて着色され、その量に於いて僅少であるから問題でない。ビール壘の着色はマンガンが使用されてゐるといふことで、マンガンはそれを輸入に仰いでゐる品物であるから、將來ビール壘の色が變るだらうといふやうな人もあるが、これは砂糖に代用出来るのではないかと思はれるが、はつきりとしたことは判らない。

次に業界品ではヘチマコロンを始め化粧水用として青竹と稱する青壘があるが、これはニッケルやクロムが着色用に使はれてゐるから、當然軍需品として縛られるのではないかと云はれてゐる。しかしその量は極めて少量であるから或ひは問題外と云へるかも知れない。現に板硝子の中には鉛が入つてゐるが、今のところ製造に差支へるといふことも聞かれない。

いで一定事項を地方長官に届出ることになつて居る。

白金使用制限規則

白金は之を裝飾用品、身廻品、文房具、什器の製造に使用することを禁止せられて居る。又白金の生産、輸移入又は賣買業者は一定事項を毎月地方長官に報告するの義務を有する。

鉛・亜鉛・錫等使用制限規則

鉛、亜鉛、錫、アンチモン又は此等の合金を以て製造した箔、紙及チューブ等は之を國內向の齒磨、化粧品、飲料品の包装に使用することを禁止して居る。輸出品は例外として使用を認められて居るが關東州、滿洲國又は支那向輸出品は之を除いてある。之は此等の地域は所謂圓ブロック地域であつてその輸出に依つて外貨が得られないからである。尙輸出として許可せられたものを國內や圓ブロック地域向に賣ることは嚴に禁止せられて居る。次に鉛、亜鉛、錫、アンチモン、ニッケル及びその合金は飲食用器具、家具、什器建築用金具、裝飾品、文房具等に使用する事を禁止して居る。但しメッキ用或ひはハンダとして錫や亜鉛を使用する場合や地方長官の許可を受けた場合はその例外である。

金使用規則

この規則は産金法に基くものであるが、九金以上の金製品の製造を禁止してゐたものであるが、八月の改正で、極めて特殊な例外を除く他、金製品の製造も、加工修繕に金を使用すること

昭一、二、二八、大廳會令六〇
改正一、三、八、二〇、會令五一

以上の原料關係に就いては大體硝子の將來は心配ないことになるが、硝子の値段は原料のコストよりも燃料にあると云はれる位だから、將來石炭の消費に制限が加へられることになれば、甚しい制肘を加へられる結果になるが、石炭需給の將來に就いては見透しがつてゐない。

以上を要するに硝子壘の將來は安心して可なるものがあらう。若し萬一これが使用制限といふことになつても、わが國には特有の陶器もあることではあるし、些かの不便、不體裁をしのべば化粧品がその容器に困難する日のあることは考へられない。若し又、硝子の製造が不能になつたとすれば硝子文明とも稱さるべき今日の社會に於いて、その波紋の及ぼすところはひとり業界のみならず、文化の根柢に變革を齎すべき時期の到來を意味することとなる。

層屋に賣られる空壘はガラス層として製壘工場やガラス器具工場で再生原料に使はれてゐるが、このガラス層は全國で一ヶ年に五〇萬噸集ると云はれてゐる。これを利用する工場ではガラス層を風雨に晒した後、ソーダ液で煮沸して十分不純物を除去してから再生用に供してゐるがガラス容器として一般から回收されるものには、ビール、サイダー、ラムネ、洋酒、和酒、醬油化粧品等の空壘があり、この中その數量最も多く、その回收率も亦最高を占めてゐるものがビール壘である。化粧品容器になつては、動もすれば

空壘を使用することに潔癖を感じてゐる向きもあるが、飲料水の容器ですら空壘が回收されて循環的に使用されてゐることを思へば、化粧品容器の回收などに神經營になる必要はないと云へる。殊にビール、サイダー等の壘は、新壘はどうしても壞れ易く、一旦市場に出て歸つて來る程の壘は平均の厚さに吹かれてゐるもので、その耐久力に於いて證明済となつてゐるものであるから、ビール會社では特に空壘を尊重する傾きもある。従つてその回收率は實に七割と云はれ、残りの三割が片腦油壘や家庭での醬油壘等に使われ、破損されるものは極めて少いと云はれてゐる。

試みに企畫院調査部の調査による數字を挙げれば、一ヶ年に於けるわが國の壘詰用ビール醸造高を二億リットルとすれば、これに要するビール壘の數量は二億五千萬本となり、回收されるものは一億七千五百萬本、金額にして八百七十五萬圓の經濟となつてゐる。

これに比して化粧品容器の回收は遙かに低位で、東京市内にある空壘屋の内に五六十軒が化粧品壘の回收をやつてゐるがその數量は極めて少く、地方に於いても亦、それ〴〵の地方に於いて買取再生に供されてゐるといふ状態で、ビール壘の如く全国的に組織的な回收網の出來てゐない現狀である。

これにはビール壘の形が一定してゐて荷造り運搬に便利なこと、需要家もこれ

が空壘屋に買取られることを知悉してゐること、再利用の洗滌が容易なこと等が回收を容易ならしめてゐるものと云へる。これに比べると化粧品壘は形が區々であり、荷造りに不便であり、需要家で層屋で買取ること知らず、又單價としてビール壘ほどには上りかねること、製造家に於いて洗滌に不便なこと、ひいては再利用の採算とれず、空壘屋はこれをこわして再生用のガラス層としてガラス製造工場に提供するに過ぎないといふ結果になつてゐる。

化粧品容器が實際いかに回收されてゐたかは敍上のところをもつて明かであるが、事變下化粧品容器の積極的回收のために東京組合においては九月十二日の役員會において

- 一、公式文書をもつて一般組合員に資源愛護の精神にもとづく化粧品容器回收の趣旨を傳達すること
 - 二、一般需要家にもこれを徹底せしめ空函、空壘、空錐、空チューブ等は一切これを廢棄せずして賣却する如く、その注意を促す爲の必要なる處置を考究すること
 - 三、各製造本舗に於いてはその容器被包の見易き場所に「容器愛護」の標語若しくは注意書を記入して需要大衆の注意を喚起すること
- に方針を決定、さらに東西兩商報の名によつて資源愛護、容器回收に關する懸賞標語募集を行つて三萬通の応募をみた。

も、全面的に禁止せられることとなつた。

三 機械

工作機械供給制限規則

昭一三、七二〇、令六〇

切削研磨用の金屬工作機械三十臺以上を備へて居る工作機械製造業者は、兵器やその部分品の製造業者以外の者に對し工作機械を供給することができない(既契約に基く引渡も制限される)但し商工大臣の許可を受けた場合は工作機械、自動車、鐵道車輛、鋼船、鑛山用機械、製鐵用機械、原動機、工具等の製造業者に對しては、例外として供給を認めて居る。尙右の如くして供給を受けた工作機械の轉用や轉賣は制限を受ける。

揮發油及重油

昭一三、三、七、令八

揮發油及重油販賣取締規則

揮發油、重油の販賣業者及石油精製業者は地方長官の發行した購買券(切符)と引換へなければ揮發油又は重油を賣渡すことを得ない。例外として御料品、官廳用品、軍用品等特殊の場合や揮發油に付ては一立、重油については五立以下の場合には切符を要しない。切符は一ガロン券乃至百斤券の間各種類に分れ、船舶用は赤色、然らざるものは青色と定められてゐる。

五 石炭

石炭供給統制規則

昭一三、九、一〇、令八〇
號改正一三、一〇、五、令

石炭の生産業者又は販賣業者は商工大臣の許可を受けなければ高島炭等の十八種の石炭の販賣ができず、又夕張

これによつて、需要大衆に呼びかける一助たらしめたのである。

価格規正問題

物資統制は、世界物價の低落現象に逆行して、事變以來わが國の物價を騰貴せしめ、原材料のみならず、生活必需品をも奔騰せしめるに至つた。蓋し物資統制が戦争に伴ふ龐大な消費に對處せんがための戦時非常手段であるから、原材料

品のみならず生活必需品が供給減少、或ひは製造禁止による供給杜絶をみ、需給關係を支配する經濟の原則は必然的にこれらの價格を昂騰せしめざるを得ないからである。實際、わが國の小賣及卸賣物價指數は次のやうに漸騰傾向を辿つてきたのである。

年 月	小 賣 價		前 月 比 較		前年又は前年同月比較					
	小 賣 價	卸 賣 價	小賣物價	卸賣物價	小賣物價	卸賣物價				
昭和8年度	87.1	95.4	(+)	9.3	(+)	17.8		
9 "	88.8	96.3	(+)	2.0	(+)	0.9		
10 "	90.5	97.4	(+)	1.9	(+)	1.1		
11 "	94.8	101.2	(+)	4.8	(+)	3.9		
12 "	104.2	123.8	(+)	9.9	(+)	22.3		
昭和12年 1月	110.6	131.1	(+)	2.2	(+)	1.8	(+)	7.4	(+)	9.3
2月	114.1	135.1	(+)	3.2	(+)	3.1	(+)	11.2	(+)	12.7
3月	116.9	136.9	(+)	2.5	(+)	1.3	(+)	14.7	(+)	11.0
4月	118.6	137.8	(+)	1.5	(+)	0.7	(+)	13.9	(+)	9.3
5月	118.4	140.0	(-)	0.2	(+)	1.6	(+)	13.7	(+)	13.2
6月	118.9	147.8	(+)	0.4	(+)	5.6	(+)	15.3	(+)	21.3
7月	124.7	148.5	(+)	4.9	(+)	1.5	(+)	20.7	(+)	20.9
8月	127.6	143.3	(+)	2.3	(+)	3.5	(+)	22.8	(+)	17.2
9月	127.6	—	—	0	—	—	(+)	20.5	—	—
12年 9月	105.9	123.7	(+)	1.9	(+)	1.1	(+)	12.2	(+)	21.4

小賣物價ハ昭和12年11月現在ノ價格ヲ100トス
卸賣物價ハ昭和4年12月平均ノ價格ヲ100トス

されず、價格に關して相次いで強力な戰時統制が加へられるに至つた。

① 物價委員會の構成

本年四月勅令第二七六號を以つて物價に關する重要事項を調査審議するため物價委員會令が發布され、中央と地方とに物價委員會が設置構成された。

中央物價委員會は、物價騰貴抑制に必要な根本的問題の検討を行ふとともに、物資統制に伴つて焦眉の急を告げるに至つた各種物品につき専門家を網羅した物價専門委員會の協力を得、標準最高販賣價格を相次いで決定した。綿製品、麻製品、毛製品、米材、南洋材、皮革製品、工業藥品、ゴム製品、金屬製品、氷、家庭用浴場用石炭、木炭、大麻、洋紙、珪瑯鐵器等數百種について行はれ、またその範圍もなほ漸次擴大しつつある。

地方物價委員會は道府縣に設置され、中央物價委員會の決定した價格を地方事情に應ずるやうに修正決定するとともにその地方において特に對策を必要とするものについても審議されるのである。

② 公定價格制度の登場

かく物價委員會は基準價格を決定するが、そのままにおいては法律上の強制力なくとも暴利取締令發動の基準たるにすぎない。そこで七月九日物品販賣價格取締規則が商工省令第五十六號をもつて公布され、屢次改正された。この省令により一般的な最高價格公定制度が實施され、法律上の強制力が付與せられるに至

炭等の十四種の石炭についても商工大臣の指定する者の發行した石炭割當證明書と引換でなければ、石炭の使用者に販賣できないこととなつた。例外は略石油の場合と同様である。十月の改正により月當二百五十匁以下は許可切符を要しないこととなり、その他の緩和をみた。

六 織 維

纖維工業設備に關する件

昭一三、二、二二、令五

綿、羊毛、人造絹絲又はス・フを原料とする紡績絲、織物又はメリヤスの製造器械を新設し又は増設することは特に地方長官の許可を受けた場合以外は之を禁止せられてゐる。

綿製品の製造制限に關する件

昭二、六、二九、令三七

綿絲、綿織物又は綿糸大小の製造は輸出品又は輸出品の原材料に使用するもの以外は原則として之を禁止せられてゐる。輸出品であつても關東州、滿洲國及支那向のものは内地向と同様制限を受ける。例外として地方長官の許可に依つて製造を認められるのは軍需用品、縫絲、漁船用帆布、ガーゼ、その他の所謂特免品である。

次にこの規則に依つて昨年末公布された綿製品ステープルファイバー等混用規則は廢止せられたのであるが、その内容を概略述べると國內用綿絲、綿織物、莫大小等を製造する場合はス・フその他綿又は毛以外の纖維を重量割合で三割以上混用することを強制してゐるのである。

綿製品の加工に關する件

昭一三、六、二九、令三八

つた。

從來、綿その他二三の物品については
單行規則で最高價格公定制が設けられて
ゐたが、この省令により「需給關係の調
整を必要とする物品」については、商工
大臣が指定を行ひさへすれば、いかなる
物品でも最高價格公定制が實施される
こととなつた。即ち商工大臣が物品と年
月日を指定すると、その指定された物品
の販賣者は指定された年月日の價格が最
高價格となつて、これより高い價格では
いかなる名義をもつても、販賣でき
ないのである。さらにこの指定物品につ
いては商工大臣又は地方長官が販賣價格
の指定ができ、この販賣價格が指定され
ると、それが新たに最高價格となる。販
賣價格の指定は全國的に統一すべきもの
は商工大臣が行ひ、地方的事實を參酌す
べきものは地方長官が行ふのである。
最高價格制と物價委員會とは密接な關
係がある。商工大臣が物品の指定を行ふ
ときは原則として中央物價委員會に付議
すべきものを採用する。またその販賣價
格の指定に當つては中央物價委員會の決
定したものを採用する。地方長官が販賣
價格を指定する場合も、地方物價委員會
が中央物價委員會の決定した價格を標準
に決定して答申した價格を採用するので
ある。故に物價委員會の答申はそのまま
では法律上の強制力はないが、商工大臣
なり地方長官なりがその答申を採用し、
商工省告示とし、或ひは道府縣告示とし

て官報又は公報に掲載されると、法律上
の強制力を有するに至るのである。今日
まで商工大臣の指定した物品は、別項法
律法規の項に掲げた如く四十六種に上
り、業界品としては石鹼、齒磨が加へら
れると傳へられてゐたが沙汰止みとなり
た。原料關係品において加へられてゐる
ものが少くなく、これに應じて各道府縣
長官も殆ど大部分公定價格を告示してゐ
る。

③ 暴利取締令の改正

支那事變勃發に對處して、暴利取締令
を昨十二年八月三日商工省令第十號を以
つて改正強化し、さらに昨年十月、本年
十月と再度の改正を行つた。これによつ
てわが業界品も全面的に同法の適用を受
けることになつた。

一 暴利行爲の範圍、商工省事務官松崎 松義氏の解説によると、暴利行爲とし

て取締を受ける行爲は

イ、暴利を得る爲に爲し又は爲さん
とする買占

ロ、暴利を得る爲に爲し又は爲さん
とする賣借

ハ、暴利を得て爲し又は爲さんとす
る販賣

ニ、不當の報酬を得て爲し又は爲さ
んとする販賣の媒介

そこで問題は暴利であるが、この暴利
か否かといふ事はやはり物品の種類に
より、或はその取扱ふ人の業態が卸か
小賣かにより又運賃その他の關係もあ

りますから、場所によつてみんな違ふ
のではなからうかと考へます。大體の
基準を申上げますと、各物品にはその
物品を販賣する場合における従前の平
均利潤と申しますが、營利の目安とな
る利潤率や或程度まであるやうに考へ
られます。この従前の平均利潤が所謂
暴利かどうかを制定する。一つの重要な
基準になります」と岩崎事務官は述べ
てゐる。又、買占、賣借についても、
従前の平均購入數量又は販賣數量、生
産若は消費の規模、平均在荷高等が重
要な材料となるのである。この暴利行
爲を行ふと、商工大臣や地方長官から
戒告處分を受ける。戒告處分等に違反
した場合に處罰される。

二 販賣價格の表示、物品販賣をする者

は凡て物品の價格を表示しなければな
らない。取引を明朗化し、公正化し、
物價騰貴を抑制するための必要手段と
して採用されたもので、物品の販賣業
者は暴利取締令の適用を受けるもので
あると否とを問はず、一切價格表示の
義務を負ふのであつて、小賣商は勿論、
卸商も、生産者も、凡て包含される。
表示の方法は商品に正札を貼けるのが
原則であり、化粧品如く包装品には
煙草の如く製造業者において小賣定價
を明記することが望ましい。勿論この
小賣定價は正札とは異なるから、小賣商
が定價以下の價格で販賣する場合に
は、別に正札を付さなければならぬ

綿絲、綿織物又は綿莫大小は昭和十
三年六月二十九日から七月二十八日迄
の一月の間染めたり、晒したり、裁斷
したりする加工を禁止せられた。但し
輸出品やその原料材料或ひは既述の特
殊品を加工することは例外として制限
を受けない。規則を定めた趣旨は次に
述べる綿製品の販賣制限に關する件の
目的達成上所謂生地物が加工されるの
を防止したものである。

綿製品の販賣制限に 關する件

昭三、六、二九、令三九
改正昭三、七、二九、令七一

綿絲、綿織物又は綿莫大小は小賣を
除き商工大臣の指定した者（現在大日
本紡績聯合會その他六團體が指定され
て居る）以外のものに對して販賣（卸
賣）することを禁止してゐる。但し輸
出向（關東州、滿洲國及支那向のもの
は除く）或ひは所謂特等品の販賣は例
外として制限を受けない。この規則の
趣旨は卸賣商のストツクを一應前記の
統制團體に買上げしめ、之を農山漁村
工場等此の際純綿製品やス・フ混用品
を使用せしむるのを適當とする方面に
配給せんとするのである。裏から言へ
ば、現在小賣商が國內向としてストツ
クとして居る綿製品がなくなれば、綿製
品の製造制限に關する件の施行と相俟
つて、纏て國內向としては全ス・フ製
品が供給されることとなる譯である。
而してこの規則は、七月の改正によつ
て農山、漁村、工場向として買上げら
れた綿製品（綿絲、綿織物、綿莫大小）に
付、右購入機關たる紡績等七團體が之
を販賣せんとするときは商工大臣の許
可を受けることを要する旨が附加へら

い。事情によつては正札の困難なものもあるから、店頭に定價表を掲示したり、或ひは見本品を備付けることをも許される。しかし小賣商は原則として正札制でなければならぬ。このいづれの方法によるにしても、見易い方法でなければならず、従来のやうに符號や符牒を用ゐたり、見にくい場所につけたり、小さい字で書いたものは許されないのである。

一番大切なことは表示された値段と實際の値段とが一致しなければならぬ。もし正札に最高價格を付し、普通はそれ以下に販賣するといふやうなことは、虚偽の表示となつて處罰される。しかし卸商の如く取引條件毎に、また顧客の代金の支拂の不正により價格の異なる場合には、表示すべき價格は通常の條件で（三十日拂の條件）通常の信用ある人に販賣する價格で、これに六十日拂は一割高とか、現金賣は一割引とかを明示する必要がある。なほ店頭に掲示する場合は、又は見本品を展示する場合には、その掲示物品や見本品と實物とが何人にも一見して解るやうに、明白に取引數量と種類銘柄とその價格を記しておかなければならぬ。もし價格の表示が不完全な場合には取締官憲は適當にこれを改めさせることができ、さらに必要があれば、販賣價格の届出を命ずることができ、やうになつてゐる。

以上が販賣價格表示制度の大略であるが、事情によつて價格表示を強制することが不適當な場合があるので、地方長官が特別の事情により表示させるのが不適當だと認められた場合は、表示しないでもよいことになつてゐる。東京府において告示されたこの除外例は次の通りである。

- 一、直輸出する場合
 - 二、特定の註文により製造し之れを當該註文者に販賣する場合
 - 三、従来の慣習上入札又は躰賣の方法に依り販賣する場合（取引所に於いて取引する場合、露店等に於ける叩賣を含む）
 - 四、吳服洋品及び配置賣藥商を除く各種行商但し所謂御用開の方法に依るものはこの限りにあらず
 - 五、緣日露店商
 - 六、屑物商の中捨ひ屋、屑屋（買屋人を含む）及び屑物買入業者（建場）の販賣する場合
 - 七、駄菓子小賣商
 - 八、農林水産業者がその生産品を販賣する場合、但し營業所に於いて販賣する場合はこの限りにあらず
- この價格表示制度は物價騰貴の抑制や取引の明朗化を目的としてゐるばかりでなく、物品販賣價格取締規則により指定した月日の販賣價格をみる場合にも大に有効であり、兩者相俟つて物價を統制せんとするものである。

④ 物價調査委員の協力

強力な物價統制を行ふ必要上、八月十日物價調査委員令を制定、全國を通じて三千人の物價調査委員を置き、實地調査を行ふことになつてゐる。物價調査委員は民間の經濟事情精通者から地方長官が任命し、その指揮監督を受けて、物價統制に協力することになつた。大體、警察署の管轄地域を標準に調査地區を設定、各地區に物價調査委員會を置き、これを行ふのである。別に經濟警察制度が設けられ物價統制の監視を行つてゐる。

輸出振興政策と業界

物資統制は、わが國の如く原料を輸入し、これを製品化して輸出するといふ貿易形態を採ること極端な國においては、輸出用原料の飢缺を惹起するのみならず、わが輸出産業の基礎である中小産業の構成をさへ破壊するに至つた。これは勿論わが貿易構成の根本的脆弱性によるもので、物資統制はこの脆弱なるために一層甚しい不振を招來するに至つたのである。本年上半期の貿易の姿は實に惨めなものがあつた。國際收支の均衡から、輸入の抑制は己むを得ないところ、爲替資金の見地から外國爲替管理法による輸入統制が行はれたばかりでなく、物の方面からも輸出入品等臨時措置法により輸入の統制が徹底的に行はれた。その結果は輸入を縮少し得たが、同時に輸出

綿絲配給統制規則

昭一三、三、一、令六

綿絲（混紡絲を含む）を原料とする製品の製造加工業者は原則として地方長官又は商工大臣の指定した團體（現在大日本紡績聯合會外十七團體が指定せられて居る）が割當てた數量以上の綿絲を使用することを得ない。但し輸出向の場合は此の限りでない。即ち工業者は右の團體より交付を受けた割當數量に相當する割當票（切符）と引換へなければ綿絲を買受けることを得ないのである。又切符と引換へに買受けた綿絲を他人に譲渡することは禁止せられて居る。

輸出綿製品配給統制規則

昭一三、六、三〇、令四〇

輸出向綿製品の配給の圓滑を圖りその國內轉用を防止することは綿業對策の眼目であるので、本則を以て

- イ、輸出向の綿絲や綿織物は特定の製造業者（甲號として大日本紡績株式會社他七四の紡績會社が定められて居る）か或ひはその委託を受けた賃織業者以外の者に對して之が製造を禁止せられて居る。
- ロ、イの製造業者は輸出向綿絲を甲號の紡績會社か、或ひは日本綿絲布輸出組合聯合會の所屬組合員（丙號）以外の者に對し販賣し得ない。但し自ら輸出する場合は例外を認められて居る。
- ハ、イ（甲號）の製造業者は輸出品の原材料として製造した綿絲を（乙號大日本毛織工業組合聯合會他六團體）の者以外に販賣することを得ない。

も甚しく減少せしめたのである。

しかしながら軍需資材輸出入確保のために輸出原料品の輸入まで圓滑を缺くに至ると、金資金に限度がある以上、循環的に軍需資材の輸入をも減少せしめるに至るのである。したがって國際收支の均衡上からは勿論軍需資材の確保といふ見地からも、輸入制限等の消極的手段のみでは十分でなく、輸出用原料を確保して積極的に輸出振興の手段に出なければならぬのである。改訂物動計畫は、この失敗に出發して輸出振興を重要な國策として取り上げるに至つたのも、故ありとなしければならない。

しかし輸出振興は輸入制限と異つて外國取引であるからして、一方の考へた通りに自由に行はれるものではないが、輸出減退の原因たる輸出原料の供給の不圓滑國內物價の割高諸外國の排日貨風潮等

是正し得るものについては極力是正して進出を計らなければならぬのである。
一、輸出原料供給確保——リンク制
輸出原料の供給を確保するために、リンク制は一つの手段として採用せられた。リンク制には商品別リンク制や綜合リンク制や各種の形態があるが、要するに製品を輸出したものについてはその製品の中に含まれてゐる相當量の外國産原料の輸入を認め、又商品種類によつては輸入數量だけの原料を一定期間内に製品化して輸出せねばならぬといふ制度である。現在わが國においては商品別リンク制が

行はれ、

- 刷毛——豚毛
- 石鹼——油脂及び香料
- 毛製品——羊毛
- 人造絹糸・人造織物——人絹バルブ
- フェルト帽子——ノイルヤ反毛
- 和紙——マニラ麻
- 綿製品——棉花

等については實施せられてゐる。業界品としては刷毛及び石鹼が直接このリンク制の恩恵を蒙つてゐるわけである。

次に保税工場制を擴張し、保税工場において内地へは運び入れず積戻の目的を以て貨物の輸入を行はんとする場合に、その原料の輸入爲替許可を容易ならしめてゐる。又輸出向原料の輸入資金の調達を容易ならしめるために、日本銀行の正貨準備八億圓を割いて三億圓の外國爲替調整資金を設定した。又輸出雑品の原料輸入については爲替管理上特別の苦心を加へて出來得る限り圓滑に行くやうに計つてゐる。かやうに各種の手段を盡して原料確保に乗出すに至つたのである

二、物價割高の是正——價格統制

わが國の物價が輸入抑制に伴ふ需給の不均衡増大によつて昂騰をつづけたことは既に述べたが、これに對して世界物價の趨勢はどうであつたかといふと、昨秋以來低落を示してゐる。

	日本	英國	米國
十二月六月	100.0	100.0	100.0
七月	100.0	100.0	100.0
八月	97.7	97.7	97.7

九月	100.1	97.5	97.5
十月	99.2	95.7	96.8
十一月	99.6	94.3	94.5
十二月	101.2	94.3	93.5
十三年一月	102.8	94.2	93.6
二月	104.6	89.5	91.7
三月	105.5	87.8	91.3
四月	103.4	86.9	90.2

かやうに國內物價高と海外物價安といふ價格差の増大が低貨銀と爲替安との效力を鈍化してゐるのであるから、この國內物價を少くとも事變前の價格にまで低下せしめる必要があり、かくて別項に記したやうに各種の價格統制策が講ぜられてたのである。のみならず勞働賃銀の漸騰、船舶の徴用による船腹難からの運賃備船料の暴騰は生産費を高からしめ、輸出を阻害してゐる。これらの點についても有効適切な處置が講ぜられなければならないのであるが、それは今後の課題となつてゐる。

三、諸外國の排日風潮の除去

これには一般的な外交方策によるべきこと勿論であるが、その他各地にある貿易斡旋機關や各種民間團體を通じて外國の認識の是正につき努力し、さらに華僑の勢力の強い南洋方面についてはわが國の商權擴張策に政府から便宜を與へてゐるのである。

四、その他

海外市場調査團を海外に派遣して販路を開拓し、貿易斡旋所を増設し、輸出手形損失補償料を低下して貿易金融に便し

ニ ロハに依り買受けた者は之を國內の配給系統の者に之を販賣することを禁止せられて居る。

丙 號(日本綿製日輸出組合聯合會所屬組合員他十一)の者は輸出註文に基く場合の外は輸出用の原料として製造せられた綿絲や綿織物を買入れることを禁止せられて居る。又輸出註文とはいへ關東州、滿洲國、支那向輸出として買入れたたり又販賣することは制限を受けるのである。

最後に日本綿絲輸出組合聯合會に屬する組合は綿絲及綿織物に付きそれ〴〵一定數量以上の保有を制限せられて居る。
綿絲販賣價格取締規則
昭二、五、一〇、令二二

綿絲(純綿絲及混紡綿絲)は商工大臣の定めた種類のものに付商工大臣の定めた公定價格を超へて販賣することを禁止せられて居る。又販賣のみならず最高價格を超える對價で賣つたと同一の利益を收める目的で買戻約款を附したり、抱合販賣をすることも同様である。尙一定限月以上の先物契約も禁止せられて居る。

毛製品ステープルファイバー等混用規則

梳毛絲を製造する場合は(輸出品は之を除き)その番手を法定のものに制限しステープルファイバー等を重量割合で五割、六割、七割、八割又は九割混紡することを要する。紡毛絲はステープルファイバー等を二割以上混紡することを要する。
毛織物 毛莫大小は(輸出品を除き)

輸出資金の前貸損失補償制度を設定する等各種の方法が講ぜられた。

なからうと考へる。

圓ブロック向 輸出制限

さて、かくの如き貿易振興策は、本年下半年期に至つて實效を奏してきたが、なほ輸出貿易の委縮の傾向は根本的に打開されたわけではない。リンク制の實效は本稿締切までに十分に具體化してゐず、殊に石餘のリンク制の如き業界に直接關係する方面では思はしくない。勿論、これを以てリンク制そのものの効果を疑ふことは誤謬で、むしろ今後懸つてゐると考へられるのである。しかしそれにしろ今後自然に放置すれば加速度的に不振を來す輸出の食止め策であつて、これからは一層積極的な輸出増策を講じなければならぬであらう。その具體的な内容は昭和十四年度に明かにならう。

輸出振興策と關聯して問題になるのは圓ブロック向輸出制限の問題である。さうして小間物は一般に歐米向であるが、化粧品は圓ブロック向が九割迄であるからして、この問題は業界にとつて重大なる渦紋を投じたのである。業界品の輸出は別項「海外業界」に記したやうに圓ブロック向を主體とし、この方面の輸出制限は輸出市場の喪失をさへ意味するといつて過言ではなからう。そこで物資制限が與へた影響は業界の内外の問題と化したのである。しからば圓ブロック向輸出制限はいかにして起つたかの原因を記録し、今日までに行はれてきたその矛盾に對する對策を記しておくことは徒爾では

滿洲、支那、關東州の圓ブロック向輸出制限は、七月棉絲布について實施されたのを端緒にブラッシ、石餘類にまで波及してきた。殊に北支の如く中華民國聯合銀行が設立されわが國の圓とリンクする聯銀券が流通し、わが國との通商が圓滿に行くと考へられた矢先であつたからして、それだけ關係者に與へた衝撃も大きいのだ。しかしその理由とするところ考へてみれば、この方面の輸出制限の眞にやむを得ないことは理解される。

一、圓ブロック向輸出は外貨の獲得とならないこと。

二、第三國向輸出に振り向ける必要のあること。

即ち支那や滿洲は現在日本の勢力圏であつて日本の圓貨幣が流通してゐるのでこの地方に日本品を輸出しても、圓貨幣を回收するだけで何等外貨を獲得することにならない。わが輸出貿易の基本命題は、軍需の充足、生産力擴充のために、外國から巨額の物資を輸入しうるやうに磅や弗の外貨の獲得を目的とするものである。もし自然の趨勢に放任するならば、輸出の困難な第三國よりも容易なこの滿支市場に奔出し、愈々第三國向輸出力は愈々減少するであらうから、かかる

放任はできないのみならず、日本商品そのものが輸入原料に據ること多分であるからして、この方面への輸出増加はそれだけ日本の第三國支拂負擔を増大する結果になるからである。といつて、滿洲國の如く貿易管理の實施されてゐるところはいざしらず、北支の如き自由市場において日本品の輸出を制限するならば、代つて第三國商品が流入することは明かである。血であがなつた支那市場の喪失となる。そこで輸出制限に代る對策がなければならぬと考へられるのである。

その對策の第一は、ここにも貿易統制を確立強化することである。日本が輸出制限を行つても、外國品が流入するに於いてはわが國にとつては重大な市場を喪失することになるからである。のみならず支那の經濟にも悪影響を與へる。例へば日本の輸出商品の制限により支那物價を昂騰せしめ對日本輸出を困難にするといふ風にある。そこで貿易統制を行つて圓ブロック單位としての一體の商品流通を行はしめ、さうして日本の輸出制限を緩和しようとするものである。これは最良に相違ないが、實行に非常に困難なものであるが、ここに根本方策をむけなければならぬ。

第二策は滿支の原料輸出品とわが輸出品との間にリンク制を布き、輸出制限を緩和することである。棉花の如きについては支那現地においてもこれが要望されてゐると傳へられ、又業界品についても

二割乃至五割以上ステープルファイバー等を混用しなければならぬ。又輸出向として作られた毛製品は本邦内や圓ブロック地域内で販賣することを禁止されて居る。

ステープルファイバー及ステープルファイバー絲

販賣價格取締規則

昭一三、六、一五、令三一

ステープルファイバー絲の種類別銘柄別に又月別に商工大臣が最高價格を定めその價格を超える對價を以てする販賣を禁止して居る。尙限月は五月と定められて居る。

尙ほ同時にスワ糸の番手の制限が行はれた。

人造絹絲販賣價格取締規則

昭一三、七、二三、令六三

人造絹絲は商工大臣の定めた種類のものに付商工大臣の定めた公定價格を超へて販賣することを禁ぜられる。のみならず最高價格を超える對價で賣つたと同一の利益を収める目的で買戻約款を附したり、抱合賣買をすることも禁止せられて居る。

尙一定限月以上の先物契約も同様である。

人造絹絲の太さ制限に關する件

昭一三、七、二三、令六四

右價格制限に關聯して人造絹絲を製造する場合輸出品又は特別の事情に依り地方長官の許可を受けた場合を除き一定の太さに製造することを要する旨規定せられた。

綿製品品の販賣及加工制限の一部解除に關する商工

豚毛とブラツシの如きリンクケ制を一層廣く行ふことである。大阪商工會議所はこのことを大に陳情した。

第二策は進んで一般的、バアター制の實

滿、關、支を輸出より除外せる結果制限を受くる場合

滿、關、支向商品ニ對スル諸制限 (二三、九、二九)

豚毛とブラツシの如きリンクケ制を一層廣く行ふことである。大阪商工會議所はこのことを大に陳情した。

第二策は進んで一般的、バアター制の實

滿、關、支を輸出より除外せる結果制限を受くる場合

滿、關、支向商品ニ對スル諸制限 (二三、九、二九)

滿、關、支を輸出より除外せる結果制限を受くる場合

滿、關、支向商品ニ對スル諸制限 (二三、九、二九)

物 資 名	製造制限又は使用制限	輸出品(第三國向)として製造せられたるもの販賣制限	配 給 統 制	制 限 の 緩 和
銅又は銅合金を以て製造せる物品又は部分品 (商工大臣指定二五七品目)	銅使用制限規則 (第四條)	銅使用制限規則 (第七條)		地方長官の許可
鉛、亜鉛、錫、アンチモン又は之等の合金を以て製造せる包装用箔、紙又はチユ一プ	鉛、亜鉛、錫等使用制限規則 第一條 齒齧、化粧品又は飲食料品包装用として使用する場合	鉛、亜鉛、錫等使用制限規則 (第五條)		同 右
鉛、亜鉛、錫、アンチモンニツケル又は之等の合金を以て製造せる物品又は部分品 (商工大臣指定十種類品目)	鉛、亜鉛、錫等使用制限規則 (第三條)			地方長官の許可
綿、莫、大、小、糸 (ス・フを混用したるものを含む)	綿製品の製造制限に關する 綿製品の加工制限に關する (令三八號・六二號・七〇號)	綿製品の販賣制限 に關する件 令三九號 六二號 七一號 (小賣を除く)		地方長官の許可
輸出品又は輸出品の原材料に用ふるものとして製造したる綿糸、綿織物(タオルを除く)又は之等を原材料として製造せる物品	輸出綿製品配給統制規則 第二條、第三條、第四條、第六條、第九條	輸出綿製品配給統制規則 第二條、第三條、第四條、第六條、第九條		地方長官の許可
毛製品ステールファイバ	毛製品ステールファイバ等混用規則	毛製品ステールファイバ等混用規則		地方長官の許可

省令第六二號

昭一三、七、二二、令六二
綿製品の販賣制限に關する件及び綿製品の加工制限に關する件を以て販賣及加工を制限した綿織物の中、製品の性質上主として農山漁村或は勞働者向のもの之を買上げて配給するとともに、之に不適當なものは地方長官の許可を受けしめ、その販賣及加工を容認することとしたものである。

綿製品の加工許可に關する件

昭一三、七、二九、令七〇
綿製品(綿絲、綿織物及綿莫大小)の中農山漁村、或ひは勞働者向のものは政府の指定せる紡聯等七團體をして一括買上せしめるのであるが、右に付加工を行ふ場合は地方長官の許可を受けしめることとしたものである。

而して農山漁村向等として適當するものは小幅物、廣巾物、綿莫大小に亘つて細目の種類を定めて居る。

七、皮 草

皮革使用制限規則

昭一三、七、一、令四三
皮革を使用して靴、馬具、調帶、運動用具等七品目を製造することは、軍の註文又は輸出註文(尤も關東州、滿洲國又は支那向のものは之を除く)その他特別の事情(例へば運動具の中のボール等)により地方長官の許可を受けた場合の外は一切之を禁止せられて居る。次に履物、鞆類、帽子等の身廻品等の十一品に亘る皮革製品は皮革のみならず馬革、羊革、豚革、鯨革又は鯨革を使用して製造することも原則として禁止されて居る。

皮革配給統制規則

物資統制

物資名	製造制限又は使用制限	販賣制限	配給統制	制限の緩和
毛織物(毛布膝掛肩掛及毛莫大小) 人造絹糸	第一條、第二條、第三條(番手及混用率の制限) 人造絹糸の太さ制限に関する件	規則(第四條)		地方長官の許可 同 右
皮革 牛革を以て製造せる物品(商工大臣指定七品目) 牛馬羊豚鯨鮫の革を以て製造せる物品(商工大臣指定十一種類品目)	皮革使用制限規則(第一條) 皮革使用制限規則(第二條)	皮革使用制限規則(第三條)		同 第一條、第二條に付ては地方長官の許可
ゴム ゴムを以て製造せる物品(商工大臣指定廿三品目) 總ゴム長靴及總ゴム短靴(雨靴オーパーシノーズ及豆靴を除く) 輸出品又は輸出品の原材料としてゴムを以て製造又は加工せる物品	ゴムの使用制限に関する件	ゴム靴の販賣制限に関する件(小賣を除く)(第八條) ゴム配給統制規則(第八條)	ゴム配給統制規則(第三條)(用途別數量割當)	同 右 商工大臣の許可
自内 燃動機 鐵石 染麻 等(二十四品目)		臨時輸出入許可規則(第一條)		地方長官の許可 商工大臣の許可
鋼材(屑鐵を含む)を以て製造せる物品(商工大臣指定百十八品目) 鉄鐵を以て製造せる物品(商工大臣指定六十五品目)	鋼製品の製造制限に関する件 鉄鐵鑄物の製造制限に関する件			地方長官の許可 地方長官の許可

全般的統制の結果制限を受くる場合

昭一三、七、一、令四三
皮革の國內増産を圖り併せて配給の統制を期する爲に左の事項が定められて居る。

イ 販賣の目的で牛馬羊又は豚を屠殺した者は原則としてその皮を使用することを禁止せられ、その皮を商工大臣の指定した販賣業者(八月一日より施行される關係上未だ指定されぬ)以外の者には販賣することを得ない。仲買人も同様である。

ロ、皮の輸入は商工大臣の指定した輸入業者に限り之を爲し得る。

ハ、皮の販賣業者、輸入業者及製革業者は毎月の皮なり革なりの販賣計畫に付いて商工大臣の承認を要する。

ニ、販賣業者、輸入業者又は製革業者は商工大臣の指定した價格を超える對價を以て皮革を販賣することを得ない。

ハ、ゴムの使用制限に関する件

昭一三、七、九、令五三
この規則はゴム類や再生ゴムを使用して、ゴム靴、履物、玩具、運動用具等指定二十三品目を製造することは、軍の註文や輸出註文に依る場合を除くの外總て禁止したものである。
ゴム靴の販賣制限に関する件

昭一三、七、九、令五四
ゴム靴は小賣を除き商工大臣の指定した者以外に對し販賣(卸賣)することを禁止せられて居る。但し軍の註文や輸出註文に依る場合は例外が認められて居る。現在指定せられて居るのは日本ゴム工業組合聯合會と東京ゴム靴卸

普通銑鐵(鑄鐵管を含む) 普通歴延鋼材	白金使用制限規則	鐵鋼配給統制規則 (用途別數量對當)
白金を以て製造せる裝飾用品、裝飾具、身廻品、什器	番手制限に關する件	地方長官の許可
ステープルファイバー糸	米松販賣取締規則 (第一條)	地方長官の許可
米松(長さ二米以下のものを除く)		地方長官の許可

商品別リンク制ニ於テ滿、關、支向ヲ輸出ヨリ除外セルモノ

製品	原料
羊毛製品 フェルト帽子及帽體 人絹糸布 刷子 石鹼紙	羊毛 ノイル、反毛、襪襪 パルプ 豚毛、縞黑檀、メキシコファイバー、牛骨 牛脂、植物性芳香揮發油 マニラ麻

經濟警察制度

物資統制は國民の經濟生活に幾多の制限を加へることになつたが、その實施は戰爭目的の達成のために、又國內治安維持のために、警察力の于與を全面的に必要とするに至つたので、ここに新たに經濟警察の機構を整備するに至つた。この經濟警察は、

- 一、經濟統制關係の諸法令の取締り並びに違反者の檢舉事務
- 一、經濟統制に關する情報事務
- 一、特殊物資(ガソリン等)の配給に關する執行事務

物資統制

するところは、使用制限、製造制限、價格取締等について今まで公布せられた各種法令の遂行を遺憾なからしめ、必要に應じて專任の警察官が監視或ひは相談の衝に當り努めて違反のないやうに指導することにある。矢たりに威力を以つて臨むものでなく、親切を旨として指導に心掛ける。大體に於いて消極的な立場から、諸法令の普及徹底を擁護しようとするのである。それで經濟警察運用に關する方針として、八月五日内務次官より全國地方長官に發した通牒によれば次の各項目が擧げられて居る。

- 一、經濟警察運用の根本方針は、統制諸法令の違反に對し斷乎取締りの徹底を期するにあるも、これが具體的方法として考慮すべき諸點次の如し
- イ 統制諸法令は戰時國策遂行のため絶対必要にして、その違反は國策を紊る反國家的行爲なることを十分國民をして理解せしめるとともに、統制諸法令の主旨徹底につとめ、もつて國策に協力せしめるの措置を講ずること
- ロ 警察機構を有機的に活用し、絶えず統制諸法令の施行状況を監視してその實施を確保するとともに違反の恐れある場合においては、さらに適當なる事前的措置により萬全なる防犯の方策を講ずること

商業組合とであつて、この二つの組合は買上げたゴム靴を商工大臣の許可を得て雪國の小學生や特殊の藥品工場、北洋漁業用向の緊要な用途に配布せしめることとなるのである。

ゴム配給統制規則

昭三、七、九、金五五

ゴムの國內轉用を防止しその配給の適正を圖る爲に、ゴムを輸入した者は商工大臣の指定した者(現在日本護謨輸入組合外三組合)以外の者に、之を販賣することを得ない、又ゴム工業者は商工大臣又は商工大臣の指定した統制團體(日本護謨工業組合聯合會)が用途別に割當てた數量以上のゴムを使用することを得ない。商工大臣や統制團體は工業者に對してその割當數量に應じたゴム購入票(切符)を交付し、この切符と引換へにゴムを賣ることとしたのである。

米松販賣取締規則

昭三、七、九、令五二
改正一〇、二八、令九二

米松(長さ二米を超えるもの)は軍の註文に依る場合を除き商工大臣の許可を受ければ之を販賣することを得ない。但し十一月の改正により原木の製材に伴つて生ずる副製品所謂羽柄物等は此の規則から除外された。販賣許可を受けやうとする者は用途、數量、買受人その他の事項を明かにした許可申請書を商工大臣の販賣業者は毎日その前日の販賣數量や在庫數量を商工大臣に届出でる義務を有する。

硝酸の製造制限に關する件

昭三、二、一、二〇、令二八號

この規則は硝酸の製造を爲す者は商工大臣の定める硝酸の製造を命じたもので民間硝酸使用工場への一定配給を確保する目的に出たものである。

ハ 檢舉は重大事犯、悪質なる犯罪に主力を注ぎ輕微なる事犯については苛酷にわたらざるやう篤と留意すること

ニ 統制諸法令實施の結果轉業離職のやむなきにいたりたるものに對しては速かに關係當局と協力して積極的にあらゆる方途を講ずること

一、經濟警察の重大性に鑑みこれが實行に當る警察官に對しては、十分に法令を理解徹底せしむるなど教養に努め、又警察官の一般民衆に臨む態度については統制諸法令の性質になぞらへ、國民をして國策に順應せしむるやう指導する心構へをもつて懇切丁寧を旨とすること

以上を鑑みて、經濟警察の取締の對象となるものは
① 國家の利害を顧みず、自己の利害のみを考へて物資の不正取引を行ふこと
② 制限物資を隠匿乃至密賣すること
③ 制限物資の價格吊上を爲すこと
④ 一般物資について暴利をむさぼること
⑤ 輸出商品を國內需要へ轉賣すること
⑥ その他不正賣買を爲すこと

等の諸行爲であるから、業者は宜しくこれ等の點に留意して、遺憾なきを期せられたい。

次にこの經濟警察の組織は如何になつてゐるかをみよう。
内務省警保局が總取締に任じその下に

鐵鋼關係	件數	人員
液體燃料關係	一、三三	六六
非鐵金屬關係	一七〇	六九
纖維關係	七、三九八	一八〇
皮革關係	五〇五	六、九七三
		五九

直接の執行機關としては、各府縣警察部内に經濟保安課又は經濟保安係が設けられ、それらの特殊事情に應じて監視並びに指導に當つて居る。特に東京府に於いては七月七日既に警視廳保安部保安課に經濟警察係が設立され、ついで八月三日内務省より經濟警察設置に關する官制が公布され、專任官の任命を、八月六日警保局内經濟保安課を設置、課員に對して大車輪の教育を行ひ、その後數日にして管下九十署の窓口に警部補三十六名、巡查二百五十四名の經濟警察官が坐つて業者との接觸を開始した。

一方、總本山の内務省では命令系統の一元化を期するためこの新制度とは不可分關係の間柄にある商工省と緊密な連絡を保ちつつ、物價委員會に所屬する監視隊とも提携して經濟警察制度の運営に萬全を期して居る。

かやうにして經濟警察が生れ、今後益々經濟警察網は緻密になり、その強制執行力も次第に強化されて行くと考へられる。内務省經濟保安課調査によれば、十三年九月十二日現在の違反状況は次の通りになつてゐる。わが國最初の記録だからここにまとめておくのも、後年の參考とならう。

物價共通地區	東京、神奈川、千葉、栃木、茨城、埼玉、群馬、關東第三區、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、中部地區、愛知、岐阜、静岡、大阪を中心とするもの、近畿第一區、近畿第二區、京都、大阪、兵庫、滋賀、和歌山、奈良、岡山、三重、鳥取、島根、山口、中國地區、四國地區、九州地區、沖繩地區
東京を中心とするもの	東京、神奈川、千葉、栃木、茨城、埼玉、群馬、關東第三區、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、中部地區、愛知、岐阜、静岡、大阪を中心とするもの、近畿第一區、近畿第二區、京都、大阪、兵庫、滋賀、和歌山、奈良、岡山、三重、鳥取、島根、山口、中國地區、四國地區、九州地區、沖繩地區
北海道地區	
關東第一區	
關東第二區	
關東第三區	
山梨	
長野	
新潟	
富山	
石川	
福井	
中部地區	
愛知	
岐阜	
静岡	
大阪を中心とするもの	
近畿第一區	
近畿第二區	
京都	
大阪	
兵庫	
滋賀	
和歌山	
奈良	
岡山	
三重	
鳥取	
島根	
山口	
中國地區	
四國地區	
九州地區	
沖繩地區	

ゴム關係 三、七
木材關係 四、五〇
物品販賣價格關係 四、三六
暴利取締關係 九、三六
計 三、六四
三、六九
これによつて、暴利關係が斷然多く全體の五七%、次が纖維關係の違反で全體の二二%を占め、物品販賣價格關係が一三%となつてゐる。これによつて經濟統制違反の大部分が輕微なものであることが解るであらう。

十一補遺
鐵屑配給統制規則
昭和一三、一、二一、省令第九七號
鐵屑の回收のため故鐵統制會社の設立を見たので、商工省は同會社を中心に鐵屑の集中を強化するため新に鐵屑配給統制規則を制定した。第二條によつて故鐵統制會社の指定する者以外の者から廢鐵を買へぬことになるが、軍用特殊鋼等の機密保持の必要から、又鐵屑の販賣を兼業する場合のため、又野鍛冶の失業を考慮して若干の除外例を設けた。この規則は十二月一日から施行されるが、實際には回收に急を要する熔解用の鐵屑に關する規定のみを十二月一日から施行し、他の條項については準備成り次第來年一月中旬に施行される、筈である。

銅、鉛、錫等配給統制規則
昭和一三、一、二二、省令第九九號
銅、鉛、錫、及アンチモンについては消費制限規則が制定され、これが軍需集中を圖つて來たが、これの配給統制は各個別の統制組合を設立して輸出入品臨時措置法の單なる睨みの下に運用されて來てゐたが、其後各種非鐵金屬の需給状態より到底右の自治的統制のみでは追付かず、且統制を擴大して故銅、故鉛、故亜鉛、亞鉛、錫、洋にまで配給の集中を強制する必要が痛感されるに至つたので、商工省は新たに銅、鉛、錫等配給統制規則を制定し十二月一日から施行した。同規則の主なる骨子は
一、國內産と輸入物を問はず總て所定の統制組合に配給の一元的集中化を強制したこと
一、故銅、故鉛、故亜鉛は日本故銅統制會社以外から買つてはならぬこと

製造禁止物品一覽表

物 鑄 鐵 銑

物 資 統 制	(イ)	文 鎮 鉛 筆 削	イ ン ク 壺	ホ チ キ ス	貯 金 箱
	火 鉢 茶 道 用 風 呂 釜	天 水 鉢	扇 風 機 (工 業 用 の も の を 除 く)	鏡 臺	
	煙 草 セ ッ ト 灰 皿	花 器	水 盤	燈 籠	
	火 消 壺 玩 具	鉄 物	柱 掛	額 縁	
	茶 卓 菓 子 皿	置 瓦	電 氣 ス タ ン ド	電 燈 支 柱 用 腕 木	
	門 窓 屏 風	窓 枠 分 銅	持 送 り	看 板	
	風 除 器	手 摺 格 子	金 庫 (手 提 金 庫 を 含 む)	帽 子 掛	
	電 柱 欄 干	棚 子	陳 列 臺	街 頭 照 明 柱	
	溝 蓋 紙 屑 箱	本 立 プ ッ ク エ ン	交 通 標 識	街 路 樹 保 護 板	
	卓 子 寢 臺	シ ャ ッ タ ー 用 器	シ ャ ン デ リ ャ	機	
	ガ ス ス ト ー プ	電 氣 ス ト ー プ	郵 便 受 箱	ラ デ エ ー タ ー	
	名 刺 刺 及 傳 票 刺	紡 織 染 色 又 は 整 理 用 機 械 器 具 (針 布 製 造 用 機 械 器 具 を 除 く)	五 德	卓 上 呼 鈴	
	印刷 又 は 製 本 用 機 械 器 具	理 容 用 機 械 器 具 (バリカン を 除 く)	窯 業 用 機 械 器 具 (硝 子 又 は 耐 火 煉 瓦 製 造 用 機 械 器 具 を 除 く)		
(ロ)	次 に 掲 げ る 物 品 又 は そ の 部 分 品 を 製 造 す る 専 用 機 械 器 具	葉 子	清 涼 又 は 致 醉 飲 料	香 水	
	鐵 釘 (等 釘 を 除 く)	金 網	紙 及 同 製 品	等 特 殊 の 紙 を 除 く	
	石 鹼	蓄 音 機 用 レ コ ー ド	セ ル ロ イ ド 及 同 製 品	パ ラ イ タ ベ ー ル	
	刷 毛 及 刷 子	綿 又 は 麻 製 の 綱、 繩 及 綱	帽 子	熨 斗	
	金 屬 箔	萬 年 筆	鉛 筆 及 ク レ ヨ ン	寸	
	文 鎮	本 立 プ ッ ク エ ン	鉛 筆 削 刀	貯 金 箱	
	バ ン ド 用 金 具	靴 籠	煙 草 セ ッ ト	シ ガ レ ッ ト ケ ー ス	ラ イ タ ー
	灰 皿	鏡	コ ン パ ク ト	石 鹼 箱	化 粧 箱
	繪 具 箱	墨 汁 罐	食 卓 用 ナ イ フ	フ オ ー ク	ス プ ー ン
	茶 卓	盆	皿	菓 子 器	菓 子 罐
	魔 法 壺	天 火	布 帛 掛	置 物	置 時 計
	花 器	火 鉢	椅 子	機 器	卓 子
	棚	戸 棚 (ロツカ ー を 含 む)	帽 子 掛	掃 除 器	塵 取

また同一經營會社と雖も一工場から他工場へ轉用することを得ないこと
一、政府は以上の地金及故のもの死蔵者に對し賣却命令を發し得ること
等で、過般の日本故鐵統制會社を中心とする鐵屑配給統制規則の運用と相俟つて鐵、銅その他主要非鐵金屬を連じ地金及屑ともが最も強い國家管理下に入れられたわけである。

毛織物製造制限規則

昭和二三、一一、二五、省令第一〇二號

羊毛の輸入制限強化に對應し、これが消費の節約をはかるため、さきに羊毛の使用制限を強化すべき種々の方策を講じてゐたが、右の原毛使用制限計畫に伴ひ今後製造せられる毛織糸の供給不足の結果毛織物の輸出に對しても甚大な影響を與へるおそれがあるので十一月二十五日省令毛織物製造制限規則を公布、十二月二十日より施行した。右規則はさきに關係業者を招致し協議した結果に基づき毛織物の製造に關し平均四割の操短を實行するため織機の封緘、休日の強制等を規定するものである。

揮發油及重油販賣取締規則

改正

昭和二三、一一、二五、省令第一〇〇號

揮發油及び重油販賣取締の徹底と運用の圓滑をはかるため、本年五月一日實施した揮發油及重油販賣取締規則を左記の如く改正、明年一月一日より實施することになつた。

- 一、揮發油重油の販賣業者または石油精製業者に揮發油または重油を賣渡すときは目的の如何に拘らず購買券を要せざること
- 二、揮發油若しは重油の販賣業者または石油精製業者がその所有せる揮發

鋼	製	品	金製品	白金
如露	鹽	備付用手洗器	湯タンポ	家庭用電熱器
シャンデリア	電氣スタンド	ランブシェード	鳥籠	衣裳入箱
紙屑箱	傘立	自轉車立	履物裏金	泥拭器
痰壺	屏	門	柵	格子
風窓	窓枠分銅	シャッター用器	街頭照明柱	手摺
欄干	交通標識	電柱	街頭照明柱	トポールを除く
電燈支柱用腕木	郵便受箱	陳列器具	看板	ネームプレート
廣告塔	ネオンサイン用具	玩具	子供用乗物	スケート用具
剣道用面	投擲用砲丸、鐵鎗	圓盤及槍	野球用マスク	鐵砵鉛
競漕短艇用クラッチ	登山用ピッケル	競技用障礙物	庭球用ネット	運動靴用スパイク
ゴルフ用具	メガホン	獵銃	空氣銃	
樂器	樂譜臺及びタクト	蓄音機及び蓄音機用針	幻燈機	活動寫眞機
演藝用照明機械器具	金網	ラズ及び工籐業用のものを除く	籠	類
金庫	手搦金庫	扇風機	工籐業用のものを除く	ストーブ
金錢登錄機	フアイル	名刺刺及傳票刺	冷藏庫	醫藥用のものを除く
自働番號機	エレベーター	工籐業用のものを除く	紡績、染色又は整理用機械器具	計量器用除く
窯業用機械器具	ガラス又は耐火煉瓦製	印刷又は製本用機械器具	理容用機械器具	剃刀を除く
次の物品又はその部分品を製造する専用機械器具	鐵釘	踏釘	金網	菓
石鹼	蓄音機用レコード	セルロイド及同製品	紙及同製品	等特殊の紙を除く
刷毛及刷子	綿又は麻製の綱、繩及綱	清涼又は致醉飲料	香	水
金屬箱	萬年筆	鉛筆及クレヨン	帽	子
				燐寸
				紙及同製品
				等特殊の紙を除く
				燐寸
				燐寸

金を用ゐたる製品、金を含む合金、金織、金張地金、金箔、金絲、金液、金鍍金液及金化合物及びこれらを用ゐたる製品の製造、加工、修理

裝飾用品、裝身具、身廻品、文具具、什器の製造、加工、修理

アイロン 油 瀟し 安全剃刀及同容器 椅子 子 犬用 金具
 印形 印形入れ インク入れ インクスタグ 打 掛 腕時計バンド
 腕輪 繪具容器 エレベーター 工籐業用のものを除く 燐寸

油または重油を使用せんとするとき
 は使用せんとする數量に相當する購
 買券に消印を押捺せしむること、な
 ほこれに伴ひ左の改正を行ふ
 イ、現行第五條の規定は購買券の交
 付を受ける者は使用者なることを示
 すものなるが「買受けん」とする者
 に交付する様規定しあるを以て字句
 を「使用せん」とする者に交付する
 様改むること
 ロ、赤切符を船舶以外の用に供する
 ことを禁止する第七條の規定と同趣
 旨の規定を新に設けること
 ハ、本件による使用數量、用途及使
 用の年月日等を帳簿の記載事項及地
 方長官に對する販賣報告事項中に追
 加すること
 ニ、揮發油の十キロリットル券及重
 油の百キロリットル券を廢止するこ
 と
 四、地方長官必要と認むるときはそ
 の指定したる團體に購買券を一括交
 付することとする
 五、一度使用せる購買券には消印を
 押捺せしむることとする
 六、購買券の様式を變更すること
 七、本年度中に發行せる従前の様式
 による購買券は本年末日限り有效と
 し従來の様式による購買券を改正せ
 るものは昭和十四年一月中に改正様
 式による購買券と引換へる旨經過規
 定を設く

皮革配給統制規則改正

昭和二三、一一、二八、會令第一〇號
 皮革配給統制規則は去る八月一日か
 ら施行されてあるが、其の實施の情況
 及び其の後の情勢の變化に應じて右規
 則中左の諸點を改正し十二月一日より
 施行することとなつた。

銅 及 銅 合 金 製 品

物 資 統 制

鉛筆金具	鉛筆削り	鉛筆	置時計	置物
桶、鹽類の罐	押板	鉛筆留	オペラグラス	カーテン金具
カード立	カードリング	鏡金具	花器	角砂糖挾
カクテルセット	樂譜臺	傘立	飾柵	菓子型
菓子器	菓子製造器	家庭用懐中電燈	家庭用冷蔵庫	靴金具 <small>（靴番及靴を除外）</small>
カフスポタン	畫鉾	釜	葦口金具	髮飾品
紙挾	蚊帳釣手	蚊遣器	カラー止	カラーボタン
カレンダー金具	皮剥器	玩具	觀賞用魚類容器	看板
喫煙用具 <small>（煙皿、パイプ、ライター、シガレットケース等）</small>	工礦業及船舶用のものを除く	急須	鏡臺金具	金庫 <small>（手提金庫を含む）</small>
靴下止金具	靴	屑入れ	薬玉裝飾金具	果物容器
化粧品又は化粧用具の容器 <small>（口金を含む）</small>	口金を含む	下駄又は草履の裏金 <small>（グリスルを含む）</small>	コーナービード	果物板
建築物の柱、壁、天井、庇廻し等の裝飾金物	グリスルを含む	香水吹金具	コーヒー沸し	廣告用文字
格子及パンチングメタル <small>（レチスターを除く）</small>	レチスターを除く	コップ、茶碗類並に同蓋、袴及臺	交通標識鏡	水入器
氷挾	香	子供用乗物	コハゼ	御飯蒸器
工礦業用のものを除く	五	盆	柵	皿
ゴルフ用具	コンバクト	自轉車立	絞タオル入れ	寫眞機用三脚
仕切用金物 <small>（カウティングスターリンを含む）</small>	スターリンを含む	寫眞立	絞タオル入れ	漏斗
シャープペンシル <small>（機構鉛筆）</small>	機構鉛筆	賞盃	商品陳列器具	鏡前の握玉 <small>（部を除く）</small>
狀差	賞牌	食卓	書狀計	書類入筒
食器棚金具	燭臺	炊事用ボール	スキッチボード	水筒
如露	炊事臺 <small>（調理臺を含む）</small>	スタンプ臺	ステツキ金具	ストリープ
吸器	硯水入れ	止	ズボン伸張器	ズボン吊金具
ストロー立	スプーン	止	ズボン伸張器	ズボン吊金具
スライドフラスナー	清涼櫃	船舶用、燈火管用、耐濕耐爆用及び特殊照明用	扇風器 <small>（工礦業用のものを除く）</small>	洗面器
醫療用及び以外の照明器具及び附屬品 <small>（通電部分、無電飾ホルダー、神佛用部分及び反鏡部分を除く）</small>	通電部分、無電飾ホルダー、神佛用部分を除く	大根等の下金	卓上呼鈴	玉子燒器
袖丸	算盤の心棒	茶濾し入れ	茶零し	痰壺
箆筒、衣裳入箱、衣紋掛、本箱、引出箱、茶棚、机等の金具	大根等の下金	茶焙じ	提灯金具	貯金箱
矮房具前飾金物	算盤の心棒	茶焙じ	提灯金具	貯金箱
茶壺	茶道用風爐釜	茶焙じ	提灯金具	貯金箱

一、従来の仲買人は皮を販賣業者以外に販賣し得なかつたが、業者の利便と取引の圓滑を考慮して地方長官の許可を受けたる場合に限り仲買人の仲間取引を許すこととなつた。

二、原皮移入の規定が不明瞭であつたが、今般關係業者が糾合して原皮移入株式会社を創立したので外地原皮の移入はこの會社が一手に取扱はしむる事とし取引の圓滑を期した。

三、皮革資源の有効適切な利用を期するため製革業者の鞣製に關し統制を行ひ用途別に割當てられたる數量を超えて鞣製する事を禁じた但し軍の註文及び輸出の場合には例外とする。

四、従來皮革の一貫作業を行つてゐた製革業者は鞣製について制限を受けなかつたが、革の配給の適正を期するために製革業者がその鞣製した革を使用せんとする場合にも商工大臣の承認を受けることとなつた。

非鐵金屬配給申込方法

非鐵金屬たる銅、鉛、亜鉛、錫及びアンチモン等の配給統制に關しては從來當該統制組合に於て夫々臨時物資調整局の指示に基き之を實施して來たが、銅鉛錫等配給統制規則が公布され、統制機構が漸く整備したので、配給の合理化と需要家の便宜とを圖るため今回各組合連絡して左記の通り配給申込方法を變更し十四年一月分申込より實施するに配つた。

△原料地金の配給申込をなすものは左記製品別によりそれぞれ指定の統制組合に對し申込書を提出するものとす。

一、合金製品用に地金を要する場合

物資統制

帳面 スプリングノットを含む	金具	塵取	散蓮華	圖書用水筒及油壺
吊下洗器	手提袋金具	電氣炬燵	電氣座蒲團	電氣七輪
電氣掃除器	電氣足温器	天	トースター	樋受金物
ドアークローザー及フロアヒンヂ	トイレットペーパーホルダー	登山用アルコール焔爐	登山用アルコールタンク	銅壺及柄杓入
銅像胸像を含む及銅牌	燈籠	流	鳥籠	泥拭器
扉	トランク類金具	標札類	ナフキンリング	鍋
ナイフ	ペンナイフ及バターナイフを含む	灰	排氣筒	ネクタイ止
肉	ネームプレート、コーションプレート、	灰落し	破損止金物保護金物	蠅叩き
ネクタイピン	灰	バケツ	髭剃用コップ	盤景用具類
蠅	張	歯刷子入れ	火除金具	柄杓レドルを含む
バター、ジャム、砂糖、ミルク等の容器	ハンズバツグ	引手及把手	筆洗	ペン立及び筆架
パン	立	火	文鎮	ペーパーナイフ
美	錠	火	筆	筆立を含む
被服用バンド	紐	表示板掲装具	日除金具	フィンガーボール
風	鈴	フックベルト金具	洗	筆立及び筆架
布	吊掛	風呂桶及び風呂釜	文鎮	ペーパーナイフ
塀	ヘヤーアイロン	ヘヤードライヤー	筆	筆立及び筆架
ペン軸裝飾金具	ホールスタンド	筆	帽子、額縁等の掛金具	ベ
庖	丁	ボタン スナップを含む	本立	窓開閉調整器
魔	法	万年筆金具	耳飾	名刺、傳票等の刺器
目	地	メニユー立	持送り	物干器
門	管	遊戯用ポット	焼便受口	矢立
矢	管	洋傘裝飾金具	楊枝	指輪
湯	沸器	洋傘裝飾金具	洋服掛欄	干
ラヂエーター及同カバー				

(イ) 箔や紙やチューブを齒磨、化粧品、食料品の包装に使用禁止
 (ロ) 次の物品及びその部分品製造に使用禁止(但亜鉛メッキ用錫メッキ用ハンダとして使用は可)

- 一 茶器、酒器、菓子器、其の他の飲食用器具
- 二 鍋、釜、湯沸其の他の厨房用器具
- 三 火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺、其の他の家具什器
- 四 手摺、把手、蝶番其の他の建築用付屬金具

イ、日本鋼統制組合宛に配給申込票を提出するもの左の通り
 (1) 青銅(純金を含む)―銅、錫、鉛等の合金(2) 黄銅(真鍮)―銅、亜鉛の合金(3) 其他銅基合金と認むるもの(銅、鉛、亜鉛、錫、アンチモン)右合金製品に要する地金は「日本鋼統制組合」宛に電氣銅の申込をなすこと
 ロ、錫統制組合宛に配給申込票を提出するもの左の通り 1 白色減磨合金―錫、鉛、アンチモン、銅等の合金 2 活字地金―錫、鉛、アンチモン 3 半田―錫、鉛、アンチモン右合金製品に要する地金は「錫統制組合」宛に錫の申込を爲すと同時に關聯的に申込を爲すこと
 ハ、日本鉛亜鉛アンチモン統制組合宛に配給申込票を提出するもの左の通り
 (1) 硬鉛―鉛、アンチモンの合金、右合金製品に要する地金は「日本鉛亜鉛アンチモン統制組合」宛に鉛の申込を爲すと同時に關聯的に申込を爲すこと
 「備考」一、申込票は日本鋼統制組合の場合には八通宛、錫統制組合及日本鉛亜鉛アンチモン統制組合宛の組合は夫々六通宛作成し提出すること
 二、前記申込を指定されたる以外の統制組合に對しては別に申込票の提出を要せず
 二、各原料地金を單獨的に要する場合合金製品以外の用途に各地金を單獨的に使用する場合における申込は從來通りそれ、當該所要地金を取扱ふ統制組合宛申込票を提出すること(但しアンチモンの地金に付ては日本鉛亜鉛アンチモン統制組合におい

及びこれらの金類を用いた合金

- 五 置物、花器、賞盃、函物其の他の美術裝飾品
- 六 煙草セット、シガレットケース、灰皿其の他の喫煙用器具
- 七 ハンドバッグ、化粧用具、化粧品容器其の他の身廻用品
- 八 髪飾、帶止、ブローチ、紐釦、其の他の装身具又は被服附屬金具
- 九 文鎖、インクスタンド、紙切其の他の文房具
- 十 玩具

皮 革 製 品

- (イ) 牛革製品
 - 一、靴 二、馬具 三、自転車又は自動自転車用サドル 四、調帶 五、パツキング 六、運動用具 七、革砥
- (ロ) 牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革及び鯨革製品
 - 一、草履、スリッパ其の他の履物(鼻緒及び爪革を含む)但し靴を除く
 - 二、鞆、トランク、ランドセル、リュックサック、圖囊其の他の携帶用具
 - 三、マント、外套、上着、ズボン其の他の衣類
 - 四、帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留、脚絆其の他の衣類附屬品
 - 五、ハンドバッグ、褸口、紙入、煙草入、名刺入、筆入其の他の袋物
 - 六、眼鏡サック、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、織銃サック、運動具入其の他の容器
 - 七、水筒紐、時計腕革其の他の縛革
 - 八、首輪、引紐、鞭其の他の家畜用具但し馬具を除く
 - 九、椅子、卓子、机、寢、臺座、蒲團、その他家具什器
 - 一〇、書籍及び帳簿、アルバム其の他の文房具
 - 一一、張革、靴革、其の他の車輛用品

ゴ ム 製 品

- 一、總ゴム長靴 二、總ゴム短靴 雨靴、オーバーシューズ及豆靴を含む
- 三、草履及び下駄 鼻緒及び爪革を含む
- 四、スリッパ 五、手袋 醫療用のものを除く 六、衣服用ベルト 七、タイル 八、ラバリニウム 九、手摺
- ベルト 十、マット 十一、デスクシート 十二、家具用キヤップ 十三、クツシヨンゴム 十四、ガ
- ーデンホース 十五、ゴムバンド 十六、絲ゴム 十七、空氣枕 十八、スポンヂ 十九、玩具 二十
- 廣告用氣球 二十一、海水浴用具 二十二、運動用具 二十三、チューインガム

本表は禁制品を一覽しうるやうに作製したが、個々の物品の解釋に當つては、尙ほ規則その他を十分參照しなければならない。

て取扱ふこととなりたり」
「備考」申込票の提出方法は前項の
場合と同様のこと。

臨時物資調整局

物資統制の總本山は商工省であるがその實務の中心をなしてゐるのは臨時物資調整局である。臨時物資調整局は昭和十三年五月一日商工省の外局として臨時に設置されたもので、企劃院の立てる物動計畫に即して事實上の經濟參謀本部を形成してゐる。その部課の編成と擔當事務とは次のやうになつてゐる。

總務部

庶務課

計畫課 内外地を通ずる物資需給調整の綜合計畫

調査課 法令、法規の審議、物資調整に關する諸般の調査

第一部

第一課 特殊鋼を除く鐵鋼・マンガ

第二課 石油を除く石炭及び非鐵金屬

第二部

第三課 特殊鋼、タンゲステン、モリブデン、クロム、ニッケル、コバルト

第四課 銅、銅合金、亜鉛

第五課 鉛、錫、水銀、アンチモン、白金、アルミニウム、マグネシウム、其他

第三部

第六課 自動車、動力機同部分品

第七課 工作機械其他の重要機械

第四部

第八課 棉花、羊毛、麻

綿製品特免品一覽表

(イ) 軍需用綿織物又は綿莫大小の製造及軍需用綿製品の原料絲の製造を爲さんとするとき	(ロ) 縫	綜	統	用	絲	絞	カ	ード	綴	絲	染色	用	括	り	絲									
大島紬新用吊絲	金	笈	製	造	用	絲	染	色	試	驗	用	絲	花	蘭	莖	用	經	絲						
機械刺繡絲	精	練	染	色	用	吊	輸	出	用	の	荷	造	包	裝	用	絲	漁	網	及	魚	具	用	絲	
電線被覆用絲	蠶	上	簇	用	數	物	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	和	雨	傘	用	絲	和	雨	傘	用	絲		
ローソク芯絲	厚	地	紡	毛	織	物	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	蠶	
絶縁用テープ	船	舶	用	救	命	胴	衣	用	テ	ー	プ	軍	導	火	線	用	索	軍	導	火	線	用	索	
電車用トロリーコード	導	火	線	用	索	軍	導	火	線	用	索	軍	導	火	線	用	索	軍	導	火	線	用	索	
綿製品製造制限に關する件附則第三項の仕掛品の仕上に要する絲又は(ハ)に掲げたる製品の原料絲の製造を爲さんとするとき	製	鐵	工	又は	機	械	工	用	前	垂	及	手	袋	用	布	工	業	用	濾	布	工	業	用	
ベルト用布	漁	船	用	帆	布	交	通	運	輸	用	帆	布	車	輻	屋	根	被	覆	用	帆	布	車	輻	
工業用帆布	針	布	用	基	布	飛	行	機	用	翼	布	飛	行	機	用	翼	布	飛	行	機	用	翼	布	
タイヤ芯地	オ	フ	セ	ツ	ト	印	刷	用	布	日	本	藥	局	方	に	よ	る	ガ	ー	ゼ	日	本	藥	
毛織物仕上用ラツピングクロス	擦	染	用	マ	ツ	キ	ン	グ	ト	ツ	シ	ニ	用	布	潜	水	服	用	布	潜	水	服	用	
ホース用布	ト	レ	ー	シ	ン	グ	ク	ロ	ー	ス	オ	フ	セ	ツ	ト	印	刷	用	布	日	本	藥	局	
輸出品包装用布	燃	料	ボ	ン	プ	ダ	イ	ヤ	フ	ラ	ム	用	布	ベ	ー	ク	ラ	イ	ト	芯	地	ベ	ー	
製紙用カンバス	コ	ラ	ン	ダ	ム	研	磨	布	用	布	パ	ツ	キ	ン	グ	用	布	パ	ツ	キ	ン	グ	用	
捺染用アングークロス	擬	革	用	基	布	洋	雨	傘	用	布	タイ	プ	ラ	イ	タ	ー	リ	ン	ボ	ン	用	布	タイ	
タイヤコード	總	經	緯	絲	數	の	五	分	の	二	以	内	綿	絲	を	使	用	す	る	浴	布	タ	オ	
經絲のみに綿絲を使用する疊緣地	地	下	足	袋	用	布	地	下	足	袋	用	布	地	下	足	袋	用	布	地	下	足	袋	用	
經絲に混紡絲緣絲に落綿絲又は再生綿絲を使用する足袋底地	落	綿	絲	又は	再	生	綿	絲	を	使	用	す	る	足	袋	底	地	落	綿	絲	又は	再	生	
落綿絲又は再生綿絲と綿絲以外の絲類よりなる織物又は莫大小にして落綿又は再生綿を重量割合に於て七割以上含むものの製造を爲さんとするとき	以	上	含	む	も	の	製	造	を	爲	さ	ん	と	す	る	と	き	以	上	含	む	も	の	製

注意 特免品とは綿製品中、地方長官の許可を得て製造できるもので、この許可は一定數量を限定してなされる、これは綿絲の配給統制と關係し、實際問題としては特免用として割當てられた數量に限定されることとなるのである。

第九課	化學纖維、同製品、紙類	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第五部	重要化學藥品	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十課	重要化學藥品	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十一課	ゴム、皮革、木材	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第六部	輸入計畫の實施に要する資金の確保	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十二課	各物資の輸入計畫の確保	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十三課	これによつて、戦時必要物資が殆ど全部統一的に本局によつて調整せられてゐることを知り得よう。次にこれを選用してゐる人の構成をみるに、局長は商工大臣の兼任となり、次長以下次のやうになつてゐる。	第九課	化學纖維、同製品、紙類
次長	竹内可吉	第九課	化學纖維、同製品、紙類
總務部長	東榮二	第九課	化學纖維、同製品、紙類
庶務課長	岡松成太郎	第九課	化學纖維、同製品、紙類
計畫課長	永月三	第九課	化學纖維、同製品、紙類
調査課長	岡松成太郎	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第一部長	小金義照	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第二課長	足立泰雄	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第三課長	山本茂	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第四課長	陸軍少將長谷川美代次	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第五課長	海軍機關佐大橋謙一	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第六課長	久保善六	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第七課長	海軍大佐山田滿	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第八課長	橋井眞	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第九課長	佐藤肇太郎	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十課長	辻謹吾	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十一課長	美濃部洋次	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十二課長	石田五三	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十三課長	黒田鴻三	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十四課長	白井義三	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十五課長	阪田純雄	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十六課長	菅村道太郎	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十七課長	原田富一	第九課	化學纖維、同製品、紙類
第十八課長	山田義見	第九課	化學纖維、同製品、紙類

組 合 團 體

全國業界組合一年史

一、昭和十三年中に於ける全国各地の業界情勢を一目の下に明瞭ならしめむが爲に調査したるものにして、過去一年間に行はれたる各地組合の事業概要を収む。
一、資料は總て各地組合よりの報告に據る。

北海道・樺太

札幌小間物化粧品卸商組合
六月十二日、定山溪に傷病兵を慰問、慰問金として金一封贈呈。▽同月十三日、定山溪クラブに總會開催。▽組合員家族負傷者を慰問、見舞金贈呈。▽七月十日、丸井別宅に役員會開催
札幌小間物化粧品
小賣商組合
二月十一日、定期總會開催、卸商多數出席して盛大な懇親會を行ふ。

函館小間物化粧品卸商組合
二月三日、湯の川梅久に總會開催。▽七月八日、白尻磯谷温泉に清遊會舉行。
函館和洋小間物商組合
一月八日、湯の川梅久に定時總會開催、豫算決算、庶務報告の後役員改選。▽六月十五日、大沼公園に組合員家族及び店員慰安會開催、約五百名參集、五年十年及び十五年二十名の勤続店員に對し表彰狀並に記念章贈呈、清遊後解散。▽八月十日、國民貯蓄組合を結成、全組合員加入。

函館時計貴金屬商業組合

二月、八月、定時總會。▽六月、店員表彰式。▽九月、赤川水源地へ戰備行軍。

小樽洋物小間物商組合

一月十八日、定時總會。▽六月八日、店員慰安會開催、五ヶ年勤続表彰式舉行の後運動會開催。

旭川小間物化粧品卸商組合

一月十五日、總會。▽毎月十五日、例會。

帶廣小間物洋物商組合

一月八日、定期總會開催、役員改選。▽五月六日、臨時總會開催、帶廣神社に參拜して戰捷祈願を行ひたる後、十勝川温泉ホテルに議案を審議、宣言決議をなし、續いて懇談會開催。

帶廣藥種賣藥化粧品

商業組合
一月、七月、總會開催。

岩内小間物洋品化粧品組合

一月十一日、新年宴會。▽十月十日、觀楓會開催。▽毎月十五日、集會。▽團體旅行は時局柄中止。

伊達町小間物商組合

毎月十日、集會して種々業界向上發展策懇談。▽團體旅行は

時局柄中止

根室紙文具商組合

一月十七日、總會。▽六月二十日、國防獻金(積立殘金)。

江別雜貨商組合

販賣價格の協定。▽濫賣の防止。▽定休日統制。▽店員の修養方法講究。

大泊小間物化粧品商組合

組合としては催しをせず、總て大泊商工會議所主催の下に行ふ。

東 北

弘前小間物商組合

一月、總會、店員表彰式。▽六月、陸軍病院礙ヶ關係養所に傷病兵慰問。▽團體旅行は時局柄中止。

盛岡化粧品商組合

四月十四日、第三回定時總會開催、役員改選を行ひ全部重任

一關洋品商組合

八月一日、創立總會開催、將來商業組合を目標とし事業施設改善を期す。

花巻小間物化粧品同業組合

四月、化粧品價格協定實施。▽五月、十月、清遊會舉行。

秋田市小間物商組合

一月二十日、店員表彰式、總會、懇親會開催。▽六月二十二日、役員會開催、一口一圓以上貯金勵行の件等可決。▽八月十二日、役員會開催、商業組合改組の件協議。▽九月二日、商店法實施に伴ふ定休日決定の件協議。▽九月二十日、旭川温泉に通常總會開催、諸種の件協議。▽九月二十七日、役員會開催、商業組合の件協議の後、稅務署村上間稅課長の講話を聴く。

秋田市荒物商組合

三月十三日、總會開催、十二年度收支決算及び事業報告、又營業收益稅申告に關し意見を交換したる後懇親會。▽十月三日役員會開催、商店法實施に伴ふ定休日を毎月第一日曜日となすに決定。

本庄町小間物同業組合

自主的金融、隣保共助の精神實踐の爲め事變以來組合員總出動の無盡講を組織、二ヶ月毎に例會を開き無盡金融をなす。隣保共助の精神に則り抵當物件も保證人も設けず。▽旅行は時局柄中止。

本庄産物小賣商業組合

主として共同仕入事業(組合員十二名にて年額約三萬圓)。

山形小間物洋品商組合

一月十五日、定時總會開催、各種報告、創立三十五周年記念事業の件等を協議したる後新年宴會に移る。▽六月一日、三十五周年記念事業の一として精勤店員表彰式舉行。▽六月二日

翌三日に涉り同じく第二の事業として店員慰安の仙臺、鹽釜見學、松島遊覽會開催。▽七月十五日、臨時總會開催、物價統制に關する件並に商店法實施の件等を議し次の決議をなす。本組合は毎月八日を以て定休日と定め九月八日より實行す。▽七月八日、定休實施に當り組合員並に店員一同商工會議所に參集市長及び會議所會頭、組長等より夫々訓示訓話等あり、後大舉して近郊植木山に松茸狩舉行、爾後毎定休日には體位向上に重點を置き計畫を樹つることゝなる。

鶴岡小問物洋物商組合
二月五日、臨時總會開催、營業收益高申告に關する協議並に出征軍人家族慰問の件決議。▽二月八日、役員會開催、稅務署に提出すべき收益高指數順位決定。▽七月九日、總會開催、組合名變更の件、公休日制定の件、商店法及び新組合員歡迎の件等協議、組合名は鶴岡小問物洋物商組合と改稱することに決定。▽六月七日、金峯神社、湯田川温泉に店員慰安會舉行。▽七月十八日、新加入者合同總會開催、物資統制に關する件等協議。▽八月二十二日、商工會議所に商業組合創立總會開催、定款、事業計畫決定及び役員選舉の後新苞亭に懇親會開催。

鶴岡蠟燭製造業組合
定時總會、一回。▽臨時總會二回。
酒田小問物洋品文具商組合
四月六日、定時總會開催、役

員改選、全部重任。▽九月一日臨時總會開催、商業組合結成の件、定休日決定の件、商取引期日改善の件等決議。▽九月二十日、組合員及び店員一同商工會議所に集會、市長並に會頭の訓話終りて縣社日枝神社に參拜、又化學綜合會社の鐵興工場を見學。

新庄洋品小問物商業組合
組合員相互の親睦を期する爲め且つ非常時局柄體位向上の見地より組合員全員自轉車旅行にて各商業都市を見學。▽組合員の本を一堂に蒐め商品の研究及び賣買を毎月一定の期日に開催(見本市)。▽時々商品の共同購入をなす。價格統制上大なる好結果を示しつゝあり。

仙臺小問物雜貨商組合
一月二十七日、定時總會を東西遊樂園に開催、庶務會計報告本年度店員慰安會場所決定、幹事改選、營業收益所得稅調查委員推薦の件附議。▽五月九日、第三十三回店員表彰慰安會を山形縣上ノ山温泉に舉行、十五年二名、十年三名、七年七名、五年八名に夫々表彰狀並に記念品授與。その往路山寺立石寺拜觀歸路山形市内の鐵瓶工場及び桐紙工場見學。▽六月三、兩日山形小問物洋品商組合店員慰安見學として仙臺、鹽釜、松島に來遊につき、組合幹部之を案内す。▽九月二十六日、東西遊樂園に營業收益所得稅調查委員立候補に關する臨時總會開催。

氣仙沼洋物雜貨商業組合

四月二十日、十二年度組合利用成績優良者表彰。▽五月十日組合婦人會春季慰安會を松島、鹽釜、仙臺方面に舉行。▽六月六日、臨時總會開催。▽八月九日、創立五週年記念日。▽十月一日、商業組合法發布六周年記念日に當り記念講演會並に座談會開催。

福島化粧品商業組合
一月、定期總會、新年會。▽五月、福島縣商業組合大會に全役員出席。▽九月、物價問題に關し當局の臨席を乞ひ販賣價格取締等の懇談會開催。

平小問物洋物商組合
一月、懇親會。▽四月、化粧品稅及び物品稅問題懇談會。▽六月、時局對策懇談會。▽八月恒例七夕祭に關する相談會。▽九月、統制時下に於ける營業政策懇談會開催。

東京

東京小問物化粧品卸商同業組合

一月十四日、課稅第一回對策委員會開催。▽一月十七日、大阪より上京の食滿、石川兩氏を加へて第二回對策委員會開催。▽一月十八日、對策委員會有志大藏省を訪問して當局と懇談、その結果を綜合して第三回委員會開催。陳情書原案を練る、その要項は ①印紙稅絕對反對、②第二種製造者納稅とせられたきこと、③二點。▽一月十九日東西兩組長大藏省及び企劃院を訪問して業界の要望を傳へ、政

府案作成の資料に備ふ。▽二月十二日、例年一月十二日開催の定時總會を併せ行はれ來りし新年宴會は、今年是非常時局に鑑み中止のことゝなつたので、總會のみを組合事務所で開催。▽二月十五日、日比谷市政講堂に課稅問題經過報告會開催、會するもの四百餘名。▽二月二十二日、課稅實施を契機とする業界刷新の爲め、業界對策第一回委員會開催。▽二月二十三日、東西兩組合課稅對策協同委員會を東京に開催、修正三ヶ條の貫徹を期し猛運動を起すことに一決。▽二月二十八日、組合十三年度豫算及び組合費徵收法認可の指令あり。▽三月四日、組合課稅對策、業界對策兩委員會聯合協議會を開催。▽三月六日、徳富蘇峰氏並びに前田海軍中佐を聘して本所公會堂に國民精神總動員大講演會開催、異常な盛況を見る。▽三月、全國化粧品業組合の名を以て「化粧品値上のボスター」を調製、無料配布。▽四月一日、施行細則公布の日を期し特に大藏省田中企劃課長の臨席を請ひ、日比谷市政講堂に物品稅講演會開催。▽四月十三日、物品稅の徹底を期すべく本日より前後五回に亘つて實務懇談會開催、全市十七稅務署管轄區域を五日に分けて全組合員を招集、多大の成果を擧ぐ。▽四月二十日、調査部より調査資料第二輯、物品稅解説を發行。▽六月二十七日、返品問題に關する第一回委員會開催。▽七月十二日、役員會席上にて茨城縣土

浦町及び神戸地方に於ける水災同業者慰問の件可決、直ちに全組合員に檄を飛ばして慰分の融金を求むる手續をとる。▽七月十七日、組合體育大會の第一陣たる野球、庭球、相撲十七大會を豊島園に舉行。▽七月十七日、廣田理事土浦町に水禍見舞、組合主腦部に見舞金贈呈歸京。同夜又直ちに西下大阪組合石川主事と共に翌十八日神戸組合訪問同じく見舞金贈呈。▽八月七日組合體育大會水泳大會をYMC Aブルに開催。▽同二十一日同陸上競技大會を目白學習院トラウンドに舉行。▽八月二十九日、化粧品製造部の役員參集、特に警視廳保安部大竹警部の臨席を得て景品特賣問題に關する緊急協議會開催。▽九月五日、調査部より調査資料第三輯、物資需給調整諸規則解説發行。

▽九月十二日、役員會開催、資源愛護運動として産業報國の一翼に參加、化粧品容器回收運動に原則的の承認を與へ、又、戦死者に對すると同じく當人又は側近者の希望ある時は事變繼續中戦傷歸郷若くは一時歸郷者にも同様組合費を免除する件可決。▽十月二日、組合體育大會、卓球大會をY.W.C.A.に開催。▽十月十二日、役員會開催、會計監督森本善七君を十年重任役員として表彰の件、精勤従業員表彰規程中に新しく三十年勤績を附加する件、並に業界出征將士に銃後の赤誠を披瀝すべき慰問計畫要綱等を決定。▽十月十六日

本年度組合體育大會の掉尾を飾る剣道大會を芝公園市立京橋商業學校道場に開催。▽十一月一日、東京實業組合聯合會主催漢口陷落慶祝大提灯行列に大舉參加。

東京小間物商同業組合

一月十九日、第六十三回定時總會開催、十三年度組合收支豫算案並に同賦課徴収方議可決。時局講演、最新ニュース映畫會開催。▽二月十日、役員表彰委員會開催。▽二月十八日、物品稅並に同業組合強化に關する重要問題に就き緊急幹部會開催。

▽三月十日、第一回勤続役員表彰式舉行、建部、石原、山岸、島田、住田、藤田、外池、吉田坂卷の九氏に記念品を贈呈感謝の意を表す。▽三月十五日、實聯關係各組合代表者協議會開催。▽三月十六日、第一回實行委員會開催。▽三月二十二日、實聯關係組合代表者と兩院議員との懇親會開催。▽三月二十九日、組合統後々授部委員會開催。▽四月十三日、本日より同月二十三日に亘り、各所にそれ、所轄稅務省當局を聘して物品特別稅懇談會開催。▽七月二十三日、東新會々員と懇談會開催。▽定例役員會第六回開催。▽組合統後々授會宣傳委員會第六回開催。▽第七回より第十二回まで化粧品動體調査執行。▽春秋二季東京工商獎勵館に開催の東新會定期特賣見本市を後援。

東京香料組合

二月十二日、有志による東西合併香料交換會を有馬兵衛旅館

に開催、近來のレコードを樹立。▽三月一日、役員會開催。▽六月一日、日本橋俱樂部に役員會開催。▽六月八日、上野精養軒に臨時總會並に懇談會開催。▽七月二十日、臨時總會開催、正丸強制には全組合員同一歩調にて善處することを申合せ。▽八月八日、臨時役員會開催。▽八月二十二日、商工省本郷商政課長を聘し、日本橋俱樂部に物資統制を中心とする講演會開催。懇談を交して認識を深む。

銅(銅合金)使用禁止令、皮革使用禁止令、皮革使用制限令等發令せられたるを以て之に關聯する協議會を開催、國策に順應し善處した。

東京黃楊櫛製業組合

二月八日、國民精神總動員強調週間に當り下谷御徒町一丁目町會館に組合全員集會、宮城を遙拜し業祖八品神社を祀り、湯島神社の神官祭主となりて皇軍の戰勝祈願並に組合出征者の武運長久祈願を行ふ。▽三月十九日、定期總會開催、十二年度決算報告、十三年度豫算承認、並に役員選舉を行ふ。▽四月十五日、本日より毎月十五日を業界對策協議會定例日と定め毎月開催、時局に對する諸種の對策を講究協議した。

二月十三日、總會及役員改選役員會數回開催。▽その他、定例役員會數回開催。

帝國香油購入組合

四月十一日、シトロネラ油輸入緩和方を商工、大藏兩省に陳情。▽六月十八日、淺草一直に定例會開催。▽七月七日、十二年度會計報告總會開催。△十一月十六日、淺草藤田に定期總會開催、下半年決算承認の件及び今後の山椒油購入に關する件を協議。

二月十三日、總會及役員改選役員會數回開催。▽その他、定例役員會數回開催。

東京髮形業組合

五月二十五日、熱海つるやに第十四回定時總會開催、十二年度事績報告並に收支決算を附議原案通り承認、後役員選舉を行ひ、組長に齋藤泰三氏、副組長に山本角太郎氏、會計に瀧澤勇氏就任決定。

五月二十五日、王子權現境内鬘の祖神開神社前神前出征遺家族を招待、出征者の武運長久祈願をなしたる後、定期總會開催役員改選を行ふ。▽九月二十一日、組合長瀨戸直次郎氏急逝二十三日組合員一同にて告別式舉行。▽毎月六日、有志三十二名にて無盡會開催、兼ねて組合員の顔合せ親睦會ともなりその圓滿は業界第一と稱せられて居る。

東京毛織工業組合

五月二十三日、戰捷祈願として伊勢大廟參拜。▽五月十一日、鳥羽灣御木本眞珠工場見學。▽その他總會二回、講習會、講話會開催。

五月七日、淺草橋東京藥物同業組合事務所にて定期總會開催、十二年度收支決算及業務成績承認の件附議。▽失業對策、轉業運動並に軍需下請事業の爲め陸

東京七ルロイド同業組合

三月十日、淺草警察署に第一回セロロイド巡回講演會開催。▽三月十八日、組合員從業員十

年以上勤續表彰式舉行、表彰者三十二名。▽四月二十日、兩國警察署に第二回セロロイド巡回講演會開催。▽六月二日、尾久警察署に同第三回開催。▽六月四日、總會開催、セロロイド普及會創設の件協議。▽六月二十八日、總會開催、組合經費決算報告。▽七月二十五日、小松川警察署に第四回セロロイド巡回講演會開催。▽九月十七日、鐵鋼金型統制除外方を商工省に陳情

東京ゴム同業組合

定期總會、勤続從業員十年、二十、三十年の表彰式、戰勝祈願等を行ひ、原料配給に資せんが爲め東京ゴム製品工業組合を創立し且つ輸出組合、商業組合の設立運同を指導す。

五月十八日、定時總會開催。

東京山之手藥粧商業組合

四月二十六日、九段坂上富士美瞭に通常總會開催。▽四月、愛國貯金受入開始。▽八月、理事長常務を兼任中の處、專任常務理事として水野善重氏就任。

四月二十六日、九段坂上富士美瞭に通常總會開催。▽四月、愛國貯金受入開始。▽八月、理事長常務を兼任中の處、專任常務理事として水野善重氏就任。

東京山之手藥粧商業組合

二月十四日、通常總會開催、十三年度豫算、東京府商業組合聯合會加入の件を決定。▽五月七日、戰勝祈願春季旅行會舉行上諏訪油屋旅館に一泊、翌日同所にて金物日用品に關する懇談會開催の後諏訪神社に參拜祈願を籠め組合よりの出征兵士八名に對し御守を受く。▽六月十一日第二回通常總會開催、十二年度決算並に豫算報告の件承認、代用品運動參加の件決定。▽七

五月十九日、第六回通常總會開催。▽組合事業は共同仕入を主とし、金融部、資金の貸付及び貯金の受入を開始した。

月二十二日、臨時協議會開催、暴利取締令に基きセルロイド生地卸賣値段を決定、之を作成して全組合員に頒布

東

水戸小間物化粧品商組合

一月十三日、組合長中田彦太郎氏辭任に就き記念品代として三百五十圓贈呈。▽化粧品小賣値段表を作成して組合員一同に配布、協定販賣の實行に努む。▽四月二日、物品稅申告に關し全組合員を招集、申告書記載方法その他を指導。▽商店法實施により毎月十五日を公休日と制定實行を約す。▽十月十五日、第一回公休日に當り全員商工會議所に集合、東照宮に業界出身應召者の武運長久を祈願し、後會議所理事の精神修養講話を聴く。又、役員一同は講話後業界應召者の遺家族慰問を行ふ。

土浦化粧品組合

六月、豪雨にて堤防決潰の爲め金町に河水氾濫、組合員も全部災害を被る。東京組合より贈られた見舞金は逸早く組合員全部に分配

前橋小間物商組合

一月二十五日、魚藤に新年總會開催。出席多數にて頗る盛會
群馬縣西部化粧品商業組合
三月十日、定時總會開催。收支豫算の認定をなす。▽五月二十九日、定時總會開催。決算の認定及び理事、監事の改選を行ひ、又、有名化粧品品の價格統制

をも實施。

群馬縣東部化粧品商業組合

五月二十五日、前橋商工會議所に第六回定時總會開催。十二年度事業報告書、貸借對照表、財産目錄及び損益計算書の承認並に剩餘金處分の件、十三年度經費收支豫算議定の件、並に監事改選の件を可決。

群馬縣東部化粧品商業組合

四月、支那事變特別稅法施行に當り桐生稅務署長及び關稅課長の出席を得て座談會開催。▽五月、價格統制委員會開催。課稅による販賣價格改正を行ふ。▽七月、桐生市實業組合聯合會結成、之に加盟。▽八月、第六回定時總會開催。▽なほ、商店法施行、暴利取締令改正、物資制限令、その他直接組合員に關係ある法令發布の都度、講演會座談會等を開催した。

沼田小間物化粧品商組合

一月十二日、總會開催。
埼玉化粧品商組合
一月一日、東京大阪十日會より表彰感謝狀を受く。▽二月十九日、前記表彰披露を兼ね新年會を加須町大和亭に開催。▽三月二十六日、評議員會開催。化粧品協定値段百三十四圓を改正、四月五日より實施のことに議決。閉會後、東西卸商組合より寄贈を受けたる値上ポスターを全組合員に配布。▽四月一日協定品値段表配布。▽五月二十一日、評議員會開催。十二年度豫算、十三年度豫算承認。▽化粧品値段一部改正を議決。▽六月五日、一部改正協定表を全組

員へ配布即時實行。▽六月二十日、定時總會を寶湯樓上に開催。▽七月十九日、評議員會開催。協定値段一部追加、綿糸配給並に暴利取締令につき協議。

▽この間、組合員中より應召者四名を出す。錢別歡送慰問に完璧を期す。▽尙、戰時下に於ける事業の一として諸物資統制の國策に沿ひ斯業の統一と發展に重點を置き之が目的を達成せしめんが爲め各本舖の正價販賣を實踐し以て組合の基礎を強固にし組合員相互の親和と福祉増進に邁進せむとす。且つ又國民保健の見地より専ら優良品を供給し以て銃後の護を達成せんとするものである。

大宮化粧品雜貨商組合

一月九日、福よし樓に總會開催。▽五月十二日、役員會開催。組合定休日設定を決議し毎月十六日と定め一定の木札を配布。▽六月以降新規加入の申込六名あり、之を受理。

蕨谷化粧品小賣商業組合

三月、總會開催。十二年度貸借對照表、財産目錄、損益計算書、事業報告、剩餘金處分案、統制費收支決算承認。▽その他價格統制、有名化粧品共同購入、蕨地方小間物

化粧品商組合

四月九日、第二十五回定時總會開催。協定表變更に關する件未加入者加盟の件、組合員營業狀況並に試買方法變更の件、戰時體制下に於ける物品課稅其他に依る物品値上に關し組合員の在庫品に對し改正定價票添附方

法の關する件、地區外より組合地區内に於いて行商をなす者に對する處置方の件等、五件を總て原案通り可決。▽八月二十五日、組合員井ノ山氏以下四名應召、組合長歡送。▽九月二十三

日、臨時評議員會開催。組合員小川武文君出征戰死せるに對し靈前供物贈呈の件、及び組合旗新調製作の件を可決。▽十一月一日、組合旗の新調成りその掲揚式並に祝賀式舉行。
千葉化粧品石鹼商組合
一月、定時總會開催。事業報告、決算報告、豫算審議。▽毎月一回、幹事會開催。販賣價格の協定、組合規約の勵行、其他一般事務協議。▽共同事業、組合に於いて化粧品石鹼を製し組合員之を販賣し以て組合發展の資料として居る。

野田町化粧品同業組合

四月十二日、定期總會開催。役員改選その他。▽四月二十日協定値段表改正協議會開催。▽六月五日、恤兵會慰問袋納入商品決定に關する協議會開催。
佐原小間物化粧品商組合
一月三日、總會。▽一月十四日、臨時總會。▽毎月五日、役員會。▽四月一日、課稅に付き値段改正の爲め臨時總會開催。

横濱化粧品雜貨卸商同業組合

一月二十日、定時總會開催。十三年度組合經營賦課徵收法編成の件、並に同年度組合經營費歳入歳出豫算編成の件審議可決。▽二月二十一日、緊急臨時役員會開催。化粧品課稅對策を協議

神奈川縣化粧品

五月二十五日、定時總會開催。十二年度事業報告及貸借對照表を承認。▽九月十三日、臨時總會開催。任期満了による役員改選を行ひ全員何れも重任。
横濱化粧品雜貨卸商組合
一月、名刺交換會及び新年會

の結果、課稅方法其他に關しては東京組合を絕對支持することに決定、直ちに其旨を東京組合に通告激勵。▽三月下旬、東京組合より送附の値上ポスター配布。▽四月十九日、役員會開催。化粧品品の販賣統制を必要と認め、之が實施に關し神奈川縣藥種賣業同業組合に協力を求め、▽五月四日、組合幹部が前記藥種組合の正副組長と會見し價格協定に關し懇談の結果、協力提携してその實現を期すことに意見一致。▽五月二十一日、前記組合と共同審議會開催。神奈川縣下に於ける統制機關として神奈川縣化粧品同業會を設立することに決定。その後着々諸般の準備を進めつゝあつたが、暴利取締令の改正強化により凡ゆる商品は販賣價格を表示せざるべからざることとなり、従つて協定價格による販賣統制を目的とする該會は遂に設立を見ずして中止となつた。▽九月十四日、組合に於いては業界の情勢に鑑み「濟度短縮、商品代金の毎月未決済」は最も機宜を得たる取引方法なりと認め、組合地域内の全販賣店に文書發送、その協力支拂を懇請。

開催、役員改選、會計報告、組合員出征兵士に慰問袋送付の件、組合員より積立金募集、賛助員募集、一部商品共同購入の件等可決。▽二十日、五月上旬物品税に關する件に就き當局の教示、取締方法等に關し數度役員會及び會員會合開催。賣立會談話會をなす。▽五月一日、藥種商組合に呼び掛け有名化粧品販賣價格協定の爲め小賣商大會開催。即日實行協定配布の上署名捺印を取纏む。▽八月二日省令に依る販賣物品價格表記の必要上第二回價格協定会開催。

北 陸

新潟化粧品小問物

二月十三日、各販賣店へ聲明書印刷發送の件協議。▽三月二十三日、化粧品課税問題に關し組合長より中央の空氣を傳達報告。▽九月二十四日、商店法實施に際し諸般の協議を行ふ。

高田小問物化粧品雜貨

卸商組合

一月十八日、新年總會。▽六月十五日、臨時總會、並に運動會。▽十月十八日、秋季總會兼運動會開催。

三條市小問物化粧品

同業組合

賣價の協定、組合員間の慶弔課稅交渉、業界更生策協議等。

新發田洋品小問物

商組合

二月、總會開催、新發田小問物商組合を新發田洋品小問物商

組合と改稱、舊組合員十四名の外洋品商十一名の新加入により合計二十五名となる。

新發田荒物同業組合

一月、總會。▽三月、春期會合。▽六月夏季會合。▽九月、秋期會合。▽旅行は時局柄取止め。

小千谷小問物同業組合

一月五日、總會並に新年宴會開催。▽六月十三日、寺泊海岸共樂園に店員慰安會開催。堀之内町藥種小問物商組合化粧品共同購入、價格の統制、商權確立運動(他の商業組合團體と協同歩調をとる)、春秋二季店員慰安會開催。▽統後後授事業は組合としては行はない。

新津小問物同業組合

毎月六日、會合。▽五月十二日、彌彦神社參拜。▽正價販賣を強調。▽無盡式にて組合員に貸付金融を行ふ。

佐渡荒物同業組合

一月十二日、評議員會及び代議員會開催。▽五月二十八日、七月八日、評議員會開催。▽八月十五日より三日間、藁細工品竹細工品々評會開催。▽八月十六日、藁細工品竹細工品製作競技會開催。

富山小問物卸商組合

三月七日、定期總會開催。▽七月二十一日、臨時總會開催。▽商工省發令の販賣商品價格表示の件に就いて經濟警察員及び縣商工課員の來訪を求め、詳細なる説明を聴取。▽八月十七日、毎年夏季に店員慰安會を兼ね連

足會を實行し來たが、本年は時局柄之を遠慮し、國防獻金を爲した。

富山小問物商組合

三月十日、定期總會開催。▽四月十日、郊外八ヶ山公園に運動會開催。▽七月十五日、商店法實施及び物價取締令に關する座談會開催。▽九月二十日、臨時總會開催。▽九月二十日、皇軍將兵武運長久祈願會を縣招魂社に開催、組合員全員參拜。▽十月二十八日、漢口陥落祝賀提灯行列を組合全員出動舉行。▽十一月三日、立山山麓稻名ヶ瀧へ全員ハイキング、體位向上に資することとした。

富山市小問物化粧品

三月二十二日より三月三十一日迄、十日間に互り化粧品課税前の奉仕大賣出し舉行、新聞その他各種の方法にて大々的に宣傳したる處、各組合員とも非常なる好成績にて終了。又、恰も東京商報社から送附の値上豫果ポスターも此の場合非常に効果を示した。▽四月十日、第八回定期總會開催、會務報告、會計報告、組合今後の方針並に事變に對處し小賣商の進むべき途、等を協議。又、組合員中の出征軍人並にその遺家族慰問の件を決定の後、東西本舖十日會より定價販賣優良の故を以て第二回日の表彰を受けたる披露式舉行。▽九月二十六日、物資統制問題に關し商工會議所に臨時總會開催、經濟課長及び市産業課長の臨席を得て商品正價販賣

に關する問題と今後の對策を協議、正價簿を製作し組合員に配布のことと決定。

高岡化粧品小賣商組合

三月十四日、第八回定期總會開催、同日東西本舖十日會より第二次表彰狀並に感謝金を授與されたる旨發表。又、全組合員に互り試賣したる成績表を試賣委員より報告、後組合員家族中應召者十八戸を組合長及び役員數名親しく訪問の辭を述べ金一封宛を贈呈。

高岡雜貨五業卸商組合

一月、第七回總會。▽その他雜貨五業新報の件に關する役員會、組合保險部役員會、日用品會、共同購入の件に關する役員會、軍人戰傷者に對する見舞、國防獻金に關する役員會、店員體育向上精神修養運動會、見本市開催に關する臨時總會、出征軍人慰問品送附準備幹事會、全市聯合大賣出しに關する役員會等を開催。

高岡荒物組合

物價統制配給制限問題に關し三回臨時總會開催。▽十月十七日、市聯合會主催店員慰安映畫會に参加、午後組合員一同近郊二上山にハイキングを行ひ體位向上を計る。▽十月以降、毎月十七日を組合定休日と定め之を嚴守することとした。

滑川町雜貨化粧品商業組合

九月十日、在來の申合せ組合を解散し、斷乎國策の線に沿ふて同業者の共存共榮を期すべく新に商業組合に改組、各般に萬全の努力精進を期して居る。

金澤雜貨小問物卸商組合

十月十一日、商工會議所に勸導店員表彰式舉行、被表彰者八名。引續き清月樓に總會並に懇親會開催。▽三月十八日、春季溫泉行慰安會を片山津溫泉矢田屋に開催、一泊。▽五月一日、金石壽々園に運動會開催、參加者百五十名。▽十月二十日、所得調査委員として組合より組合長山田藤太郎氏を推薦、投票の結果最高點にて當選。▽十月二十二日、三日、染織吳服雜貨合同の見本市開催、豫算八千圓にて北海道、東北、北陸の招待客八百名の參列あり、好成績を見た。

金澤雜貨商組合

六月二日、當組合の前身金澤雜貨商組合は明治四十四年二月の創立であるが、新しく金澤莫大小足袋商組合と合同して前名義を踏襲。その爲め組合員増加して百二十四名となつた。

福井小問物化粧品商組合

二月二十四日、定期總會開催恒例通り庶務會計報告、役員選舉、懇親會を行ふ。▽三月二十二日、福井市産業視察員として正副組合長參加、名古屋、伊勢、大阪、神戸、姫路、岡山、松江鳥取各市視察、各市役所産業課商工會議所を訪ね又各市の市況商業街施設、金融狀態、職時に於ける影響、百貨店と小賣店との關係等諸般の調査を行ひて三十一日歸郷、翌四月一日その報告會開催。▽五月、特別税に關し臨時總會。▽八月、商業組合設置に關し役員會。▽九月、商店法實施に關し役員會開催。▽

その他、表彰式、團體旅行等は時局柄見合せた。

武生小間物化粧品商組合

一月十日、第二十九回新年總會、金二十圓を郷土出身將士に慰問金として贈呈。△一月十六日、組合員中の傷病兵見舞。▽一月二十九日、組合員の營業收益税に關し稅務署と折衝。▽三月二日、化粧品課稅免稅點三千圓を三萬圓程度に引上げ方運動を縣出身代議士に懇願狀發送。▽四月二十四日、總會開催、化粧品協定正價を發表、各組合員の承認を求め即日實行を誓約。違反したる時は正價の十倍に相當する違約金を組合に納付することとし、其後試買の結果成績は極めて良好。▽七月二十八日雜貨商組合と聯合にて臨時總會開催、暴利取締に關し遺憾なきを期す、賣價表示に關する方法をその他、包裝紙全廢及び中元年玉廢止、チラシ廣告賣出し等を自肅自重すること等を協議。▽十月五日、化粧品賣價協定に關し豫て藥業組合へその協力方申入れ中の處、本日正式に承認方通知あり、協定品に就きては兩組合共同一價格にて販賣のこと決定。▽十月十日、新規組合加入者を勸誘し本日その初顔合せ總會開催。同時に武運長久祈願式を擧げ式後雜貨商組合と合同にて家族店員慰安大運動會開催、参加者約二百名、豫期以上の盛會であつた。

勝山化粧品小賣商業組合

總會、表彰式開催。▽共同仕入實施。

中 部

長野雜貨商組合

五月二十四日、組合恒例の春季運動會を野津溫泉住吉屋旅館に開催、参加人員店主及び家族店員等二十五名、總會に併せて懇親會を開き一泊解散。

松本小間物化粧品雜貨商組合

二月一日、新年總會、五年、十年以上勤続者表彰式、役員改選。

岡谷小間物化粧品商同業組合

四月十二日、定時總會開催、事業報告、會計決算報告、國民精神總動員業務非常時に當り日つ又一割課稅による賣行不振の懼あり、之に對する實策講究、濫賣防止の徹底方を期す。▽五月十五日、組合より出征軍人へ扇子三百本市役所の手を通じて贈呈することとなり、この日手續完了。▽七月十日、役員會開催、化粧品定價販賣の嚴守その他の件協議。▽九月二十九日、組合員小口坦次氏息步兵軍曹知治君戰死、市葬執行、組合員全員參列。

諏訪小間物化粧品卸商組合

五月二十一日、松本市に定期總會開催、勤続店員表彰を行ひたる後小諸町及び上田、長野兩市の商店街を視察、又善光寺に出征者の武運長久祈願。

南佐久化粧品組合

二月十日、老松園に臨時總會開催。▽四月五日、幹事會開催

定價改正協議決定、新定價表配布即時實行。▽八月十九日、クラブ特定品に關し幹事會開催。▽九月八日、幹事四名上京、各本舖訪問。

飯田小間物化粧品商業組合

八月二十日、商工省令による組合創立の爲め發起人會を飯田商工會議所に開催。▽十月十五日、創立總會を同會議所に開催

靜岡化粧品卸商組合

當組合は相互の親睦及び共存共榮の目的を以て生れたる組合なる爲め卸值段の統制及び小賣價段の協定に力を致し居り、總會とか旅行とかはせず、毎月一日の例會のみにて實質的に邁進。

靜岡市荒物商組合

二月、七月、臨時總會。▽十月、定時總會開催。

清水市化粧品商組合

六月十日、總會開催、有名化粧品協定價段を改正し、統制委員が試買し、現在確實嚴守。

濱松化粧品卸商組合

八月二十二日、第九回定時總會開催、組合の親睦強化を企圖懇談、自肅を誓約、更に小賣組合の結成促進を期する件申合はせられた。▽九月十三日、小賣店に飛散して濱松市主要化粧品小賣業者本年度第一回會合を開催。▽十月二十日、二十六日、純化粧品小賣業者と化粧品取扱藥種店との懇談會開催。▽團體旅行會合等の經費は努めて節し、卸組合小賣組合を中心として只一途健全業界確立に勇往邁進しつゝある。

富士南部小間物化粧品商組合

一月十日、定例役員會。▽二月十日、同、クラブ化粧品第三回值段改正二月二十日より實施の通知に接したるを以て種々協議。▽三月五日、同、化粧品課稅に際し靜岡縣第二區選出議員に陳情書提出に關する協議、直ちに書類發送。▽四月二日、同課稅に對する各種化粧品價格改正に就いて協議。▽五月十三日同、組合を商業組合に變更の件協議。▽六月十七日、同。▽七月二十三日、同、役員の補缺選舉を行ふ。▽八月十五日、同。▽九月十八日、同、定休日制定の件協議。▽十月十五日、同、開催。

滋賀縣化粧品石鹼卸業組合

三月九日、縣下卸業者一丸となり石山三日月樓に發起人會開催。▽五月十四日、全代表者の参加を得て組合設立、同時役員選舉。▽九月十四日、石山三日月樓に役員會開催、今後の方針值段問題、組合員加入の件等協議。

長濱小間物化粧品商組合

一月十日、住吉屋に組合總會兼新年會開催。▽四月五日、商工會議所に臨時總會開催、化粧品課稅を動機に有名化粧品の一部小賣協定價格決定。▽九月十八日、商工會議所に臨時總會開催、正價表示法に依る協議を兼ね會議所理事の立會を求め協定價段の修正を可決。

岐阜化粧品業組合

六月八日より三十日まで、化粧品課稅實施により值段改正されたる各種品の值段統制とストツク消化を圖るべく、有名化粧品愛用者一萬名映畫招待會開催大垣小間物化粧品商組合一年一回、總會開催。

關雅貨荒物商組合

一月十五日、總會。▽二月十八日、三州豐川閣參拜。▽二月十八日、記念積立金を利用し商品共同購入。▽五月十三日、六月十日、九月十二日、臨時總會開催。

名古屋小間物卸商組合

一月五日、名古屋ホテルに新年賀宴、併せて十年勤続第九回表彰式舉行。▽四月二日、狸々園に春季定時總會開催、役員改選の結果全部重任。▽九月二十二日、役員會開催、副組合長を引退の村上庄造氏を組合第一次名譽顧問に推舉。▽九月十日、一宮市日の出屋に秋季定時總會開催。▽本年一月より十月までの應召店員八名、所定の餞別金五圓也を贈呈、出發の際は全組合員に通知して之を歡送。▽出征負傷店員二名に對し、所定の見舞金二圓也を贈呈。

名古屋化粧品小賣業組合

三月一日より十日まで、全市一齊に「値上前の化粧品おつとめデー」舉行。▽三月二十九日臨時總會開催、化粧品値上に對する新協定價段設定。

名古屋香油商組合

一月十五日、覺玉山泉竹に春季定時總會兼新年會開催、役員改選その他。▽二日會と提携して物品課稅對策協議會數度開催

名古屋石輪製造組合

一月、新年宴會。▽四月、春季總會。▽十月秋季總會。▽その他、時局重大の折柄とて數回臨時集會開催。

名古屋組絲商組合

四月四日、春期總會開催、會計報告、役員改選等の後懇親會に移る。▽八月十九日、臨時總會開催、名古屋組テーパー卸商業組合設立の件を議し満場一致可決。

名古屋袋物卸商組合

四月十二日、高麗寺白鹿館に春季定時總會開催。▽五月一日皇軍將士並に出征組員家族及び店員の武運長久祈願を兼ね名鐵經由師崎より海路伊勢參宮春季店員慰安會開催。▽十月十日覺王山泉竹に秋季定時總會開催役員改選を行ひ全部重任。▽七月以降に於ける商工省令による皮革統制の爲め緊急臨時對策協議會を開くこと六回、組合標準價格表その他を作製。業界未曾有の一大事變に遭遇し前途の見透し頗る困難。▽その他研究會數度、應召家族の壯行會數度。

名古屋髹髹商組合

一月二十日、伊勢大神宮參拜二見ヶ浦濱千代館に組合總會開催。

名古屋屋敷物雜貨卸商組合

一月六日總會。▽八月三日、幹部總會、應召者に對する各種の案件協議。▽九月一日、總會組合長改選の結果重任。▽その他、商店法實施に關し數回會合。

豊橋化粧品小賣商組合

三月二日、片野商店より組合

組合要覽

旗寄贈につき神明社前にその受納入魂式舉行。併せて出征將士の武運長久祈願祭執行。▽四月十四日、定時總會、統制值段強化懇談會開催。▽四月十五日、レイト化粧品小賣定價協定。

半田化粧品石輪同業組合

十月の定期總會は、組合長病氣の爲め十一月中旬に延期。▽組合員中出征軍人家族を招待し氏神々前に武運長久祈願祭執行組合員一同參拜。後、半田市に合併せし成岩、龜崎二町の同業者に對し組合加入方交渉の件協議。

岡崎化粧品小賣商業組合

四月二十六日、通常總會開催

愛西化粧品小賣商業組合

四月二十六日、通常總會開催店員表彰式舉行。▽九月二十一日、組合員一同にて熱田神社に出征軍人の武運長久祈願を行ふ。

神都小間物化粧品商組合

一月十七日、總會開催、前年度事業報告並會計報告。▽三月十五日、役員會開催、化粧品値上に關する對策考究の結果、三月二十日より三十一日に至る十二日間を化粧品おとめデーとし、一般大衆に向ひ四月一日以後は値上の止むを得ざるを知らしむると同時に需要者に値上り前の手持品を提供せんと試み、頗る好成績を収む。

四日市小間物化粧品組合

一月二十一日、總會開催、庶務會計報告並に幹部改選。▽四月一日、懇談會開催。

近畿

京都小間物化粧品卸商同業組合

一月十九日、商工會議所に軍事講演會開催、講師坂口靜夫大佐。▽三月一日、萬葉軒に評議員會及び代議員會開催、十三年度收支豫算案の件附議。▽三月三十日、照宮殿下行啓、京都ホテルに京都物産陳列臺覽の際本組合員より出品臺覽の光榮に浴す。▽四月一日、九日、商工會議所に物品稅懇談會開催。▽六月九日、評議員並に店員部委員聯合會開催、店員慰安會開催の件附議。▽六月十日、評議員會開催、十二年度收支決算の件附議。▽七月十日、店員慰安會大津柳ヶ崎水泳場並に飛行場見学。▽八月十二日、商工會議所に正札問題懇談會開催。▽九月十四日、出征軍人遺家族を慰問

京都袋物商工組合

三月十五日、定期總會。▽四月一日新製品競技會。▽五月十五日、從業員慰安會。▽その他役員會毎月十日開催。

福知山化粧品組合

一月十一日、定期總會開催、役員改選、事業會計報告、贊助會員決定。▽三月十八日、收益稅調定會。▽九月二日、標準價格設定委員決定。▽九月六日、同委員會標準價格決定。▽九月

大阪化粧品同業組合

一月五日、大阪ビルに第十七回組合新年福壽會開催。▽三月八日、第十七回勤績店員表彰式舉行、二十年九名、十年五十三名。▽三月二十四―二十九日、第十八回實業講習會開催。▽六月十二日、恒例の運動會に代へ自助會と共に催して醍醐東山にハイキング舉行。▽實業組合聯合會主催の軍用機獻納運動に協賛

大阪小間物卸商同業組合

一月、第二十八回十年勤績第九回二十年勤績從業員表彰式舉行。▽三月、恒例春季大商品市及運動會開催。▽四月、守護神熊光稻荷大明神恒例祭典執行。▽七月、體位向上の爲め組合員を會員とし厚生會結成。▽八月權原神社國勤勞奉仕。▽各月出征軍人の歡送。▽九月、恒例秋季大商品市開催。▽十一月三日、ハイキング實行の豫定。

大阪白粉商組合

一月十五日、總會開催。

大阪雜貨卸商組合

四月九日、伊勢參拜、國運隆

十八日、經濟警察を訪問、標準價の諒解を求む。▽十月一日、二ヶ年來濫賣を主とし業界を擾亂せる某店組合に加入し、小賣實行價決定。

大阪香料商組合

一月三日、總會、表彰式、役員改選。▽四月三日以降十月七日まで臨時總會を三回、役員會を十一回開催、専ら口金業者の銅合金對策並に皮革使用制限對策に善處、①大阪袋物工業組合創立幹旋、②印材サツク部の抱合、③口金製造業者の抱合を斷行、殆ど毎日府關係者と各種の打合せに奔走し多難なる業界に渺かなざる光明を與へた。

日本卸同業組合

五月、組合總會開催。▽住吉神社に國威宣揚、出征將士の武運長久祈願。▽組合中出征將士の留守宅慰問二回、慰問品贈呈同陣中慰問狀二回送呈。▽從業員の表彰。

大阪刷子同業組合

組合會。▽評議員兼部長會。▽正副組長會。▽有志會。▽資材供給對策協議會。▽その他事

荒榮會

四月九日、伊勢參拜、國運隆

大阪白粉商組合

一月十五日、總會開催。

大阪雜貨卸商組合

四月九日、伊勢參拜、國運隆

變對策に關する統制協議會等、それ、數回に涉り開催。

大阪セルロイド生地

一月、國防献金募集、陸軍大臣より感謝状を受く。▽二月、堺市金岡陸軍病院慰問、病院長より感謝状を受く。▽總會、三月一回、役員會六回、研究廿日會八回、見學會五回、皇軍武運長久祈願祭二回。▽出征者への餞別贈呈、一人宛二十圓。▽九月十一日、組合倉庫部にて組合員の勤勞奉仕會舉行。

大阪鏡卸商同組合

五月九日、第九回定時總會。▽九月五日、第十二回臨時總會。▽毎月四日、定例組合員開催。▽事業は、①板硝子共同仕入。②鏡引裏止め方法の發明及び實施。③鐵脚使用製造禁止の爲め鏡附屬金具の代用品懸賞募集等。

大阪絹綿布服裝雜貨卸商業組合

製品見本市、▽生地原料見本市、▽總會。

大阪刷子卸商業組合

四月十六日、組合店員慰安大運動會。▽五月四日、第十一回定時總會。▽七月二十五日、臨時總會。▽十月八日、第十三回定時總會開催。▽事業は共同購入及び保管事業。

堺線香同業組合

五月一日、堺市大阿彌陀經寺に戰死者慰靈追悼會執行。▽同日、代議員改選々々舉行。▽國民精神總動員運動に協賛、敬神、尊祖を標榜し、「ソセシヤマ

ットベ」のボスマーを全国的に配布。

神戸石鹼化粧品業組合

一月二十四日、有馬に定期總會開催、皇軍武運長久祈願祭執行。▽三月三十日、化粧品課税に伴ふ値上問題につき一般小賣業者に之が徹底策を講ず。▽四月四日、物品稅實施により在庫品評價に關する稅務當局の意見を徵し、一定方針により申告すべく具體策考究。▽七月十二日十一日の大山津浪洪水により被害甚大、之が對策として緊急役員會を開き不取敢救護團を派遣。▽七月十八日、東京組合廣田理事、大阪組合石川主事同伴にて來神、夫々組合代表として水害慰問を受け且つ多額の見舞金を寄與せらる。▽七月二十六日、組合役員五班に分れ市内外の水災同業者三百餘名に對し見舞金携帶慰問をした。

奈良小間物化粧品商組合

一月、定期總會開催、役員改選全部重任。▽四月、武運長久祈願の爲め全組合員參加桃山御陵及び石清水八幡宮參拜旅行舉行。又化粧品小賣價協定値段改正發表。▽十月、恒例化粧品祭執行。

和歌山市化粧品小間物同業組合

組合員一同本年六月より向ふ十ヶ年間一ヶ月一名三圓宛の据置共同貯金開始。▽出征將士へ慰問袋五十五個寄贈。▽市内戰病致出征將士の英靈歸還及び葬儀に對し組合として代表者及び葬儀に對し組合として代表者及び葬

岡山小間物化粧品商組合

定實行、即ち卸定價打値の一例引を小賣定價と定む。▽例年の行事たる團體旅行は中止、△聖戰必勝皇軍將兵武運長久祈願祭執行。

新宮化粧品組合

一月二十日、總會兼新年宴會開催。▽三月二十五日、芝居見物。

田邊小間物化粧品商組合
統制實施の狀況は極めて良好なる成績を收め、組合員各自が統制の如何に有利なるかを覺り、又その安心感を深くし、殊に物價に對する政府の監視下に於いてその強化を熱望しつゝある。

中國

鳥取小間物化粧品同業組合
一月七日、新年總會。▽毎月七日、役員會開催。▽六月二十日、組合店員運動會。▽九月七日、役員懇談會。▽十一月三日、商工會議所表形式に參加、組合員中より一名表彰。

松江小間物化粧品卸商組合
二月一日、定時總會。▽三月一日、臨時總會。▽三月二十一日、臨時總會。▽三月二十六日、四月五日、臨時協議會。▽十月七日、組合全員陸軍墓地參拜。▽八月、各神社祈願祭に代表參列。▽同十日、戰病致軍人慰靈祭に代表參列。▽同十一日、組合應召出征中の諸氏へ慰問品及び慰問狀發送。

岡山小間物化粧品商組合
毎月二日、月並會を開き在庫品の交換及び業界諸問題につき

意見の交換とその實施打合等を行ふ。▽三月一日、支那事變特別稅法案第七十一條に關し岡山選出各代議士へ盡力方打電。▽三月二、三日、商業視察の爲め大阪市へ組合員の團體旅行を行ひ寶塚温泉の一泊に上大朝主催聖戰博を見物歸園。

津山化粧品商組合

七月十四日、役員會。▽九月二十日、商工會議所に臨時總會。▽十月八日、役員會開催。

岡山縣除蟲菊同業組合

二月、十三年度豫算總會。▽五月、十二年度決算總會開催。▽七月、本年は天候不順の爲め等外品多數にてその品質良香の範圍擴大せるを以て取引に支障を來し故に等外品を二種別に區別する如く縣當局へ陳情▽例年の如く品質改善に極力努力。

山口化粧品小賣商業組合

共同仕入事業、五萬三千圓。▽四月十三日、第三回定時總會開催、役員改選、事業計畫、決算報告、剩餘金處分案等協議。▽組合員に於いて三ヶ年定期積立貯金を實行中、毎月の懸金總額百四十一圓。

下關藥業化粧品商業組合

一月二十三日、總會開催。▽八月十一日、暴利取締及び定價販賣の件に關し、下關警察署に於いて懇談會開催。

四國

徳島小間物化粧品卸商組合
五月八日、恒例の組合店員慰安會開催、一行四十名、鳴門觀

潮から奇勝大渦の景趣を稱し夜は徳島に歸り觀劇後散會。▽毎月一回、組合員集合。

高松小間物化粧品同業組合

公休日設定。▽絕對正札販賣嚴守。▽十一月十五日、臨時總會開催。

香川縣除蟲菊同業組合

五月上旬より六月上旬にかけ除蟲菊獎勵講話會を縣下各所に開催。▽和歌山、岡山、廣島、愛媛、香川五縣聯合査定會に列席。▽検査標準品査定會開催。▽検査員會を四月一日以降數回開催。▽取引業者協議會開催。▽代議員選舉會開催。▽縣下三十一名の検査員にて本縣除蟲菊の検査執行。

善通寺化粧品組合

二月四日、總會開催。▽四月十四日、八月二十一日、定例集會開催、協定價格の變更を行ふ。

宇和島化粧品小賣商業組合

四月二十日、總會開催、役員選舉。

宇和島雜貨小賣商業組合

八月十八日、創立總會開催。伊豫除蟲菊同業組合 七月、總會開催。▽組合員の營業上の取締及び取引上紛議の仲裁等を主事業とす。

松山化粧品小賣商業組合

四月十四日、第四回定期總會開催。▽八月十三日、値段協定協議會開催。▽八月十七日、値段協定理事會開催。▽毎月十日理事會開催。

高知化粧品同業組合

八月十五日、第一回總會。▽八月二十五日、第一回役員會。

高知化粧品卸商組合と協調議事
▽九月十一日、第二回役員會開催、有名化粧品の高知公定小賣價格決定。

九州

全九州下關化粧品卸商組合
三月七、八日、博多商工會議所に行はれし九州商報社主催の卸業者「業界非常時對策協議會」席上に於いて本組合結成の議起り、直ちにその日結成。▽昭和十四年春、第一回總會を開きて具體的活動を開始の豫定。

門司藥粧商業組合

四月十日、第一回通常總會開催。▽七月八日より引續き下關市關西高等計理學校長指導の下に組合員の帳簿指導實行。

小倉化粧品商組合

一月十七日、小倉市銀鍋に下ノ關、門司、戸畑、小倉四組合代表者十五名參集、値段改正の件協議。▽一月二十五日、改正値段表印刷、上記四市の各業者に配布。▽三月十六日、再び四市組合小倉銀鍋に集合、四月一日課税に依り化粧品品の定價販賣實行に就き協議したる結果、新定價表を本組合引受作製して各所に配布。▽四月二十九日、幹事會開催。▽五月六日、第十回總會を武藏亭に開催、十日會より第二回感謝狀及金一封寄與の件報告。▽七月二十二日、初幹事會を櫻茶屋に開催。

若松化粧品組合

四月、創立總會開催。
若松雜貨小問物商組合

毎月一回、懇談會開催。▽毎年一回、各地視察旅行開催。

佐賀化粧品商業組合

五月十六日、定時總會開催、十二年度決算並に事業報告、財産目錄、貸借對照表及び剩餘金處分案承認、十三年度收支豫算及分賦收入方法、準備金及び積立金の利用並に保管、役員監事及び信用評定委員選任の件等を附議決定。

武雄化粧品商組合

總會、春秋二回開催。

唐津化粧品石鹼卸商組合

三月、東松化粧品商組合解散。△四月、本組合誕生。▽九月五日、唐津商工會議所に故會議所議員古賀、峰、脇山、堀田四氏の追悼會あり。

長崎化粧品商組合

四月二十二日、市外名可瀧觀音に總會開催、會計事業報告、又特別税に關する質問に富永副組合長答辯。

島原化粧品商組合

四月、十三年度第一期定期總會開催。▽十月、同第二期總會開催にて決議せし件に關しては一名の違反者もなく至極圓滿に向上しつゝあり。▽在來會費制度を定めず、組合員の内有志者の自發寄附により組合費一切を支辨して來た。

熊本化粧品商組合

四月二十四日、總會開催。▽毎月七日、理事會開催。▽組合協定化粧品品の定價販賣實行に就いて大正十四年以來今日まで全組合員に違反者を出さぬやう努力を續けて來た。

熊本化粧品商業組合

二月、本舖十日會より再度表彰を受け金一封贈與。▽四月二十四日、市公會堂に第五回總會開催。▽七月二十五日、國防獻金恤兵金五十圓獻納。▽七月二十五日、商工中央金庫貯蓄四十口分八八圓第一回拂込。▽四月一日、同舊出資十口分五十圓第二回拂込。▽十三年度より軍事應召者の組合費を免除するに決定。▽原料難、課税等により各本舖の値上げ相續き小賣價格協定を改訂するの機會に、從來の少數品種限定主義を緩和協定品種を擴大し協定表を見出し附五枚綴方式に改む。▽本組合は光輝ある熊本化粧品商組合を母體としその補強施設として生れたるものなるを以て、その本來の使命に鑑み終始母體組合と密接不離、異體同心の關係を保ち、役員會等も常に同所に聯合開催事業慾に驅られて化粧品商組合内に波瀾を起さしめるが如きこと等絕對無きやう細心の注意を拂ひ、背景力として業界統制の地下に働きつゝあり。

都城雜貨商組合

十月、服裝雜貨商業組合を設立。

鹿兒島化粧品商業組合

一月十一日、恒例役員新年宴會を慶し組合員並に從業者出征軍人の武運長久祈願祭を鹿兒島神宮に執行、御守を各留守宅に配布。▽四月十六日、全役職員照國神社に參集、組合員並に從業者出征軍人の武運長久祈願祭を執行し後各留守宅を歴訪慰問

且つ激勵す。▽同日、午後大正會館に第九回通常總會開催、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、承認及び十三年度經費收支豫算の件、並びに任期満了に付理事監事改選の件附議。▽九月二十五日、同じく照國神社に武運長久祈願祭執行。▽毎月一同役員會開催、化粧品協定値段の維持に努め試買その他の方法により濫賣防止をなす。なほ協定品に對しては組合證紙を全部貼附して居る。

川内洋品雜貨小問物化粧品商組合

總會開催、▽表彰式舉行。▽川内洋品雜貨商業組合結成。

臺北和洋雜貨化粧品商組合

一、二月、總會、▽二月、店員表彰式。▽三月、店員家族慰安會。▽三、四月、出征家族慰問、評議員副組合長外數名訪問

臺南大連化粧品商組合

一月二十八日、定期總會開催十二年度事業報告、役員改選、終了後懇親會開催。▽四月、役員會數回開催、化粧品課税の結果による小賣價格の改訂協定を全化粧品に亘り決定實行。▽五月一日、恒例化粧品祭を大連神社前に執行。又、同じく勤続店員表彰式を同所に於いて執行し、十五年以上七名、十年以上七名、五年以上二十名、合計三十四名の表彰者にそれら、表彰狀並に記念品授與。

京城化粧品組合

四月一日より物品課税に依る化粧品新値段改正、府内各百貨店並びに組合員一致新値段販賣實行。▽四月十三日、六十五本舖製品の新値段表を調製、組合員に一齊配布して値段維持徹底を期す。▽八月十二日、暴利取締徹底強化の爲め組合員全般に通告發送。

釜山化粧品組合

東京大阪兩十日會より表彰を

受けたるに依り之が披露式舉行

▽總會並に役員改選の結果、全部重任。▽物品税、暴利取締稅施行に就いて組合員に之が手續上遺漏なき様注意喚起に關して役員座談會開催

仁川化粧品組合

總會開催、▽總會と同時に、仁川軍事後援聯盟へ金五十圓獻金。

仁川化粧品同業組合

五月、組合總會。▽三月、八月、役員會開催

滿支大連化粧品商組合

一月二十八日、定期總會開催十二年度事業報告、役員改選、終了後懇親會開催。▽四月、役員會數回開催、化粧品課税の結果による小賣價格の改訂協定を全化粧品に亘り決定實行。▽五月一日、恒例化粧品祭を大連神社前に執行。又、同じく勤続店員表彰式を同所に於いて執行し、十五年以上七名、十年以上七名、五年以上二十名、合計三十四名の表彰者にそれら、表彰狀並に記念品授與。

青島化粧品商組合

一月より三月迄に全組合員復歸開店。▽三月十日、陸軍紀念日當日皇軍に限り一割引の奉仕販賣をなす。

青島和洋雜貨同業組合

青島復歸早々と諸行事は一切中止。▽時機に應じて役員の臨時集會を行ひたり。

業界 組合役員一覽

【昭和十三年十月一日現在】

註 全然回答なき組合に就いては之を省略するの外なく又、○印は回答を得る能はざりし爲め已むなく昨年度年鑑登載のものを再録したものである。

① 同業組合の部

註 長は組合長、組長、會長、理事長、副は副組合長、會は會計、評は評議員、理は理事、幹は幹事、常は常任、顧は顧問、相は相談役、代は代議員、後は役員、庶は庶務、員は組合員、非は書記長、その他準之。

北海道・樺太

札幌小間物化粧品商組合
長 小泉清一、副 金田正清、儀、羽鳥千賀恵、關根康弘。

札幌小間物化粧品小賣商組合
長 小笠原楠彌、副 下妻義治、幹 佐々木文次郎、今井市郎、澤田八太郎、小阿瀬文明、田中市太郎、手島美一。

函館小間物化粧品卸商組合
長 齋藤脩平、副 内山哲雄、評 奥田熊太郎、村田文藏、榊原清太郎、堀尾安太郎、壽原商事支店。

函館和洋小間物商組合
長 齋藤脩平、副 内山哲雄、

評 白崎朝治郎、村田文藏、奥田熊太郎、岡野上平吉、玉井謹三郎、輪島榮之進、吉田勘右衛門、本間鶴松、榊原清太郎、竹田洋品店、池田勝治、佐々木孝三郎。

小樽小間物化粧品卸商組合

員 壽原英太郎、本間勘次、高森市太郎、毛利貢、片松合名會社、中村富作。

小樽洋物小間物商組合

長 河邊甚藏、役 竹内房吉、和賀小三郎、中島武一、佐藤信次、佐藤彦彌、小川彌左衛門、丸川孝次郎。

旭川小間物化粧品卸商組合

長 岡澤彦太郎、幹 藤田吉左衛門、三木作藏、旭精油株式會社、會 川合倉吉、役 石倉忠平、大加十全堂支店、石橋純、笠松岩吉、波多野石輪製造所、小林信男、池田兼次郎。

旭川荒物雜貨商組合

長 西田幸次郎、副 畦地兼吉、六車正三郎、會 高榮美三郎、役 河井末松、河合勝二、丹羽清作、米倉晴義、奥村一男、加藤三右衛門、上田久藏。

岩内小間物洋品化粧品組合

長 森島利市郎、會 齋藤爲太郎、幹 堀川武、江川利男、牧野源太郎。

稚内荒物雜貨商組合

長 寺江甚助、副 桑原西之助、員 法名友吉、山崎太郎、山本松藏、加藤順七、松澤誠一、加

瀧川化粧品商組合

員 大野商店、花摘商店、浦上小間物店、佐々木福助堂、沖垣商店、和泉商店、奥野商店、野瀨商店、開商店、角屋商店、照本商店、藤丸商店、伊藤一貫堂、帶廣洋物小間物商同業組合、長 有田勝彦、副 竹中一晁、齋藤新五郎、會 細川秀雄、平部長 山口七郎、幹 川秀雄、野元瑛、柏尾勝吾、加納甚吉、顧 莊田德太、吉田繁之助。

網走化粧品組合

長 高橋政芳、副 出口彦次郎、常幹 久田源治、幹 渡邊龜三郎、安藤隆三、中島助三郎、川瀨功順、林好次、布施勇三郎、伊達町小間物商組合、長 寺田源藏、會 坂下保太郎、員 堀内一郎、新屋敷彦松、影山喜藏、寺島七キ、辻浦正雄、松岡利七、洞口キヨ、安原周三郎、北島鐵五郎。

江別雜貨商組合

長 岩田友男、副 林榮作、幹 川端亥之松、松田清一、野呂英二、栗木與三吉、山之内鶴雄、西澤源藏、會 藤井勝二。

根室化粧品組合

長 片山富次郎、副 阿部彌作、會 木村兵右衛門、評 今井健次、漆原實、塚田源治。

名寄化粧品販賣組合

長 岩崎銀松、幹 池田幸藏、澤田五三郎、前田爲次郎、難波仙次、佐藤肇藏、安原武一。

大泊小間物化粧品商組合

長 田邊清志、幹 鹽田源次、坂本勇吉、清水俊太。

青森縣

弘前小間物商組合

長 大高千代吉、副 關清六、幹 土田與惣市、會 原田啓三郎、評 關藤吉、辻井幸次郎、藤田寅太郎、小川藤四郎、板垣常吉、顧 竹内清吉。

岩手縣

盛岡化粧品商組合

長 井上留吉、副 池野金太郎、湯淺正兵衛、理 熊谷長八、井上武兵衛、中村正藏、大島常次郎、長谷川隆三、評 木村房之助、佐藤寅三郎、池野直次郎、菊地松吉、村井治助、中村鐵五郎、田澤德太郎、坂本吉兵衛、菅原信平、青山忠太郎。

一關洋品商組合

長 千葉繁、副 佐々木猛、會 守屋清司、理 熊谷幾久治、佐藤吉藏、及川慶藏、守屋幾久治。

花卷小間物化粧品同業組合

長 岩田豐藏、副 小瀨川浩三郎、會 佐藤末治、員 柴田昌次郎、齋藤勝郎、中村戰一、小田島喜兵衛、大森末吉、畠山源吉。

秋田市小間物商組合
顧 本間金之助、長 木内隆一、副 中村長十郎、理 小谷都城太郎、近江屋正之助、河田商店、加藤茂治、平野良之助、平澤吉次郎、吉川榮輔、鈴木國太郎、松村豐治。

秋田縣

秋田市荒物商組合

長 片屋永之助、理 三浦久藏、三浦千代松、佐藤金五郎、野口利助、西村福藏、奈良周治郎。

能代小間物商組合

長 岸部儀助、員 谷内金太郎、鹽谷善助、腰山直治、田中善藏、關根初五郎、金子秀雄、宮腰雄三、見上源三郎、田口慶助、森德三、田口新三郎、村岡秀一郎、田山周作、大友良三、照田忠純、阿部謙二、相澤利一郎、關善一郎、越後英一郎、大山一、田口源四郎、碓谷民治、大久保敬治、本莊小間物同業組合、長 伊藤久吾。

山形縣

山形小間物洋品商組合

長 佐竹久司、副 丹野利介、會 今泉吉之助、幹 佐藤米助、秋山慶太郎、藤田長兵衛、大沼八右衛門、前田東助、酒井吉次、奥山梅吉(出征也)。

鶴岡小間物洋品商組合

長 後藤善太郎、副 伊藤安次郎、會 田林桂二、幹 鷺田克己、郷守榮助、小松謙二郎、皆

川良吉、高橋安次郎、水口幸吉
小池銀太郎。

酒田小間物洋品文具商組合
長 高山菊次郎、副 中村禎吉

會 丹吳梯治、評 中村彦右衛門、佐藤英治郎、鍋谷助右衛門、大島傳四郎。

○酒田荒物商組合
長 五十嵐傳七、副 石栗恒吉

會 池田喜太郎、幹 阿部彌太郎、大泉慶治郎、信田敬治、評 池田久治、玉木善吉。

宮城縣

仙臺小間物雜貨商組合

長 齋川久吉、副 櫻井益之助
西內長治、常幹 奈良龍三、遠藤綾治、幹 遠藤長三郎、庄司勇太郎、川合清藏、村上安之助、加藤留五郎、顧 中村梅三、三浦善作、相 八木久兵衛、八木安兵衛。

福島縣

平小間物洋品商組合

長 猪狩庄平、副 馬目勝次郎
會 中野庄吉、員 寶橋玉吉、吉田豐、大平德兵衛、大金英夫、山家重吉、橫山滿藏、海野辰之助。

茨城縣

水戸小間物化粧品商組合

長 西原三平、副 川又龜次郎
委 軍司松次郎、松井光、中村金藏、深作政之介、竹內康次、宮本成吉、鶴田正之、戸井田博

正、郡司篤薫、深田春吉、橋本三代吉、大山晴峯、龜山清兵衛、小幡萬太郎、鈴木貞信、顧 中田彦太郎。

土浦化粧品組合
長 上野源吉、會 前橋藏之助

幹 大野誠逸、酒井源助、仲田憲、鯨井萬次郎、寺田勝夫、顧 大竹正之介、豐島庄十郎。

土浦荒物商組合
長 柴沼繁之助、幹 萩原半三郎、石塚七郎兵衛、佐野伊右衛門。

栃木縣

○栃木町小間物化粧品商組合

長 杉江龜松、副 田島鐘三、會 小出喜七、幹 高岩功三、黑川イチ、山田留吉。

群馬縣

前橋小間物商組合

長 高橋政次郎、副 中島幸平
幹 國下文太郎、白田龍藏、忍足鋼作、新井三郎。

高崎小間物化粧品商組合
長 須田健三、副 矢野宇助、齋藤忠三郎、會 稻垣芳、顧 清塚佐太郎、國峯辰二。

○澁川荒物商組合
長 梅澤四郎、副 根岸雄治、會 角田通夫。

沼田小間物化粧品商組合
長 矢島伊助、副 宮下善次郎
會 關上雅男、評 中山勝次郎、井上言次。

佐波小間物化粧品商組合
長 星野忠藏、副 岡田幸太郎

埼玉縣

川越小間物化粧品袋物卸商組合

長 戸田安治、副 間仁田廣吉
員 染谷清四郎、久田久之丞、服部周次郎、長谷川重吉、小谷野清治、小島助八、瀧川芳郎、坂本鷺之助、竹內初治、小村恒吉、鈴木朝次郎、田島留吉。

大宮化粧品雜貨商組合

長 清水滿藏、副 川部美喜藏
山崎流長、會 小峯八郎、加藤予武雄、評 尾熊雄、大野彌平、村澤茂三郎、矢澤伊吉、松本吉之助、松崎幸作。

○秩父化粧品組合

長 平井久吉、副 矢尾喜兵衛
渡邊傳一郎、加藤兼次郎、會 宮前進、幹 岡商店

埼玉化粧品商組合

長 服部清十郎、副 小林靜、岡戸正次郎、桑原登、會 梓澤豐吉、關根善美、小沼武吉、理山中孝、酒井新次郎、大石正一、岡部季男、監 篠塚さく、土谷豐吉、評 杉山喜助、富塚喜富野中廣次、鎌田榮太郎、中里吉五郎、熊田臥二、小澤彌左衛門、入江いし、鈴木もと、原トミ子、顧 辯護士 古島義英。

葛浦地方小間物化粧品商組合

長 平澤清次郎、副 福田啓助
會 水野晴仁、書記 榑原每太郎、會 島田昌信、榑部安司、評 遠藤與嗣太郎、齋藤喜平次、吉

千葉縣

千葉化粧品石鹼商組合

長 宇津木市太郎、副 池田圭藏、高橋新二、飯倉俊之助、幹 中島義貞、菅原彌兵衛、鹿綱吉飯島俊之助、水越十郎、國松真三郎、評 土屋了三、鹿堅吾伊藤博、石塚重雄、大河原宇市、水口公平、戸村馨、金親竹治郎、石丸作次郎、矢澤彌太郎。

野田町化粧品同業組合

長 岡田安司、副 直井近藏、會 書茂木直藏、幹 前田彌七、杉崎一郎、飯島年子、中野武義、戶邊龜吉。

佐原小間物化粧品商組合

長 大木宗藏、評 篠塚竹次郎
喜多見正二、清水元助、岩本六郎、篠塚守康、顧 伊藤松之介、木更津化粧品組合

○城南化粧品雜貨卸商組合

長 大野一郎、副 清水松太郎
顧 藤浪猶吉、幹 近藤賢次郎、藤波宗次、池田久司、古宇田久七、鈴木康之。

東京府

東京小間物化粧品卸商同業組合

長 小川富次郎、副 田中吉兵衛、鈴木新吉、安藤福太郎、評 會 監督 森本善七、長瀬富郎、評 井上小四郎、岩谷竹次、飯塚芳次郎、伊東榮、飛川源吉、東野芳三郎、外池五郎三郎、萩村龜太郎、高橋三四郎、塚田要三、中山太一、中原久太郎、桑原啓造、久保政吉、松浦嘉七、丸山松治、福原信三、小宮勇三郎、天野源七、天野利助、阪本一郎、金原已三郎、三浦督治、森留藏、桃谷順一、井田林藏、名譽顧 三輪善兵衛、平尾贊平、宮本庄七。

東京小間物商同業組合

長 濱田仁三郎、副 志知宗三郎、北村晴太郎、會 監督 石原鈴吉、並木次人、評 外池五郎三郎、尾澤四郎、渡邊竹次郎、兼康祐悅、川上勝弘、吉田實、建部正三、高野末四、高須桂三郎、永坂達三、武藤精宏、山岸米太郎、矢內德太郎、松崎與八藤田喜兵衛、小作常次郎、坂卷寬一、平澤直一、平田旭、住田金太郎、杉村淺次郎、評 協 島田宗亮、名譽顧 原田久兵衛、松田幸次郎、三輪善兵衛、三野村金次郎、森昭悟。

○城南化粧品雜貨卸商組合

長 芥田林藏、理 梁山善太郎
長谷川勝五郎、木下修三、伊東敬之、鹽井清之。

東京石鹼製造同業組合

長 相馬久吉、副 石井仙太郎
評 株式會社井村整興社、一柳謙二、日本油脂株式會社、日本ワイエス石鹼株式會社、合名會社芳誠會、花王石鹼株式會社社長

瀨商會、勝田仁康、田中銀三郎、ライオン石鹼株式會社、山田善次郎、福島市藏、福島輝男、藤田寬一、旭電化工業株式會社、笹山實亮、王子石鹼株式會社、木内謙治、三輪善兵衛、ミヨシ化學工業株式會社、水村兵太郎、株式會社養生堂、株式會社平野石鹼、吉崎義朗。

社山治商店、評、理、駒井一松、評、株式會社南商店、堀欣三、評、坂本健次郎、評、株式會社稻見商店、奥野大吉、株式會社松直商店、評、理、寺田文作、評、小林仁兵衛。

京濱製業組合
長 荻井市太郎、副 熊谷正義、加藤博造、藤岡鏡次郎、會幹 青柳庄次郎、草刈長治、岡崎三郎、幹 山本香橋、安元要、中山友弘、長島幸一、岡田源藏、中村清、小原忠義、橫内宇八、佐藤友男、栗原忠、橫内宇八、中山幸次郎、谷塚十四三、安池彌之助、相 石井清右衛門、長谷川辰之助、市原三郎。

東京貴金屬品製造同業組合
長 細沼淺四郎、副 伊澤榮太郎、金子政次郎、名譽顧問 山崎龜吉、參與 鈴木喜兵衛、田中一郎、松村伊助、黒川義勝、宮本庄七、池田嘉吉、評 高木新次郎、松山繁三郎、中村善太郎、海老原環、溝口萬吉、喜多村保太郎、久米武夫、森岩吉、石福恒三郎。

東京上平井布海苔製造組合
員 佐藤倉藏、佐藤染藏、鈴木清藏、田中與右衛門、寺島仁三郎、町山孫右衛門、町山三五郎、坂本太右衛門、關口喜助、關口新五郎、坂本新太郎、坂本常吉、坂本辰藏、田中伸幸。

帝國香料購入組合
長 田村眞策、副 安宅孝三郎、理 曾田政治、長谷川藤太郎、宮坂文雄、早川市太郎、小川三郎、小川香料店、鹽野香料株式會社、稻畑香料店、渡邊宗功商店、安藤商店。

東京藥物雜貨卸商同業組合
長 益川榮藏、副 小川彌三郎、河野伊三郎、會 葛城林太郎、神部兵藏、鈴木直太郎、睦會主任、松山久兵衛、幹 馬場茂三郎、渡邊壽海、田村文造、中村松藏、中島芳太郎、山本菊松、我妻兼吉、安藤芳太郎、鈴木金次郎、鈴木祐、交換會委 大橋秀行、沼上光太郎、相 伊藤三千三、和田忠雄、吉岡富吉、塚本猶藏、中村政五郎、栗島龜次郎、倉島延三、海野匠司、水野久吉、木津文次郎、宮塚甚助。

東京黃楊櫛製造業組合
長 富田三五郎、副 吉田末吉、會 峰川光三郎、幹 石川初藏、尾高準三郎、加藤勝太郎、田部井友次郎、青木末吉、末吉榮三郎、協 渡邊長三郎、津田長次郎、津田元衛、松定定吉、小林由太郎、湯川九市、宮川深三。

東京牙彫商同業組合
長 大橋佐吉、副 廣沼百治、大木堅次、評 池田廣輔、渡邊傳三郎、堀田春吉、恩田孝、高橋弘一、竹ノ家代三郎、大熊豐次郎。

關東蠟燭統制組合
長 橫瀨寬、副 栗橋定吉、矢部保治、委員 片山源八、吉田吉司、米岡精一郎、廣澤精治、矢部良太、阿久澤富久太郎、會大橋源七、金子圭佑。

東京藥物雜貨卸商同業組合
長 長谷川五郎、副 合名會社向榮商店、會 荻井福治、評 重田繁次郎、田中與會一、池上慶次郎、福本福太郎、那須柳太郎、谷村伊右衛門、植松松造、合資會社中村清商店、株式會社近藤東京店、村上健次、高野三郎、森下長次郎、宮崎新三郎、今井清次郎、鈴木國藏、村山東次郎、相 村山善兵衛。

東京荒物商組合
長 益川榮藏、副 小川彌三郎、河野伊三郎、會 葛城林太郎、神部兵藏、鈴木直太郎、睦會主任、松山久兵衛、幹 馬場茂三郎、渡邊壽海、田村文造、中村松藏、中島芳太郎、山本菊松、我妻兼吉、安藤芳太郎、鈴木金次郎、鈴木祐、交換會委 大橋秀行、沼上光太郎、相 伊藤三千三、和田忠雄、吉岡富吉、塚本猶藏、中村政五郎、栗島龜次郎、倉島延三、海野匠司、水野久吉、木津文次郎、宮塚甚助。

東京時計附屬品製造同業組合
長 井村松五郎、副 青山光佑、宗像喜三郎、會 持田憲作、原金三郎、常議長 山田高一郎、評 宮田伊太郎、木村五助、須永芳男、影山市太郎、直井平、在開明次郎、青木房吉、廣野等、大須賀正太郎、宮内謙一郎、三橋房太郎、小野寺留吉、渡邊辰古、安次、古牧與平、坪井時治。

東京時計附屬品製造同業組合
長 井村松五郎、副 青山光佑、宗像喜三郎、會 持田憲作、原金三郎、常議長 山田高一郎、評 宮田伊太郎、木村五助、須永芳男、影山市太郎、直井平、在開明次郎、青木房吉、廣野等、大須賀正太郎、宮内謙一郎、三橋房太郎、小野寺留吉、渡邊辰古、安次、古牧與平、坪井時治。

神奈川縣
橫濱化粧品雜貨卸商同業組合
長 霜田七郎、副 金子一眞、露木助藏、會 矢部多三郎、議長 鈴木豐吉、同副 佐藤伊三郎、評 清家喜三郎、鈴木重平、北山喜太郎、細田利三郎、加藤安太郎、井上環、藪内良藏、山田能夫、岸三吉、岩崎茂四郎、古牧安次、古牧與平、坪井時治。

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

東京洋裝雜貨卸商同業組合
長 加藤末藏、副 株式會社松本鐵治郎商店、千代田織物株式會社、會 大井正、評 伊藤力吉、外山幹造、株式會社村上商店、評、理 株式會社蝶屋シヤツ製造所、評 日本製紐株式會社、株式會社島崎商店、株式會

榮太郎、鈴木由五郎、品川順一、
顯村松規具、員、大房雄、山
岸作次郎、田邊重郎、加藤豹之
助、吉澤久藏、藤田耕司、寺澤
梅吉、佐藤孝三、山田辰五郎、
齋藤龍雄、手塚寅造、今田松次
郎、菊谷愛太郎。

○厚木化粧品商組合
長 岡部能太郎、副 落合藤吉
今井松造、理 大橋市之助、早
川平次郎、大津久一。

小田原化粧品商組合
長 永松彦右衛門、副 西島榮
一郎、會 夏目芳平、渡邊莊作
幹 小島松之助、西山千代鳥、
平澤金作、堀内與作、顯 山口
由藏、伊勢彦、早野。

新潟縣

新潟化粧品小問物雜貨卸商組
合
長 小黒喜三郎、理 川崎又倉
須賀田次郎八。

高田小問物化粧品雜貨卸商組
合
長 丸山喜太郎、副 森平治郎
幹 野口好太郎、青山德信、高
橋啓造、川浦留吉。

長岡市小問物雜貨商組合
長 山口健造、幹 石橋四郎治
片山爲八、上村清松、中野庄藏
安原正治、委 石橋隆造、神谷
悅作、西澤平吉、長井正吉、山
本藤吉、山田喜一郎、藤澤藤松
清水珠吉。

柏崎百貨同業組合
長 市川茂平治、副 小山小市郎
三條小問物化粧品同業組合
長 山田久五郎、代理 岡部榮

吉、理 外山太資、峯村悌吾、
土田雄作、員 石川ハツ、小柳
田鶴。

新發田洋品小問物商組合
長 齋藤太四郎、副 野澤末吉
幹 加藤長太、佐藤信一、川口
新作、宮恒吉、鈴木吉平。

新發田町雜貨同業組合
長 田村甚左衛門、會 清野久
治、理 田村敏三郎、高木仙右
衛門、中川庄三郎、員 渡邊謙
藏、中山喜一郎、竹藤直勝、足
立助四郎、伊井政太郎、阿部清
吉。

小千谷小問物同業組合
長 大塚定吉、會 西新藥店、
理 吉澤銀太郎、田中積市郎、
大長商店、漆原孝吉。

堀之内町藥種小問物商組合
長 矢島京平、副 宮榮作、員
田中健吉、大平吾郎、竹田武次
郎、白井石松、吉田秀雄、林徹
二、山田啓吉、波方福惠、平等
清則、井上七藏。

新津小問物同業組合
長 吉田德治、幹 五十嵐重吉
中村政太郎、甲田刊治、坂爪宗
太、員 坂爪精一郎、渡邊順吉
渡邊榮太郎、石月藤平、服部十
三、荒木作太郎、山本岩太郎、
吉川史雄、長谷川晋作、佐藤平
作、五十嵐豐一、川崎松一、小
林富三郎。

佐渡荒物同業組合
長 吉田久滿次、副 山本房之
助、評 石塚儀藏、山路三五郎
久保房藏、吉田重兵衛、廣川薰
太郎、幡豆卯吉、中塚勘一郎、
中川爲次、顯 名畑清次、代
後藤和吉、本間龍藏、渡邊猪之

吉 高橋喜久次、山路三五郎、
本田長作、知本兼市、計良生吉
久保房藏、谷地田彌五郎、池田
千吉、中川源之丞、柳馬孫一、
市橋保吉、藤原良作、高橋久次
郎、八木政三郎、羽豆林平、中
塚勘一郎、渡邊鶴藏、加藤吉十
郎、清水德右衛門。

富山縣
富山市小問物化粧品小賣商
組合
長 安井榮次郎、副 平山常次
郎、矢野滋次郎、會 柴田榮太
郎、增田勝藏、幹長 關中次郎
相 成田松太郎、長越仙太郎、
野上喜代一、荒木一二、板倉治
平。

富山小問物卸商組合
長 成田松太郎、會 永森德平
幹 坂井竹次郎、板倉治平、吉
尾良次郎、高松直次郎、大塚豐
正、相 水野榮次郎、櫻田憲治
富山小問物商組合
長 島倉彦作、副 高岡庄次郎
幹 後藤宗正、齋藤松太郎、西
森理作、杉井元次郎、書 島倉
彦幸。

高岡化粧品小賣商組合
長 山口林藏、副 宮林治作、
會 篠原竹次郎、常幹 山下長
造、八十富竹次郎、竹内宇一郎
林田四郎、富田嘉七、毛利龍藏
能勢吉兵衛、宇崎崎外吉、相
野村太三郎、北野庄太郎、顯
本間常吉。

高岡雜貨五業卸商組合
長 谷道岩治郎、相、會 室崎
吉兵衛、相 野村太三郎、北

野庄太郎、水見幸次郎、本間常
吉、幹 川端與三吉、毛利龍藏
津田平治、松井正吉、宮崎甚平
氏家常吉、保險部主任、毛利龍
藏。

高岡荒物組合
長 井本和平、幹 宮崎喜三、
泉德平、山崎次三郎、沖野辰次
郎、神島油一、野尻保太郎、吉
田外次郎、吉田爲次郎、吉田康
次、谷兵左衛門、增山久太郎、
高辻長兵衛、五箇太吉。

石川縣
金澤小問物化粧品雜貨商組合
長 野村吉六、副 南清八、會
石崎作太郎、番井竹次郎、理
種詰太三郎、柴田佐久郎、野島
義直、興村友次郎、中畔一郎、
橫田太一、小松亮太郎、宮永幸
治、大宮昌治、中村榮作、富田
一白、福村善久、上野外吉、織
田直次郎、遠藤藤吉、橫山清次
大森薰。

金澤雜貨商組合
長 素谷篤爾、副 沼田恒次郎
岡本伊三郎、會 天日一雄、宮
本三三男、部步 小島平吉、原
田伊三郎、相 山田藤太郎、清
水漫、顯 松澤常三郎、三田小
左衛門、中村和吉郎、幹 種詰
太一、松島昇、長村五六、株田
榮吉、山崎榮作、長谷田九次郎
出村喜作、中川榮作、越野喜佐
久、吉住昇、淺地正一、大友茂
高桑文吉。

長野市雜貨商組合
長 上原判二、副 栗田留造、
會 栗田萬五郎、評 春日文五

山崎彦三郎、宮本幸雄、天日一
雄、
長 德野彌吉、員 阿部喜兵衛
竹内余所松、荒木不、金野外
次郎、山口敬事、高村伊三郎、
越野善太郎、成瀬太一郎、米村
外次郎、的場六三郎、竹俣政治
藤元長太郎、栗田憲二、木俣外
次郎、尾山常次郎、西村正二、
廣瀬シナ、中谷商店。

○小松町小問物化粧品商組合
長 和田靜夫、副 丹羽吉松、
會、書 上坂吉榮、幹 伊藤一
泉作松、三島藤次郎、丸二和助

福井縣
福井小問物化粧品商組合
長 三田崎政治、副 板倉宋吉
顯 飯田敬藏、會 田中平次郎
理 武田吉太郎、北村八平、小
澤信秋、朝倉喜平、千秋榮太郎
評 岩田榮、山内末次郎、田中
實、渡邊雅太郎、山本紀瀨太郎
敦賀化粧品石輪商組合
長 岡田吉太郎、書 堤中鶴吉
役 山田信次郎、白崎卯太郎、
世根三右衛門、加川德之助、高
松太吉。

武生小問物化粧品商組合
長 上田宗治郎、副 齋藤磯次
郎、庶務 藤生巳作、評 田中
祥介、黒田廣吉、關清一、顯
宇野貞吉、清水愛治。

組合團體

郎、和田糸吉、山崎萬吉、武野新作、柄澤豐吉。

松本小間物化粧品雜貨商組合

長 百瀬長十、副 小林大三郎、會 石曾根義三、幹 高山和一郎、宮坂金人、猿田條左衛、藤本勝次、原田好之助、評 伊藤善堂、小石市太郎、宮澤久平、板倉久治、石原豐吉、赤羽留吉、增澤眞砂、大宮幸夫、太田定由、横山米雄、福 輪湖定吉、上條佐平治。

上田小間物化粧品組合

長 酒井敦良、幹 若林賢、伊藤壽三郎、山田太郎、宮島小間物店、役 山崎ちせ、山崎小間物店、辨天屋、片瀨邦喜、上村久米二郎、山岸連三郎。

須坂小間物化粧品組合

長 北島金吾、副 彌津喜久治、幹 北村幸吉、町田弟治、小田切善三郎、廣田正太郎、坂田良重、瀧澤甚左衛門。

諏訪小間物化粧品卸商組合

長 小口正一、副 三浦定一、會 伊藤理助。

岡谷化粧品同業組合

長 增澤清水、副 會 今井正平、副 池上龜雄、堀川眞勝、相 兩角昌人、理 有賀政五郎、小口正一、遠藤善留、大池正勝、勝川眞勝、中島清廣、小坂庄太郎、宮崎守十、小島覺、六波羅吉平、外二十六名。

南佐文化化粧品組合

長 石塚二助、幹 相馬登、萩原彌作、佐藤武、小池龜。

靜岡縣

靜岡化粧品卸商組合

長 岡部服太郎、會 小山善藏、幹 小川福次郎、木村博吉、員 大塚三郎、井口文雄、岡部賢次、里見市藏、資生堂販賣會社。

靜岡市荒物商組合

長 杉山春吉、副 遠藤乙次郎、横山米作、評 堀金次郎、吉本清作、江口庄七、鈴木政右衛門、榎田禮太郎、大塚三郎、川西嘉作、齋藤金平、横山藤太郎、海野與作、福 菅沼金吉、影山喜市郎、中村美保作、萩澤積太郎。

濱松化粧品卸商組合

長 市川文平、副 安川儀平、理 吉田康雄、中津川志賀一、榎土庄平、坪田守宏、中村藤吉、幹 山下由松、伊藤仙一、酒井義人、書 淺野敏樹。

沼津小間物商組合

長 西島小作、副 松島鉾藏、幹 森田八吉、田中貫一、員 小島榮作、生田福松、竹下かく松本源作、山本幸八、藤川一男。

清水市化粧品商組合

長 兼岩靜衛、眞長兵衛、山田軍平、長 久保田勝五郎、副 山口源助、田代豐作、理 池田利平、與津喜代三、山崎芳太郎、西鄉和策、稻葉鐵一、會 北河喜永、佐々木賢三、常 山口源助、田代豐作、統制委員 熊澤秀夫、高山良一、榊原嘉吉、服部孝作、杉田健吉、伊藤峯吉、栗田茂雄。

小山町小間物化粧品雜貨商組合

長 八木寅作、副 小野健、會 原田勇作、評 澤田源吉、諏訪部賢次郎、塚本基、石田正道。

露木庄太郎、室伏信榮堂、岩田嘉六、長田廣吉、永井隆雄。

小山町洋品商組合

長 八木寅作、副 長田彌策、評 澤田源吉、坂本啓作、安田重太郎。

伊東化粧品商組合

長 德永靜馬、副 三田正、役 前田已代松、沼田伊三郎、稻春吉、書 伊原伊八。

富士南部小間物化粧品商組合

長 渡邊勇吉、副 宮崎峯雄、幹 齋藤才治、大森省吾、法月茂、小林演、望月京治、評 末山助太郎、鷺見正顯、飯川助五郎、川村永司、平野啓三、鈴木義次、小川彦作、渡邊光義、顯田村忠次郎、大森常太郎、宮崎佐市。

愛知縣

名古屋小間物卸商組合

長 森本善七、會 山田治助、理 竹市代吉、佐竹銚三郎、桑山喜重郎、野原文吾、名譽顧問 村上庄造。

名古屋化粧品小賣業組合

長 後藤庄太郎、副 加藤京次郎、小栗作造、會 伊藤銀四郎、石原德三郎、福 早川德三郎、井上祐三郎、常幹 半谷久四郎、名倉靜一、片野登志、覺前醜一、藤田彌雄吉、天野登志、佐藤統一、河野賢。

名古屋香油商組合

長 森庄助、副 山田彌兵衛、會 伊藤錠助、相 伊藤貞七、名古屋石鹼製造組合 長 大橋長七、副 河合喜三郎。

長 宇佐美政郎、副 松岡東造、會 青山義郎、大野喜助、幹 松岡兼藏、服部増次郎、森川清九郎、員 野村鶴次郎、青山恒三郎、山田戶一、中西幸太郎、花井政次郎、杉浦玉三郎、鈴木櫻三、伊藤惣助、山田傳次郎、榎井勝太郎、中島杉太、大洞勘次、日比野清一、岩田三喜太郎、山上正義、岩田謙一、安藤善弘、二村銀松、森川光。

名古屋袋物卸商組合

長 馬淵源六、副 森島文次郎、會 塚本富三郎、北川九一郎、淺井春次。

名古屋髻商組合

長 山田治助、副 岩田彦兵衛、會 水野信太郎、幹 黒田繁彦、村瀨德之助、佐藤印吉、加古桂一郎、牧野勘市、山田淺次郎、三宅馬利。

名古屋雜貨卸商組合

長 伊藤繁次郎、副 山崎重兵衛、會 服部治助、水谷周平、幹 井田利三郎、小澤利右衛門、大木俊三、谷嘉七、永岡彌兵衛、長尾初次郎、白木松兵衛、鈴木石松、福 荒川源市、戶田卯之助。

小牧雜貨組合

長 山田晴康、副 佐竹德太郎、會 寺井福太郎、理 福澤次郎、吉 小澤鎌三郎、塚原磊次、丹羽房市、大野篤三郎。

豐橋化粧品小賣商組合

長 森下長次郎、副 一越商店、中山安吉、會 松井光男、社本光之、理 向阪喜一、小笠原太次郎、內藤棚司、野口鐵次郎。

小島博二、宮道教治、金原商店、相 近藤邑二、秦柳藏、石原壽吉。

半田化粧品石鹼同業組合

長 鷹羽政治、副 吉崎德太郎、會 小栗敏夫、幹長 大西藤治郎、幹 中川末吉、佐野竹次郎、竹內德次郎、小林邦夫、手島芳夫、榊原學市。

三重縣

神都小間物化粧品商組合

長 和田善兵衛、副 橋爪五兵衛、會 淺沼政太郎、世古三太郎、幹 山中守三郎、奥川源吉、上村政吉、富村重太郎、高村讓、伊藤幸次郎、高橋又三郎、山村一男、本間超三。

津市小間物商組合誠樂會

役 水谷乙次郎、石丸清次郎、小澤愛之助、增富嘉兵衛。

四日市小間物化粧品組合

幹 佐倉孝一、岡田惣七、小村庄太郎。

桑名小間物化粧品組合

長 後藤精一、會 加藤庄介、副 松田信一、黒田伊造、幹 山口益太郎、稻垣與四郎、陣田金一。

上野小間物化粧品組合

長 川合久吉、副 伊室金次郎、會 內田留次郎、幹 三浦國臣、藤山源左衛門、中村仙之助、杉岡さな、美山久三、中市松之助、尾山熊造、田中藤吉、堀山重兵衛。

岐阜縣

岐阜市化粧品業組合

岐阜市化粧品業組合

國產第一品

安
福
石
酸

オリヂナル化粧品

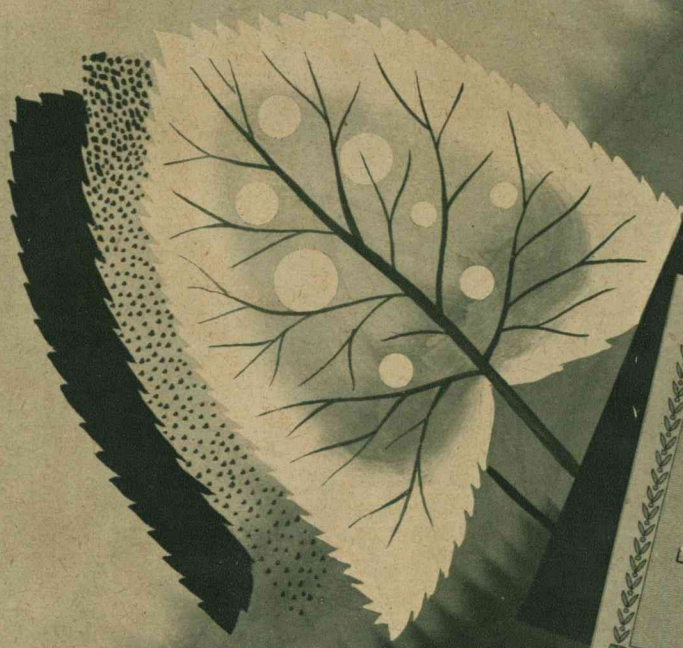
原料
香水
オリヂナル

安藤井筒堂 株式會社 本舖

東京日本橋區水天宮前

EIKODO & CO

料香



店本堂廣永

目丁一通橋寺堂安區南市阪大

會合
社名

堂廣永

會合
社名

目丁二町本區橋本日市京東

ぬせ消途中・くよ持火



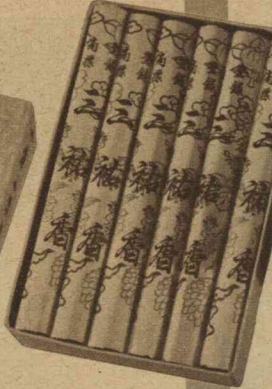
東京 名物 千歳

三祐香

千歳元結

玉仙香

香



御好評なる白蠟

家庭的燐寸 日本櫻印



線燐寸香石 製燐貨雜 造屋問

三勇商店

株式會社



東京市青山南町五丁目

電話 青山 一〇九八番
電話 高輪 六一九番
東京 六二四七番

分工場

代口座

お徳用なむぎわら

料粧化ルアデイア

粉 白

ムーリク

水粧化



IDEAL



TOYODO

IDEAL

TOYODO IDEAL ★ TOYODO

TOYODO IDEAL ★ TOYODO IDEAL ★ TOYODO IDEAL ★ TOYODO

高橋東洋堂

株式會社

ドーマポと油香

ンョシーロ

水 香



TOYODO IDEAL ★ TOYODO

粉 白 粉
ムーリク
紅 口

レガカ

これぞ貴店が独占すべき製品

カガシ化粧品は全国共盟販賣に限られた
製品

小賣定價は市場の最低を目指す優秀品
貴店の利益を確保された製品



有含ンチシレ・ロテスレコ素毛養力強

ドーマポレガカ

舗本品粧化レガカ

司門・都京・屋古名・戸神・阪大・十町山横區橋本日市京東

品質第一
賣行第一

純椿製

特殊養毛劑配合

オシドリ

椿香油 ポマード



クツチメスコリドシオ
鱈石クスムダクラ



店商衛兵太上井

二ノ四町室區橋本日市京東

舗本

品 準 標 的 界 世

三ツ石鹼



泡のこ
味醐醍のワツミ

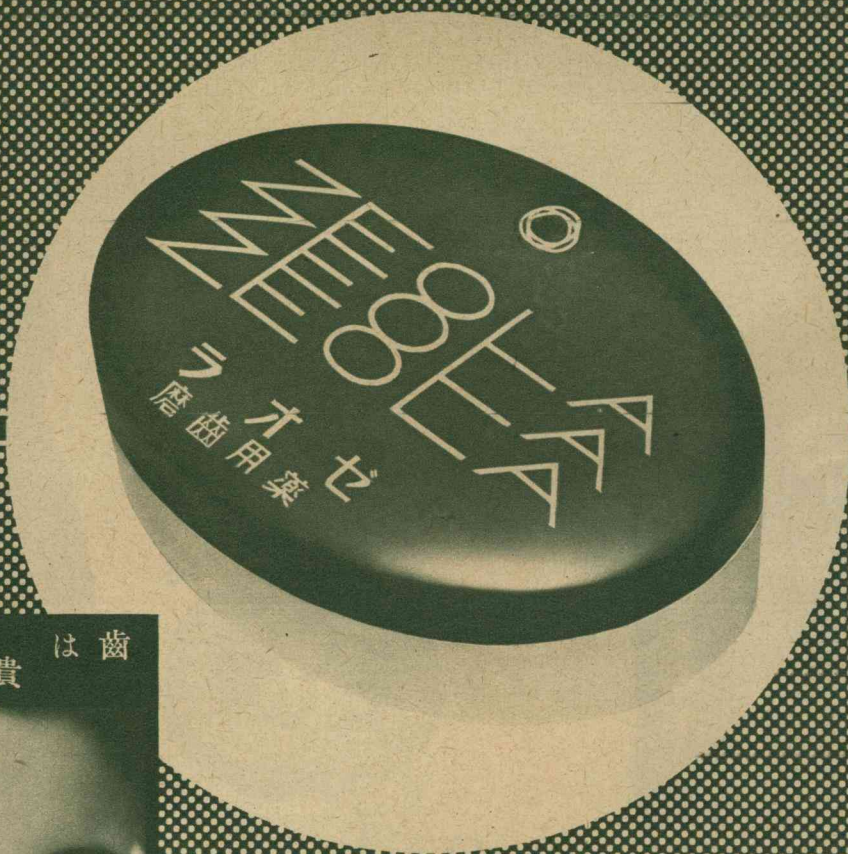


本
鋪

スブツロド油肝ワツミ 鹼 石 ワ ツ ミ
 藥 庭 家 ワ ツ ミ ケーレフワツミ
 酒 萄 葡 種 各 ワ ツ ミ ーブンヤシケーレフワツミ
 磨 齒 用 藥 ラ オ ゼ 粉 白 ワ ー サ

磨 齒 た し 歩 進 も 最

磨齒薬 ラオゼ



は 齒
玉珠の方貴



店 商 屋 見 丸

○三〇〇・一ニ一ニ號番表代(67)花須話電 國兩 橋本日 京東
ヤミ○號略信電・番〇一七京東座口替振

月の友五百番香水



ぬせのれ崩粉白
料粧化間分一



舖 本

園粧化友の月

阪大・京東

よく效くから良く
 賣れる!!これこそ
 擴賣し甲斐のある
 國產最高規格品!!

パペイン酵素とアル
 モンドの美容藥效を
 相乘強化した姉妹品

にきび そばかす しみ取り

藥用クレーム 一號 圓五十〇
 アモンパバヤ 二號 二圓〇
 藥用・
 パバヤ洗粉 四十〇

たるか容美ヤババ
 (萃拔)



チンドン屋さんの
 旗の文字



良き品は良く賣れる



樂書にもアモンパバヤ

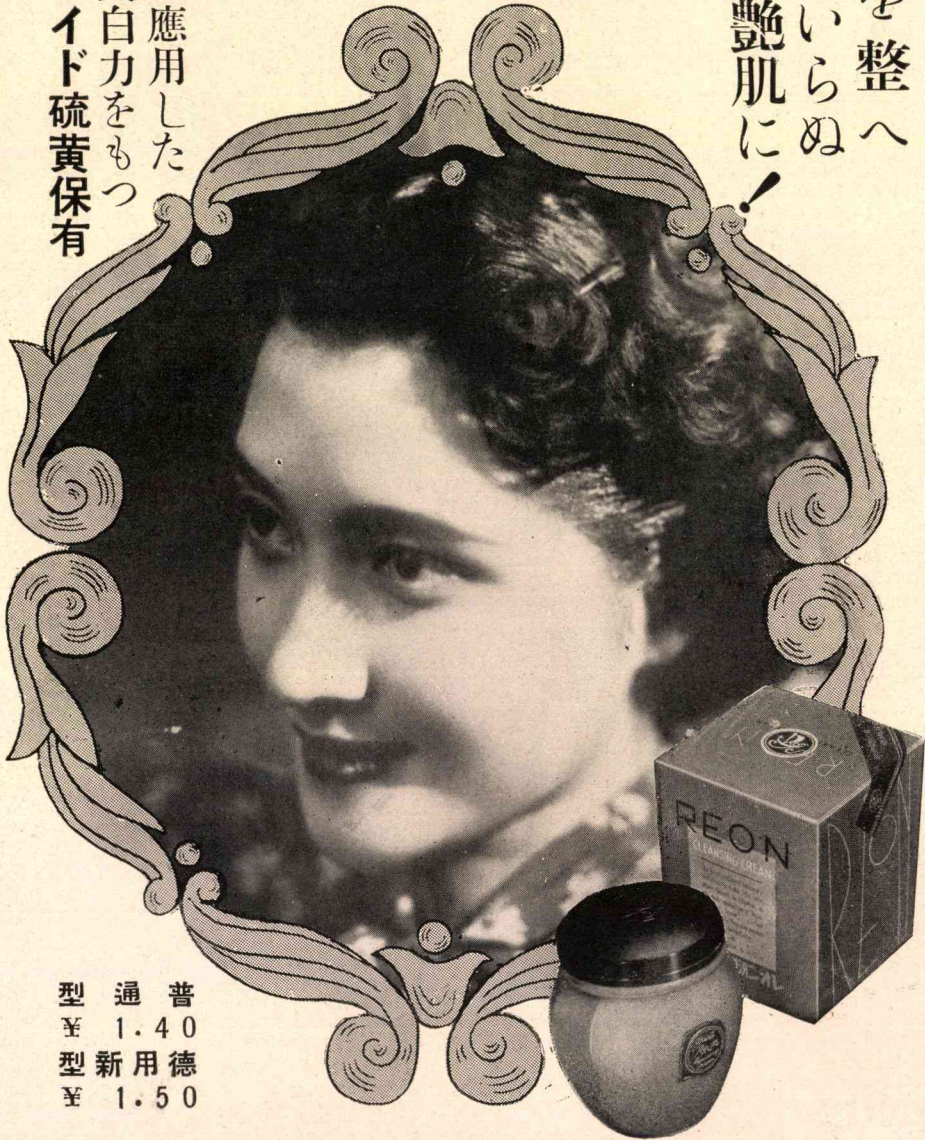


出陣の旗

店商田杉 社會式株 市京東 舖本

素肌を整へ
白粉もいらぬ
色白の艶肌に！

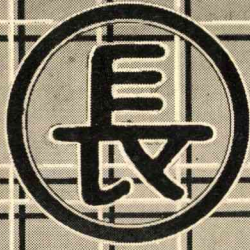
硫黄泉を應用した
驚異的美白力をもつ
活性コロイド硫黄保有



型 通 普
¥ 1.40
型 新 用 徳
¥ 1.50

ムーリク顔洗ニオレ

田神京東・會商ニオレ 社會式株・舗本



水閣物雜貨

御申越次第
カタクダ呈ノ

花びしねト 本舗

現金問屋

後町一商店

東京市日本橋區横山町七番地
電話花浪(67)四一八七番

粉洗髮ンライケ



ープンヤシンライケ
ドーマポキバツエヤ
油香髮洋椿重八
油煉椿重八

會商友三
七日丁三橋大新區川深市京東
番七六八〇(73)所本話電
番八二五〇一京東座口替振

油香椿重》《

るよにムテスシ産生緻精の一唯邦本



劑容美の秀優最

に的術藝は装外 に的學醫は容内

完成せられた作品！

シヤベトニック

香粉ハ一モ二

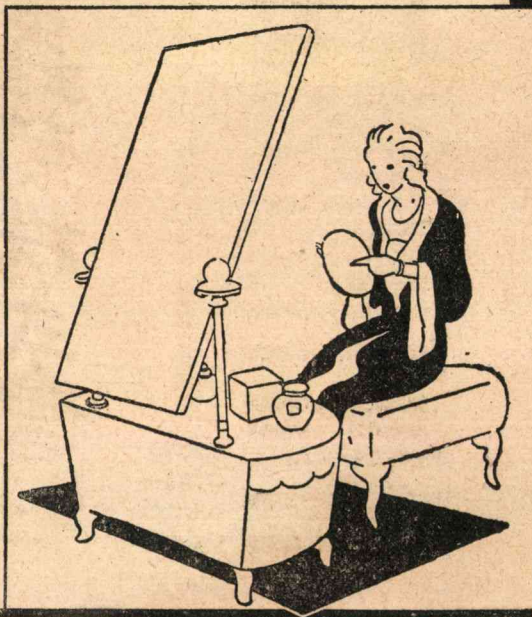
水顔料ハ一モ二

濃煉ハ一モ二

榮養ばだしるも
洗粉

植物コわかとの
ールド

男性ク
リーム
クリサム



株式會社

生化工業研究所

東京市蒲田區下丸子町一九〇番地

電話蒲田三三二七番

大阪市浪速區元町一丁目七四六番地

電話戒二六六七番



營業品目

除蟲菊乾花	金鳥薄荷	金鳥かとり線香	金鳥除蟲菊粉
ペルメル	除蟲菊エキス	キンチヨール	金鳥樟腦

大阪市西區土佐堀三丁目

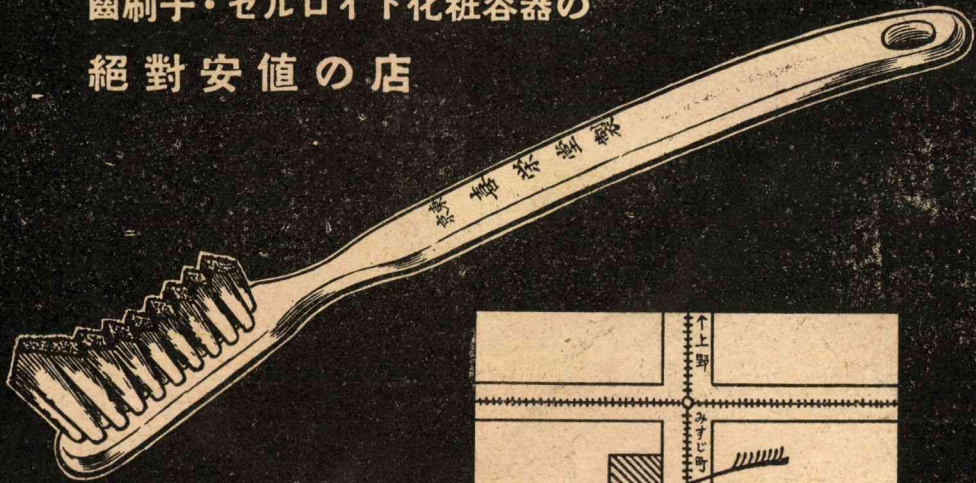
大日本除蟲菊株式會社

本社 大阪市西區土佐堀通三丁目 電話土佐堀44

運送倉庫部	支店出張所	紀州工場	尼崎工場	長洲工場	旭川市	兵庫市	尼崎市	紀州郡	田原	山田	杭州	長洲	尾道	米田	北野	尾道	東京	紀勢	朝鮮	
		電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電
		八六六三	二二二一	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇	八八七〇
		番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番

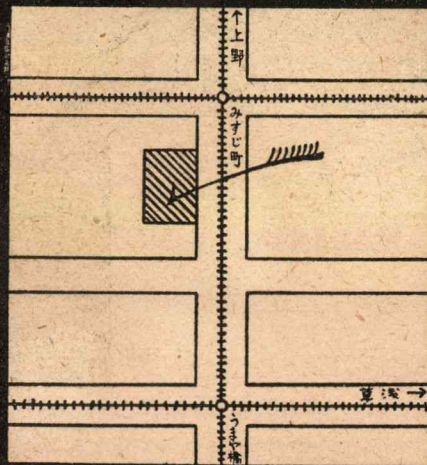
齒 刷 子

東京に唯一軒……
齒刷子・セルロイド化粧容器の
絶對安値の店



「良品廉價」

まだ御存知ないお店へ
ぜひ一度お越し願います



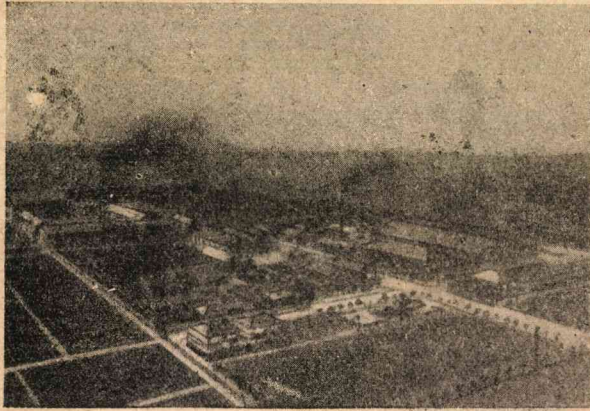
寺 内 喜 榮 堂

東京市浅草區森下町三番地
電話浅草(84)四七三四番
横濱市中區新川町二ノ三
電話長者町③四八四一番

横濱出張所

營業品目

蚊取線 香(渦卷及棒形)
 菊牡丹印、印
 モダン蚊取線 香
 除蟲菊粉末(のみとり粉)
 印、月鹿印、菊牡丹印
 インピレス 殺蟲劑
 殺蟲原液ピレトキシ
 印薄荷腦、薄荷油、薄荷白油
 除蟲菊干花、輸出絲瓜
 輸出干生姜、藥用人蔘
 サフラン、其他天產物
 除蟲菊ノエキ



（里江松 北臺 牛付野 輕遠 寄名 川旭 道尾 松濱 濱横）所業營



社會式株造製劑蟲驅岡長

二四一中田道國神阪外市戶神

番四五三五 影御話電
 (十)八又(力十)號略信電
 番九〇二〇一阪大替振

標商錄登

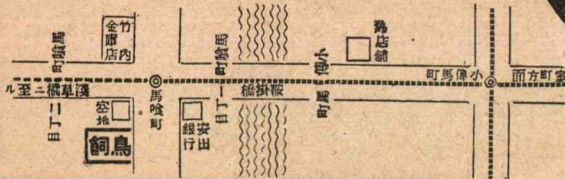
齒ブラシと化粧用雜貨

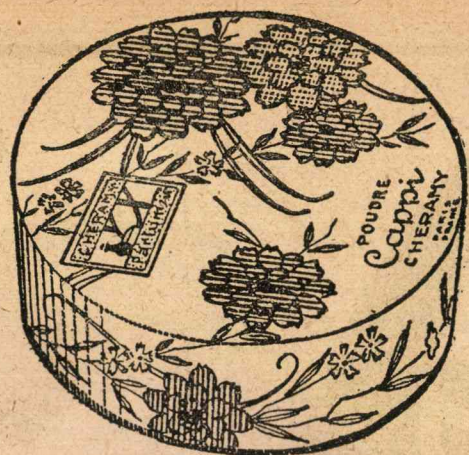
カブト印齒ブラシ
 鐵兜印齒ブラシ
 ビクトリー齒ブラシ
 サイレン齒ブラシ

楠公印靴クリーム
 ビクトリー靴クリーム

鳥飼商店

目丁二町喰馬區橋本市京東





カピ

粉白粉

Cappi

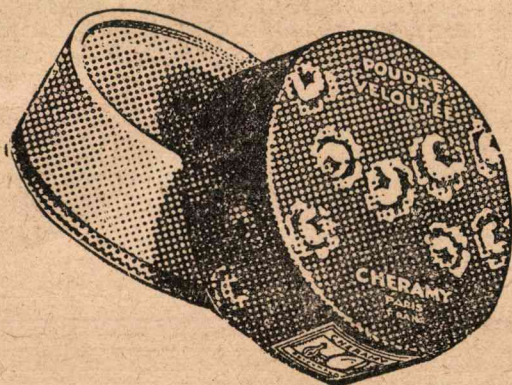


CHERAMY

ベール

粉白粉

POUDRE VELOUTÉE



佛蘭西 巴里 セラミイ化粧品會社

東京市日本橋區本石町三丁目
關東代理店 高橋林三郎商店

大阪市東區博勞町三丁目
關西代理店 大浦彌商店

Houbigant

最高の品質を
保証する
名稱

ウビガン



香水
ケルク・フラワー



剥けない口紅
『エン・ビューテ』
粉おしろい
ケルク・フラワー



ザアニングクリーム
『エン・ビューテ』
ケルク・フラワー
クリームルーチ『エン・ビューテ』

頬紅
『エン・ビューテ』

すべて巴里特製品

仁丹

効果は勿論
香も一味一番



國策を體現せる
模範的齒磨として

益々好評、賣行躍進！

優秀品質の確保を
以て御愛顧に酬ゆ

請、一層の御擴賣を！



發賣元 株式會社 森下商店

齒磨

半煉と潤性の區別

(1) 半煉

は煉の方に近く文字通り半煉状態で重質のものです

(2) 潤性

は適度の潤性を持った微粒子で軽質のものです

製法は煉とほぼ同工程

— 種 4 —

潤煉半
性粉煉



羊毛ホルモン

コレステリン配合

二葉チーク

適當の粘度と優れた毛髪の
 營養價をもつ……………
 精選せる原料を用ひ、時季
 によつて變化せぬ……………
 最高の品質と香りと感じの
 極めて洗練された優秀整髪
 料です



二葉水トロー本 香本

許特賣專

用藥活
性

有機性クローラミンの
活性クロール配合

ニキビド 洗粉



ニキビ
ブツブツ
バカス
イロ黒
アブ黒
ソバカス
顔

ニキビド
洗粉
布袋入

社會式株善中田 舖本

然 燦 に 界 斯

歴史と品質を誇る

金鶴香水

パリー製に優る 國産最高基準品

丹頂チツク

丹頂化粧品

ビタミンFの配剤に始めて成功した

メデカホマド



番六九二一・六五三東話電

社會式株水香鶴金 舖本品粧化頂丹 地番七十町軒二十區東市阪大

菜物

乾物

問屋



中村茂八商店

東京市日本橋區小網町

電話茅場町(66)三九九四八



性物植

小柳スマート^{シヤン}髪洗粉^{パウ}

小柳香油・小柳石鹼

小柳クリーム・日滿蠟燭

本舖

柳 佐吉商店

東京市日本橋區小網町

電話茅場町九四一番

龜戶工場 電話墨田九四九番

つらや化粧品
 ルーブ化粧品
 マスター推奨品
 ノバ化粧品
 マーガレット化粧品
 クレオ化粧品
 理容館化粧品
 アイス洗粉
 ウテナ石鹼
 ケイタイ綿

大東京配給所

ヴィタミン^養モトニク
 パミール石鹼
 發賣元

有名化粧品問屋

大山勇次郎商店

東京市日本橋區橘町五番地
 電話浪花 (67) 二三五五番
 二五四七番
 振替東京一五三六一二番

チェーン参加御希望の向は
 御一報次第係員參上仕り候
 有名化粧品別格勉強仕り候

非常時國策に順應せる優秀保健必需品

金城モダーン
懐爐 灰



金城モダーン
カイロ
灰發賣元

株式會社 ①

大谷商店

大阪東區博勞町

發賣元 株式會社 ① 大谷商店

顔後の顔・止し方

久能本名



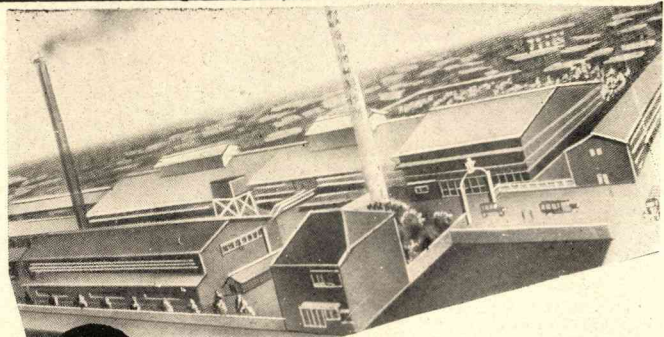
町室京東 店南木能久  鋪市

瓶粧化の本橋

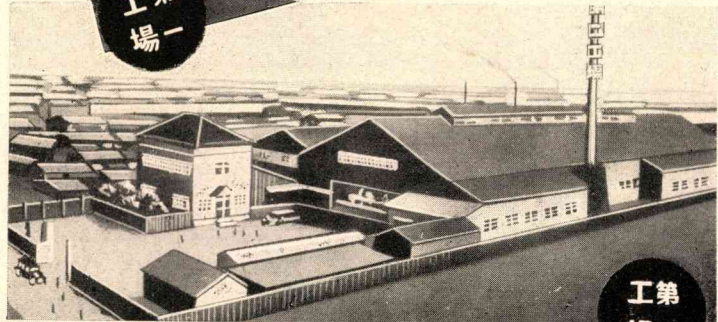
製造家より直接需要家へ

完備せる工場！

比類なき品質！



工場一



工場二



工場三



造製子硝種各・瓶粧化

所作製子硝本橋 會社

番一〇一(74)田原路電 五五一ノ四町戸龜區東城市京東

HASHIMOTO GLASS MFG. CO.

155, 4-CHOME, KAMEIDO-MACHI,
JOTO-KU, TOKYO

Cables : "Tomiglas," Tokyo



各種石鹼製造

型狀・包裝其他共
貴需に應じ申候

創業明治二十五年

芳誠舍石鹼製造所

東京・本所・綠町



長 長谷川豐市、副 西松金次郎
田中宗四郎、會 和田辰次郎
大垣小間物化粧品商組合
長 名和清助、副 村上亮三、
會 日比甚市、金森周藏、評
野村鉦次郎、山田美三郎、外村
鐘一郎、石川忠彌、橋本廣雄、
清水榮藏。

關雜貨荒物商組合
長 藤田新六、副 金子兼助、
會 平田用一
高山小間物化粧品業組合
長 田口熊吉、副 田中清一、
會 辻村幸三、幹 藤井茂作、
吉井萬吉、伊藤福松、員 今井
金一、鈴木一、塚田稔、奧村
武、高木良三、加藤連一。

中津化粧品同業組合
長 永田米吉、副 山下齊、幹
塚越徳次郎、打保爲吉、川上新
助、高原彌一郎、下出佐吉。

滋賀縣
滋賀縣化粧品石鹼卸商同業
組合
長 橋金治、副 郡田信次郎、
會 寺居豐次郎、幹 出目英一
郎、羽淵善三郎、川島喜右衛門
川島忠次郎、西川安太郎、中井
治三郎。

大津化粧品小間物商組合
長 松村留次郎、副 西川嗣郎
飯田善四郎、幹 吉村儀三郎、
川島儀左衛門、吉川秀太郎、大
村重三郎、會 大谷淺次郎。
長濱小間物化粧品商組合
長 中島昇、幹 中澤發三、林
逸郎、願 羽淵善三郎。

京都府

京都小間物化粧品卸商同業
組合
長 松尾喜七、副 三上竹藏、
橋金治、會 今西與兵衛、評
西川孝次郎、片野省一、林房一
一郎、宇野原常郎、福井勝秀、
酒井久嗣、代 議長 杉本吉之
助、代 大井嘉一良、奧田利助
谷川幸助、永田久三郎、中島伊
兵衛、桑名與太郎、山田庄八、
山川太一郎、前田政商店、増田
和藏、藤井保之助、藤井孝一、
藤林正次郎、三浦健利、宮川芳
太郎、城田彌太郎、鈴木藤商店

京都化粧品石鹼卸業組合
長 橋金治、副 酒井久嗣、會
鈴木藤商店、幹 片野省一、麻
田善之助、桑名與太郎、田畑甚
之助、奧田利助、城內彌太郎、
鈴木末太郎、願 佐藤榮次郎、
鈴木麻次郎。

京都座の子綾卸商組合
長 松尾喜七、役 林房一、上
田善一郎、大井嘉一郎、藤井保
之助、井戸隆道、日下吉三郎、
村上宗七、永田久三郎、山田庄
八、前田政商店、三浦健利。

京都袋物商工組合
長 中川寅次郎、副 田村秀三
郎、會 西村巳之助、評 山内
伊太郎、西田右左吉、村上貞次
郎、村上庄次郎、加賀勝太郎、
橋長巳之助、上野安太郎、嶋原
増吉、駒井巳之助、小西末吉、
石川祥一郎、木下平三郎、荒井
重一。

京都扇子團扇同業組合
長 宮脇新兵衛、副 山岡胸藏
評 議長 高橋利兵衛、副 大
竹扇子店、評 上田龜次郎、福
田扇舖、會 大野彦三郎。
福知山化粧品組合
長 牧彌三松、副 淺場留松、
一般會計 大西市藏、事業會計
鹽見猪之吉、商工會評 谷村太
兵衛、評 足立藤吉、鹽見石松
荒木金治、林健治郎、岡本千代
治、片岡宗一、贊助員 アイデ
アル配給所吉田富次郎、クラブ特
定品三丹販賣會社。

綾部化粧品同業組合
長 梅垣英次郎、會 宮村作平
幹 片山靜治、岩崎勇治、田口
勘三郎、三ツ丸化粧品部、員
村上與三郎、鹽見次郎、岡田佐
一郎、遠坂藥局、西村トミ、大
槻秀次郎、西山淺次郎、政森太
四郎、森本惣三郎、高橋重一、
佐々辨之助。

神戶石鹼化粧品業組合
長 播磨幸七、副 前田竹松、
竹本梅吉、會 伊藤久一郎、評
柴吉一、美馬幸吉、笹谷精逸、
森住俊男、久保廣造。

姫路化粧品石鹼組合
長 奥平市太郎、副 三船竹次
野村紋次、理 中安弘、會 藤
田元三郎、相 尼子富三郎、川
端泉次、額田憲直、松本辰次、
川淵重藏。

兵庫縣

大阪小間物卸商同業組合
長 田中常三郎、副 瀧本佐一
郎、島井清吉、平井米吉、評 議
長 澤田幸太郎、副 稻木新藏
評 寺澤覺兵衛、菅野誠七、大
島兼助、稻垣政七、近藤彌次郎
先田與助、杉本與吉、大島清二
郎、代議長 兒玉淺次郎、副
議長 代助。

大阪化粧品同業組合
長 中山太一、副 平泉平右衛
門、桃谷順一、評 議長 石田
公四郎、副 松本丹治、評 今
井安太郎、林原信太郎、宇野達
之助、吉田武夫、水上政勝、平
尾貫三、角倉秀雄、高野勝三郎
代 議長 田村眞策、副 西村
卓三。

大阪石鹼同業組合
長 藪田善治郎、副 日野長次
郎、廣瀬平吉、共進舎石鹼會社
吉田實石鹼會社、山縣石鹼會社
梶野石鹼會社、林原信太郎、信
水忠石鹼會社、水上政勝、萩原
東店、代 春元石鹼會社、急行
舎石鹼會社、三輪晉五郎、土橋
善藏、南部義一、河田政信、前
田勝、中野半平、奧畑兼作、福
井武雄、野村商店、天野謙號。
大阪荒物雜貨卸商組合荒藥
會

大阪香料商組合
長 田村香料株式會社、副 會
稻畑香料店、理 永廣堂本店、
小川香料店、鹽野香料株式會社
安藤商店、渡邊宗助商店。
大阪袋物製造業組合
長 祐田末次郎、副 杉藤美市
大谷徳之祐、評 長 上杉藤美市
同副 羽田常吉、代議長 畑安
吉、副 後藤淺吉、相 半田熊
太郎、青木徳松、黒田泰二、組
合主事 小原千藏。

大阪七ル口イド同業組合
長 小山勝之助、相 八木卯三
郎、西田文七、片岡秀治、副
奧村八五郎、評議長 堀農必、
同副 山田幾松、評 十河安男
室文治、松川兼吉、神原若松、
前田正見、片山嘉一郎、田中章
二郎、益田多一郎。

大阪莫大小才ル同業組合
長 岩井和吉、副 田中脩、山
崎精、評議長 中川伊作、同副
高田克次、評 福島英次郎、立
野良藏、堀伊太郎、永井英夫、
辰谷政太郎、高松福三郎、松居
房次郎、川瀬晉吉、吉川要次郎
日本卸同業組合
長 岡井善三郎、副 廣瀬徳二
嵯峨善市、會 八倉茂藏、小西
卯之松、評議長 竹村喜一郎

新開喜一郎、評 磯部良介
萩原傳次郎、戶川忠治、田坪淺
次郎、藤田彌三郎、北山定吉、
清本久吉、平野嘉藏、代議長
福原恒藏、副 赤松増藏。

大阪皮重商工同業組合
長 荒木榮次郎、副 藤岡勇吉
評 大河内宇之助、柴田彌三松
北中巳之吉、浦本三治、由良商

大阪府

店、川合安吉、岡本新太郎、增本正一、森岡虎之助、高田圓次郎、木下仁作、黒田本店、岸野善之助、柳原伊藏、鈴鹿光一、日本皮革株式會社大阪支店沼田嘉一郎、新田長治郎、相岸岡政次郎。

大阪刷子同業組合

長 西村伊藏、副 藤田庄藏、益田多一郎、評 松田眞作、寺井幸十郎、荒木金助、宮本松三郎、辻由太郎、西川安藏。

堺線香同業組合

副 大塚源平、評 奥野久次郎、尾田八兵衛、種田卯之吉、津川甚七、鬼頭勇治郎。

奈良縣

奈良小間物化粧品商組合

長 小林米藏、副 奥村菊藏、藤井榮吉、會 白木喜三郎、松本德次郎、幹 岩井信吉、稻村爲太郎、橋村嘉郎、細川六兵衛、吉川定二郎、武野留藏、宗岡石藏、上田定次郎、山田新一郎、八尾源作、松野富藏、藤田治三郎、松原一信、北浦猶次郎、廣岡文左衛門、森川正吉、相 飯田貞三、山田梅三郎、森川菊松。

和歌山縣

和歌山市化粧品小間物同業組合

長 岩橋滿、副 井畑浩輔、理湯淺精吉、評 土井爲吉、藤村楠市、湯川精太郎、淺田順一郎、野上龜吉。

和歌山荒物商組合

長 前田茂兵衛、副 島田昇太郎、木村新次郎、南方久助、三原利助、中嶋敬之、瀬戶吉右衛門。

新宮化粧品商組合

長 島勝太郎、副 小森甚太郎、評 市木吾五郎、阪口時夫、山本常吉、坪井英一、毛利磯三、赤根由次郎、山門菊太郎、村上アサニ、木下幸助。

田邊小間物化粧品商組合

長 山本種吉、長 山本善一郎、副 脇村正太郎、幹 岡部幸助、田中安三郎、南幸吉、梅本勝太郎、山下左々衛門、横矢武士郎、山本孫一郎、串秀太郎。

鳥取縣

鳥取小間物化粧品同業組合

長 松田恒藏、副 八田茂雄、會 田中藤太郎、幹 幾代清二、斧谷豐藏、山川石太郎、間島辨次郎、田井時藏、岡崎壽藏、武村兼次。

米子雜貨小間物商組合

長 神庭政七、副 會 津田重太郎、幹 井上祐二、岡本梅太郎、岡本寬壽、中田常市、近藤勝次郎、手島貞次郎、顧 西尾常彦、坂口武市、綿邊幸四郎、名譽員 安田千松。

島根縣

松江小間物化粧品卸商組合

員 梶谷種一郎、神田新市、三成熊吉、湯原幸之助、長岡榮太、會 田榮造。

岡山縣

岡山小間物化粧品商組合

長 三宅楨吉、副 角南芳太郎、橋本宮太、評 村川純義、角南大太郎、田賀彦兵衛、福井英三郎、和氣政次郎、三宅勝、玉置壽之助、廣畑正一。

岡山漆器荒物商組合

長 林泰八、副 黒田壽太郎、會 加納順治。

津山化粧品商組合

長 宮岡德平、副 稻村靜夫、會 社光彌、服部鐵男、幹 小泉熊次郎、中谷民江、藤田滿壽夫、森壽一、眞屋功、瀬尾敬太郎、土師實、小林多彌。

倉敷化粧品商組合

長 原安次郎、副 平岡是次、會 岡本惣七。

中備薄荷同業組合

長 松枝四方吉、副 佐々木繁太郎、顧 若林孝太郎、相 延原喜市、佐野三良二、評 三宅四郎、井上近一郎、萩原千代吉、三木源十郎、徳田久右衛門、松本繁辰、近藤郁二、書 石川義一。

岡山縣除蟲菊同業組合

副 東山春吉、松枝四方吉、顧 山部榮五郎、相 今城嘉芽男、金田寅治、評 佐々木繁太郎、栗家仁三二、榊原務、古山若松、萩原千代吉、宇野安男、藤井精樹。

廣島縣

廣島化粧品小間物卸商同

香川縣小間物化粧品卸商組合 長 綾田安次郎、副 宇治原貞次郎。

香川縣除蟲菊同業組合

長 松浦伊平、副 木出彌市、安藤熊太郎、評 久保政太郎、福家留七、濱崎傳七、松浦和喜之進、田中茂穂、吉田倉吉、關口幾太郎、大西隆光、浪越應太郎、笠井昌平、佐々木幸治、中松坂太郎、辻應義。

高松小間物化粧品同業組合

長 金光常吉、副 國友蕃、久保經輝、理 古井秀頼、横山義松、村上、福尾貫一、會 大原秋榮、安藤爲吉、幹 山下武雄、國友豐、土屋嘉市、古川昌太郎、中村嘉太郎、山下武夫、吉田山登、新名武夫。

丸龜化粧品小間物組合

長 小西篤治、會 中野幸吉、役 大井秀重、小山米吉、三谷化粧品小間物店、岡本商店、高谷商店、高木商店、森崎商店、川上商店、西岡商店、笠井藥局、善通寺化粧品組合。

城井小彌太、副 横田傳七、中村重五、會 豐島由三郎、顧 松尾數一。

多度津化粧品同業組合

長 石川嘉左衛門、副 三木常吉、會 岩田政之祐、幹 速水季吉、庶務 西岡芳助、幹 信濃勇、政本幸太郎。

德島縣

德島小間物化粧品卸商組合

長 大石德藏、副 中村利平、評 丸岡忠平、徳倉茂雄、泉三郎、顧 梅本幸藏、員 小坂達男、武村勤次、竹内寛三、溝内豐、兒島福三郎、居築信市、野村勝太郎、多田義雄。

香川縣

愛媛縣

宇和島化粧品小間物卸商同業組合

長 黒田利三郎、副 伊藤甚平
幹 兵頭源三、金尾啓三郎、谷
數馬、清水哲夫。
伊豫除蟲菊同業組合
長 中村經滿、副 中辻要五郎
員 村上鶴市、野間寅吉、且原
英一、阿部和作、古林新吉、濱
田嘉十郎、赤瀬七五郎、坂田良
藏、多和政之丞、木村一郎、土
居兼四郎、菅伊作、川崎重太郎
村上竹市、菅久三郎。

高知縣

高知化粧品同業組合
長 宇田喜太郎、副 德弘繁市
郎、常 助石稻茂、幹 稻田房
一、松田直則、佐野正、藤島正
一、井上正之、武市英美、野村
豐喜、濱田貞雄、小松勇、顧
土佐商工株式會社、佐野敏雄、
濱田龜太郎。

大分縣

大分化粧品商公認組合
長 中山善助、副 岡本彌八郎
平岡輝彦、井上百松、幹長・會
藤澤雪丸、幹 平田稷太郎、園
田豐八、嶺實、植木惣平、副田
九郎、藤芋伊三郎、内田伊平、
岩田恒一、池邊一馬、水ノ江直
義、顧 得丸安太郎、頭師辰藏
澤間儀三郎、安部利市、吉村益
次、小林昇一、松本晴夫、相瀧
憲、一丸伍兵衛、御手洗三次郎
溝部啓三郎。
臼杵町化粧品同業組合
員 河野清一、德永商店、吉良
貞吉、日高茂生、江藤音七、服

部茂、吉田豐次、吉田三左衛門
堤正敏、橋迫新一、村上堂、南
明堂、甲斐樂器店、ミヤザキ藥
店、紅屋化粧品店、二村喜一商
店、中津留豐、岡田藥房、神田
テル、友永商店、安東市五郎、
椎原光男、足立定一、長茂、高
橋梅生、中尾敏雄、三ノ宮和助
德永ツネ。

福岡縣

全九州下關化粧品卸商組合
長 井上與吉、副 夏川宗吉、
理 正清彌七、大工園達藏、成
宮長次郎、小林龍三、友義義助
溝口與吉、中尾映己、監 藤津
良藏、清水治一郎、三龜順次、
澤間儀三郎、龜山善助、益田彌
平、丸橋三五郎、藤崎豐志、橋
本銀三。
門司化粧品商組合
長 鳥生利三郎、副 新次元一
會 大内不尤人、理長 吉田龜
太郎、理 秋山長太郎、吉川卯
三郎、櫻井四郎、西野安之助、
評 屋成榮身、大野良一、白石
松吉、中村嘉一、吉村惣七、本
間慶作、柴田正行、伊藤長次郎
生方善八、三木靜太郎、顧 吉
井號。

小倉化粧品商組合
長 西村幸三郎、副 岡廣、副
會 井澤精一、幹 工藤久雄
島井國丸、藤田板太郎、檜善次
郎、村上珍彦、梅林素直、八尋
清、宗像清、三須和男、頓入越
一郎、顧 清水浩一郎、松田房
太郎、藤田弘策。
若松化粧品組合

長 宮地俊作、會 副 伊豆善
平、幹長 野村正一、幹 松下
敬藏、菊地爲四郎、平野藤市、
篠永退三、井上富雄、森重文七
安部嘉三郎、永松早太、顧 藤
田富次郎、光本光作。

佐賀縣

唐津化粧品石鹼卸商組合
員 桑野安太郎、前川増次郎、
神邊寬一、坂本英一郎、野崎源
太郎、多久島太郎次、中村想一
野田末次、田口敬次郎、峰直。
武雄化粧品商組合
長 宮原峰太郎、副 西野幸助
役 田代禮三、前田英二、松尾
安次。

長崎縣

長崎化粧品商組合
長 成宮長治郎、副 富永政彦
吉田光治郎、會 幹 丸橋三五
郎、松尾源一郎、幹 牛島耕太
郎、宮原力造、森時次郎、長石
長三郎、谷口純、梅村壽雄、柴
田延三郎、梶山進、谷口糸太郎
水野爲次郎、山本和吉、用正丹
藏、濱岡重久、養文藤三、川口
才次郎、相川助一、池永果太、
柄本傳五郎、三橋清太郎、鈴木
純美太、橋口龍太郎、庄司克三
郎、藤井友太郎、吉田吉之助、
顧 立野輝雄、内田勇一、竹内
彌一、松永幹一。
長崎鹽業組合
長 江崎榮造、副 原熊次、永
沼義之助、會 安部惠六。
西肥化粧品商組合

幹 荒木又右衛門、吉田幸夫、
中島達二、小田信次、松尾吾一
山下新太郎、古賀鐵藏。
島原化粧品組合
長 谷口爲久、副 堀副經雄、
會 小杉喜久藏、相 古瀬卯太
郎、佐藤兼壽、委 宮崎康治、
松下靜雄、松下榮吉、森新吉、
有馬龜治。

熊本縣

熊本化粧品商組合
長 正清彌七、理 岩本鐵雄、
木岡義一、北原正人、森田鶴雄
幹 千葉惣四郎、黒田靜男、大
森慶一郎、沖永哲太郎、高瀬銀
作、松本正太郎、高森惟喬、吉
本壽七郎、布田乙三、中村金太
郎、光橋常喜、戶田助入、椿直
人、井崎茂平、白石信雄、小山
鏡雄、園野庄三郎、相 田中熊
七、益田彌平、尾崎茂之輔、森
田宇兵衛、西田末藏、松前顯義
高田松美、金澤嘉一郎。
葦南化粧品商組合
長 米澤市藏、副 中川末彦、
理 山形權平、林稔。

宮崎縣

宮崎市洋品雜貨商組合
長 中村榮吉、副 神田寬、書
會 太田良藏、員 近藤力兵
衛、山口晋人、薦田嘉吉、松村
良美、蓮井今太、貞廣常太郎、
富加見甚三郎、福田有造、野村
藤枝、久嶋俊孝、大西雅夫、中
村英太郎、隔山源二郎、橋本銀
藏、辻野與惣一、岩見八太郎、

早川智義。
都城雜貨商組合
長 瀬戸山武助、副 會 田中
一郎、幹 宮永直人、相原義德
溝口與吉、古田豐、宮脇寬一。
鹿兒島縣
川内洋品雜貨小問物化粧品
商組合
長 奧村義雄、副 廣田敏夫、
常幹 土村治二、幹 坂元利光
紙尾武右衛門、足立嘉三郎。

臺灣

臺北和洋雜貨化粧品商組合
長 中辻喜次郎、副 村井房吉
評 重田榮治、川崎京次郎、大
倉幸三、奧瀨常太郎、松原作藏
袖木次郎、會 小林啓七。
臺南和洋雜貨商組合
役 邱天賜、柯福、楊添賜、黃
啓耀、陳在田、劉阿丁、蔡壽吾
蔡子安、邱再吉、傅清江、袁順
成、陳賽、紀淵。

鮮・滿・支

京城化粧品商組合
長 岡田永治、副 新澤繁登、
東亞婦人商會、會 北園庄七、
幹 齋藤藤三郎、谷口藥房、宮
本洋品店、日の丸小問物店、三
浦藥局、蒔田春苗、山本繁次郎
西大門藥局、宮本千粒堂、阿部
藥房、山岸天祐堂、文化研究所
三河屋商店、脇有誠堂、天風堂
藥局、坂井藥局、白石商店、川
浪藥店、大豐商店、榮光商店。

德永商店、文化商會、金武植、博愛堂藥局、東仁商會、大成百貨店、相杵屋號、夏川京城支店、三田村商店

金山化粧品組合

長 西尾角藏、副 加納功、中江重三郎、幹長 水野儀一、會朝日堂、幹 平井卯三郎、明石佐吉、坂田屋、清水和、井上玄一久田清之助、三中井化粧品部、川人門吉、村井繁松、森近治三郎、堀善市、加藤義勝、高村德重、棚橋秀夫、山下林太郎、相中山、平尾、天地堂各代理店。

仁川化粧品組合

長 吉田信次郎、副 伴康衛、會 白石積五郎、評 樺利市、清水次郎吉、星光商會、北島藥店、小南彦十郎。

仁川化粧品同業組合

長 吉田信次郎、副 伴康衛、會 白石積五郎、評 樺利市、北島藥店、清水次郎吉、星光商會、仁生堂。

大連化粧品商組合

長 石川良三郎、副 寺島治三郎、會 幹 家守藏次、幹 山下兼文、谷口甚一郎、浪華洋行、今中良、脇川省民、宮城松太郎、小寺幸吉、森岡要人、藤井玄逸、上野善作。

瀨洲化粧品卸商組合

長 前田德商店、副 中村房市商店、盛倉洋行、南海洋行、滿泰洋行、平本洋行、太信號、寺庄洋行、上田圓商會、西尾洋行、川勝商店、富屋洋行、山泰洋行、昭和平、平本洋行。

青島和洋雜貨同業組合

長 白石保喜、副 松岡俊吉、

會 爪峰鹿太郎、員 勝崎宗太郎、大平清雄、金森健一、中島勉勵、福田實次。

青島化粧品商組合

長 大平清雄、副 勝崎宗太郎、會 赤尾清三郎、幹 爪峰鹿太郎、金森健二、相 白石保喜、石田純三。

商業組合の部

註 長は理事長、副は副理事長、常任常務理事、理は理事、監は監事、信は信用評定委員、統は統制委員。

北海道

函館時計貴金屬商業組合

長 上野三春、理 外村榮一郎、本間祐次郎、外村初太郎、渡邊良吉、林祐司、平山茂一、監 館原武、小田實、蝦名兵作、書 池田允則。

小樽藥種賣藥化粧品商業組合

長 谷黑莊平、理 三ツ野徳二、渡邊正助、棚元太三郎、吉川與三太郎、岡島元治郎、入山三郎、監 目黒賢助、西島九二六、一鳥茶松。

帶廣藥種賣藥化粧品商業組合

長 石神清二、理 法岡建次郎、石名春雄、寺西武司、井上勝雄、小島金二、野島三千治、監 黒澤武三郎、伊藤經作。

野付牛雜貨商業組合

長 浦田清太郎、高田嘉平、西出金藏、澤田辰吉、伊藤元治、菊田與市、松戸實、監 藤崎覺

中川孝一、小柳作平、信 長谷川正雄、辻小三郎、大谷喜一郎、坂下仁太郎、中村伊佐。

青森縣

青森雜貨商業組合

理 福浦雅一、高橋敏藏、中田清藏、小島三三郎、七尾萬藏、監 柿崎多助、宮崎芳之助、福川徳二郎。

秋田縣

六郷物品販賣商業組合

長 小西竹治郎、理 小西忠七、梁田廣吉、田丸新太郎、入江良藏、櫻尾卯之助、深澤玄諒、監 後藤總一郎、高橋忠藏、澁谷慶治。

山形縣

新庄洋品小間物商業組合

長 五十嵐榮治、理 西田喜平、五十嵐芳松、監 高橋季三、小松留次郎、西田富松、顧 丹野徳藏。

米澤雜貨商業組合

長 白石美藏、理 金子彌次郎、高橋忠三郎、新田庄兵衛、監 寺島吉兵衛、原連、信 中村清兵衛、大木三藏。

岩手縣

一關雜貨商業組合

長 小野寺吉兵衛、理 佐藤萬治、木村七藏、監 熊谷小次郎、熊谷龜四郎。

宮城縣

仙臺化粧品商業組合

長 佐藤太治右衛門、常 村上安之助、飯田信七、理 鶴本平助、佐藤量、今野平藏、高島勝衛、氏家長助、三浦由松、監 菅野義夫、寺坂助八、庄司新左衛門。

氣仙沼洋物雜貨商業組合

長 武川惣三郎、理 高橋定太郎、花山博助、岩淵勇四郎、齋藤竹松。

福島縣

福島化粧品商業組合

長 長谷川兵吉、理 橋本重信、後藤勇吾、高山庄助、藤井民治、監 塚原文平、宮田勇。

群馬縣

群馬縣西部化粧品商業組合

長 清塚佐太郎、常 國峰菊太郎、理 矢野善助、齋藤忠三郎、田村住五郎、須田健三、小林茂十郎、星田仁助、佐藤森太郎、吉岡禎作、大澤清藏、長谷川兼吉、監 小林彦三郎、廣兼國久、坂本吉太郎、眞木孝次郎、小島武彌、金鳥又五郎、羽鳥正文、歌代民二、坪井信一、根岸權平。

群馬縣中部化粧品商業組合

長 高橋政次郎、常 中島幸平、理 忍足鋼作、新井三郎、白田瀧藏、星野忠藏、磯野徳太郎、星野謹作、宮下善次郎、監 國下文太郎、藤岡孝吉、關口巖、伊藤福司、關谷植雄、關上忠作。

中島藤一、高桑菊太郎、森田和作、磯野宗三。

群馬縣東部化粧品商業組合

長 戶田芳三郎、常 藤江清三郎、理 田邊仙太郎、近藤源造、秋山三代吉、櫻川米次郎、河内善七、石原直三郎、飯塚安一郎、石田寅吉、監 須藤竹二郎、梅澤武男、古木澤次郎、小島勝太郎、濱田賢三、萩原寅吉、蒲野長平、藍原菊兒、山根瀧三郎、正田正作。

埼玉縣

本庄雜貨小賣商業組合

長 山田定吉、理 高橋嘉三郎、福島正市、矢代政太郎、荒井玄作、監 櫻澤七郎次、小澤隆太郎、藤井經平。

熊谷化粧品小賣商業組合

理 杉浦卯之輔、渡邊儀三郎、菅谷桂二、柴崎惣太郎、大澤福太郎、五味信治、西山靜吉、監 小村庄三郎、小泉龜太郎、福田三代吉、江黒銀次郎。

東京府

東京中央藥粧商業組合

長 菊池三之助、常 玉井登、理 伊澤弘芳、末田憲義、服部治三郎、松澤長三郎、宇津茂久、保田望世、富谷宗吉、常 樫淵久次郎、監 秋葉知一。

東京江東藥粧商業組合

長 古田土八重吉、理 伊藤藤高橋勤次、加藤勝衛、三森兼藏、佐々木意志司、監 黒田喜一郎、朝倉三郎、島岡初次、東京北豐島藥粧商業組合

長 鈴木勇雄、理 伊藤幸之助
本多覺三、鎌田公雄、渡邊清三
郎、古屋英盛、島田爲藏、早塚
縫之助、瀧澤彦一、監 萩原嘉
一、矢部孝、清水滋、池田企尾

東京都南藥粧商業組合

長 吉田達次、常 鈴木小善、
理 伊藤清太郎、小山連、石原
次、木村兼吉、堀越砂、大木辨
次、下田小太郎、監 大矢登代
松、吉田儀藏、福重甚一、事務
長 國分歌郎、顯辯護士、岡本
喜一、保險部囑託 高雄卓、小
松徹志。

東京山之手藥粧商業組合

理 荻村武郎、水野善重、喜多
川辰三、矢田德太郎、鋤柄正平
高木助一、堀重三郎、監 河野
長吉、菅沼左五吉、高野末四、
都築喜藏、鹽崎吉太郎、主事
小林實。

東京城西藥粧商業組合

長 松本金重、理 石井輝太、
青木嘉三治、澤田五郎、石田健
男、鈴木四郎、岡田久次郎、監
鈴木義治、北村英夫、加藤慎一
魚井勝、大川信一郎。

東京城北藥粧商業組合

長 米山貞治、理 野田萬治、
田中波吉、小林品五郎、山本芳
朗、平尾金五郎、竹内外藏、監
福島延太郎、遠山四郎、矢島義
松、荒井永治、小林三四郎。
東京七口下生地商業組
合

長 戶谷佐治、理 山田藤一、
矢崎包茂、川上進一、小林安次
郎、監 小田切榮一、石川勇。

○新島本村日用品雜貨商業組合

組合

長 植松長之助、理 森田幸、
森米吉、伊東武次、梅田茂兵衛
山崎峯一、監 宮原利雄、寺田
理八、丹羽善太郎、信 坂泰市
宮原勇、大沼甚之助、法月勘藏
青沼捨吉。

神奈川縣

神奈川縣化粧品卸商業組合

長 霜田七郎、常 北山喜太郎
鈴木豐吉、佐脇伊三郎、理 金
子一眞、山田能央、新堀廣吉、
細田利三郎、監 露木助藏、矢
部多三郎、田邊重郎。

○保證橫濱洋品商業組合

長 德永彌太郎、常 水野健藏
理 三浦塚三郎、奧津敬之助
本多竹藏、村松喜代二、田名瀨
政右衛門、鈴木常吉、加藤藤一
五十嵐吉治、藤井清吉、小島清
治郎、望月文藏、常監 淺邊順
吉、監 小河幸六、大野鐵三郎
保田一之、宮下平七。

○神奈川縣度量衡器計量器商業組合

理 山本格三、新堀宗吉、外郎
藤右衛門、吉田義生、伊藤鐵藏
宇山卯之助、荒木三郎、溝呂木
吉次郎、岡部熊太郎、稻垣庄五
郎、石井保太郎、中幸次郎、橋
劉漢、石井仁太郎、原吉太郎、橋
松永貞郎、高木榮之助、加藤喜
一、栗原祐輔 監 中島信廣、
脇萬太郎、坂本鋼五郎。

新潟縣

○新潟藥種賣藥商業組合

村上勇太郎、山田整造、角嘉次

郎、監 橋尾勇、山内芳太郎、
中島勝次。

富山縣

滑川町雜貨化粧品商業組合

長 堀邊久右衛門、常 小泉源
七、理 飯坂清重、竹澤幸太郎
石坂九平、飯 小泉菊太郎、高
木正雄、監 長岡由太郎。

○富山縣度量衡器計量器商業組合

長 遠藤誠一、理 高桑直助、
福森龜太郎、桑名善三郎、棚田
善作、朝山小三郎、竹中健作、
古谷常三、太田勝太郎、堀川俊
夫、監 金岡忠治、多田太三郎
小川權四郎、監 龜澤嘉七。

福井縣

勝山化粧品小賣商業組合

長 中村金作、常 橋本嘉藏、
理 阿部仁右衛門、勝浦義雄、
太田要三治、監 笠松八藏、田
中與三郎。

長野縣

飯田小間物化粧品商業組合

長 井上關太郎、副 澤柳彌太
郎、常 鈴木茂、理 會 鈴木木
小太郎、理 中島寬、鹽澤幸平
細井榮三郎、林重儀、谷口宗平
瀧澤明次郎、高木律。

靜岡縣

濱松藥種賣藥小賣商業組合

長 木俣文四郎、副 平野芳男

山本兵吉、常 後藤重太郎、理
西村晉吉、鈴木五八、西井九太
郎、小林光榮、石黑銀次郎、濕
美檢次郎、大石謙次、監 大久
保定一、鈴木三郎、肥田義兵衛
牧野九市、加藤節之助。

愛知縣

名古屋化粧品卸商業組合

長 加藤寬次郎、副 水谷藤助
書 加藤博、常 橫井光儀、會
理 伊藤東兵衛、理 伊藤伊
三郎、原顯則、大木吉三、梶浦
倉一、谷田太兵衛、村瀬俊一、
村瀬鐵雄、長谷川清、監 小山
虎司、永井鎌吉、成田善之助、
信 岩田逸作、岩田寺十郎、宇
佐美勝康。

愛西化粧品小賣商業組合

長 角田利壹、常 佐久間光雄
理 古澤忠雄、安藤葛五郎、荒
川英一、木村光太郎、眞野廣次
今枝平三郎、栗山芳定、谷川百
松、溝口鯨三郎、柴田順一、野
田實、監 川井今朝光、渡邊喜
三郎、安藤富士三郎、監 宇佐
美武三郎、贊 木村安次郎、石
川金造、岩田錠一。

名古屋大小卸商業組合

長 井村與三郎、副 伊藤治一
常 杉山勇吉、理 黑田泰三郎
佐藤鐵次郎、鶴飼兼吉、猪村鎌
吉、監 內田善助、後藤全宏
長谷川吉三郎、信 前田源一
藤代次郎、林善平、石川欽一、
水野廣之輔、書 瓜生佐市。

岡崎化粧品小賣商業組合

長 多羅尾八郎、理 木俣開吾
倉橋鎮、井澤宗治、成瀬嘉一郎

加藤三郎、幹 神谷政治、三浦
佐逸、田浦仁吉。

岐阜縣

飛騨藥業商業組合

長 金谷國太郎、副 高橋篤三
郎、石川隆平、事務理 內山知
春、理 中野直次、杉內荏吾、
吉田直藏、井上章、牛丸忠次郎
監 住幸謹、三川康郎、橋本久
次、武滿幸三郎。

大阪府

大阪七口下生地卸商業組合

長 奧村八五郎、副 吉川芳次
郎、理 小野由藏、山田藤一、
小山義次、監 高田晉也、川口
藤一郎、書 丸山喜三造。

大阪刷子商業組合

長 平井米吉、理 伊勢爲吉、
砂川耕三、西村常三郎、松岡柳
一、小林朝之助、澤田幸太郎、
杉田宗助、杉田善彦、荒木金助
西岡貞次郎、監 大島兼助、和
田喜三郎、片岡長吉郎。

大阪鏡卸商業組合

長 細川八十六、副 先田與助
理 井上蕉曉、小倉角一、野口
由松、監 萩原重、村岸外次郎
共同仕入部長 小原千吉、統長
吉本義雄、書 石村彌太郎。
大阪絹綿布服裝雜貨卸商組
合

長 中谷虎司、常 松浦悅次郎
理 井上唯助、唐金箱三、笹井
彌次郎、竹田宗一、越田篤志郎
監 福永倍逸、西野新平、入杉

嘉四郎

大阪菓子卸商業組合

長 稻垣政七、常 平田三平、
理 横山市松、横山常次郎、久
保田與市、監 村上萬次郎、松
村直次郎、兒島兵三郎、信 岩
澤金治、青木五三郎、佐野藤助
鹽谷德次、柴田松太郎。

兵庫縣

阪神荒物雜貨商業組合

長 中野安一、理 岩田岩太郎
灘本教一、兒島長太郎、古塚鶴
太郎、監 吉田治、永富敏明。

和歌山縣

和歌山藥種賣藥商業組合

長 和田白、常 山野井岩吉、
田島章太郎、熊野英雄、理 若
林平三郎、川崎彦十郎、楠原清
三郎、南方繁太郎、三木光次、
島吉次郎、園村楠五郎、山本勝
三、中川清隆、監 勝本德松、
市山新一郎、市川豐三郎。

島根縣

今市化粧品小賣商業組合

理 片山隆三、飯塚作市、出川
儀一、飛石泰一郎、馬庭要一郎
片岡信助、監 加藤文太郎、加
藤常市、伊藤乙三郎、統 渡邊
運一郎、久津名新三郎、兒王金
平、門脇國重、石橋清之助。

山口縣

山口化粧品小賣商業組合

理 井上藤四郎、內田榮一、加
藤寬、三原定吉、古屋平人、木
村幸一、田村義人、監 來栖信
助、嘉藤八郎、三好友之進。

下關藥業化粧品商業組合

長 土谷德次郎、副 里村重信
理 森東源義、伊藤重一、林太
三郎、堀内正一、江良太郎、監
金川運、青木成一、藤井義太郎

德島縣

脇町雜貨商業組合

理 三間治吉、佐川國吉、竹原
正憲、戶島喜平、野口和三郎、
監 中西吉五良、平瀨勇。

香川縣

坂出化粧品商業組合

長 鎌田英夫、理 末澤藤太、
渡邊幸平、塚本岩一、福岡豐章
監 高木春五郎、長尾文四郎。

愛媛縣

松山化粧品小賣商業組合

長 渡邊芳澄、理 和泉仁一郎
守野常三郎、永井忠次郎、野本
秀次郎、關重邦、近藤忠吉、監
中矢正秀、影浦重藏、大塚繁憲
書 西原總吉。

宇和島雜貨小賣商業組合

長 上田亮三、常 隅田知正、
理 磯野輝、小島榮藏、富士野
欽一、志摩萬吉、大平寅吉、監
藤井竹治郎、土居義夫、石丸順
太郎。

大分縣

大分市藥種賣藥商業組合

長 岡本彌八郎、理 吉村益次
副田九郎、水之江直義、田原清
森喬、新名定五郎、監 平山伊
三郎、莊司武次郎。

別府藥種賣藥商業組合

長 時枝壽作、常 兒玉文七、
會 理 桑原利雄、理 岩里由
雄、峯崎勇、高橋卓、森平太郎
監 寺田蟻太郎、後藤一策、賀
來三郎兵衛、信 吉川俊之助、
近藤壽郎、笠置義雄、藤田德兵
衛、奧村傳藏。

福岡縣

福岡藥種賣藥商業組合

長 磯田秀雄、常 高倉重治、
中尾菊次、山川榮次郎、理 河
津重雄、清水忠、鮎川竹次郎、
馬場勘二、荒卷實、末岡登女夫
篠崎九藏、西田義一、宮原軍平
監 天田助三郎、佐々木正一、
兒島次郎、長濱權次郎、吉本惣
四郎。

久留米化粧品商業組合

長 吉武武助、常 植木悅次郎
理 桑田喜三郎、佐藤毅、福原
福次郎、森山義信、田中松次郎
監 星野次郎、光橋和助、廣松
慶三。

門司藥種賣藥商業組合

長 松永十太郎、副 小川安司
高木實、理 俣野文造、生方善
八、太田英享、小橋涉、三島住
女、石井憲、佐伯昇、尾林誠、
中村菊藏、監 吉谷悟常、吉村

佐賀縣

佐賀化粧品商業組合

長 小部松一郎、理 內田三郎
平原儀三、中野子正人、友貞義
助、監 島正興、渡邊初人、小
宮佐代太、統 榎忠三郎、宮崎
勝美、小宮甚六、八谷吉二、古
賀貞次、岩松清次、倉持榮次、
神代良孝、久米安一、高取正平

肥前賣藥商業組合

理 天本龍之助、權藤伍六、高
尾周藏、木原猪三郎、大石民八
郎、天本吉次、堤正之助、橋本
虎之助、梁井卓一、高島直城、
山內政太郎、白水松太郎、緒方
浩四郎、山內種作、大石正人、
吉田眞吾、九州製藥株式會社。

熊本縣

熊本化粧品商業組合

長 正清彌七、理 田中熊七、
益田彌平、尾崎茂之輔、森田宇
兵衛、監 西田末藏、岩本鐵雄
松前顯義。

鹿兒島縣

鹿兒島化粧品商業組合

長 鹿兒島化粧品商業組合
長 豐田良高、常 中原種良、

惣三、原口藤市、早稻田理一、
松山五六。
大牟田化粧品商業組合
長 川野忠吉、村上勇太郎、理
角嘉次郎、山田整造、西田樹五
郎、筒井五男、田島駒次、井上
德藏、德永清四郎、監 山内芳
太郎、中島勝次、石井與四郎。
山崎彌一郎、理 吉水洗耳、木
場茂穂、北莊一郎、今村正兵衛
田中福一、松山重光、高木勇造
監 東野榮次郎、波江野圭彦、
玄同孝吉、多田謙三、黑江義男
川内洋品雜貨商業組合
長 奧村義雄、理 上村治二、
足立嘉三郎。

全國業界の諸團體

一、全国各地の業界には普通各種組合以外（別項参照）に諸種の組合聯合會、その他公私幾多の團體がある。

一、全國各地の業界には普通各種組合以外（別項参照）に諸種の組合聯合會、その他公私幾多の團體がある。

一、これら諸團體を可及的多數收載せむと試みたものが、即ち之れである。資料は主として當該團體乃至各地組合及び商報社よりの報告に據つたが、然し回答なき分に就いては昨年度の年鑑を踏襲する以外に途が無かつた。團體名の上に○印を附したのがそれである。

聯合會

北海道小間物化粧品卸
聯合會

業界の革新向上と會員の和親協同を目的として大正十一年十月創立。事務所を小樽市永井町一ノ一北海道商報社内に置き、現會員三十五名。役員如左。

會長 壽原英太郎氏
副會長 岡澤彦太郎氏
會計 本間 勸次氏
幹事 高森市太郎氏 小泉清一氏 田巻靖司氏 藤田吉左衛門氏 書記長 島野一二氏

北海道北見一圓を地區とし、價格統制を目的として昭和十三年五月十日創立。事務所を網走町南四條西二丁目、高橋會長宅

北見四郡化粧品組合
聯合會

に置く。會員は百二十二名、幹部は如左。

會長 高橋 政芳氏
副會長 田村 一正氏
松本俊左男氏 永田二重氏
庶務幹部 出口彦次郎氏
會計幹部 久田 源治氏
顧問 布施勇三郎氏

○北海道美粧振興會
聯合會

道内各地美粧振興會の聯合機關とし、美粧師相互の向上親睦を目的として昭和八年四月創立。事務所を小樽市永井町一丁目北海道商報社内に置く。會員三百名。幹部如左。

會長 壽原英太郎氏
理事 島野 一二氏
全國石鹼製造業者聯合會
全國石鹼製造業者共通の利益を増進し、相互の親睦を圖る目的を以て大正十五年四月創立。事務所を東京市本所區江東橋三

ノ九東京石鹼製造同業組合内に置き、全國組合をその會員とする。役員如左。

會長 東京組合長
副會長 大阪組合長
理事 全國組合長
專務理事 杉ノ原英太郎氏
神戸化粧品小賣聯合會

神戸小賣商の親睦、協調を目的として昭和十三年五月創立。事務所を神戸市湊東區多聞通三ノ四神戸業界商報社内に置く。會員八十名。役員如左。

會長 高橋久之助氏
副會長 大和松太郎氏
同 藤本幸三郎氏
日本皮革卸商業組合

昭和十三年六月二十四日の設立認可で、組合員數二、出資總額一〇、〇〇〇、事務所を大阪市此花區上福島北三ノ一二八に置き、理事長は由良小一郎氏。

大阪見本市聯合會
大阪市内に開催の見本市、商品の改善發展、商取引の合理化、共同利益の促進等を目的とし昭和七年八月一日創立、事務所を大阪市北區中ノ島一丁目大坂市役所産業部内に置き、會員は見本市十一、商品市六の十七團體千二百名、役員如左。

會長 坂間 棟治氏
副會長 森下 政一氏
理事長 伊東 俊雄氏
常任理事 草刈 孟氏
中谷虎司氏 辰谷政太郎氏
理事 田中 實氏
竹内新次郎氏 加藤鹿吉氏
水上政勝氏 六車新太郎氏

監事 福井庄次郎氏
奈良縣共榮クラブ會
聯合會

クラブ化粧品品の公正値段を實行し、會員相互の共存共榮を目的として大正十五年五月創立。事務所は奈良市元興寺町に在り。會員一千百名。役員如左。

會長 小井 米藏氏
副會長 細井 榮造氏
同 扇谷 儀一氏
中國四國除蟲菊
同業組合聯合會

岡山、廣島、愛媛三縣下を地區とする聯合會にして昭和六年十一月十日の創立、事務所を尾道市廣島除蟲菊同業組合事務所内に置く。役員如左。

會長 安保 恭作氏
副會長 中村 經滿氏
同 松枝四方吉氏
○西澁粒業組合聯合會

丸龜市、綾歌郡、仲多度津郡及び三豐郡内に設立せる化粧品組合を以て組織し、昭和十年五月化粧品品の濫賣防止を目的として創立。加盟各團體の會員總計三百餘名に及び、事務所は丸龜市富屋町六一、赤丸商店内。役員如左。

會長 大井季茂氏 丸龜市
副會長 大西万六氏 琴平町
同 鎌田商店氏 同
同 小西篤藏氏 丸龜市
理事長 城井商店氏 善通寺町
理事 角野商店氏 宇多津町
同 中野幸吉氏 丸龜市
同 西岡商店氏 多度津町
同 中村商店氏 善通寺町
同 田中商店氏 琴平町

同 相川商店氏 豐 濱
同 松崎商店氏 觀音寺町
同 吉田商店氏 仁尾町
同 關 商店氏 詫間村
全九州化粧品商
組合聯合會

社會に最も優良なる化粧品を最も廉價且つ簡便に供給し、化粧品利潤をより全組合員の眞面目なる生活を保證する……等の理想を目的として昭和二年四月二十日創立。全九州各地組合を連繫統一し會員約五千を抱擁し事務所は熊本市坪井町一ノ九正清彌七氏方に置く。役員如左。

會長 熊本組合長正清彌七氏
副會長 福博組合長在職者
幹事 門司、佐賀、久留米、大牟田、長崎、小倉組合長在職者

北九州及下關化粧品商組合
聯合會

小倉、門司、下關の三組合によつて昭和二年一月結成。その後、若松、戸畑の兩組合も参加して現在會員約六百、各市組合の聯絡和親及び價格統制を目的とす。幹事は各組合長一年交代にて之れに任じ、昭和十三年度は小倉組合長、昭和十四年度は戸畑組合長とす。隨つて事務所は夫々當該組合内とす。

長崎巒甲組合聯合會
同業的發展振興、共同福利の増進を目的として昭和十三年九月十日創立。事務所を長崎市江戶町六八に置く、會員七十八名役員如左。

會長 垣立 富藏氏

五五

副會長 江崎 榮藏氏
同 員 中古賀民雄氏
委 員 川口 繁藏氏
 田中秀雄氏 原 熊次氏
 賀川政雄氏 木本順一郎氏
會 長 竹中政次郎氏
顧問 青木 善祐氏
同 員 山田 鷹治氏

北 海 道

西館共榮クラブ會
 會員相互の親睦福利増進を目的として大正十三年八月一日創立。事務所を函館市青柳町五〇白崎朝次郎氏方に置き、會員二百三十名 役員如左。
會 長 白崎朝次郎氏
副會長 三上 純次氏
同 員 横岩 米藏氏
幹 事 十五名 (氏名略)

西館化粧品卸商同志會
 同志の親睦、業界の向上發展を目的として昭和六年十一月創立。事務所を函館市松風町大門通り榎原三安堂方に置き、會員は七名。月番幹事制で別に役員は設けない。
 佐々木孝三郎氏 本間鶴松氏
 志田正藏氏 堀尾安太郎氏
 岡島文吉氏 指野宗次郎氏
 榊原康太氏

函館化粧品統制聯盟會
 定價販賣及び濫賣防止を目的として昭和十一年五月創立。事務所を函館市高砂町三に置き、會員二百三十六名 役員如左。
會 長 白崎朝次郎氏
副會長 三上 純次氏
同 員 横岩 米藏氏

函館親交會
 會員相互の親睦機關として明治四十二年五月に創立され、會員十七名、幹事は月番制。
函館巴棹會
 會員相互の福利及び親睦を圖り、併せて資生堂チエンスストア組織の發展を期する目的を以て昭和十一年十二月二十三日に創立。事務所を函館市靜岡町一資生堂北海道販賣會社内に置き、會員十六名、幹部如左。
幹 事長 横岩米藏氏
幹 事 東元良作氏
會 計 同販賣會社主任

白崎藥友會
 藥品問屋白崎合名會社の出身者を以て組織、函館業界の發展と親睦に資するを目的とする。昭和十一年十月創立、事務所を函館市青柳町五〇白崎朝次郎氏方に置く。會員二十四名。
會 長 白崎朝次郎氏
副會長 森 信氏
會計幹事 福留 龍兒氏
小樽美粧振興會
 小樽市婦人結髮業者有志の研究と親睦を目的として昭和八年六月三日創立。事務所を小樽市永井町一ノ一北海道商報社内に置き、會員五十名。
幹 事長 布川みどり氏
幹 事 千代氏 米澤ヒサ氏 西村アイ氏 安保トシ氏

小樽共榮クラブ會
 クラブ化粧品の濫賣防止を目的として大正十四年六月創立。事務所を小樽市色内町五丁目岡島氏方に置き、會員二百名。

會 長 岡島元次郎氏
副會長 西島九二六氏
同 員 佐藤 彦彌氏
會 計 早川 元氏
同 員 三ツ野岩松氏
常任幹事 伊藤 可平氏
 外一六名

○壽 星 會

壽原商事株式會社が業界の共存共榮を目的として昭和九年創立。事務所を小樽市入船町一丁目同社内に置く。會員二百五十名、役員如左。
組合長 壽原英太郎氏
理事 石井 善見氏 早瀬次三郎氏 本間與三郎氏 片桐彌傳次氏 高森與三吉氏 竹田 喜一氏 中島 長治氏 鹿間勘五郎氏 兩角 保次氏 須川外次郎氏

監查役 河邊甚藏氏 小西太一郎氏
北海大洋會
 クラブ化粧品卸賣業者の共榮を目的として大正十五年七月創立。事務所を小樽市永井町一丁目北海道商報社内に置く、會員四十餘名。幹部如左。
理事長 壽原英太郎氏
小 樽 本間 勘次氏 高森三太郎氏 齊藤 脩平氏 廣瀬 久也氏 小六 秀義氏 石倉 廣祐氏 竹中 一晃氏 野付牛 田卷 靖司氏 室 蘭 山口 直治氏 樺 太 茶木竹太郎氏

粧 和 會
 親睦機關として設立され、事務所を札幌市大通西十丁目に置く。會員は左記五名。
 石田一郎氏 大澤公志郎氏 小泉清一氏 小六 秀義氏 廣瀨久也氏
○旭川美粧振興會
 昭和十年四月の創立にして會員三十名、會長高橋ヨシ子氏
室蘭化粧品商共和會
 定價販賣の實行と相互の親睦を目的として昭和十一年二月一日創立。事務所を室蘭市大町安田氏方に置き、會員十九名。
會 長 安田伊三郎氏
副會長 萩原 隆行氏
幹 事 中家 貫一氏 大平 進氏 多田 潔司氏 平石 猛氏 (外に賛助員十二名)
帶廣化粧品卸商同志會
 共同購入、養老金積立、業界振興策の研究及び指導を目的として大正十三年五月創立。事務所を帶廣大通一二丁目平木商店方に置き、會員は左記三名。
 有田勝彦氏 竹中一晃氏 平木康祐氏(會計)
十勝美粧振興會
 昭和十一年五月の創立にして會員十五名、事務所を帶廣市西二條九ノ一六ミドリ美粧院内に置き、會長は同院主栢木喜枝子氏

店を網羅する親睦協調機關として昭和十年四月二十日創立。會員三十餘名、理事六名。

岩 手 縣

三 榮 會

蠟燭、燐寸、石鹼、雜貨類の共同購入及びその親睦を目的とし左記三店により昭和七年一月創立。事務所を岩手縣一關町大町九八に置く。
佐 萬 商店 佐藤 萬治氏
淺 井 本店 淺井嘉兵衛氏
守屋洋品店 守屋清司氏

秋 田 縣

本 莊 町 商 工 會

會員相互の發展と親睦を期する目的を以て大正三年三月一日創立。事務所を本莊町役場内に置き、會員二百五十名。役員如左。
會 長 江ノ幡嘉太郎氏
副會長 伊藤 久吾氏
同 員 辻 彦五郎氏

山 形 縣

互 盟 會

小間物化粧品卸商同志を以て組織、相互の親睦を圖り無益の競走を避けて利益の確保を期する目的の下に昭和二年十一月十五日創立。事務所は鶴岡市鍛冶町甲二五、會員は左記七氏。幹事月番制。
 後藤善太郎氏 鷲田克巳氏 小松謙次郎氏 郷守榮助氏

東 北

○全東北太平洋會
 東北六縣のクラブ化粧品代理

田林 珪二氏 水口幸吉氏
高橋安次郎氏

宮城縣

仙臺アイデアル會
高橋東洋堂のアイデアル化粧料販賣業者を以て設立、事務所を仙臺市花京院通六三同社出張所に置く。幹事如左。
幹事長 村上安之助氏
幹事 氏家 良助氏
安藤菊之助氏 千葉勝三氏
鶴本平助氏 吉田平四郎氏
八木久策氏 若林忠五郎氏

仙臺安住會
安住蚊取線香の宣傳販賣を目的として昭和十三年四月結成。事務所を仙臺市本荒町三九に置く。役員如左。
會長 村上安之助氏
幹事 八木信男氏 佐藤 俊雄氏
伊藤清一郎氏 大木美和藏氏
相談役 佐藤慶治郎氏

仙臺金鳥會
大日本除蟲菊會社の金鳥蚊取線香の販路擴張を目指して昭和七年二月創立、事務所は仙臺市東二番丁一〇三浦善作商店方

仙臺紅葉會
宮城縣下に於ける紅久油販賣を目的として昭和九年七月創立、事務所を仙臺市大町五丁目加留商店内に置き、會員五十七名。幹部如左。
加留商店氏 武者 商店氏
菅銀商店氏 三浦 商店氏
千田商店氏 石垣屋支店氏

仙臺太鼓會

日本ワイエス石鹼會社の太鼓型洗石鹼の販賣業者を以て昭和十二年五月創立、事務所は仙臺市二日町七五相江屋商店方、會員は百二十名。役員如左。
加藤善治郎氏 三浦善作氏
岩間 市吉氏 三浦由松氏

仙臺ライオン會

山彦除蟲菊會社のライオン蚊取線香、エキライオンの販賣強化機關として昭和五年二月創立、區域は仙臺市及び宮城縣下一圓事務所を仙臺市二日町相江屋商店内に置き、會員十一名。
宮城縣サカエ會
名古屋藤金製油場サカエ香油の價格統制及び相互の親睦を旨として昭和九年五月十日創立。事務所を宮城縣岩沼町高平商店内に置く。役員如左。
岩沼 高橋 平治氏
仙臺 武者庄之助氏
龜井庄吉氏 大森幸治氏
湧谷 遠藤金七郎氏
一ノ關(岩手)守屋清氏

茨城縣

水戸共榮クラブ會
會員相互の親睦及びクラブ化粧品小賣價格の協定を目的として大正十五年三月創立。事務所を水戸市南町二龜山清兵衛氏方に置き、會員百五十名。役員如左。
會長 龜山清兵衛氏
副會長 川上重之介氏
同 今瀬 謙義氏
委員 軍司松次郎氏

中村金藏氏 深作政之介氏

竹内康治氏 戸井田博正氏
郡司篤薫氏 大山 晴峯氏
小幡萬太郎氏 鈴木貞信氏
宮本成吾氏 八木米次郎氏
顧問 西原三平氏 松井光氏
中田彦太郎氏 梁田春吉氏
川又龜次郎氏

茨城ライオン會

ライオン石鹼の普及擴張及び親睦を目的として昭和九年十月創立。事務所を茨城縣土浦町大町柴沼商店内に置き、會員二百五十名。會長は柴沼繁之助氏。

栃木縣

〇栃木町聯合商店會
昭和十年十月創立、年何回と定めて聯合賣出しをなす。事務所は同町栃木工會議所内、會員三百名。
會長 大田彌太郎氏
副會長 杉江 龜松氏
同 中田 注吉氏

東京市

五日會
帝都化粧品雜貨問屋の團體たる七曜會及び關東組所屬の左記七名を會員として昭和十三年六月十九日創立。共同購入と業者相互の親睦とを計るを目的とする。
丸山 松治氏 松浦 嘉七氏
石川善三郎氏 梅原榮之助氏
坂田 正雄氏 木下 修三氏
増田 源治氏 山本吉五郎氏
栗山善太郎氏

一生會

化粧品本舗及び問屋の店員を以て組織し、會員相互の親睦と業界問題を考究するを目的とする。昭和十二年九月の創立にして、會員二十四名、東京組合内に事務所を置く。幹事は順番之に當り、會計を中澤篤二郎氏、事務所を尼子敬止氏擔當。
〇香久花會
香久花號山本角太郎商店の製品を中心とする販賣機關、創立昭和十一年一月三日、會員百九十餘名、地區は東京市内及び近

カプト會

カプト蠟燭を中心とする販賣機關。大正十年十月の創立にして、會員約四十名。
かほり會
東京香料商組合の融和懇親團體として大正十三年九月に創立。事務所を日本橋區寶町三ノ四高砂香料株式會社内に置き、會員は左記十六名。
早川市太郎氏 小林米作氏
曾田政治氏 佐々木佐謹吾氏
宮坂文雄氏 小野田藤楠氏
岡澤辰造氏 濱崎 謙一氏
井上辰藏氏 井上太兵衛氏
岩瀬 進氏 篠崎 四郎氏
田中吉光氏 境野照之助氏

〇カホリの店チエーン

カオリの店製品の販賣及び卸を目的とし、任意式連鎖店の形態をとりその他の他附随する商品は共同購入により圓滑低廉な配給

關東組

共同仕入並びに會員の親睦を目的とする東都卸商の團體、創立大正十四年。事務所は京橋區京橋二ノ八丸山松治氏方、會員左記七氏で幹部は順番交代制。
丸山 松治氏 山本吉五郎氏
梅原榮之助氏 坂田 正雄氏
木下 修三氏 増田 源一氏
栗山善太郎氏

〇關東組商店

帝都業界に於ける荒物系化粧品問屋の共同繁榮及び營業の擴大強化を圖るため昭和十年二月結成。事務所は京橋區京橋二ノ八、左記七店に各營業所を置く。
小石川 吉川 香司氏
新宿 梅原榮之助氏
下谷 増田 源治氏
京橋 丸山 松治氏
本所 坂田 正雄氏
品川 木下 修三氏

關東輸入化粧品協會

帝都化粧品輸入販賣業者を以て昭和五年一月十二日創立。會員の利益確保とその親睦を計るを以て目的とする。事務所は日本橋區本石町三ノ二高橋林三郎商店内、幹部如左。

喜樂堂共樂會

寺内喜樂堂製齒刷子雜貨の販賣機關として昭和十年九月創立。事務所を淺草區森下町三寺内喜樂堂内に置く、會員二百名。代表者は寺内正清氏。

協榮會

會員の親睦を目的として昭和九年一月創立。事務所を日本橋區馬喰町三ノ一ノ一森下商店内に置き、會員四十名、幹事長は森下長次郎氏、他に相談役若干名。

協粧會

帝都有力化粧品問屋の新共同機構として資本信用の強化を以てして昭和十年三月十一日創立。會員左の四店

- 井田兩國堂 武孝商店
- 井田商店 鈴木義明商店
- 旭東雜貨化粧品卸商

同盟會

東都業界に於ける荒物化粧品問屋業者相互間の見本市、商品の交換を目的として大正十四年創立。事務所を王子區王子町一〇七二中村與市氏方に置く、會員百四十餘名。役員は昭和十一年二月十七日改選の結果如左。

- 會長 中村 與市氏
- 副會長 石田 佐一氏

- 川合吉三郎氏
- 川野喜四郎氏
- 椎名伍助氏 片田 要松氏
- 幹事長 高原平太郎氏
- 副幹事長 本橋 茂助氏
- 幹事 石原源四郎氏
- 伊佐山由藏氏池永 泰造氏
- 大山 要造氏小倉 廣吉氏
- 山口和市氏野口彌左衛門氏
- 國分 兼佐氏木村 多吉氏
- 顧問 上野 麻二氏

同 會 計

- 東京金鳥香販賣株式會社を中心として昭和六年結成された金鳥香販賣機關。幹事十一名、代表者中原久太郎氏。
- 黒 若 會
- 昭和九年十月一日、黒若取扱理髮業者を以て設立。會員百餘名、世話役布施與八、都筑唐惠の兩氏。

啓 進 會

東京組合に於ける組合員子弟從業員の慰安修養を目的として明治四十三年啓成會の名の下に創立、震災直前までに五十一回の會を重ねたが、大正十四年啓進會と改稱、更に近來は毎月會を開催してその都度少くも五百名以上の入場者を見る盛況を示してゐる。事務所を東京組合内に置き會員八十八名。東京小間物化粧品卸商同業組合の現役員を以て名譽會員に充つ。正副會長は如左

- 會長 小林富次郎氏
- 副會長 田中吉兵衛氏
- 鈴木新吉氏 安藤福太郎氏
- 化粧品本舖十日會
- 東京組合に於ける有力化粧品

製造本舖を以て組織せるもの、大正八年の創立にして事務所を東京組合内に置く。現在會員十三名、幹事月番制にて一名宛輪番之に當る。會員如左。

- 伊東 胡蝶園 井筒屋香油店
- 井田 京榮堂 長瀬 商會
- 中山 太陽堂 久保政吉商店
- 丸見屋 商店 小林 商店
- 安藤 井筒堂 近源 商店
- 資 生 堂 平尾贊平商店
- 桃谷 順天館

○ 驗 交 會

講話、調査、研究、見學旅行座談等を目的として昭和十二年八月創立されたもので、事務所は本所區江東橋三ノ九東京石鹼製造同業組合内。世話役如左。

- 吉崎 義朗氏 相馬 英雄氏
- 福島 章郎氏
- 石鹼製造に關する技術者の共同研究並に調査を目的として大正十四年五月に創立、事務所を本所區江東橋三ノ九東京石鹼製造同業組合内に置き、會員十名代表者はライオン石鹼株式會社竹井俊郎氏。

硬 化 油 同 業 會

硬化油製造業者によつて結成せらるゝ同業プロックにして、その製品は硬化油共同販賣株式會社をして販賣せしめ、統制の實行に努めて居る。會員如左。

- 日本油脂株式會社 日本曹達株式會社 旭富化学工業株式會社 日本窒素肥料株式會社
- 朝鮮油脂株式會社 大阪酸水素株式會社 小倉化学工業株式會社 帝國火藥工業株式會社

- 社 大日本油脂株式會社 北海油脂株式會社
- ライオン石鹼株式會社 日本石鹼株式會社
- 木津川油脂株式會社

東 京 業 界 會

東京業界に於ける有力本舖第二世又は青年當主を以て組織された任意社交親睦團體で、建前として營業上並に組合關係の問題等には觸れない。昭和五年の創立で會員は左記六氏、事務所は日本橋區馬喰町一ノ四平尾贊之輔氏方に置き、幹事は輪番制に依る。

- 伊東 榮氏 長瀬 富郎氏
- 小林 喜一氏 安藤福太郎氏
- 三輪善太郎氏 平尾贊之輔氏

晃 陽 會

晃陽商會製品を中心に、會員の親睦と共同販賣を目的として昭和六年六月六日創立。事務所は神田區東神田一八村上幾太郎氏方、會員三十名。役員如左。

- 村上幾太郎氏 武子金太郎氏
- 大内 重雄氏 大野木 傳氏
- 高橋 萬吉氏 福島 金次氏
- 松村 幸治氏 小關 精氏
- 田島 鐘三氏

京 濱 會

京濱繁華組合内有志の親睦機關として昭和二年創立。事務所を下谷區御徒町一ノ六審市商店方に置き、會員二十名。

小 間 物 部 會

東京組合に於ける小間物部役員及び有志を以て組織、會員相互の親睦と業界發達に資する事項を研究するを目的とする。事務所を東京組合内に置き、役員及び會員は左記十一名。

- 幹事長 宮本 庄七氏
- 會 計 森本 善七氏
- 會 員 岩谷 竹次氏
- 飛川源吉氏井上小四郎氏
- 天野利助氏荻村龜太郎氏
- 天野源七氏 三浦督治氏
- 森 留藏氏 鈴木新吉氏

互 驗 會

日本油脂株式會社の製品中オペラ、テニス等の各種洗濯石鹼の販賣機關として昭和九年一月創立。會員は左の五名

- 三 勇 商 店
- 井上義三郎商店
- 木下吉兵衛商店
- 日本油脂株式會社

五 三 會

東都石鹼界有志の親睦と研究を目的として昭和十二年八月創立。事務所を本所區江東橋三ノ九東京石鹼製造同業組合内に置き、會員十二名。世話人は保々誠次郎、竹井俊郎の兩氏。

互 進 會

東京組合の役員及び名譽顧問中の小間物業者を以て組織せる團體で、會員間の親睦交遊を目的とする。大正七年五月に創立され、事務所は東京組合内、會員は左の八氏

- 天野源七氏 天野利助氏
- 森本善七氏 宮本庄七氏
- 鈴木新吉氏 岩谷竹次氏
- 三浦督治氏 森 留藏氏

七 星 會

帝都に於ける有力石鹼業者の硬化油共同生産を目的として昭和十年七月創立。事務所を本所區江東橋三ノ九東京石鹼製造同

- 帝都に於ける有力石鹼業者の硬化油共同生産を目的として昭和十年七月創立。事務所を本所區江東橋三ノ九東京石鹼製造同

業組合内に置く。會員左記七名
代表者保々誠次郎氏
石井石鹼店氏 福島東洋舎氏
木内 石鹼氏 福島流光舎氏
相馬帝國社氏 芳誠 舎氏
ライオン石鹼株式會社氏

七 囉 會

京都に於ける化粧品荒物雜貨
問屋の團體である。

新進俱樂部

小間物化粧品及び裝身具類の
販賣、保險代理業及び金銭貸付
等、會員共同利益の擁護を目的
として昭和五年十月創立。同九
年十二月二十三日法人組織に改
め、株式會社とす。事務所を淺
草區雷門二ノ一高田眞氏方に
置き會員五十二名。役員如左。

- 取締役會長 島田 眞氏
取締役 志知宗三郎氏
取 締 役 渡邊竹次郎氏
取 締 役 坂卷 寛一氏
常務監査役 川端 一雄氏
監 査 役 桑原 啓造氏
同 松下 幸助氏

親 粧 會

化粧品、齒磨、石鹼製造本舗
の廣告部長又は同資格者を以て
昭和十二年五月創立。會員相互
の親睦と業界の發展に資するを
目的とし、毎月第二木曜日例
會開催。會務は月番幹事制、會
員は左記七氏。

- ウテナ 久保伸進氏
養生堂 白川慶三氏
クラブ 西郷徳男氏
ミツワ 吉田 穂氏
ライオン 平野次郎氏
ヘチマ 齊藤壬夫氏
花 王 井上 賢氏

時 好 會

服飾雜貨界の基調創案を目的
として結成、例年三越本店にそ
の作品展示會を開催す。會員十
五名。

す み れ 會

東京有力香料商中堅店員の融
和懇親を目的として昭和七年十
一月三日創立。毎年春秋二回に
旅行又は集會を行ひ、幹事はそ
の都度店名イロハ順にて向ふ半
ヶ年就任。會員は左記十名。

- 長谷川實太郎商店 長谷川豊氏
莊司勝雄氏
長谷川駒次郎商店 長谷川駒次郎氏
高砂香料會社 岡田金吉氏
會田政治商店
西野 嘉雄氏 佐藤信雄氏
齋藤 英三氏 竹内好一氏
小林鍵次郎商店 安藤末四郎氏

粧 友 會

東京商大出身業界關係者の親
睦機關として昭和十年四月六日
創立。事務所を業組合内に置き
現會員左記三十名。

- 伊東胡蝶園 三浦康司氏
金子益之助氏 栗飯原遠夫氏
玉置商店 段 重利氏
長瀬商會 長瀬篤郎氏
日下部榮喜氏 福島 聰氏
豊田達治氏
同 (在大阪)

- 森傳三郎氏 小林喜一氏
柳屋 本店 外池五郎三郎氏
丸見屋商店 土井誠之助氏
清水榮之助氏 阿川 勳氏
小林商店 神谷市太郎氏

竹村啓次郎氏
森江 有三氏
ライオン石鹼 小山 精一氏
同 平村正二郎氏
レイト美容院 櫻井 秀一氏
近源商店(在大阪)

菅野太郎左衛門氏
平尾贊平商店 板倉安兵衛氏
務台芳志男氏 母袋五六氏
中村公正氏(在大阪)

倉橋三平商店 酒井 秀三氏
杉山綱吉商店 杉山 利一氏
旭 電 化 小池 一郎氏
東京商報社 廣田 嘉一氏
同 鈴木 忠直氏

○粧 和 會

帝都卸業界の覺醒、現状打破
を目的として昭和十年十月二十
二日創立。會員左記八店。

- 井田兩國堂氏 武孝商店氏
大山勇次郎商店氏
芥田商店氏
脇田盛眞堂氏
田中花玉堂小賣店卸部氏
塚田合名會社氏
鈴木義明商店氏

○大東京オパール會

オパール石鹼及びシヤムプ
の販賣統制を目的として昭和十
年三月創立、事務所を本所區綠
町三ノ一二芳誠舎石鹼製造所内
に置く、會員八六名。幹事如左

- 理事 伊東 修吾氏
理事 三木 覺造氏
幹事 孫八氏和田友三郎氏
山浦 寛衣氏矢澤金之助氏
西澤 定氏金成 一郎氏
松田 誠員氏
○大東京クラブ共榮會
クラブ化粧品値段協定並び

に會員の共存共榮を圖る目的の
下に昭和四年四月三日、大東京
有力小賣商を以て結成。現在會
員約九千六百名に達し、事務所
は京橋區横町中山太陽堂支店內
に置く。

○大東京大洋會

クラブ化粧品卸値段協定並
びに業界の共存共榮を目的とす
る大東京卸商の團體で、設立は
昭和八年十二月十七日。會員は
三十名、常任委員如左。

- 桑原 啓造氏 神保文太郎氏
千本木彌八氏
○大日本ライト會
ライトインキ代理店及び特約
店の聯盟で、大正十四年二月五
日の設立。會員五十餘名、世話
役は本所區綠町三ノ一六篠崎イ
ンキ製造株式會社常務取締役篠
崎清三郎氏。

大日本油脂工場在 郷軍人分會

同社常務取締役伊藤英三氏を
會長に戴いて昭和十二年十一月
三日發會式舉行。

干 草 會

化粧品本舗十日會に屬する各
本舗中堅社員間の連絡、親善を
圖るを以て目的とし、昭和七年
四月二十八日創立。事務所を當
組合内に置き、會員十二名、贊
助員三名。幹事制にして二人三
ヶ月宛輪番之れに當る。

審(チヨ)友 會

篤實有志の親睦團體で會員二
十名、昭和四年の創立。事務所
は下谷區御徒町一ノ六、箸市商
店內

○ツバメ會

花王石鹼本舗長瀬商會の製品
たるツバメ石鹼の販路を市内に
擴め、小賣店に對する販賣に努
力すべく、販路制度の嚴守、現
定取引値段及び支拂期日の勵行
を圖るを目的として昭和八年五
月創立。會員は東都卸商十四名

○帝國護會

山崎帝國堂の護身製劑を中心
とする販賣團體にして、昭和六
年六月の設立。會員七百名、地
區は關東、東北、甲信越及び東
海道。

十 日 會

石鹼同業者間の親睦研究を目
的として創立されたもの。事務
所を本所區江東橋三ノ九東京石
鹼製造同業組合内に置く、會員
二十五名。幹事左記兩氏。

東京アイデアル會

アイデアル化粧品本舗の制定
せる理想網販組織に依り定價
販賣の嚴守と會員相互の結束を
計り、その利益の保護増進を目
的として大正十四年一月創立
事務所を同本舗内に置き、會員
數一千六百余名を算す。幹部如
左

- 幹事長 藤田 喜兵衛氏
副幹事長 佐々木榮次郎氏
常任幹事 染谷治兵衛氏
山岸米太郎氏 寺澤梅雄氏
秋山 三朗氏 菊池泰三氏
顧問 岡田 久吉氏
山崎 塊一氏 森惣兵衛氏
幹事 三十名(氏名省略)
東京お染會
お染椿美髮料の販賣値段を統

制し、卸賣業者相互の親睦と圓満なる發展を助長せしむる目的で昭和七年創立、事務所を淺草區柳橋二ノ一九井ノ内製油東京出張所内に置き會員二十五名。役員如左。

- 井ノ内親信氏 中林庄兵衛氏
- 大内 重雄氏 堀内 隆教氏
- 鈴木 信也氏

東京牙彫商交勵會

毎月一回會員の牙彫品を持ち寄つて品評會を開催、等級を定めて表彰する。大正三年四月一日の創立、會員五十六名。下谷區谷中天王寺一七に事務所を置く。役員如左。

- 會長 大橋 佐吉氏
- 副會長 大木 堅次氏
- 會計 池田 廣輔氏
- 副會長 堀田 春吉氏
- 幹事 田中 恒造氏 早馬芳春氏
- 辻田重雄氏 榎森榮次郎氏

東京牙彫商商品館

牙彫品の販賣を目的として昭和十一年七月一日創立。事務所を下谷區谷中天王寺町一七に置き會員十八名。擔當幹事如左。

- 青沼 百治氏 眞木 堅治氏
- 竹ノ家代三郎氏

東京藏前玩具問屋聯合會

淺草藏前通の小物玩具問屋を以て組織せられ、毎年春秋の二季に玩具見本市を開催。創立は昭和六年九月、加盟店十二店。

東京クローバー會

クローバ化粧品を推奨販賣し會員相互の親睦を計り、正價販賣を維持して正當なる利益を確

保する目的を以て昭和十一年六月十一日創立。事務所を日本橋區横山町七ノ一横山町ビル内に置く。會員三百五十七名。理事如左。

- 京橋區 五十嵐龜一郎氏
- 杉並區 南 丈 夫氏
- 深川區 三木 豐造氏
- 四谷區 鹽崎 吉太郎氏
- 品川區 鈴木 義明氏
- 下谷區 鈴木 孝一氏

東京化粧品協會

化粧品製造、卸、小賣三業者間の緊密なる聯携を保ち、業界改善の研究をなすを以てその目的とし、大正十四年十一月創立。事務所を日本橋區桶町一三に置く。會員三十四名。幹部如左。

- 理事 理事 松田幸治郎氏
- 理事 荻村武郎氏 原田久兵衛氏
- 理事 吉田達次氏 三野村金次郎氏
- 理事 森 昭悟氏 菊地三之助氏

東京化粧品工業會

東都業界に於ける化粧品製造中堅業者を以て結成されたる團體にして、事務所は本組合内、會員五十一名。役員如左。

- 會長 東野芳三郎氏
- 副會長 磯野 吉雄氏
- 同 中谷 辰藏氏
- 會計 飯塚芳二郎氏

東京化粧品本舖昭和會

東京に本店を有する化粧品本舖の有志を以て昭和五年五月三日結成。會員は左記九名、事務所を本組合内に置く。當任幹事

- 小林富次郎、平尾贊平の兩氏
- 伊東胡蝶園 井筒屋香油店
- 高橋東洋堂 長瀬 商會

丸見屋商店 小林 商店
安藤井筒堂 資 生 堂
平尾贊平商店
東京興鞋會

各本舖間の親睦協調、正價販賣統制實施、時事問題の研究善處、業界發展策への適應を目的として昭和十一年九月創立。現在は贅費節減、資源愛護運動を取入れ、會員十五名。事務所を京橋區築地一ノ一六ダイナー本舖内に置く。役員如左。

- ダイナー本舖 飯島歳雄氏
- テクノー本舖 隅野叙平氏
- レオン本舖 原敏三郎氏
- ユニーク本舖 山口剛生氏

東京小間物製造みの會

東京業界に於ける小間物製造業者の親睦と共存共榮を目的として昭和四年一月創立。事務所を淺草區淺草橋一ノ四、三浦督治商店方に置き會員五十一名。役員如左。

- 名譽顧問 伊藤 文一氏
- 會長 三浦 督治氏
- 副會長 吉川 喜三氏
- 會計主任 西脇 養吉氏
- 幹事長 日比野惠造氏

名譽顧問

- 山田 博茂氏 大橋正一氏
- 關口藤次郎氏 時田 湊氏
- 小田切榮一氏

東京小間物特殊品

東京組合に於ける小間物卸業者にして特殊品の協定販賣に參加せる有志の親睦と協力をするを目的として大正十五年十月創立。事務所を本組合内に置き、會員二十六名。役員如左。

- 卸商協同會
- 東京組合に於ける小間物卸業者にして特殊品の協定販賣に參加せる有志の親睦と協力をするを目的として大正十五年十月創立。事務所を本組合内に置き、會員二十六名。役員如左。

常任理事 天野 源七氏
森本 善七氏 鈴木新吉氏
東京ゴム同業組合
ゴム玩具協會

ゴム玩具卸商を以て大正十五年七月創立。業界の向上と親睦を計り、毎月競賣會又は交換會を開催して營業上の圓滑を期するを目的とする。事務所を日本橋區本町一ノ二東京ゴム同業組合内に置き、會員三十二名。役員如左。

- 會長 坂田善太郎
- 幹事 村田 義次氏
- 服部 文次氏 松木喜藏氏
- 清水久市氏 魚崎龜之助氏

東京敷島會

敷島香販賣機關として設立。現在會員左の八名。

- 森友商店氏 中村商店氏
- 下田嘉右衛門氏 三勇商店氏
- 木下商店氏 小森商店氏
- 黒田市之助商店氏 松澤商店氏

東京石鹼容器製造組合十日會

石鹼容器製造業者間の連絡協調を圖る親睦團體にして大正十二年二月の創立。事務所を淺草區淺草橋一ノ八井上小四郎氏方に置く。會員左記六氏。

- 會長 井上小四郎氏
- 副會長 森 留藏氏
- 會計 江ノ部宗一氏
- 幹事 勝野 磯吉氏

百瀬義之助氏 今西政雄氏

東京セルロイド普及會
國策に協力し、代用品としてのセルロイド普及を奨励する目的で淺草區淺草橋二ノ八に創設會員約五百。役員如左。

- 會長 栗橋定吉商店
- 幹事 鳥田新助商店

委員長 荻村龜太郎氏
副委員長 戸谷 佐治氏
常務委員 川上 進一氏
會計委員 木勢善之助氏
委員 石原力兵衛氏

沼田長治氏 鎌田 乙吉氏
田澤香松氏 津田 重次氏
永峯兼松氏 矢崎 包茂氏
藤本雅連氏 深見治三郎氏
古谷禮三氏 小林安次郎氏
海老原秀吉氏 櫻井廣直氏
結城鐵雄氏 黒田伊三郎氏

東京裝美會
會員の親睦と智識の向上、福利の増進と取引上の圓滑を計るを目的として昭和十一年二月五日創立。會員五十九名。事務所は淺草區淺草橋三ノ一〇東京藥物同業組合事務所。役員如左。

- 棍田久治郎氏 谷田賀良俱氏
- 溝口 萬吉氏 越村 曉久氏
- 後藤 清貞氏 若林 善治氏
- 在間朋次郎氏 藤田 貞一氏
- 荒木虎次郎氏 巽 重雄氏

東京月虎會

月虎印蚊取線香及び殺虫液の卸賣業者を以て大正十三年三月創立。本舖の定めたる販賣制度を厳守し別に定められたる東京月虎會の規定に基づき、本舖側より毎年度販賣實數に對する會員別積立金の交付を受け、以て會員相互の恒久的利益を確保するを目的とする。事務所は大阪市南區末吉橋二ノ三内外除虫菊會社内に置き會員八十六名。

- 會長 上山 薫氏
- 幹事 栗橋定吉商店
- 鳥田新助商店

役員如左。

東京養交會

會員相互の親善を旨とし併せて業界の隆盛發展に資するを目的として明治三十九年創立。事務所を淺草區淺草橋三ノ四一〇東京養物煙草具同業組合事務所内に置き、會員十二名。役員如左

- 會長 村山善兵衛氏
會計 村上健次氏
幹事 株式會社近藤東京店 福本福太郎氏

東京齒刷子雜貨卸商陸會

東京市及び同府下の卸業者を以て昭和八年二月創立。親睦と福利の増進を目的とし、會員三十三名。事務所は日本橋區堀留町一ノ七澤京治郎氏方に置く。役員如左。

- 會長 澤 京治郎氏
副會長 德永保之助氏
會計 富樫 九八氏
同 村上幾太郎氏
幹事 鳥飼 光三氏

東京髣油同業親油會

會員相互の福利増進と親睦を圖り、當業の發展向上を計るを以て目的とし、大正十三年九月創立。事務所を當組合内に置き會員左記十一名。幹事は月番制

- 井上太兵衛氏 井筒屋香油店氏
東野芳三郎氏 井田京榮堂氏
柳屋本店氏 千代田山岸商店氏
松浦商店 香粧品部氏

東京藥物業親交會

營業上共通の便益を計つて孤立の弊害を排除し、製作品の改良、販路の擴張を期するを目的として大正十三年十月創立。事務所を淺草區淺草橋三ノ四一〇田中與會一氏方に置く、會員百十三名。役員如左。

- 田中與會一氏 吉野 三郎氏
重田榮次郎氏 長谷川五郎氏
松井 鶴藏氏 池上慶次郎氏
向笠井 氏 荒井 福治氏
植松 杉造氏 横松 仁助氏
吉田初太郎氏 吉田安太郎氏
福野 昇氏 那須柳太郎氏
今井清次郎氏 野崎 實氏
小井正一郎氏 山田健之助氏

東京婦人美容協會

東京に於ける美容營業者の親睦及び技術の向上、技術家の養成を目的として大正十二年十二月創立。會員百三十名。事務所は赤坂區丹後町一。役員如左。

- 顧問 マリイ・ルウイズ
理事長 小口みち子
理事 千葉 益子氏
宮前千代氏 石原 玉枝氏
田中花子氏 小川 千代氏
川地しつか氏 小山扶美子氏
評議員 濫澤 みち氏
山本光子氏 武田 金代氏
八木澤薫氏 大野 榮子氏
大場靜子氏 鈴木たか子氏
蟹谷末子氏 堀江 隆子氏
北原應子氏 細野すゞ子氏
芝山みよか氏 吉行あぐり氏
木下さや子氏 岩崎たね子氏

東京二葉會

二葉美髮料を中心とする會員相互の親睦機關として昭和十一年十月創立。事務所を牛込區市ヶ谷田町一ノ三葵香内に置き、會員三百名。別に役員を設けず

- 東京刷子刷毛親交會
會員相互の親睦機關として昭和五年創立。事務所を本所區吾妻橋二ノ二に置き會員七十名。澤京治郎氏、名兒耶清松氏、白川末之助氏を幹部とす。
東京萬上會
萬上香の販賣機關として創立され、大阪市東區泉町石田慶賀堂内に事務所を置く。役員は日本橋區小網町駒木銀三郎氏及び木下七左衛門氏。
東京モンド會
モンド化粧品を協定價格にて販賣し毎年總會を開催して會員相互の利益と向上發展を計る目的を以て大正十三年八月創立。赤坂區溜池一四に事務所を置き會員七百五十名。別に役員を設けず。

東京ライオン會

ライオン齒磨並に齒刷牙を毎年金二千圓以上本舖より直接引取り販賣する卸業者を以て組織し、本舖の定めたる一切の販賣制度を遵守し會員相互の正當な利益を確保する目的を以て昭和六年三月十日創立。事務所を蒲田區東蒲田一丁目ライオン齒磨本舖小林商店内に置き、會員百八十名。役員如左。

- 理事長 田中吉兵衛氏
理事 石川善三郎氏
大山勇次郎氏 川野喜四郎氏
東京堂株式會社氏
玉置商店氏 武井孝次郎氏
塚田合名會社氏 中村茂八氏
宇野繼五郎氏 桑原啓造氏
井田幸八郎氏 松浦嘉七氏

東新會

東京小問物商同業組合後援の下に毎年春秋二回東京小問物裝身具養物雜貨見本市開催を目的として昭和七年三月創立。事務所を京橋區室町一ノ二ノ五、依田忠商店内に置く。會員左記五十名。役員如左。

- 鈴木代次郎氏 清水半三郎氏
谷澤 淑行氏
日本輸入香料統制會
輸入香料の統制を目的として昭和十三年十月二十二日創立。事務所を當組合内に置き、會員十七名。役員は如左。
理事長 高砂香料專務 堀内利器氏
副理事長 田村香料株式會社氏

東油互進會

會員の親睦と原料の共同購入を目的として大正十三年、在京煉油業者を以て創立、事務所を下谷下車坂町一ノ一齋藤泰三氏方に置き、會員左記四氏。

- 山本角太郎氏 朝井清輔氏
森本 嘉作氏 齋藤泰三氏
東揚明和會
メソウ化粧品共同販賣及び小問物粧裝用雜貨の共同購入を目的として昭和八年七月一日創立。事務所を下谷區二長町一八〇飯塚芳次郎氏方に置き、會員は左の八氏。

東粧聯盟ヨル力會

南榮化學工業株式會社のヨル力化粧品を纏る販賣機關にして、昭和十二年十二月七日の創立。會長は東京商事社長小柳朱一氏。

- 常務 飯塚芳次郎氏
會計 堀内 隆教氏
理事 岩本吉平氏 大野木 傳氏
白井康雄氏 宮澤榮太郎氏
志村光英氏 竝木 政勝氏
藤 睦 會
藤井三明商店關係の職方を以て組織する團體である。

ナトミ會

ナトミ美髮料の販賣と定價の實行を目的として昭和八年四月創立。淺草區千束町二ノ二九四谷澤商會方に事務所を置き、會員五十名。役員如左。

- 羽根田作兵衛本店 岡島善助
商店 吉村安太郎商店 吉澤
吉次郎商店 依田忠商店 野
澤屋商店 久保力松商店 山
口眞弘商店 光陽商店 新井
小三郎商店 澤京治郎商店
木村金三商店 三浦啓司商店
水野善治商店 森下長治郎商店

理事

曾田 政治氏 永 廣 堂氏

謙信 洋行氏 稻畑 香料店氏

〇ハリウッド會

全國並びに植民地に於けるハリウッド美容學校出身美容院主を以て昭和二年四月一日創立。會員約一千名。世話役牛山清人氏。

〇パケツ石鹼會

パケツ石鹼の販賣機關として昭和九年春、大東京一區一名合せて三十五名の會員を以て結成代表者は熊谷長左衛門氏。

ピント俱樂部

本組合員又はその關係者中の寫眞同好者の技術向上と相互親睦とを目的として昭和十三年四月十三日創立、事務所を當組合内に置く。會員は左記十五名。常任幹事

鈴木 將之氏 井田千谷氏
會 員 鈴木 堅一氏
森 正三氏 山梨 青齋氏
安藤 照氏 岩谷 竹風氏
天野源七氏 岡田 金吉氏
東野壽夫氏 平野 次郎氏
森田一郎氏 山岸徳治郎氏
牧 正雄氏 廣田 浩氏

風 姿 會

長坂商店の製品風姿化粧料の販賣に従ふ業者を以て結成せられたる團體。創立は昭和三年六月、事務所を日本橋區馬喰町三ノ二長坂商店内に置く。會員五十名。地區は關東一圓にして責任者は長坂泰藏氏及び三浦彌一郎氏。

二 葉 會

東都業界に於ける有力新進化粧品問屋の團體にして、大正七年の創立。毎月十五日例會を開く。會員は左記五名。

千本木彌八氏 川野喜四郎氏
葉滿田貴芳氏 中原久太郎氏
福島 都雄氏

〇平 和 會

まえだ椿油を中心とする販賣者の團體。創立は大正十五年五月一日、會員二十名、代表者前田爲一氏。

豐 富 會

會員相互の親睦、共存共榮と業界の刷新を目指し、東京府下に於ける左記有力小問物化粧品十一店を以て昭和十二年十一月結成、幹事長は大黒屋店主白井文吉氏。

吉祥寺大黒屋 芳町中村屋
芝中村屋 大井 中村屋
京橋渡邊小問物店蒲田常盤屋
蒲田つゞみや 淀橋井筒屋
高圓寺 ヨマツ小問物店
深川 山本香油店
芝 長尾小問物店

北 海 和 樂 路 會

業界北海道出張員を以て組織會員相互の親睦を圖り、營業上の連絡に資する目的を以て昭和十二年一月創立。事務所を東京組合内に置き、會員二十四名。役員如左。

岩崎徳三郎氏 小澤弘次氏
渡邊 茂幸氏 吉川周吉氏
ポソネット化粧料
はかり賣連鎖店會

昭和七年二月十一日創立、會員八十餘名、地區は關東、東北

北 陸 及 び 大 連

マルエ石鹼を中心とする販賣業者の團體にして創立は昭和七年九月一日。會員三十名、地區は東京全市。

ミツワ會

ミツワ石鹼サワ化粧料本舗丸見屋商店が毎月一、二回東西大劇場の觀劇客に、商品の實物宣傳を兼ねて劇場とタイアップして行ふ御土産附觀劇會。

茗 人 會

業界關係の園藝愛好者を以て組織された交遊團體で毎月一回二十二日に例會手合を開催。昭和十三年一月二十二日の創立、事務所は東京組合内。會員は左記九氏。

波多 海藏氏 新田宇一郎氏
小瀨 竹松氏 神谷市太郎氏
中山 豐三氏 秋山 直氏
安藤福太郎氏 廣田 嘉一氏
森江 有三氏

山之手荒友會

共同仕入及び共同販賣を目的とする帝都荒物業界の團體。昭和九年四月十日に結成され、會員は左記七氏。

長谷川岩治郎氏 大野峰藏氏
加藤 覺三氏 藤澤 良三氏
齋藤 彌八氏 木下 清吉氏
杉山藤次郎氏

友 粧 會

會員の和親協調及び營業の改良發達を圖り、相互の信用と福利増進に努め、必要に応じては共同の施設を爲す目的を以て昭和十三年四月一日創立。事務所を麻布區飯倉町五ノ二四相國屋

本店内に置き、會員十四名。役員如左。

理事長 熊澤 松次氏
常務理事 志村 邦造氏
高橋 鎌次氏 越川忠嗣氏
會計監督 越川 忠嗣氏
會 計 永田 利平氏
杉山 本店氏 日進堂氏

〇蘭 月 會

蘭月香を中心とする販賣機關で、昭和七年に創立。現在會員左の八氏。

小森 敬三氏 塚本 猶藏氏
草壁 竹藏氏 中造 金造氏
山岸 多一氏 二澤五五郎氏
中野 新作氏 笹村 未吉氏
柳生會

柳屋本店製造發賣特撰化粧品を協定價格にて販賣、相互の利益と信用の保護増進を目的として大正十四年七月十四日創立。事務所を日本橋區通二丁目同店内に置き現會員六百八十名。役員如左。

會 長 萩村 武郎氏
副會長 森 昭悟氏 淺野長次郎氏
會 計 伊澤 弘芳氏 鳥田宗亮氏
幹 事 石原鈴吉氏 加藤房五郎氏
濱田仁三郎氏 吉川元庸氏
渡邊竹次郎氏 高野末四氏
萱沼佐吾吉氏 松澤與八氏
吉田芳太郎氏 三森兼藏氏
尾澤 茂氏 平津竹松氏
宇津 四郎氏 島田 旭氏
木村 武治氏 須藤 榮氏
鹽崎 熊吉氏 關重五郎氏
顧問 松田幸治郎氏

菊地三之助氏 相談役

中村 信治氏 柳屋本店氏
〇レゴード後援會
昭和八年十一月二十五日、伊東温泉に開催のレゴード石鹼協議會を機として結成。舊合同油脂直轄の代理店區域一府十六縣を五部に分つ。

神 奈 川 縣

〇神奈川縣キネマ會
キネマ石鹼を中心に、會員の親睦、値段の協定を目的として大正十三年五月創立。事務所は横濱市磯子區丸山町四八五加藤安太郎氏方、會員三百名。幹部如左。

會 長 金子 一眞氏
副會長 霜田 七郎氏
同 細田利三郎氏
顧問 加藤安太郎氏
神奈川縣クラーヤ會

クラーヤ化粧品を中心に會員の親睦と福利を計る目的で昭和十三年十月七日創立。事務所を横濱市中區富士見町一ノ五細田利三郎商店方に置き、會員二百二十名。役員を設けず。

神奈川縣クローバー會

統制の強化を計り會員相互の利益確保を目的として昭和十二年十一月二十三日創立。事務所を横濱市中區宮川町三ノ七五霜田商店内に置き、會員二百五十名。役員如左。

會 長 高橋 一郎氏
副會長 鶴岡 庸氏 品川順一氏

幹事 福長 政吉氏

烟與三吉氏 高木榮之助氏 高橋俊平氏 鈴木 茂吉氏 德 謹也氏 伊勢屋商店氏

神奈川縣丹項會

會員の親睦と販賣増進を目的に昭和十一年九月結成。事務所は横濱市中區富士見町一ノ五細田利三郎商店方、會員百二十名役員を置かず。

神奈川縣月虎會

共存共榮の精神に則り、市場價格及び製品配給の統制を目的として昭和三年二月創立。事務所を横濱市中區扇町三ノ一二七丸共商會内に置く、會員三十三名。役員如左。

金子 一眞氏 細田利三郎氏 北山喜太郎氏

神奈川縣ナルビー會

統制販賣に依り會員の利益を確保増進する目的で昭和十三年二月十日創立。事務所は横濱市鶴見區鶴見町八三五佐脇商店内會員二百余名。役員如左。

吉村 商店 伊勢屋 商店 石井 熊吉氏 烟 興三吉氏 田中 義正氏 龜ヶ谷彦次氏 中林 藥局 櫻花小間物店 四ツ目屋小間物店高橋市郎氏 鶴岡仁 誠堂 森 藥局 家本 藥局 山室 慶三氏

神奈川縣モンド會

モンド化粧料の神奈川縣下販賣機關として昭和十三年八月八日創立。會員百二十名。事務所は横濱市中區富士見町一ノ五細田利三郎商店方。役員の定めなし。

神奈川縣柳生會

柳屋本店製造發賣の特撰化粧品の價格統制を圖り、會員相互の福利増進を期する目的を以て昭和九年三月十日創立。事務所を東京市日本橋區通二丁目同本店内に置く。會員二百名。役員如左。

會長 山室 慶三氏 副會長 橫澤 三郎氏 同 松永 貞郎氏

幹事

石井敬作氏 吉村 朔氏 石井熊吉氏 烟 興三吉氏 金成一郎氏 柿島仁太郎氏 金子吉藏氏 高橋 一郎氏 田中義正氏 遠藤 賢次氏 安達吉太氏 阿部房五郎氏 齋藤 昇氏 品川 順一氏 森 忠孝氏

神奈川縣ルーブ會

會員の親睦と販賣強化を目的として昭和十二年二月二十一日創立。會員百二十名、事務所は横濱市中區富士見町一ノ五細田利三郎商店方。役員の定めなし

神奈川縣ローリング會

ローリング化粧品の販賣機關として昭和十三年七月十三日創立。會員百二十名、事務所は横濱市中區富士見町一ノ五細田利三郎商店方。役員の定めなし。

神奈川縣商友會

共同仕入と會員の親睦を目的として昭和七年三月創立、事務所を横濱市神奈川區龜住町一五古牧與平商店内に置く。會員五名。役員は古牧與平氏及び山田鐵之助氏。

横濱アイデアル會

會員相互の福利増進を目的として昭和九年十二月十日創立。横濱市中區壽町二ノ一〇三金子屋本店に事務所を置き、會員二百五十名。役員如左。

田中 義正氏 山崎 定一氏 淡野 利逸氏 眞弓信太郎氏 廣井萬之助氏 烟 興三吉氏 西尾 嘉儀氏 石井 商店氏 大村 藥局氏 京屋 支店氏 永持 藥局氏 伊勢屋商店氏 横濱小間物化粧品店 横濱市内一流商店より成り、共同仕入と會員の親睦を圖る目的を以て明治四十五年創立。事務所は同市中區長者町八丁目加藤幸次郎氏方、會員十五名、幹事如左。

新 潟 縣

西尾 修二氏 淡野 利逸氏 田中 義正氏 加藤幸次郎氏 川島文次郎氏

新 津 町 小 間 物 同 志 會

共同購入、統制販賣、融資を目的とし昭和七年九月創立。事務所を新津町上山谷吉田氏方に置き、會員九名。幹部如左。

會長 吉田 徳次氏 會計 五十嵐重吉氏

富 山 縣

○變 陽 會
クラブ化粧品販賣問屋長越仙太郎商店を後援する目的を以て昭和七年一月創立。事務所を富山市梅澤町一二清水氏方に置く

會員九十名。役員如左。

會長 清水仲次郎氏 副會長 平山恒次郎氏 會計主任 柴田榮次郎氏 永田清藏氏 増田勝藏氏

粧 盟 會

昭和五年十月十七日の創立、小賣商組合盛隆の爲め有力者の協力を目的とす。事務所を富山市中教院前通平山氏方に置く、會員三十名。幹部如左。

會長 平山恒次郎氏 副會長 矢郷滋次郎氏 會計 關 中次郎氏

○富山お染會

井ノ内製油所製品を繞る團體にして昭和十年十月一日創立、事務所を富山市梅澤町一四一大久保氏方に置く、會員八名。幹部如左。

大久保喜之商店氏金山商店氏 松澤 商店氏 中川 商店氏 井ノ内製油所氏

富山市小間物卸商同志會

會員相互の親睦を圖る目的を以て毎月一回十五日に集合を催す。大正十年三月の創立、事務所を富山市西三番町二五成田氏方に置く。會員二十名。幹部は如左。

會長 成田松太郎氏 副會長 永森 徳平氏 理事 板倉治平氏 坂井竹次郎氏 水野榮次郎氏 櫻田憲治氏 大倉豐正氏 富山市商榮會

共同購入及び販賣統制を目的

として昭和十三年九月創立。事務所を富山市鍛冶町二〇板倉氏方に置き、會員六名。役員如左

板倉 治平氏 野上喜代一氏 田島屋商店氏

○高岡專門店會

小賣商店の改革發展を目的として昭和十二年七月二十五日創立。事務所を高岡市昭和通に置き、會員二十一名。役員如左。

理事長 井本 和平氏 常務理事 大野 惠吉氏

石 川 縣

梅鉢チエーン
金澤市に於ける雜貨、小間物化粧品業者有志の共同仕入及び相互交換を目的に昭和十年六月一日創立。事務所は金澤市長町川岸六六、會員八名。役員如左

理事長 上野 外吉氏 理事 松島 昇一氏 中川榮作氏

金澤市金屬同業會

業界の和合、共同利益の増進を目的とし、將來工業組合の設立を企圖する團體で昭和十二年八月二十五日創立。會員六十五名、事務所は金澤市尾張町六七向田氏方。幹部如左。

會長 向田 武吉氏 幹事 加賀孝源吉氏 同 山川 孝次氏 同 會計 川邊 太左氏

福 井 縣

福井粧友會
化粧品の共同仕入を目的とし

組合團體

て昭和十年十月創立。事務所を福井市松ヶ枝上町に置き、會員十五名。役員如左。

野坂甚吉氏 板倉末吉氏 朝倉喜平氏

有名化粧品、洗濯石鹼等の共同取扱を目的として昭和四年十一月一日創立。事務所を武生町蛭子麻生氏方に置き、代表者麻生已作氏。

武生、鯖江兩町を中心に近接三郡の有力化粧品店を以て結成

目的として昭和七年十一月創立事務所を武生町上田氏方に置き會員二十名。幹部如左。

幹事 上田宗治郎氏

幹事 黒田廣吉氏 齋藤磯次郎氏

化粧品、小間物、藥品、雑貨各商有力業者の懇親、共榮を目的として昭和九年二月八日創立事務所は福井縣武生町上田氏方に置く。役員如左。

會長會計 上田宗治郎氏 幹事 麻生 已作氏

静岡県

清水市十日會 毎月十日に會合、販賣價格の協定と實行を期する目的を以て昭和八年四月創立。事務所を清水市入江町一ノ九九に置き、會員六名。會長久保田勝五郎氏。富士郡アイデアル會 アイデアル化粧品販賣店の協

力機關として昭和十一年五月創立。事務所は吉原町二七一。會員左記九名。

渡邊 勇吉氏 小林 演氏 清 重藏氏 大森 省吾氏 小田 芳作氏 齋藤 才治氏 染瀬武三郎氏 飯川助五郎氏 法月 茂氏

愛知縣クラブ太陽會 愛知縣下のクラブ代理店及び卸問屋を以て組織せる懇親團體にして昭和十年四月創立。事務所を名古屋市中區白川町五ノ二七名古屋商報社内に置き、會員三十名。役員如左。

專務 伊藤東兵衛氏 事務 村瀬谷三郎商店氏 橫井 光義氏

業界革進を目的として昭和八年八月三日創立。事務所を名古屋市中區相生町一ノ五原錦粧堂内に置く、會員左記四名。

三河屋商店 原田 常吉氏 原 錦粧堂 原 顯則氏 ミコト石鹼製造所村瀬鐵雄氏 駒田商店 駒田 福男氏

小間物雜貨製造及び卸業者の海外輸出策研究並に親睦を目的として昭和三年五月創立。事務所を名古屋市中區矢場町一ノ切中島氏方に置き、會員十五名。

幹事 中島 敬祐氏 幹事 竹市 代吉氏 宮内良藏氏 上田孝助氏

合 計 鈴木鉦太郎氏 七五會 小間物卸業者の團體で商品見本市開催を目的とする。昭和三年の創立に係り、會員は左記八名。事務所は名古屋市中區末廣町二ノ二七。

石塚商店 桑山喜重郎商店 花木徳三郎商店 萬庄商店 尾關屋商店 味岡屋商店 成瀬慶吉商店 十三屋商店

七福會 化粧品の共同仕入を目的として昭和八年八月八日創立された名古屋市内小賣業者の有力團體にして、事務所を名古屋市中區東大曾根町三田屋商店内に置く會員は左記八氏、委員制にして月番事務擔當。

天野商店 名倉商店 坂口商店 杉立商店 高村本店 藤田商店 道木商店 三田屋商店

親和會 業界の向上及び親和を目的として大正八年創立。事務所を名古屋市中區末廣町二ノ二七に置き、會員十四名。役員は成瀬慶吾、伊藤誠彦、伊東米次郎の三氏。

十一日會 化粧品本舖及び代理店の懇親研究團體として昭和七年五月結成。事務所を名古屋市中區白川町五ノ二七名古屋商報社内に置き、會員左記九氏。

本舖側 ライオン、レイト、クラブ 資生堂、カガシ、葵香本店 代理店側

中東商店、村瀬谷三郎商店 加藤化粧品部

十二日會 名古屋小間物化粧品商報社常務理事の清交機關として昭和五年十月、同社内に創立。會員は左記七氏。

森本 善七氏 村上庄造氏 馬淵 源六氏 森 庄助氏 伊藤東兵衛氏 近藤誠宏氏 緒川禎太郎氏

粧業俱樂部 名古屋小賣業界の社交機關として中部化粧品小賣商報社により昭和十年五月創立。事務所は名古屋市中區赤門通。

粧興會 名古屋市内化粧品小賣の最低價格協定の實行を目的として昭和十一年八月、市内有力小賣業者に依つて創立。事務所を名古屋市中區赤門通粧業俱樂部内に置き、會員左記十四氏。幹事は當番制。

後藤庄太郎氏 加藤京治郎氏 半谷久四郎氏 覺前 醜一氏 名倉 靜一氏 覺前勇兵衛氏 坂 操氏 櫻井 千一氏 河野 賢氏 佐藤 統一氏 山森 康光氏 加藤 武雄氏 大川 初義氏 片野 文之氏

花王石鹼の取引改善・協定價格守を目的とし、名古屋市内同石鹼販賣店により昭和十三年十一月十六日創立。

大名古屋共榮クラブ會 名古屋市内化粧品價格協定並に會員相互の福利増進を目的として大正十五年創立。事務所を名古屋市中區赤門通粧業俱樂部内に置き、會員二千三百餘名。役員如左。

會長 小栗 作造氏 副會長 半谷久四郎氏 同 藤田彌雄吉氏 顧問 後藤庄太郎氏 早川徳三郎氏 加藤京治郎氏 井上祐三郎氏 中京マベ會

マベ化粧品代理店の懇親を目的として昭和十二年一月創立。名古屋市中區白川町五ノ二七名古屋商報社内に事務所を置く、會員左記五名。

水谷友吉商店 水谷藤助商店 龜屋商店 雙葉屋商店 原 錦 粧堂

中京柳會 東京柳屋本店製品代理店の懇親機關として昭和十二年三月創立。事務所を名古屋市中區白川町五ノ二七名古屋商報社内に置き、會員は左記五氏。

水谷友吉商店 龜屋商店 水谷藤助商店 雙葉屋商店 原 錦 粧堂

中京金鳥會 大日本除蟲菊株式會社の滋養岐阜、愛知、三重、靜岡五縣下代理店を以て結成、相互の利益確保を目的として昭和九年一月創立。事務所を名古屋市中區花園町五伊藤伊三郎商店方に置き會員七十名。役員如左。

伊藤伊三郎氏 飯田 鉦吉氏 橫井 政一氏 内田才一郎氏 平野助次郎氏 中部ライオン會

ライオン蚊取線香本舖の後援

團體にして昭和十一年十二月創立。會員百餘名。役員は長谷川清氏及び吉田繁重氏。

丸上梳櫛を中心に會員の和親協力、製品の改善を目的として創立され、會員十名。事務所を名古屋市中區末廣町一ノ二二伊勢庄商店内に置く。役員如左。

會長 松村喜三郎氏
幹事長 小林善太郎氏

販賣、配給、本舖三者の公平なる利益確保及び複雑なる取引の改正を目的として昭和十年九月創立。事務所を名古屋市中區東陽町五ノ一八駒田商會内に置き、會員百五十名。役員如左。

會長 駒田 福男氏
顧問 晝間 成忠氏

常任幹事 三田八之助氏 坂口大次郎氏 杉立藤三氏 高村 一郎氏 天野登志辰氏 藤田彌雄吉氏

名古屋エデン會 エデン化粧品、スローン化粧品、の販賣團體で、會員の福利増進と親睦を目的とし昭和十一年四月創立。事務所を名古屋市中村區則武町長茂、永田美香園配給所内に置き、會員百三十名。幹部如左。

會長 後藤庄太郎氏
副會長 加藤京治郎氏
會計 半谷久四郎氏
常任幹事 石原徳三郎氏 高木光太郎氏 鏡味商店氏 服部 誠一氏

大島椿油本舖の後援團體にし

組合團體

て昭和十二年二月の創立。事務所を名古屋市中區大池町一丁目に置く。會員八十名。役員なし

名古屋クロバール會

クロバール化粧品名古屋市内販賣店を以て組織し、會員の利益確保並に親睦を目的として昭和十三年六月一日創立。事務所を名古屋市中區東陽町五ノ一八クロバール化粧品名古屋配給所内に置き、會員百七十名。役員如左

會長 半谷久四郎氏
副會長 名倉 靜一氏

顧問 天野登志辰氏 後藤庄太郎氏

常任幹事 十餘名(氏名略) 加藤京治郎氏 小西作造氏

名古屋化粧品小賣商業組合結成同盟會

名古屋化粧品統制聯盟の運動と併行して無統制化粧品二十一種類の價格協定運動を開始、近く公認商業組合を結成すべく、昭和十三年四月二十三日創立。事務所を中區赤門通粧榮俱樂部内に置く。役員如左。

會長 後藤庄太郎氏
副會長 加藤京治郎氏 小栗 作造氏

會計 伊藤銀四郎氏 石原徳三郎氏 早川徳三郎氏 井上祐三郎氏

名古屋化粧品工業會

昭和十三年五月創立。會長は河合喜三郎氏。

名古屋化粧品統制聯盟會

優良化粧品の統制販賣を目的として昭和九年三月二十三日創立。事務所を名古屋市中區赤門

通粧榮俱樂部内に置き、會員五百餘名。役員如左。

會長 後藤庄太郎氏
副會長 小栗 作造氏
同 名倉 靜一氏

幹事長 加藤京治郎氏
同 片野 文之氏 覺前醜一氏 藤田彌雄吉氏 佐藤統一氏 天野登志辰氏 河野 賢氏

書記長 山森 康光氏
顧問 宇川徳三郎氏 井上祐三郎氏

名古屋袋物卸商組合

組合發展向上に資する業界時事問題の研究、其の他を目的として昭和三年四月結成。事務所を名古屋市中區白川町五ノ二七名古屋商報社内に置き、會員二十名。役員見本如下。

名古屋見本市協會

商品見本及び現品を展示して當業者を招待し、取引の増進と改善に資する目的により昭和二年二月創立。會員は第一部機物第二部文具、第三部雜貨より成り會員數約百。名古屋商工會議所内に事務所を置く。役員如左

顧問 田中廣太郎氏 大岩勇夫氏 豐田利三郎氏 高松定一氏
會長 青木鎌太郎氏
理事長 淺野 甚七氏
副理事長 伊藤 常七氏 同 黒田 忠讓氏

名古屋明色會

明色化粧品品の販賣値段協定を目的として昭和十二年九月二十七日創立。名古屋市中區赤門通

粧榮俱樂部内に事務所を置き、會員二十五名。役員は粧興會及び七福會々員十二名、事務擔任は中部化粧品商報社山森康光氏

名古屋陽成會

大阪中野陽成會出身者の組織する報恩並に親睦の機關として昭和十年十一月二十一日創立。事務所を名古屋市中區赤門通粧榮俱樂部内に置く。會員如左。

名譽會長 中野半平氏
顧問 山森康光氏 鈴木久義氏

會長 河合 和夫氏 後藤鉦吉氏
副幹事長 加藤善一氏
幹事 加古八郎氏 伊藤善弉氏

二日會

名古屋市内に於ける化粧品石鹼香油等の純製造者有志を以て昭和八年十一月創立、懇親を目的とす。事務所を名古屋市中區白川町五ノ二七名古屋商報社内に置き、會員は左記八氏。

伊藤 貞七氏 伊藤 錠助氏 河谷喜三郎氏 近藤 誠宏氏 梶川 喜吾氏 村瀬霜三郎氏 寺島豐次郎氏 森 庄助氏

丙辰會

名古屋に於ける組紐業者中の原料、工業及業者を以て組織せる團體で毎年春秋二回に懇親會開催。大正五年二月の創立で會員十一名、事務所を名古屋市中區末廣町一ノ一五に置き、宇佐美政次郎氏を代表者とす。

名商會

名古屋市内化粧品小賣業者の共同仕入機關として昭和三年一月創立。事務所を幹事宅に置き

會員十三名。當番幹事如左 石原徳三郎氏 天野龍彦氏

名粧會

化粧品の普及發達を助成する研究親睦團體として昭和九年創立。事務所を名古屋市中區川端町名古屋新聞社内置き、會員八名。役員は伊藤東兵衛、須江康人の兩氏。

三遠共榮クラブ會

陽級クラブ販賣系統を實際化する目的で大正十五年十一月創立。事務所を豊橋市花田町字西宿四九坂田屋總本店内に置き、會員五百七十名。幹部如左。

會長 坂田市三郎氏
副會長 近藤 邑二氏
會計 加藤 新吉氏

〇三遠化粧品石鹼卸業平和會

業界の推移その他各般の研究會開催を目的として大正十五年十一月十五日創立。事務所を豊橋市花田町西宿四九坂田屋總本店内に置く。會員八十八名。會長坂田市三郎氏。その他幹事八名。

〇豐橋化粧品小間物卸商懇親會

昭和七年二月二十七日創立、會員十名、事務所は豊橋市花田町夾間六九豐橋化粧品小間物商報社内。幹部は加藤新吉、渡邊菊太郎の兩氏。

〇岡崎ミコト會

名古屋市中區石鹼本舖製品の岡崎市に於ける販賣機關として昭和十年三月十八日創立。事務所を名古屋市中區熱田區熱田傳馬町村瀨鐵雄氏方に置く。會員二

十名(無役員)。

三重縣

三日會

神都小間物化粧品組合員中の純化粧品商を以て昭和十年二月結成、毎月一回懇談會を開催して相互の親睦を計るを目的とする。事務所を宇治山田市會彌町一七三に置き、會員八名。月番幹事制とす。

四日市化粧品統制聯盟會

販賣協定による濫賣の防止、特撰化粧品組合員への配給並に營業上の研究、調査を目的として昭和十一年五月創立。事務所を四日市市立町二四〇ノ一に置き、會員九名。役員如左。
佐倉 孝一氏 岡田惣一氏 小林庄太郎氏

岐阜縣

岐阜大洋會

クラブ化粧品代理店の親睦機關として大正十三年五月創立。事務所を岐阜市白木町岐阜縣クラブ販賣會社内に置き、會員は左記六氏。

- 西松金次郎氏 棚橋幸太郎氏
- 清水 岩吉氏 後藤久次郎氏
- 長谷川豊一氏 和田辰次郎氏

互盟會

岐阜市に於ける化粧品卸商の親睦機關として明治三十六年十月一日創立。事務所を岐阜市元町一丁目棚橋氏方に置き、會員左記五氏。

- 棚橋幸太郎氏 清水 岩吉氏

西松金次郎氏 和田辰次郎氏
早川悦治郎氏

七福會

有名化粧品統制販賣と會員の親睦を目的として昭和十二年七月十七日創立。事務所を岐阜市柳ヶ瀬町四丁目百助商店方に置き、會員左記九名。

- 長谷川豊一郎氏 永田末吉氏
- 田中宗四郎氏 林 政一氏
- 増田芳太郎氏 葛西利武氏
- 宮下慶次郎氏 名和 充氏
- 服部喜兵衛氏

盟友會

岐阜市に於ける化粧品小間物業者の親睦機關として大正五年創立。事務所を岐阜市柳ヶ瀬町四丁目百助商店方に置き、會員は左記五氏。

- 西松金次郎氏 清水 岩吉氏
- 後藤久次郎氏 長谷川豊市氏
- 宇野 勘助氏

大垣共榮クラブ會

クラブ化粧品の値段統制並に販賣制度維持の目的を以て昭和四年十月十一日創立。事務所を大垣市中町山田美三郎氏方に置き、會員百四十餘名。

大垣化粧品統制販賣聯盟會

販賣價格の協定により製販相互の發展を目的として昭和十年十月二十日創立。事務所を大垣商工會議所内に置き、會員百二十名。役員如左。

- 會長 日比 甚市氏
- 副會長 石川 忠彌氏
- 同 北村 賢一氏
- 顧問 村上 亮三氏
- 名和清助氏 山田美三郎氏

幹事 十五名(氏名略)

大粧會

本舖に於て販賣統制を行ひ得る一流化粧品取扱ひを目的として、大垣有力化粧品店十氏を以て昭和十三年一月十七日創立。事務所を大垣市俵町三十一六日比甚市氏方に置き、役員如左。

- 會長 日比 甚市氏
- 理事 名和清一氏 林 順吉氏
- 高山陸會

相互の親睦及び共同仕入を目的として大正十一年十月十一日創立。事務所は高山市安川通天○や商店内、會員左記四氏。
瓜田米吉氏 杉山久次郎氏
山下 齊氏 下出 佐吉氏

濫賣防止と同業者の親睦を目的として昭和三年一月創立。事務所を美濃町篠田氏方に置き、會員十六名。役員如左。

- 篠田 忠氏 丸茂増次郎氏
- 岩見駒次郎氏 加藤五三郎氏
- 渡邊浪三郎氏

多治見小間物化粧品商會員相互の親睦と組合協定値段の實行を目的として昭和七年四月十日創立。事務所を多治見町南新町に置き、會員六十五名。役員如左。

- 理事 下廣助太郎氏
- 栗田正之氏 尾藤 茂松氏
- 大村紋治氏 若尾 徳義氏
- 大津公粧會

親睦と價格協定を目的として昭和三年五月創立。事務所を大津市上榮町松村氏方に置き、會員十五名。役員如左。

津市上榮町松村氏方に置き、會員十五名。役員如左。

- 會長 松村留次郎氏
- 副會長 西川安太郎氏
- 同 大谷儀次郎氏

大津協粧會

大津粧業界の卸、小賣協調機關として昭和二年創立。事務所を大津市元會所町橋商店内に置き、會員十名。幹事半期毎に交代、二名宛。

滋賀縣オカツブ聯盟會

オカツブ美粧料の推獎販賣、及び會員相互の福利増進を目的として昭和十二年三月一日創立。大津市丸屋町西川商店内に事務所を置く、會員四十六名。役員如左。

- 會長 大村重三郎氏
- 副會長 西村新次郎氏
- 役員 林 逸郎氏
- 飯田善四郎氏 大野清三氏
- 川部甚五郎氏 佐野末吉氏

滋賀縣クラブ大洋會

クラブ新陽級制度による滋賀縣下代理店の親睦と販賣統制の機關として昭和六年創立。事務所を大津市元會所町二橋商店方に置き、會員十名。會長は橋金治氏。

淡好會

共同仕入及び販賣擴張を目的として昭和五年五月創立。事務所を大津市上榮町松村商店方に置き、會員十名。役員如左。

- 松村留次郎氏 吉村儀三郎氏
- 大谷淺次郎氏 飯田善四郎氏
- 吉川秀太郎氏 大村重次郎氏

京都府

○鴨浜花椿會

平安花椿會と同趣旨の下に昭和十一年、婦人のみを以て組織事務所を京都市蘇屋町五條上ル資生堂京都販賣會社内に置く、會員十名。

京粧會

京都化粧品卸業界の團體にして創立は大正十三年。共同仕入を目的とし、事務所を京都市下京區油小路六條上ル橋商店方に置く。會員二十名。役員如左。

- 會長 橋 金治氏
- 役員 佐藤榮次郎氏 酒井久嗣氏
- 城內彌太郎氏 植村商店氏

○京粧會

小賣業者の協調、値段協定實施を目的として昭和十二年一月十日創立。事務所を京都市下京區東洞院通五條上ル深草町五九京都商報社内に置く。會員五條河東の有力小賣店八木、大塚東辻、龍池、中野、山田、佐藤の七商店。幹事輪番制。

○京都安住會

安住大藥房製品の値段協定、會員相互の親睦連絡を計るを目的として昭和七年創立。事務所を京都市中京區錦小路高倉西、清水荒物店內に置く。會員十六名。幹部如左。

- 會長 清水荒物店氏
- 幹事 大忠商店氏 田中庄兵衛商店氏
- 植村商店氏 横山商店氏

京都オカワプ美粧聯盟會

オカワプ美粧聯盟店の親睦と
共同利益確保の團體で昭和十三年
二月十日創立。事務所を同市
五條壬生川西入酒井香福堂内に
置き、會員七十八名。役員如左
會長 藤田 末市氏
副會長 佐藤 政一氏

京都共榮クラブ會

クア化粧品品の値段統制、利
益擁護を目的として大正十一年
創立。事務所を京都市五條通大
和大路西入中野氏方に置く、會
員約一千名。役員如左。
會長 中野 忠八氏
副會長 大原 伴吉氏

京都クロバール會

共盟組織によるクロバール製品
の販賣機關として昭和十三年三
月創立。事務所は京都市下京區
河原町五條上ルクロバール京都配
給所内で、會員百名。役員如左
會長 藤田 末市氏
副會長 佐藤 政一氏

京都小賣商聯盟會

小賣業並に商店街の改善振興
を圖るを目的として昭和十二年
五月十日創立。事務所を京都市
烏丸二條上ル京都商工會議所内
に置く、役員如左。
會長 府知事 鈴木敬一氏
副會長 府經濟部長外山福男氏
同市助役 石川芳太郎氏
同會議所副會頭竹上藤次郎氏
常任理事 森 佐二郎氏
小泉 涉氏 森口 繁治氏
城山吉五郎氏 木村安治郎氏
京都互展會

京都互展會

百貨店並に小賣商の協力に依
り化粧品小賣正價の協定を圖る

を目的とし、昭和四年七月二十
三日創立。事務所を京都市新京
極藤田化粧品店內に置き、會員
八名。常任幹事は大丸化粧品部
氏及び藤田末市氏。
京都粧和會
京都小賣業界の統制と明朗化
を計り、相互の信用と利益を確
保する目的を以て昭和十二年九
月二十日創立。事務所を京都市
東洞院五條上ル京都商報社内に
置き、會員百二十名。幹部如左
幹事長 梅澤 禧一氏
會計幹事 藤田 末市氏
同 佐藤 政一氏
常任幹事 十五名(氏名略)

京都粧和會

京都小賣業界の統制と明朗化
を計り、相互の信用と利益を確
保する目的を以て昭和十二年九
月二十日創立。事務所を京都市
東洞院五條上ル京都商報社内に
置き、會員百二十名。幹部如左
幹事長 梅澤 禧一氏
會計幹事 藤田 末市氏
同 佐藤 政一氏
常任幹事 十五名(氏名略)

京都粧和會

京都粧和會と配給側との協力
機關として昭和十二年十二月六
日結成。
京都双美會
近畿クラブ、セールのスマン、
スクール卒業生京都在住者を以
て昭和十二年八月十二日創立。
クラブ製品の販賣擴充、價格維
持の徹底化を圖り、併せて卒業
生相互の親睦を計るを目的とし
る。事務所を京都市下京區寺町
通佛光寺上ル京都第一商店内に
置く。會員十五名(内一名出征
中)、役員如左。
大綱 康之氏 梅澤禧一氏
大八木房次郎氏 川口九市氏
京都同志聯盟
京都市内の化粧品石鹼小間物
荒物薰香絲綿紙藥種等日用雜貨
卸業者の共同機關として昭和十
一年十月一日創立。事務所を京
都市河原町五條上ル山川氏方に
置く、會員十七名。幹部如左。

京都同志聯盟

京都市内の化粧品石鹼小間物
荒物薰香絲綿紙藥種等日用雜貨
卸業者の共同機關として昭和十
一年十月一日創立。事務所を京
都市河原町五條上ル山川氏方に
置く、會員十七名。幹部如左。

京都同志聯盟

京都市内の化粧品石鹼小間物
荒物薰香絲綿紙藥種等日用雜貨
卸業者の共同機關として昭和十
一年十月一日創立。事務所を京
都市河原町五條上ル山川氏方に
置く、會員十七名。幹部如左。

京都同志聯盟

京都市内の化粧品石鹼小間物
荒物薰香絲綿紙藥種等日用雜貨
卸業者の共同機關として昭和十
一年十月一日創立。事務所を京
都市河原町五條上ル山川氏方に
置く、會員十七名。幹部如左。

幹事長(代行) 山川太一郎氏

會 計 藤井伊三郎氏 西村勝次郎氏
○京都太平洋會
クラブ化粧品取扱卸業者の聯
盟として大正十三年創立。事務
所を京都市油小路六條上ル橋氏
方に置く、會員三十二名。幹部
如左。
理事長兼會計 橋 金治氏
理事 桑名與太郎氏
藤田善之助氏 佐藤榮治郎氏
京 燐 會
會員相互の親睦、繁榮を目的
として大正十二年二月創立。事
務所を京都市七條新町西入河合
商店方に置く。會員左記十二氏
河合さく氏 小田恒利三郎氏
小野音枝氏 上田辻右衛門氏
和田勝二郎氏 井 碩 みさ氏
岡島善二郎氏 淺井宗二郎氏
淺野 初藏氏 森本 禮三氏
駿河正太郎氏 田邊 傳氏

五條商品市協會

五條烏丸より東、河原町に至
る雜貨、小間物、化粧品、鹿ノ
子絞卸商を網羅して昭和七年五
月創立。春秋二回の商品市開催
を目的とし、會員三十三名。事
務所を京都市東洞院五條上ル深
草町に置く。役員如左。
會長 松尾 喜七氏
會計 今西與兵衛氏
同 種田茂兵衛氏

進 粧 會

京都化粧品卸業界の少壯有志
を以て昭和十一年三月三日創立
とす。同市下京區東洞院五條上
ル京都小間物化粧品卸商同業組

美顔京美會

明色、美顔化粧品販賣卸業と
有力小賣店との聯繫機關にして
本舖後援の下に大正十三年創立
事務所を京都市油小路六條上ル
橋商店に置く、會員五十名。會
長橋金治氏。

平安花樺會

會員相互の福利増進、チエー
ンの發展合理化を目的として、
昭和十年十一月十一日創立。事
務所を京都市鉄屋町五條上ル資
生堂京都販賣會社内に置く、會
員四十名。幹部如左。
幹 事 西村慶次郎氏 濱田茂三郎氏

西村慶次郎氏

西村慶次郎氏 濱田茂三郎氏

合内に事務所を置き、會員左記

九氏。役員は輪番制に依り二ヶ
月交代とす。
鈴木 富三氏 福井 常夫氏
橋 彦二氏 望月 淳介氏
藤田 末市氏 三谷 秋男氏
田畑 邦夫氏 佐藤 政一氏
植村長三郎氏
○生 化 會
生化学發賣化粧品取扱小賣
店の統制機關として昭和十一年
五月創立。事務所を京都市油小
路六條上ル橋商店内に置く、會
員百五十名。

○招商會見本市協會

オール雜貨吳服を含む一商一
店主義の具本市を中心とする團
體にして、春秋二回見本市を開
く。昭和五年創立、事務所を京
都市烏丸二條上ル京都商工會議
所内に置く。會員十七名、役員
如左。
會長 今西與兵衛氏
會計 信江 商店氏

○美顔京美會

明色、美顔化粧品販賣卸業と
有力小賣店との聯繫機關にして
本舖後援の下に大正十三年創立
事務所を京都市油小路六條上ル
橋商店に置く、會員五十名。會
長橋金治氏。

平安花樺會

會員相互の福利増進、チエー
ンの發展合理化を目的として、
昭和十年十一月十一日創立。事
務所を京都市鉄屋町五條上ル資
生堂京都販賣會社内に置く、會
員四十名。幹部如左。
幹 事 西村慶次郎氏 濱田茂三郎氏

西村慶次郎氏

西村慶次郎氏 濱田茂三郎氏

西村慶次郎氏

西村慶次郎氏 濱田茂三郎氏

大阪糸物十六會(トウロウ)

大阪絲物業者の取引機關とし
て大正十年一月創立。事務所を
大阪市東區久寶寺町二ノ四四大
阪小間物卸商同業組合内に置き
會員二十名。會長は酒井芳兵衛
氏。
○大阪董親會
皮革取引の正確改善を目的と
して昭和七年八月創立。事務所
を大阪市浪速區勘助町一ノ二七
に置く、會員二十名。會長中林
卯三郎氏。
大阪化粧品工業會
大阪化粧品同業組合中の化粧
品製造中堅業者を以て組織し、
會員の親睦並に知識啓蒙と和信
協同、製品の向上並に研究等製
造業者の福祉増進を計るを以て
目的とす。事務所を大阪市東區
博勢町二ノ五大阪化粧品同業組
合内に置く、會員四十五名、役
員如左。
理事長 高野勝三郎氏
副理事長 西村 卓二氏
同會計 神崎 義臣氏
大阪化粧品本舖粧富會
本舖相互の懇親と向上發展を
目的として昭和十二年五月創立
事務所を大阪市東區博勢町二ノ
五大阪化粧品同業組合内に置く、
會員十四名。月番交代幹事制に
して常任世話役を石川組合書記

大阪糸物十六會(トウロウ)

大阪絲物業者の取引機關とし
て大正十年一月創立。事務所を
大阪市東區久寶寺町二ノ四四大
阪小間物卸商同業組合内に置き
會員二十名。會長は酒井芳兵衛
氏。
○大阪董親會
皮革取引の正確改善を目的と
して昭和七年八月創立。事務所
を大阪市浪速區勘助町一ノ二七
に置く、會員二十名。會長中林
卯三郎氏。
大阪化粧品工業會
大阪化粧品同業組合中の化粧
品製造中堅業者を以て組織し、
會員の親睦並に知識啓蒙と和信
協同、製品の向上並に研究等製
造業者の福祉増進を計るを以て
目的とす。事務所を大阪市東區
博勢町二ノ五大阪化粧品同業組
合内に置く、會員四十五名、役
員如左。
理事長 高野勝三郎氏
副理事長 西村 卓二氏
同會計 神崎 義臣氏
大阪化粧品本舖粧富會
本舖相互の懇親と向上發展を
目的として昭和十二年五月創立
事務所を大阪市東區博勢町二ノ
五大阪化粧品同業組合内に置く、
會員十四名。月番交代幹事制に
して常任世話役を石川組合書記

大阪糸物十六會(トウロウ)

大阪絲物業者の取引機關とし
て大正十年一月創立。事務所を
大阪市東區久寶寺町二ノ四四大
阪小間物卸商同業組合内に置き
會員二十名。會長は酒井芳兵衛
氏。
○大阪董親會
皮革取引の正確改善を目的と
して昭和七年八月創立。事務所
を大阪市浪速區勘助町一ノ二七
に置く、會員二十名。會長中林
卯三郎氏。
大阪化粧品工業會
大阪化粧品同業組合中の化粧
品製造中堅業者を以て組織し、
會員の親睦並に知識啓蒙と和信
協同、製品の向上並に研究等製
造業者の福祉増進を計るを以て
目的とす。事務所を大阪市東區
博勢町二ノ五大阪化粧品同業組
合内に置く、會員四十五名、役
員如左。
理事長 高野勝三郎氏
副理事長 西村 卓二氏
同會計 神崎 義臣氏
大阪化粧品本舖粧富會
本舖相互の懇親と向上發展を
目的として昭和十二年五月創立
事務所を大阪市東區博勢町二ノ
五大阪化粧品同業組合内に置く、
會員十四名。月番交代幹事制に
して常任世話役を石川組合書記

大阪糸物十六會(トウロウ)

大阪絲物業者の取引機關とし
て大正十年一月創立。事務所を
大阪市東區久寶寺町二ノ四四大
阪小間物卸商同業組合内に置き
會員二十名。會長は酒井芳兵衛
氏。
○大阪董親會
皮革取引の正確改善を目的と
して昭和七年八月創立。事務所
を大阪市浪速區勘助町一ノ二七
に置く、會員二十名。會長中林
卯三郎氏。
大阪化粧品工業會
大阪化粧品同業組合中の化粧
品製造中堅業者を以て組織し、
會員の親睦並に知識啓蒙と和信
協同、製品の向上並に研究等製
造業者の福祉増進を計るを以て
目的とす。事務所を大阪市東區
博勢町二ノ五大阪化粧品同業組
合内に置く、會員四十五名、役
員如左。
理事長 高野勝三郎氏
副理事長 西村 卓二氏
同會計 神崎 義臣氏
大阪化粧品本舖粧富會
本舖相互の懇親と向上發展を
目的として昭和十二年五月創立
事務所を大阪市東區博勢町二ノ
五大阪化粧品同業組合内に置く、
會員十四名。月番交代幹事制に
して常任世話役を石川組合書記

大阪糸物十六會(トウロウ)

大阪絲物業者の取引機關とし
て大正十年一月創立。事務所を
大阪市東區久寶寺町二ノ四四大
阪小間物卸商同業組合内に置き
會員二十名。會長は酒井芳兵衛
氏。
○大阪董親會
皮革取引の正確改善を目的と
して昭和七年八月創立。事務所
を大阪市浪速區勘助町一ノ二七
に置く、會員二十名。會長中林
卯三郎氏。
大阪化粧品工業會
大阪化粧品同業組合中の化粧
品製造中堅業者を以て組織し、
會員の親睦並に知識啓蒙と和信
協同、製品の向上並に研究等製
造業者の福祉増進を計るを以て
目的とす。事務所を大阪市東區
博勢町二ノ五大阪化粧品同業組
合内に置く、會員四十五名、役
員如左。
理事長 高野勝三郎氏
副理事長 西村 卓二氏
同會計 神崎 義臣氏
大阪化粧品本舖粧富會
本舖相互の懇親と向上發展を
目的として昭和十二年五月創立
事務所を大阪市東區博勢町二ノ
五大阪化粧品同業組合内に置く、
會員十四名。月番交代幹事制に
して常任世話役を石川組合書記

大阪糸物十六會(トウロウ)

大阪絲物業者の取引機關とし
て大正十年一月創立。事務所を
大阪市東區久寶寺町二ノ四四大
阪小間物卸商同業組合内に置き
會員二十名。會長は酒井芳兵衛
氏。
○大阪董親會
皮革取引の正確改善を目的と
して昭和七年八月創立。事務所
を大阪市浪速區勘助町一ノ二七
に置く、會員二十名。會長中林
卯三郎氏。
大阪化粧品工業會
大阪化粧品同業組合中の化粧
品製造中堅業者を以て組織し、
會員の親睦並に知識啓蒙と和信
協同、製品の向上並に研究等製
造業者の福祉増進を計るを以て
目的とす。事務所を大阪市東區
博勢町二ノ五大阪化粧品同業組
合内に置く、會員四十五名、役
員如左。
理事長 高野勝三郎氏
副理事長 西村 卓二氏
同會計 神崎 義臣氏
大阪化粧品本舖粧富會
本舖相互の懇親と向上發展を
目的として昭和十二年五月創立
事務所を大阪市東區博勢町二ノ
五大阪化粧品同業組合内に置く、
會員十四名。月番交代幹事制に
して常任世話役を石川組合書記

長に委嘱

大阪化粧品本舗十日會

本舗相互の懇親並に東京本舗十日會との密接なる聯絡を計り更に地方業者との共同折衝をも含めた團體として昭和九年十月二日創立。事務所を大阪市東區博愛町二ノ五大阪化粧品同業組合内に置く、會員左記六氏。役員は月番幹事制とし、常任世話役は石川組合書記長に委嘱。

伊東胡蝶園大阪支店
花玉石鹼株式社長瀨商會支店
中山太陽堂

株式會社小林商店大阪支店
株式會社平尾贊平商店支店
株式會社桃谷順天館

大阪公友會

羊革販賣、相互の親睦を目的として昭和六年十一月創立。事務所を大阪市南區南綿屋町四に置く、會員十九名。會長大橋學三郎氏。

大阪庚午會

大阪市に於ける新進有力業界人左記五氏より成る社交團體。角倉秀雄氏、伊藤章三氏、平尾贊二氏、西木義次氏、本多恒彦氏。

大阪小間物卸商同業組合

厚生會
體目的の向上並に健康の増進を關する目的で昭和十三年七月二十三日創立。事務所を大阪市東區北久寶寺町二ノ四四大阪小間物卸商同業組合内に置く、會員三十八名。會長は田中常三郎氏。

大阪裁縫同志會

共同仕入を目的として昭和三十

年二月創立。大阪市榮町三ノ一九に事務所を置く、會員五十名。會長高田丹次郎氏。

大阪獸毛共立會

獸毛販賣を目的とする團體。事務所を大阪市浪速區西濱南通二ノ二四に置く、會員八名。會長中林福松氏。

大阪市公社會

商品の製造又は共同購入を爲し會員相互の利益を圖ると共に親睦を期し、大正十五年十二月十五日創立。事務所を大阪市住吉區田邊西ノ町六ノ四染井氏方に置く、會員五十三名。役員如左。

理事長 染井 巖氏
常任理事 寺田正太郎氏
會計理事 船橋要次郎氏
同 坪井 定朝氏
監事 谷澤理兵衛氏
理事 兒玉 篤氏
西島愛次氏、福井作治氏

大阪製菓同業會

會員の親睦、製品の改良、取引制度の改善に資する目的で昭和十三年五月創立。事務所を大阪市東區瓦町五ノ二三大阪莫大小タオル同業組合内に置き、會員百十名。中川伊作氏を幹事長とし、幹事十四氏。

大阪商親會

袋物皮革原料取引機關として昭和十年創立。事務所を大阪市東區谷東之町二七大阪袋物工業組合内に置く、會員十三名。會長は川本爲次郎氏。

大阪石鹼製造同盟會

大阪に於ける化粧石鹼製造業者の有志より成り、相互の利益

増進と親睦を圖るを以て目的とし、大正十二年八月の創立にして事務所を大阪市南區安堂寺橋通四ノ二九大阪石鹼同業組合内に置く。會員十五名、篠田善次郎氏會長事務を攝行。

大阪商品研究所

小賣販賣店の振興を目的として昭和八年四月創立。組合にも非ず會にも非ず、要は共同仕入の進化した一つの業界機關なりと標榜される。大阪市西區京町堀通二ノ三三に事務所を置き、會員七十名。所長廣田壽平氏。

大阪見本市協會

内外雜貨の合理的取引及び新製品創作品の展示と批判鑑賞とを目的とし昭和三年七月一日事務所を大阪市東區南久太郎町一ノ一三に置き、會員八十六名役員如左。

理事長 服部作次郎氏
理事 兒玉淺次郎氏
西野新平氏、桑原官吉氏
川瀨音吉氏
金芳銜入口金製造

明治四十二年の創立にして會員八十名。事務所を大阪市東區鰻谷東之町二七大阪袋物工業組合内に置く。役員如左。

會長 國安 寶三氏
副會長 沙見榮三郎氏
月の友香水の販賣機關として設立されたもの。

大阪ツバメ會

大阪市ツバメ産刷子本舗西岡貞商店の販賣機關として昭和十

年十月十八日創立。

大阪髪油同業會

髪油同業者間の融和發展を圖る目的を以て大正十二年十一月創立。事務所を大阪市南區鹽町通三丁目木村商店内に置く、會員四十名。幹部如左。

會長 平泉平右衛門氏
會計幹事 木村 治郎氏
幹事 小川香料店氏
田村 眞策氏、中務 安藏氏
松本正三郎氏、福田源三郎氏
ウエルヌ商會氏曾根勝次郎氏
巴屋化粧製造所氏
川崎 芳治氏

大阪北交會

大阪より北海道へ出張販賣をなす業者を以て昭和三年七月一日創立、會員相互の福利増進、親睦を目的とす。事務所を大阪市北炭屋町一三北海道商報大阪事務所内に置き、會員二十二名

會長 松原 利祐氏
幹事 森岡 登司氏、長岡清一氏
溝口房次郎氏、片山隆市氏
大阪莫大小一致會

會員の親睦と取引改善を目的として大正六年創立。事務所を大阪市東區瓦町五ノ二三大阪莫大小タオル同業組合内に置く、會員四十七名。會長田中脩氏、他役員六名(氏名略)。

大阪毛皮交換會

毛皮並にその加工品競賣を目的として昭和四年十月創立。事務所を大阪市浪速區榮町一ノ四〇に置く、會員十七名。會長八木清親氏。

大阪輸入羊革商同盟會
會員相互の親睦と競賣とを目的として昭和二年三月十五日創立。事務所を大阪市南區竹屋町五に置く、會員四十五名。會長西村常三郎氏。

お染親友會

お染棒香油の共同販賣を目的として昭和十一年五月八日創立。事務所を大阪市南區高津四番丁に置く、會員左記九名。

井ノ内親信氏、石田恒三郎氏、池畑 勝太氏、布山 一三氏、山本設太郎氏、森重 春雄氏、下小浦武雄氏、西村一郎氏、高橋數輔氏

幹香會

大阪香料商組合より成る組合指導機關にして、組合の發展を目的として昭和七年二月十三日創立。事務所を大阪市東區南本町二ノ一八明治ビル大阪香料商組合内に置き、會員左記七氏。

代表者 田村香料株式會社氏
稻畑香料店氏、小川讓一氏
今井安太郎氏、安藤商店氏
鹽野香料店氏、渡邊宗助氏
菅 野 會

煙草商有志の親睦機關として大正九年三月創立。事務所を大阪市小間物卸商同業組合内に置き、會員九名。中村泰、林英夫の兩氏を幹事とす。

久寶卸聯盟會

會員の現金、代金引換機關として昭和八年五月二十一日創立。事務所を大阪市東區南久寶寺町三丁目熊本氏方に置く、會員二十二名。幹事は熊本義一、桑原良太郎の兩氏。

久寶會

春秋二回商品市を開催、産業の發達に資すると同時に大阪商品の進出を目的とし、昭和六年三月創立。事務所を大阪市東區南久寶寺町一丁目近藤彌商店方に置き會員八〇名。役員如左。

- 會長 近藤彌太郎氏
副會長 橋本 猶鹿氏
同 大島 菊助氏
役員十名 (氏名略)

久寶寺町商品市聯盟

春秋二回商品市を開催、南久寶寺町二三丁目目東西在住の會員店舗を以て會場とし、地方顧客の誘導と相互の利益助長を目的とし、昭和六年の創立、會員七十五名。事務所を大阪市東區南久寶寺町二丁目水上政勝氏方に置く。役員如左。

- 會長 水上 政勝氏
副會長 藤森 商店氏
同會計 稻垣 政七氏

牛歩會

大阪化粧品商報社内に於ける同人の親睦機關として昭和六年四月創立、會員十七名、石川靜三郎氏を顧問とし春秋交代の當番幹事制とす。

組合七日會

大阪化粧品同業組合の役員、代議員を以て昭和四年十二月七日創立。相互の親睦と向上發展に資するを目的とし、事務所は大阪市東區博勞町二ノ五大阪組合内とし、會員三十三名。常任幹事は石川靜三郎氏。

洗濯石鹼製造業者の有志より

成り、相互の利益増進と親睦を

八月の創立、事務所を大阪市南區安堂寺橋通四ノ二九大阪石鹼同業組合内に置く。會員十九名。幹部如左。

- 會長 松原 一郎氏
幹事 井上正次氏 河合幸兵衛氏
山縣石鹼株式會社氏
會計 小林 捷捨氏

皇國擁護修養會

小間物同業者によつて組織され、皇國精神の鼓吹實行をその目的とする。事務所を大阪市東區南久寶寺町二丁目鳥居商店内に置く。會員二百餘名。會長鳥居久吉氏。

○公貨會

大阪荒物商の共同仕入販賣機關として昭和二年五月創立。事務所は大阪市此花區四貫島旭町一ノ五、會員五十七名。幹部如左。

- 理事長 山上實三郎氏
副理事長 沼津米太郎氏
常任理事 小林清次郎氏
長尾庄治郎氏
大村 精三氏
同會計 濱田 留藏氏
理事 伊勢田吉次郎氏加藤平藏氏
日野善次郎氏寺田仁左衛門氏
氏川中伊三郎氏鷺本種藏氏

會員の融和、業界の革正及び濫賣防止を目的として昭和九年

- 會長 辰谷政太郎氏
副會長 桑原 官吉氏
同會計 福井庄次郎氏

大阪小間物卸商同業組合の現役員を以て明治二十年十月創立、融和親交を目的とする。事務所は大阪市東區南久寶寺町二丁目同組合内、會員六十九名。常任幹事

- 田中常三郎氏 平井米吉氏
鳥井清吉氏 瀧本佐一郎氏
當番幹事 澤田幸太郎氏
木下藤吉氏 桑原芳太郎氏
鍵谷代助氏 大谷伊太郎氏

内外雜貨の取引助長のため、商品を出品せしめ内外顧客を招待して批判鑑賞せしむるを目的とし、昭和十年五月創立、大阪市東區南久太郎町一ノ一三に事務所を置き、會員百二十名。幹部如左。

- 會長 辰谷政太郎氏
副會長 桑原 官吉氏
同會計 福井庄次郎氏

大阪市東區南農町二ノ一に置き會員五十名、會長高木晋吉氏

每年春秋二回に新製造品陳列會を開催、以て流行の基調を把握し併せて商取引の増進を計るを目的とし昭和二年一月創立。事務所を大阪市東區博勞町四ノ一七服部時計店內に置き、會員左記十氏。事務所は會員分擔とす。

- 山岡光盛氏 泉 佐兵衛氏
代表面 服部時計店支店長氏
辰田 新氏 玉置 伊助氏
宮本庄七氏 寺澤覺兵衛氏
大浦彌氏 湯淺千代三郎氏
端田商店氏平山化粧品部氏

香和會

會員の親睦を旨とし信用の増大を期す目的にて昭和十三年四月二十五日創立。大阪市東區南本町二丁目明治屋ビル大阪香料商組合内に事務所を置き、會員十名。役員如左。

- 常任幹事 都路彌三郎氏
幹事 山本 英夫氏
會計 山上辰次郎氏

大阪化粧品業界店員の修養を目的として明治四十五年五月十五日創立。事務所を大阪市東區博勞町二ノ五大阪商報社内に置き、維持會員二十九名。役員如左。

- 會長 桃谷 順一氏

本舗の聯合宣傳及び出品を目的として昭和三年十月創立。事務所を大阪市東區博勞町二ノ五大阪商報社内に置き、會員八名。役員如左。

- 幹事 中山太陽堂分部氏
同會計伊東胡蝶園支店渡邊氏

齒刷牙業者の親睦並に取引機關として大正九年創立。事務所を大阪市東區北久寶寺町二ノ四大阪小間物卸商同業組合内に置き、會員四十名。會長は澤田幸太郎氏。

- 齒刷牙業者有志の共同購入、會員間の金融を目的として大正十

理事會計 伊藤 章三氏
理事 石川靜三郎氏
理事 七名(氏名略)

親睦機關として昭和元年六月創立。大阪市旭區鳴野町梶野石鹼工所内に事務所を置き、會員は左記九氏。

- 梶野重太郎氏 大谷千太郎氏
長崎 一雄氏 井上百太郎氏
河田 政信氏 中辻豐次郎氏
廣野芳太郎氏 折 井 氏
一方社工業所氏

七寶會

店主店員を含めたる團體にして會員の修養向上を目的とし毎月一回修養講演會を開催する。大正十四年の創立にして會員百五十名、事務所は大阪市東區南久寶寺一丁目近藤彌商店方。理事長は近藤彌次郎氏、他理事十四名。

本舖の聯合宣傳及び出品を目的として昭和三年十月創立。事務所を大阪市東區博勞町二ノ五大阪商報社内に置き、會員八名。役員如左。

- 幹事 中山太陽堂分部氏
同會計伊東胡蝶園支店渡邊氏

齒刷牙業者の親睦並に取引機關として大正九年創立。事務所を大阪市東區北久寶寺町二ノ四大阪小間物卸商同業組合内に置き、會員四十名。會長は澤田幸太郎氏。

- 齒刷牙業者有志の共同購入、會員間の金融を目的として大正十

理事會計 伊藤 章三氏
理事 石川靜三郎氏
理事 七名(氏名略)

親睦機關として昭和元年六月創立。大阪市旭區鳴野町梶野石鹼工所内に事務所を置き、會員は左記九氏。

- 梶野重太郎氏 大谷千太郎氏
長崎 一雄氏 井上百太郎氏
河田 政信氏 中辻豐次郎氏
廣野芳太郎氏 折 井 氏
一方社工業所氏

一年創立。事務所を大阪市東區南久寶寺町一丁目大島商店内に置く、會員左記十一名。

大島(兼助氏(會長)

荒木 金助氏 西岡貞次郎氏

澤田幸太郎氏 美多 精一氏

井上豊一郎氏 太田 波江氏

杉田 善彦氏 杉田 宗助氏

淺井 兵一氏 鎌谷 代助氏

粧友會

業界店員相互の親睦と向上を計る目的で大正六年四月創立。事務所を大阪商報社内に置き、會員四十餘名。幹事年番交代制とし顧問は角倉商店小牧淺治氏

船場修養會

店員の修養を目的として大正十三年創立。事務所を大阪市東區南久寶寺町三丁目井上商店内に置く、會員四十餘名。會長井上徳太郎氏。

大阪大和洋會

陽級クラブ商品各分科商品の市場價格統制及び會員相互の福利増進を目的として昭和十年二月七日創立。事務所を大阪市東區博愛町二丁目大阪商報社内に置き、會員十四名。幹部如左。

理事長 朝日堂クラブ商事株式會社

理事 二六商會

宇野達商會 蛭子 商會

間 金時堂 龜山甲陽堂

森岡油木號

大日本國防婦人會中山

國民皆兵の精神に基きわが婦徳を發揮し日本婦人としての護國の大義を實踐躬行し、國防上銃後の力となるを以て目的とす

る、昭和八年十一月五日創立、事務所は大阪市浪速區水崎町四〇中山太陽堂内。會員五百餘名幹部如左。

分會長 古賀倭文枝氏

副分會長

本間 芳子氏 有馬きく氏

タカラ會

大阪市西成區千本通五ノ二四タカラ石鹼本舗が招待會開催の際その團體に附する一時的の名稱。従つて役員の常任等なし。

忠誠會

大阪小間物卸商同業組合受賞者並に店主を以て組織、修養講演會、見學、後進啓蒙その他を目的とする。昭和十年十一月創立、大阪市東區北久寶寺町二ノ四四同組合内に事務所を置く。役員如左。

會長 田中當三郎氏

副會長

近藤彌次郎氏 鳥井清吉氏

〇貳拾會

昭和八年八月二十九日創立された團體で現會員十九名、事務所を大阪市東區猪飼野大通三ノ九に置く。

幹部 高田 音也氏

社長恒次氏 鈴鹿商店氏

二七會

貴會屬、非翠、甞甲、珊瑚の交換會開催を目的とし大正九年創立。事務所を大阪市東區南久寶寺町一ノ三二熊谷本店内に置き、會員約七十名。役員を設けず、司會者は熊谷信太郎氏。

日本百貨卸協會

共同販販賣を目的として昭和八年二月一日創立。事務所を大

阪市東區北久寶寺町二ノ四四大阪小間物卸商同業組合内に置く會員二十名。代表者松田長太郎氏。

社団法人日本輸出刷子協會

輸出刷子検査を目的とし昭和七年三月七日創立。事務所は大阪市東區南替町一ノ一七、會員二十四名。役員如左。

理事長 沼野 泰三氏

副理事長 米田松太郎氏

福録會

大阪袋物業界有志の懇親團體で、元、前、現役員、原料業者その他の有志を以て昭和四年結成。事務所を大阪市東區鯉谷東之町二七大阪袋物組合内に置く會員三十一名。幹事當番制とし常任は小原主事。

袋物村

大阪袋物工業組合の輸出發物製品製造場たるべき共同工場建設を目的とする。事務所を大阪市東區鯉谷東之町二七同組合内に置く。

〇八千代會

大正六年、テーシー商會代理店たる薬局、藥店を以て結成。幹事は一年交代。

輸出化粧品同志會

原料關係の確保その他を目的として結成されたる團體にして事務所を大阪化粧品同業組合内に置く。

〇堺化粧品同志會

大正六年十月十五日の創立にして、會員二十名、事務所を堺市大町東二丁目三好爲三氏方に置く。會長同氏。

兵 庫 縣

〇共榮會

會員の共存共榮、生活必需品供給の目的を以て昭和二年十月十七日創立。株式組織とし事務所を明石市櫻町一丁目東市場事務所内に置く。會員一千七百名。幹部如左。

社長 長谷川治太郎氏

専務取締役 荻野 福三郎氏

神戸クラブ卸業聯盟

クラブ化粧品卸値段の統制を目的として大正十五年五月創立神戸市葦合區御幸通七ノ四竹本商店内に事務所を置く。會員十八名。理事長は竹本梅吉氏。

神戸クロバロ同志會

クロバロ化粧品の價格統制を目的とし昭和十二年三月創立。事務所を神戸市須磨區行幸町三ノ一四一に置き會員六十五名。會長は守野万一氏。

神戸レイト親睦會

會員相互の親睦と福利増進を目的として大正十三年三月創立神戸市兵庫區淡町一丁目事務所を置き、會員百名理事長は坂本新吾氏。

扇港花樽會

資生堂製品の小賣聯盟として昭和十一年二月創立。事務所を神戸市神戶區加納町四ノ一〇四資生堂神戸販賣會社内に置き、會員四十二名。役員如左。

幹事長 井上 祐宏氏

會計 團 正弘氏

幹事 大和元太郎氏

小鹿 鑑氏 松尾 榮治氏

西島與志氏 岡本三次郎氏 阪本正三氏

シバニ石鹼播淡販賣組合

播州及び淡路兩地區に於けるシバニ石鹼の統制販賣を目的として昭和十三年八月一日創立。事務所を明石市櫻町一丁目播淡化粧品月報社内に置き、會員十四名。幹部如左。

秋田屋商店氏 衿木商店氏

田中商店氏 長井商店氏

額田商店氏 川淵商店氏

奈良縣

奈良縣クラブC.S.S會

奈良縣下に於けるクラブセールスマンスクール卒業業者を以て結成、昭和十二年十一月十五日第一回總會開催。役員如左。

顧問 松本 一雄氏

支部長 中谷 保治氏

常任幹事 奥村源一郎氏

井 上 氏

奈良縣計量器會

法規の嚴守、値段の協定、會員の親睦を目的として大正十年五月創立。事務所を奈良縣度量衡検定所内に置き、會員百五十名。役員如左。

會長 中尾 脩氏

副會長 小林米藏氏

會計 柳生庄藏氏

奈良小間物化粧品交換會

商品を持寄り競賣交換するを目的として大正六年七月創立。事務所を奈良市寺林町集會所内に置き、會員五十名。役員如左

小林 米藏氏 奥村 菊藏氏

藤井 桑吉氏 白木喜三郎氏

松本徳次郎氏
奈良小間物化粧品交換
積立會

會員相互の福利増進と融資を
計る目的を以て昭和五年三月創
立。事務所を奈良市寺林町集會
話所に置き、會員二十四名。世
掛如左。

奥村 菊藏氏 松本徳次郎氏
藤井 糸吉氏 小林 米藏氏
白木喜三郎氏 森川 菊松氏
會 計 松本徳次郎氏
奈良縣大洋會

クラブ化粧品卸値段統制を目
的として大正十五年五月創立、
事務所を奈良縣田原本町に置き
會員二十五名。財産保管委員は
楠田庄一氏。

高田化粧品協定會

化粧品價格協定を目的として
昭和三年二月創立。奈良縣高田
町に事務所を置き會員五十名。
會長は細井榮造氏。

和歌山縣

紀北クラブ藥業會

主としてクラブ化粧品販賣
價格統制を目的として昭和三年
五月二十日創立。事務所を和歌
山市杉ノ馬場三ノ一に置く、會
員四百名。幹部如左。

和田 白氏 岩橋 濟氏
土井 爲吉氏 辻野井藥局氏
井畑惣右衛門氏宇治田貞三郎氏
湯淺 精吉氏 野上 龜吉氏
菊村 楠一氏 廣田伊佐雄氏

〇十三會

仕入の合理化、販賣價格の統
制を目的として大正十三年二月

組 合 團 體

創立。事務所を和歌山市匠町に
置く、會員二十名、幹部如左。
井畑惣左衛門氏 岩橋 濟氏
竹中守太郎氏 湯川精太郎氏
湯淺 精吉氏

とみ會

化粧品兵同購入及び絶對的
價格協定を行ふ目的を以て大正
十三年創立。事務所を和歌山市
杉ノ馬場三丁目岩橋氏方に置き
會員十二名、幹部如左。
井畑惣兵衛氏 岩橋 濟氏
喜多島安太郎氏

御坊町小間物化粧品協會

同業者の親善、販賣價格の統
制を目的とし會員八名。創立は
昭和八年十月。月番幹事制。

島根縣

〇松粧會

化粧品の値段協定を主眼とし
て大正十年の交創立。事務所を
松江市に置き、會員は左記六名
梶谷種一郎氏 神田 新市氏
三成 熊市氏 湯原幸之助氏
長岡 榮太氏 曾田 榮造氏

岡山縣

〇岡山小間物化粧品
小賣店聯盟

市内小間物、化粧品、袋物小
賣商店の親睦及び共同利益の保
全を目的とし大正十四年創立。
事務所を岡山市上之町一三八に
置く、會員二十名、役員如左
幹事長 三宅 楨吉氏
副幹事長 角南 九八氏

〇玉島七福會

昭和六年三月の創立、事務所
を岡山縣玉島町西通町に置く。
會員七名、會長は岩田七三郎氏

廣島縣

廣粧會

會員相互の親睦と福利増進を
計り、商店經營の研究改善をな
す目的を以て昭和十年十一月二
十六日創立。事務所を廣島市南
段原町本通り岡崎化粧品店に置
く、會員十名、幹部如左。
會 長 岡崎 喜一長
會 計 原田 稔氏
仕入係 土居千代吉氏 立花春吉氏
別路保 米田 常吉氏

廣島昭和會

會員の親睦並に共同仕入を目
的として昭和三年十一月二十五
日創立。會員十名。別に役員を
定めず。

〇廣島東進會

會員の親睦を目的として大正
十五年四月創立。廣島市横町大
津屋化粧品店 内に事務所を置く
會員九名。役員は特に定めず。

大廣島共榮クラブ會

廣島縣下クラブ化粧品販賣店
の値段統制及び親睦を目的とす
會長岡崎喜一氏

山口縣

クラブ賣始會

山口縣並に北九州のクラブ化
粧品販賣機關として昭和三年五
月創立。事務所を下關市西南部

町夏川本店内に置き、會員三十
名。會長夏川和造氏
關門クラーヤ會

クラーヤ化粧品關門配給所

(下關夏川本店) 區域内に於けるク
ラーヤ有力販賣店を以て組織せる
親睦協團體で、昭和十二年七
月二十五日創立。會員九十名。
會長は夏川和造氏、事務所は同
じく下關氏西南部町夏川本店内

夏川宗榮會

夏川本、支、分店間の相互聯
絡、親睦を計り益々結束發展を
期する目的の下に昭和十年九月
一日創立。下關市西南部町夏川
本店内に事務所を置く。會員十
五名。幹部如左。
會 長 夏川 宗吉氏
幹 事

夏川和造氏

夏川 和造氏 夏川義信氏
夏川 榮造氏 夏川富雄氏
富江仲次郎氏
山口縣北九州カッビー
ホーネット會

カッビーホーネット會

販賣機關として昭和十二年九月
創立。會員八十五名、事務所及
び會長同前
山口縣北九州テルミー會

テルミー化粧品販賣團體

として昭和十二年十月創立。會員
八十名。事務所及び會長同上。
山口縣ラブリミー會

山口縣ラブリミー會

山口縣下ラブリミー化粧品卸店
を以て昭和六年五月十日創立
擴張を目的とし、會員十名。事
務所は同上。役員如左。
會 長 夏川 和造氏
幹 事

宇部 フジヤ商店氏

防府 山本武雄氏
岩國 たからヤ商店氏

山福ライオン會

ライオン石鹼の販賣機關とし
て山口縣及び福岡縣の卸商を以
て昭和七年五月創立。會員二十
名、事務所及び會長同上。
幹 事 (宇部) フジヤ商店
(防府) 山本商店 (柳井) 藤本
美粧堂 (萩) 岸田商店 (山口)
佐古春香堂 (八幡) 高倉商店
(若松) 篠永商店 (中津) 小林
二八堂

協町商工會

商工業の改良發達を圖る目的
を以て昭和五年六月五日創立。
事務所を協町役場に置き、會員
四百名。役員如左。
會 長 大久保義夫氏
副會長 三間 治吉氏
同 國見 喜藏氏
議 員

佐川國吉氏

手瀬 勇氏
大西 瑛夫氏 天野正一氏
他七氏。

協町繁榮會

商工業者の繁榮福利増進を目
的として大正十年六月創立。事
務所を協町三間百貨店内に置き
會員百八十三名。役員如左
三間 治吉氏 誠谷 春吉氏
佐川 國吉氏 竹原 正憲氏
中西吉五郎氏 戸島 喜平氏
横内 玉吉氏 横田 謙吉氏

七

香 川 縣

○高松公粧俱樂部

化粧品共同仕入、共同宣傳販賣權の獲得及び値段協定を目的として昭和五年十一月創立。事務所は高松市南新町クニトモ婦人用品店內。會員七名、代表者國友蕃氏

○高松粧和會

化粧品販賣店の百貨店對抗策販賣權の獲得、會員相互の値段協定、本舖に對する團體交渉等をなすを目的として昭和九年四月十九日創立。事務所は高松市南新町クニトモ婦人用品店內。會員二十一名、幹部左如

理事長 國友 蕃氏
幹事 吉井秀頼氏 金光 常吉氏
久保經輝氏 青木宗太郎氏
山地昌夫氏

○高松美粧俱樂部

化粧品小間物の共同仕入及び業界の研究を目的として昭和六年八月二日創立。事務所を高松市南新町土居化粧品店內に置く。會員九名、別に役員を設けず。

○西讚福壽會

西讚各地の有力者を結合し會員の制度品を作成する目的を以て昭和十年二月末日創立。事務所は丸龜市霞屋町二七、會員二十名、幹部如左

會長 小西 篤藏氏
副會長 大井 季茂氏
理事 大西 萬六氏
田中和吉氏 城井小彌太氏
西岡芳助氏 角野 庄八氏

鎌田英夫氏 松崎秀太郎氏 ○丸龜市制度品販賣店聯盟

丸龜市内制度品販賣店を以て組織、各自販賣せる制度品の推奨販賣と値段の嚴正擁護とを以てその目的とす。事務所は同市本町一三三高木商店内、役員は便宜上全部丸龜北化粧品小間物組合の役員之を兼任す。

互助會

會員相互の親睦、商品の共同購入を目的として昭和五年四月一日創立。事務所を香川縣多度津町南町西岡氏方に置く。會員十五名、幹部如左

福 岡 縣

石川嘉左衛門氏岩田政之祐氏 速水 季吉氏 西岡 芳助氏

七 福 會

福岡市に於ける石鹼洗粉製造卸業者七氏を以て昭和五年創立。會員相互の親睦と共同仕入並に共同預金を目的とし、毎月例會を開く。事務所を定めず。

福岡化粧品石鹼卸商會

福岡市卸商有志の團體にして卸値段協定維持並に小賣團體と協力して小賣價格の統制を圖り且つ會員相互の親睦向上を目的とする。昭和二年四月の創立。事務所を福岡市行町五三九州商報社内に置き、會員十三名、役員如左

理事長 井上與吉氏
山口途三部氏 瓜生友二氏
山本伊三次氏 藤村敏雄氏
玄 洋 會
吉井號株式會社所屬のクラブ陽級化粧品代理店を以て組織。會員約六十名、特賣等發表の場合は玄洋會主催とし、共同販賣戰線を敷く。事務所は門司市東本町一丁目吉井號内。

理 事 三龜順次氏 山本伊三次氏 藤村敏雄氏 玄 洋 會

九州商報社の組合強化運動策として昭和九年十一月十七日、門司市に於ける中堅小賣業者十八名を以て結成されたる協調親睦團體。現在事務所は同市東川端町二丁目吉川卯三郎氏方、幹部如左

○門司粧友會

九州に於ける有力小賣業者を以て昭和十一年五月九日創立、業界の繁榮と福利増進を目的とする。會員左記九氏。事務所を福岡市行町五三九州商報社内に置く。

幹事長 吉川卯三郎氏
常任幹事 吉田龜太郎氏
同 山城屋木村氏
顧問 山井號米田氏 夏川本店氏
清水治一郎氏 中尾 巳氏
洋 堂 會
吉井號株式會社所屬のクラブ堂級化粧品販賣店中特に優良なる販賣店約四十を以て組織、特賣等は協力戰線を敷く。事務所は門司市東本町一丁目吉井號内

小倉五正會

小倉化粧品組合の中心的グループを以て昭和九年六月五日創立。化粧品小間物の價格統制と親睦を目的とし、小倉市魚町四丁目西村氏方に置く。會員は左記五氏

福岡縣太洋會

福岡縣下代理店の親睦、販賣統制機關にして、昭和十年四月十五日の創立。

松田房太郎氏 井澤 精一氏
藤田 弘策氏 西村幸三郎氏
江里口商店氏

朔 日 會

關門海峽を圍る門司下關小倉三市の三有力卸店の第二世を以て組織される修養親睦機關にして昭和十年七月創立。毎月一日に輪番交代主催にて會合す。現會員左記三名、事務所は輪當番制のため不定

九州九八九日會

九州に於ける有力小賣業者を以て昭和十一年五月九日創立、業界の繁榮と福利増進を目的とする。會員左記九氏。事務所を福岡市行町五三九州商報社内に置く。

(熊本) 正清彌七氏、(福岡) 相部正太郎氏、(八幡) 川上清次郎氏、(長崎) 吉田光四郎氏、(鹿兒島) 竹正正造氏、(別府) 溝部猶平氏、(久留米) 星野博利氏、(唐津) 白井新潤氏、(佐世保) 上田千代松氏、世話役 岡田眞吉氏

筑豊ライオン會

筑豊地方有力ライオン石鹼販賣業者百餘名を以て昭和十二年秋結成されたる親睦團體にして幹事如左

松若 本店氏 紅屋 本店氏 窪田至喜商店氏 藤田商店氏 松下作進商店氏 久保山商店氏

福岡縣太洋會
クラブ化粧品陽級販賣制度による福岡縣下代理店の親睦、販賣統制機關にして、昭和十年四月十五日の創立。

松田房太郎氏 井澤 精一氏
藤田 弘策氏 西村幸三郎氏
江里口商店氏

長 崎 縣

○垣友會

垣立商店を中心とし、釐甲業の共榮策を講ずる目的の下に昭和七年二月創立。事務所を長崎市紺屋町東才次郎氏方に置く。會員三十六名、幹部如左

小幡 辰雄氏 梁瀨 義巳氏
東 才次郎氏 松友 敏雄氏
谷口福太郎氏 濱田 廣氏

長崎市化粧品卸商長粧會

會員の親睦と價格統制を行ひ相互の福利増進を圖る目的を以て昭和十年七月十九日創立。月番役員制とし、事務所は不定。問合せは長崎市築町四三或宮氏方にて扱ふ。會員如左

丸橋三五郎氏 内田勇一氏
成宮長治郎氏 竹内彌一氏
宮原 力進氏

昭 和 會

卸値段協定及び業界の弊風打破を目的として昭和二年創立。事務所を佐世保市新免支店内に置く、會員左記三卸業者。臨時集會制を採る

新免支店氏 河合商店氏
村山商店氏 (早岐町)

長崎佐賀兩縣太洋會

クラブ化粧品陽級販賣制度による長崎、佐賀兩縣下代理店の親睦、販賣統制機關にして昭和十年三月十八日の創立。

佐 賀 縣

佐賀市化粧品卸商
十一日會

佐賀化粧品商業組合との聯絡の下に會員同一步調を以て相互の福利増進を計るを目的とし昭和十一年八月創立。事務所を佐賀市水ヶ江町二六三佐賀縣クラブ販賣會社内に置き、會員十二名。役員如左。
平原儀三氏 友貞義助氏
龜山善助氏

熊本縣

熊本化粧品卸商五日會

會員の親睦協調を目的として昭和五年創立。會員左記六氏。
正清彌七氏 西田 末藏氏
高田松美氏 金澤嘉一郎氏
兒玉勝一氏 益田 源平氏
熊本縣太平洋會
クラブ化粧品販賣制度による熊本縣下代理店の親睦、協調機關として昭和十年六月十一日創立されたもの。

鹿兒島縣

鹿兒島卸商聯盟

業者の親睦と春秋二期見本市開催を目的として鹿兒島市全有力卸商十五名を以て結成。幹部如左。
會長 山形屋吳服店氏
副會長 藤武洋品店氏
會計 山形屋綿店氏
幹事 西岡雜貨店氏

鹿兒島粧友會

會員の親交を計り業界の改善發達を研究する目的を以て昭和三年四月創立。事務所を鹿兒島市武町四三一に置く、會員十七

名。幹部如左。
山下 貞一氏 小倉信太郎氏
山下 榮吉氏 松山 乃實氏

九州力毛牛會

鹿兒島、宮崎兩縣を除く全九州のカモ牛蠟取紙販賣機關で、昭和七年二月創立。會員十三名。會長噸田優三氏、副會長吉村益次氏。

臺灣

安業貯金會

和洋雜貨業者の金融機關として昭和七年十一月五日創立。事務所を臺南市本町四ノ一七四に置く、會員四十名。幹部如左。
邱天賜氏 柯 福氏
楊添賜氏 紀 淵氏
孫寶霖氏 袁順成氏
黃啓耀氏 陳 贊氏
王周南氏 陳在田氏
邱再吉氏 傅清江氏
顏 火氏

臺粧會

同業相互の親睦と發展を目的として左記三社に依り、昭和六年三月創立。毎月一回座談會を開催して上記の目的に資する。會員は各社代表社員並に取締役外全店員を以て構成し五十五名三社月番幹事制に依る。
合名會社 十一屋商店
株式會社 神木洋行
南和商工株式會社

朝鮮

京域アイデアル會

昭和十三年十月十九日創立總

會開催。役員如左。
幹事長 岡田 永治氏
常任幹事 齋藤三郎氏 緒方 壽忍氏
猶本 一氏 三浦 義一氏
東亞理髮會社北島藥店氏
京仁化粧品同盟會

京仁化粧品同盟會

京城仁川間に於ける同業者の親睦協調を目的として昭和二年四月一日創立。事務所を京城府本町二丁目株式會社軒屋號内に置き、會員五名。會長は山本惣三郎氏。
朝鮮鮮德會金山支部
價格統制、亂賣防止を目的として昭和五年創立。事務所を金山府大倉町三西尾角藏氏方に置き、會員二百四十名。幹部如左。
支部長 西尾 角藏氏
理事 加納 功氏

朝鮮太平洋會

大正十二年創立。事務所は京城府明治町二、月本政次郎商店内。會員四十名。
朝鮮麗德會京城支部
會員の共存共榮を目的として昭和三年創立。事務所は京城府本町四丁目、會員三百名、會長川浪清次氏。
金山卸商同盟會
釜山に於ける卸業者を以て大正八年七月創立。價格の統制並に共同福利増進の諸施設を爲すを目的とす。事務所を釜山府釜山商工會議所内に置き、會員百四十名。役員如左。
顧問 富原研二氏 立石 良雄氏
福島源次郎氏 東原嘉次郎氏
會長 大黒西松氏

副會長 吉田久吉氏
常任評議員 米倉清三郎氏
豐原 浩一氏 村上茂造氏
高瀬善次郎氏 内藤八藏氏
伊藤 新重氏 秋山頼雄氏
金山花王會
價格統制を目的として昭和二年創立。事務所を釜山府大倉町三西尾氏方に置き、會員百四十名。會長西尾角藏氏。
釜山共榮クラブ會
クラブ製品の販賣機關として大正十四年創立。正價販賣並に會員の親睦を目的とし會員二百四十名。事務所は釜山府大倉町三西尾氏方。役員如左。
會長 西尾 角藏氏
副會長 加納 功氏
同 中江重太郎氏
釜山美顏會
價格統制を目的として昭和二年創立。會員百四十名、事務所は釜山府大倉町三、會長西尾角藏氏宅。

商盛會

親睦、商盛を目的として大正五年頃創立。鎮南浦府龍井町志水文林堂内に事務所を置き、會員二十三名。役員如左。
會長 內藤理三郎氏
役員 志水宗勝氏 野田良二氏外

北鮮太平洋會

クラブ新陽級販賣制度による北鮮クラブ代理店の親睦販賣機關として昭和十年四月十五日創立。
朝鮮盟粧會
製販協調の下に業界の刷新發展を計り、會員の親睦と共同利

益の擁護を目的とし、二昭昭昭二月十八日創立。事務所を岬岬府大和町二ノ七ノ一滿鮮化粧品商會報社内に置き、會員二十名。役員如左。
幹事長 富原 研二氏
副幹事長 山本惣三郎氏
會計 南方 新一氏
幹事 夏川 義信氏
中尾甚吉氏 中村平四郎氏
夏川富雄氏 宇惠 吉藏氏
松岡茂藏氏 廣田 健一氏
前田 政氏

滿洲

二日會

親睦並に値段協定を目的として昭和十二年一月創立。事務所を大連市夏川支店內に置く、役員如左。
夏川榮造氏 家守倉次氏
滿洲太平洋會
値段統制と親睦を目的とするクラブ化粧品卸商の團體にして昭和九年十月一日の創立。事務所を奉天市浪速通三二前田德商店内に置き、會員十一名。役員如左。
副會長・會計 岡田榮一氏
幹事 寺島治三郎氏 川勝正三郎氏

全國同業組合一覽

【昭和十三年十月一日現在】

樺太

北海道

組合名稱	所在地	設立年月日	組合長	書記長	組合員數
大泊小間物化粧品商組合	大泊本町大通南一ノ一三	大一一・七月	田邊清志		一五
〇知取雜貨商組合	知取町初音町一ノ一四	昭二年	丸山進		三〇
〇札幌小間物化粧品卸商組合	札幌市南一條西二ノ四、小泉方	昭七・二月	小笠原楠彌	下妻義治	一五
札幌小間物化粧品小賣商組合	同南五條西四ノ七	大五・九月	小笠原楠彌	下妻義治	三八
札幌婦人理髮保健組合	同北二西三ノ一	明四二・五月	國井アサ		一四〇
函館小間物化粧品卸商組合	函館市高砂市高砂町一三	大一一・四月・一	齊藤脩平	大梶善太郎	一七
函館和洋小間物商組合	同高砂町三ノ五	明二六・五月	同	同	七五
小樽小間物化粧品卸商組合	小樽市花園町西二ノ二八、本間方	大一一・三月・一	壽原英太郎	本間勘次	六
〇小樽荒物漆器問屋組合	同稻穂町西六ノ九	明二九・五月	河邊甚藏		五
旭川小間物化粧品卸商組合	同港町大通、足立合名内	大八・一〇月	足立敬次郎		一八
旭川荒物雜貨商組合	旭川市一條通九丁目右〇岡澤方	昭一一・八・一改組	岡澤彦太郎		一二
岩内洋品小間物化粧品商組合	同四條通五丁目左一號	大九・一・一一	西田幸次郎		一五三
岩内化粧品商組合	岩内港廣臺町一二五、齋藤方	大二・三・一〇	森島利一郎	齋藤爲太郎	一八
稚內荒物雜貨商組合	稚內町本通北三丁目	昭五・五・二七	高橋甚之助	山口濤	二〇
帶廣洋物小間物商同業組合	同北濱通三丁目	大五・三月	寺江甚助		一八
岩見澤文具小間物組合	帶廣市中央通南一一丁目、有田方	大五・一月	有田勝彦		六一
瀧川化粧品商組合	岩見澤町二條西一ノ七、丸善商店方	昭一三・二月	太田喜久馬		一五
釧路洋物小間物商組合	瀧川町村木通北五丁目、浦上方	大一一・五年	浦上義敬		一三
網走化粧品商組合	釧路市南大通六、村瀨方	明四五年	村瀨兼次郎		二一
遠輕化粧品商組合	網走町南四條西一丁目	大一一・一月	高橋政芳	久田源治	三〇
伊達町小間物化粧品商組合	遠輕町	昭四年	寺田源藏		一一
江別雜貨商組合	伊達町網代町一〇	昭一三・九・三	岩田友男	水落喜七郎	四五
根室化粧品商組合	江別町二條二ノ一	昭九・一・二〇	片山富次郎		一三
名寄化粧品販賣組合	根室町本町三ノ三七、原田商店内	昭二・二・一五	岩崎銀松	岩崎銀松	四〇

會議所名	業種	職員氏名
小樽	藥	谷黒 莊平
函館	藥	須川 外次郎
室蘭	藥	前川 傳策
釧路	藥	松江 仙次郎
大泊	藥	荒井 規
豐原	藥	三上 純次
眞岡	藥	多田 光次郎
知取	藥	〇橋本 文平
青森	藥	〇岩本 正吉
弘前	藥	〇宮本 正吉
盛岡	藥	〇網本 金松
秋田	藥	〇田邊 清次
	藥	〇丸谷 俊雄
	藥	〇西川 泰吉
	藥	〇池 千代吉
	藥	〇加藤 重吉
	藥	〇樋口 藏吉
	藥	〇山崎 峯次郎
	藥	〇菊池 長吉
	藥	〇大高 千代吉
	藥	〇辻井 幸次郎
	藥	〇長谷川 隆三
	藥	〇石川 孝一
	藥	〇片村 永十郎
	藥	〇中谷 城太郎

全國商工會議所議員一覽 業界關係

昭和十三年十月十五日現在

註：業種中……小は小間物、化粧品、藥は藥品、藥種、實は等、荒は荒物、漆は漆、油は油、石は石、油等は、油、七はセルロイド、又、製は製造の略、〇印は常議員。

水戸小間物化粧品商組合 土浦荒物商組合 土浦化粧品組合		水戸市南三丁目、商工會議所内 土浦町大町、柴沼商店内 同八三八		明三八・八・二 昭八・一〇・二五		西原三平 柴沼繁之助 上野源吉		前橋藏之助		六四 三四 三〇	
平小間物洋物商組合		平市四ノ二六		大二三・二・一五		猪狩庄平		中野庄吉		一〇	
石巻小間物雜貨商組合 石巻洋品雜貨同業組合		仙臺市大町四ノ四八 石巻市大町三丁目		明三一・一〇月 大元・一一・三		齋川久吉 菊田貞吉		井澤慶太郎 四倉德造		三六 一五	
酒田小間物洋品商組合 鶴岡小間物洋物商組合 鶴岡荒物商組合 鶴岡蠟燭製造業組合 酒田小間物洋品文具商組合 酒田荒物商組合		山形市旅籠町五六四 鶴岡市鍛冶町甲二五 同新町甲八一 同上肴町乙五八 酒田市大工町二七 同下中町、五十嵐方		明三六・一〇・三 大三・五月 明一七・五月 昭六・三月 明三八・二月 大七・五月		佐竹久司 後藤善太郎 諏訪富右衛門 五十嵐善五郎 五十嵐菊次郎 五十嵐傳七		諏訪富右衛門 五十嵐善五郎		五二 五八 二七 一〇 三五 三三	
秋田市小間物商組合 秋田市荒物商組合 能代小間物商組合 本莊町小間物同業組合		秋田市大町三ノ二五 同大町三ノ二五 能代町上町、マルキ洋品店內 本莊町大町三九		明三一・二・一一 大一二・年 大四・五月 大一一・三・一		木内隆一 片屋永之助 岸部儀助 伊藤久吾		米塚勇五郎 米塚勇五郎		三七 二八 二四 九	
盛岡化粧品商組合 一關洋品商組合 花巻小間物化粧品同業組合		盛岡市三戸町一四八 一關町地主町六七 花巻町二二三		昭一・四・一五 昭三・八・一 大八年		井上留吉 千葉繁 岩田豐藏		池野金太郎 副組合長 佐々木猛 佐藤末治		一〇〇 一六 九	
青森和洋小間物商組合 弘前小間物商組合		青森市大町一ノ一一四 弘前市和徳町		明三五・五月 明三〇・七月		樋口喜輔 大高千代吉		原田敬三郎		五六 三八	

松本	長野	小野	莫化	敦賀	荒油	福井	高岡	富山	直江津	高田	長岡	新潟	郡山	福島	酒田	鶴岡	山形	仙臺
藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥	藥
○岡野庄平	○田多井菊一	○小林信三郎	○石黒傳六	○野村吉六	○松澤常三郎	○增山増藏	○齊藤義一	○田井彌太郎	○桐山正之助	○河井彌太郎	○齊藤義一	○增山増藏	○松澤常三郎	○野村吉六	○石黒傳六	○小林信三郎	○田多井菊一	○岡野庄平

○東京洋裝雜貨卸商同業組合	同日本橋區鷹敷町四ノ一	明四五・六・一四	加藤末藏	田中榮八	一四
東京荒物問屋組合	同日本橋區小網町一ノ二、中村方	四五・六・一六	中村茂八	大澤新七	二一
東京荒物雜貨卸商組合	淺草區神吉町四東京雜貨商報社內	大一〇年	塚本猶藏	荒川榮藏	六六
東京荒物商組合	同	大二年	益川榮藏	富田三五郎	八〇
東京黃楊櫛製造業組合	同本郷區湯島天神町一〇八	明二八・五・八	高津卓三	濱田忠	六一
東京鬻形業組合	同日本橋區橫山町一〇、高津方	明三三・一〇・九	荒井市太郎	濱田忠	三七
東京鬻人毛商工組合	同淺草區松清町三	大一三年	山内傳助	濱田忠	一二五
東京箸業組合	同下谷區御徒町一ノ六、荒井方	昭八・三月	荻村龜太郎	廣生英俊	八〇
○東京油脂製造販賣同業組合	同日本橋區村松町一五	大八・二・二四	濫谷雄太郎	廣生兼吉	三〇〇
○東京セルロイド同業組合	同淺草區淺草橋二ノ八	大八・二・二五	大橋佐吉	廣立三郎	四六五
○東京護謨同業組合	同日本橋區本町一ノ三實業聯合館內	明三三・一〇・三〇	細沼淺四郎	保立三郎	八五
○東京牙彫商同業組合	同下谷區谷中天王寺町一七	大三・九・一四	井村松五郎	藤井勇三郎	七〇
○東京貴金屬品製造同業組合	同神田區神保町三ノ二ノ四	大一一・一・七	永田信一	美島利照	三五〇
○東京時計附屬品製造同業組合	同淺草區西三筋町三	明三八・二・三一	橫瀨寬	一八七五	一四
○東京蠟燭統制組合	同神田區龜町二ノ三ノ一	明二一年	佐藤倉藏	倉持長吉	一四
○東京上平井布海苔製造組合	同葛飾區上平井町三三、佐藤方	昭一三・二・一			
○東京玩具卸商同業組合	同神田區豐島町一三	明四一・九・一七			

神奈川縣

○橫濱化粧品雜貨卸商同業組合	橫濱市中區花咲町一ノ六石炭元內	大元・九・四	霜田七郎	荒木武雄	九二
○橫濱輸出雜貨同業組合	同中區日本大通一一	明三・七・二一	中村楠太郎	結城琢治	七八
○橫濱莫大小同業組合	同中區住吉町二ノ二六	大五・一・九	讓原万太郎	九一	
○橫須賀化粧品雜貨卸商組合	橫須賀市汐留五、前原方	大一三年	前原良市	二二	
厚木化粧品商組合	厚木町二六〇四	昭二・一〇月	岡部能太郎	西島榮一郎	三〇
小田原化粧品商組合	小田原町綠町一丁目、永松方	昭三・一〇月	永松彦右衛門	二九	
秦野洋物化粧品同業組合	秦野町二六八七、小泉方	大三・六月	佐々木元三郎	二二	
三崎化粧品組合	三崎町日ノ出六八	昭六・四・一			

新潟縣

新潟化粧品小問物雜貨卸商組合	新潟市本町通六番町	昭四・五月	小黒喜三郎	丸山喜太郎	一六
新潟市化粧品小問物洋品雜貨商	同本町通八幡町	大一一・四月	川崎統三	丸山喜太郎	四三
高田小問物化粧品雜貨卸商組合	高田市東本町三ノ一七〇	大元・一・一三	丸山喜太郎	山口商店代理	二三
長岡市小問物雜貨商組合	長岡市東千手町	明四三・二・一	山口健造		七〇

組合團體

津	四日市	宇治山田	甲府	大津	和歌山	京都	大阪	堺	神戸	姫路	明石	岡山	倉敷	津山	廣島	吳
荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製	荒製
山田美三郎	水谷德次郎	田中三七郎	鈴木芳尾	伴野清吉	九鬼紋七	大久保勇一	野村平八	和田善兵衛	武居彌兵衛	西田利七	谷口甚一郎	松村留次郎	久保田庄衛門	廣田伊佐雄	廣田伊佐雄	久保田庄衛門
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十河長次	渡邊高一	富岡德平	中谷民江	佐々木繁太郎	佐分利政一	岩田喜三郎	上田貫一郎	松村清一郎	久松長次郎	久松長次郎	久松長次郎	久松長次郎	久松長次郎	久松長次郎	久松長次郎	久松長次郎

組合團體

柏崎百貨同業組合	三條小間物洋品商組合	新發田洋品小間物商組合	新發田町荒物同業組合	小千谷小間物同業組合	堀之内町藥種小間物商組合	新津町小間物同業組合	○佐渡荒物同業組合
柏崎町本町七丁目	三條市三條二ノ町	新發田町新道四六五	同萬町	小千谷町	堀之内町堀之内四〇四九	新津町上山谷、吉田方	佐渡郡河原田町本町
昭四年	昭一三・二月	大元年	昭三・七年	昭三・七・一	昭二・六・六	昭三・九・九	昭三・九・九
市川茂平治	吉田熊次	齋藤太四郎	田村甚左衛門	大塚定吉	矢島京平	吉田德次	吉田久滿次
小山小市郎	原山富行	齋藤太四郎	田村敏三郎		五十嵐重吉	中山三代吉	
四〇	七〇	二五	一一	三〇	一二	一八	七六六六

富山市小間物化粧品小賣組合	富山小間物卸商組合	富山小間物商組合	富山小間物商組合	高岡化粧品小賣商組合	高岡雜貨五業卸商組合	高岡雜貨物組	魚津雜貨小間物商組合
富山市東四十物町四、矢郷方	同西三番町二五、成田方	同一番町九	高岡市末廣町九七一、篠原方	同小馬出町六	同同二九	同同二九	魚津町金屋町、稻葉方
昭五・九・一七	昭七・一〇・一五	昭三・〇・一一	昭六・一一・八	昭七・二月	昭八・一二・五	昭三・五・六・一〇	
安井榮次郎	成田松太郎	鳥倉彦作	山口林造	谷道岩治郎	井本和平	淺尾久晴	
永森德平	鳥倉彦幸			宮崎喜三			
一七〇	二六	一三〇	一一〇	二二	一四	二〇	

金澤小間物化粧品雜貨商組合	金澤雜貨商組合	金澤雜貨小間物卸商組合	金澤市荒物卸商組合	○金澤市金屬工藝同業組合	小松町小間物化粧品組
金澤市高岡町二六	同上今町三六	同片町二八	同上近江町三六	同市	小松町茶屋町四
昭二・二・一九	昭一三・六・二改組	昭四・三・一一	昭二・二・一一	昭五・三・一五	昭一三・二・二〇
野村吉六	素谷篤爾	山田藤太郎	德野彌吉	加賀谷源吾	和田靜夫
				上坂吉榮	
一〇三	二二四	二四	二〇		一六

福井小間物化粧品商組合	敦賀化粧品組	敦賀化粧品石鹼商組合	武生小間物化粧品商組合
福井市尾上下町三〇	敦賀町旭四八	同商工會議所内	武生町桂六、上田方
昭一〇・七・二	昭六・一一・一八	昭三・一〇月	昭四・四・二月
三田崎政治	池田藤吉	岡田吉太郎	上田宗治郎
	堤中鶴吉	麻生巳作	
五二	三三	三〇	四四

尾道	福山	米子	松江	高松	丸龜	德島	高知	松山	今治	宇和島	八幡	下關	博多	門司	小倉	大牟田	八幡	戸畑																				
山縣鐵之助	藤原清人	○辻本竹次郎	白川梁一	杉原長市	引野熊之助	○松井義三郎	○泉井文之助	○荒木文之助	○安部繁雄	○松本直吉	○神原直吉	○山本通六	○多田正敏	○竹崎友次	○佐川嘉次	○山田廣一	○岡田廣一	○尾越光治郎	○高橋芳一	○村上春治	○遠藤省一	○高辻正義	○中川千代治	○渡邊龍助	○宮岡太郎	○小林鎌太郎	○中尾信介	○福永小太郎	○大澤大	○磯田秀雄	○森下源太郎	○小川安司	○侯野文造	○岡田安太郎	○松田安太郎	○江崎長藏	○陣内猛	○田中庄太郎

組合團體

名古屋化粧品小賣業組合	名古屋香油商組合	名古屋石鹼製造組合	名古屋絲商組合	名古屋袋物卸商組合	名古屋燈商組合	名古屋金屬小間物製造同業組合	名古屋屋荒物雜貨卸商組合	愛知縣莫大小同業組合	牧雜貨組合	豐橋化粧品小賣商組合	半田化粧品石鹼同業組合	豐川町牛久保町小間物化粧品組合
同中區赤門通、榮樂俱樂部內	同中區白川町五ノ二七、名古屋商報社內	同中區笠寺町加福一ノ三二	同中區末廣町一ノ一五	同中區白川町五ノ二七、名古屋商報社內	同中區南新町三丁目、箕浦方	同中區横三ツ藏町一ノ一	同西區泥江町二ノ八ノ三	小牧町三〇三八	豐橋市中八町一一、松井方	半田市末廣町、大西方	豐川町、松井屋方	
大一五・一〇・一〇	大六三・六・一〇	大六六	明四二・二・一〇	大八・二・一六	明四五・一月	大八・九・一	大五年	大六・一〇・二二	大一一・四・二	昭二・四・一四	大七・一・一七	昭三年
後藤庄太郎	森庄助	大橋長七	宇佐美政次郎	馬淵源六	山田治助	近藤留吉	伊藤繁治郎	猪村鎌吉	山田晴康	森下長次郎	鷹羽政治	松井健三
山森康光	緒川禎太郎	緒川禎太郎	緒川禎太郎	緒川禎太郎	箕浦圓治	山崎重兵衛	寺井德三郎	大西藤治郎	大井峯次			
二三〇〇	一〇	二六	二〇	三二	七一	二九	七八五	三〇	六八	五二	五五	

神都小間物化粧品商組合	津市小間物商組合誠業會	四日市小間物化粧品組合	松坂小間物商組合	桑名小間物化粧品商組合	上野小間物化粧品組合
宇治山田市曾禰町一七三	津市中之番町	四日市市銀座通一丁目、佐倉方	松坂市新町	桑名市職人町一一九三	上野町忍町二六五六
明四〇・一〇・九	明一三・二・五	昭九・三・一七	大一一・四月	大一一・四月	明二五・一月
和田善兵衛	増富嘉兵衛	佐倉孝一	井正名	後藤精一	川合久吉
四一八	一八	九	三〇	二九	一三

京都小間物化粧品卸商同業組合	京都化粧品石鹼卸業組合	京都鹿の子絞卸商組合	京都袋物商工組合	京都扇子團扇同業組合	福知山化粧品組合	綾部化粧品同盟組合	舞鶴雜貨小間物商同業組合
京都市下京區東洞院通五條上九	深草町五六九	同東洞院通五條上九	同	同下京區高辻通烏丸西入	同上京區烏丸通、商工會議所內	福知山市中ノ五番地	綾部町北西町
明四一・一一・二二	昭一二・二・二二	昭一一・七月	昭六・七・一三	明三三・六・六	大一一・二・二	昭四・五・二五	昭九・九・一八
橋尾喜七	松尾喜七	中川寅次郎	宮脇新兵衛	梅垣英次郎	土井駒藏		
一二九	六五	四九	七二	八四	三六	一七	一六

神戸石鹼化粧品業組合	姫路化粧品石鹼卸商組合
神戸市湊東區多聞通三ノ四	姫路市北條口四四
大一一・七・一	昭七・一・一六
播磨幸七	額田管治
山内直一	
五三	一三

大連	哈爾濱	新京	奉天	營口	吉林	天津	漢口	カルカッタ	シヤム	日本
瀋陽化工	三泰油房	藥製	藥製	藥製	藥製	藥製	藥製	藥製	藥製	藥製
右近又雄	保田文雄	阿部吟次郎	井上折平	前田伊織	佐藤精一	那須要	圓尾敬治	濱崎清人	宮副佐智	芝元正次郎
長谷川義三郎	大辻直次郎	富永萬吉	植松康行	石塚匡	杉田慶次郎	加納藤右衛門	幡藤隆三郎	日出色局	溝上洋行	

業諸團體の動き

東京小間物製造みのる會 創立滿十周年を迎へ、先づ靖國神社、宮城、明治神宮に参拜して出征將士の武運長久を祈願したる後、鶯谷壽樂に賀詞交換會開催し、同日
東京化粧品工業會 産業部委員會を開催の結果、懸案なりし共同施設並びに事業綱要を可決可及的速かにその實行申合せを

大阪府

○大阪小間物卸商同業組合	大阪市東區北久寶寺町二ノ四四	大10・10・二三	田中常三郎	市川梁一	三九八
○大阪化粧品同業組合	同東區博勞町二ノ五	大9・6・一八	中山太一	石川靜三郎	三一〇
○大阪石鹼同業組合	同南區安堂寺橋通四ノ二九	明三二・一一・一	藪田善次郎	田中久明	一三五
○大阪荒物雜貨卸商組合	同東區博勞町四ノ五三	大11・五・一四	大谷藤四郎	森脇正道	五〇
○大阪白粉商組合	同天王寺區上本町九ノ三四	明三五・二・二四	神田莊治郎	土田市夫	二二
○大阪香料商組合	同東區南本町二ノ一八、明治屋ビル内	大14・一〇・二八	田村眞策	荒木久次	三三
○大阪洋裝雜貨同業組合	同東區內本町橋詰町五八、大阪府立會館内	昭一二・六・二二	長谷川彌三郎	小原千藏	二五
○大阪油卸賣商組合	同東區京橋三ノ一一	大三・三月	福井伊助	佃一	三〇二
○大阪薰物線香商組合	同北區老松町一ノ二〇	昭四・四月	福田末治郎	野村仁三郎	三六二
○大阪袋物製造業組合	同南區鯉谷東之町三七	昭四・四月	飯田健之助	林泰一郎	一二九
○大阪セロロイド同業組合	同東區成區大今里町六五五	大九・二・二七	岩井和吉	野村仁三郎	一三〇
○大阪護謨同業組合	同西區西長堀北通一ノ一五	明三二・二・二四	岡井善三郎	長尾正信	三三〇
○大阪莫大小タオル同業組合	同東區瓦町五ノ二三	明四一・一一・一一	荒木榮次郎	林泰一郎	四七八
○日本釦同業組合	同天王寺區大通一ノ一〇六	昭三六・一一・一七	西村伊藤	近藤三男雄	四二二
○大阪皮革商工同業組合	同浪速區西濱南通二ノ三三	大二・一〇・四	昭一一・一〇・一	中田作五郎	一五〇
○大阪刷子同業組合	同東區兩替町一ノ一七	昭一一・一〇・一	大九・九・四	正木良昌	五八
○大阪袋物加工組合	布施市荒川一ノ一九、近藤方				
○堺線香同業組合	堺市中之町、商工會議所内				

奈良縣

○奈良小間物化粧品商組合	奈良市元興寺町	大五・一〇月	小林米藏	若狭義太郎	一〇〇
○大和護謨同業組合	高田町八六ノ一	大一一・六・一〇	中田房吉		一〇三
○下市製箸同業組合	下市町下市一二五				

和歌山縣

和歌山化粧品小間物同業組合	和歌山市杉ノ馬場三ノ一、岩橋方	大七・七月	岩橋濟		五〇
和歌山荒物商組合	同東區仲間町一ノ三	明一四年	前田茂兵衛		七
○和歌山莫大小同業組合	同商工會議所内	大一一・七・一三	九鬼秀太郎		九三
新宮化粧品商組合	新宮市新宮一〇〇	大一一・四・一月	兒島勝太郎		三〇
新宮小間物商組合	同新宮	大二年	正木安康		一〇
海南小間物化粧品組合	海南市日方	昭四年	小島由太郎		三五
田邊小間物化粧品商組合	田邊町榮町六三	昭二二・一月改組	山本善一郎		七二

組合團體

行ふ一七日

東京小間物特殊品卸商協同會
淺草橋場の隅田に賀詞交換會
開催一、二〇日

東京化粧品本舖十日會 増税
に伴ふ化粧品課税対策を協議一
一、二一日

旭東化粧品雜貨卸商同盟會
時局に鑑み恒例新年宴會は取止
め、懇談會を三の輪新世界に開
く一、二七日

大粧會 大垣市に於ける業界
統制を目的として結成、日比甚
市氏會長に就任一、二七日

大阪化粧品本舖粧富會 新春
懇談會を南紀日濱温泉に開催
一、一八、九日

啓進會 新春第一回を本所公
會堂に開催、吉例三浦樂堂氏の
講話及び福引一千名當籤等の豪
華餘興あり一、二〇日

東京化粧品工業會 上野池ノ
端一平莊に定時總會開催、返品
防止勵行に關する決議を行ふ
一、二一日

興粧會 結成滿一週年を迎へ
淺草橋味樂に新年初顔合せ例會
開催一、二三

大阪化粧品工業會 新年懇談
會を組合事務所で開催一、二六
日

柳生會 上野池ノ端雨月莊に
幹事會開催一、二八日

東京ライオン會 初理事會を
京橋第一相互東洋軒に開催、散
會後歌舞伎座觀劇一、二七日

東京石鹼五三會 丸ノ内常盤
に例會開催一、二七日

興粧會 組合事務所に課税問
題懇談會開催一、二九日

組合團體

和歌山製革同業組合

海草郡岡町村四五二

大三・三・二四

吉村吉太郎

鳥

取

鳥取市川端三ノ五六
米子市加茂町、商工會議所内

大二・四・一
昭五・六・一九

松田恒藏
神庭政七

八田茂雄

島

根

鳥取市白濁本町、梶谷方
今市町六五二

明二五年
明四三・七月

梶谷種一郎
片岡信助

横木米次郎

岡

山

岡山市上ノ町三、商工會議所内
岡山市
岡山市、商工會議所内
倉敷市阿知町、原方
同
笠岡町
小田町堀越六六四四ノ二
邑久郡邑久村

明二五年
大一一・六月
明四〇・六・二二
昭五・三・二六
大一一・四月
大一一・六月
大一一・六月
大一一・六月
大一一・六月

三宅楨吉
林泰八
田中馬鬼二
富岡徳平
原安次郎
松枝四方吉
犬養健
東山春吉
松原駒太郎

加納順次
高淵鷹市

廣

島

廣島市猿猴橋八一
同細工町三、廣島クラブ會社内
福山市、商工會議所内
尾道市、商工會議所内
同天神町西詰
同土堂町六八八
吳市、商工會議所内
府中町八三六
矢野町役場内

大七・一〇・一
昭一一・五・六
昭一一・一〇・一
明四〇・七・二六
大七・三・二五
昭六・四月
昭三・一〇・一五
大六・二・二〇

柴田益明
佐久間勇
山野傳五郎
犬石五六
茂木茂市
安保恭作
山縣鐵之助
益田照次郎
濱井大二

岩崎利太郎

山口化粧品商組合
山口化粧品商組合
山口小間物商組合

山口市西門前三〇、來栖方

昭九・七・七

來栖信助

加藤八郎

一三〇
九

大名古屋共榮クラブ會 名古屋ホテルに各區會々長會議開催最低値段を協定して即日實施
二九日

京都オカツプ會 四條大橋矢尾政に發會式舉行 二・一〇日
東京化粧品協會 築地八百善に總會を開き、製販膝を交へて懇談 二・一四日
東京化粧品工業會 役員會開催 二・一六日

旭東化粧品雜貨卸商同盟會 三ノ輪新世界に例會並に恒例交換會開催 二・一七日
お染會 お染椿本舖チエーン團たる同會の第一回總會を日本橋矢ノ倉福井樓に開催 二・二〇日

京都和會 鉄屋町修正舎に總會開催、物品稅對策並びに値上問題決議 二・二二日
朝鮮盟班會 第七回春季總會を大阪今橋大坂ホテルに開催。懸案の一部積立金問題を繞る從來の絡れを一掃、閉會後四ツ橋南一に懇親會開催 三・五日

東京髮油同業親油會 定例會を繰上げ課稅問題討議 三・七日
京都クローバー會 木屋町對鶴に發會式舉行 三・一四日
東新會 恒例小間物、裝身具、藥物、雜貨類の第十三回春季見本市を丸ノ内府立商工獎勵館に開催 三・一五、六日

大東京オパール會 芝浦東港園に第四回總會開催 三・一八日
香友會 大阪有力香料業者から成る同會は恒例春季懇親會を別府に開催 三・一九日
東京、大阪化粧品工業會 諸

九

九

九

宇部小間物化粧品同業組合	宇部市東區菅盤通一	西田民惠	五
德島小間物化粧品卸商組合	德島市、商工會議所内	大石徳藏	一四
德島市洋品雜貨商組合	同	平岡富藏	二五
香川縣小間物化粧品卸商組合	高松市南新町、綾田方	綾田安次郎	三一
高松小間物化粧品同業組合	同兵庫町四〇、金光方	金光常吉	六五
高松洋品雜貨商組合	同商工會議所内	安田美代造	三五
〇香川縣除蟲菊同業組合	同内町九六	松浦伊平	六五八一
丸龜化粧品小間物組合	丸龜市松屋町筋、小西方	小西篤治	五七
善通寺化粧品組合	善通寺町赤門筋、城井方	城井小彌太	一一
多度津化粧品同業組合	多度津町南町、西岡方	石川嘉左衛門	三六
〇香川縣莫大小同業組合	大川郡白鳥本町	成瀬又吉	三六
觀音寺化粧品組合	觀音寺町、松崎方	松崎秀太郎	三六
愛媛縣			
宇和島化粧品小間物卸同業組合	宇和島市朝日町五四六	黒田利三郎	八
今治小間物化粧品組合	今治市中小路	増田茂八郎	三二
〇伊豫除蟲菊同業組合	同寶來町、越智郡自治會内	中村經滿	一七一
高知化粧品同業組合	高知市堺町八	宇田喜太郎	三八
大分縣			
大分化粧品商公認組合	大分市竹町通六丁目	中山善助	一五三
大分市洋品雜貨商組合	同竹町	一丸伍兵衛	二九
〇大分縣木蠟業同業組合	同	吉武政雄	一四四
別府小間物化粧品商組合	別府市中濱筋、工藤方	工藤隆男	三〇
佐伯小間物化粧品組合	佐伯町二四六	佐々木庫也	二〇
白杵町小間物化粧品組合	白杵町煙屋町	江藤乙一	一〇
福岡縣			
全九州下關化粧品卸商組合	福岡市行町五三、九州商報社内	井上與吉	四三
昭一三・三・八		中尾映巳	

組合團體

原料材料暴騰により一割以上値上げのこと、し、化粧品課税の際は更に改めて値上すべしとの共同聲明發表―三月

東京髪油同業親油會 諸原・材料騰貴に加へ刻下情勢に對處する爲め各種製品一割以上値上げを發表―三月

東京小間物製造みのる會 創立十周年紀念祝典を千葉縣船橋三田濱樂園に開催―四・三

粧友會 大阪今里新戎に總會開催―四・四

大阪石鹼製造同盟會、心齋橋筋心交社に例會開催、第十四回全國石鹼大會に對する態度を協議―四・四

名古屋化粧品小賣商業組合結成同盟會 同市業界統制を目的として設立―四・四

小間物部會 廻子別邸に病氣靜養中の宮本庄七氏を會員打ち連れて慰問―四・五日

豐富會 臨時總會開催―四・六

東京ライオン會 理事會を帝國ホテルに開催―四・七日

ピント・クラブ 第一回撮影會を上野動物園に開催―四・二三日

全國同業組合評議會 結成總會を丸ノ内府立商工獎勵館に開催、業界からは小林富次郎氏その委員に選任―四・五日

滿洲あづま會 總會を箱根塔ノ澤福住に開催―四・六日

互友會 江東橋東京石鹼組合事務所協議會開催、粉石鹼袋用紙規格を統一決定―四・八日

ピント・クラブ 第一回作品展

組合團體

鹿兒島縣	宮崎市洋品雜貨商組合	宮崎市橋通三ノ四〇	昭二・四月	中村榮吉	太田良藏	二〇
	都城雜貨商組合	都城市、商工會議所内	昭三・一・一三	瀬戸山武助		三〇
宮崎縣	熊本市西外坪井町九	熊本市西外坪井町九	昭二・四月	相部正太郎	九州商報社	五〇〇
	同新柳町大門通、高倉藥局内	同新柳町大門通、高倉藥局内	昭二・四月	井上與吉	九州商報社	一三
熊本縣	同久留米市京町八ノ八一	同久留米市京町八ノ八一	昭三・四・七・一三	野田勝次		三六三
	同門司市魚町六丁目、島生方	同門司市魚町六丁目、島生方	昭元・二・一〇	鳥生利三郎		二二八
佐賀縣	同小倉市魚町四丁目、西村方	同小倉市魚町四丁目、西村方	昭二・四・一五	宮地俊作	伊豆善十	二〇〇
	同飯塚市本町	同飯塚市本町	昭九・六・六	宮地俊作	伊豆善十	七二
長崎縣	同長崎市築町四三、成宮方	同長崎市築町四三、成宮方	昭一三・四月	成宮長治郎	今里米次郎	三五〇
	同同材木町二八	同同材木町二八	昭三・七・四・三	戶所喜平	今里米次郎	五七
佐賀縣	同同江戶町六八	同同江戶町六八	昭六・二・二〇	垣立寅藏	垣立寅藏	三八
	同同今魚町五七	同同今魚町五七	昭二年再創立	江崎榮造	垣立寅藏	二〇
熊本縣	同早岐町、村山方	同早岐町、村山方	昭二・六・二五	菅井喜代松		二〇
	同島原町中堀町六五、谷口方	同島原町中堀町六五、谷口方	昭二・六・二五	村山甚十郎		二五
佐賀縣	同昭二・四・一五	同昭二・四・一五	昭二・四・一五	田中庄太郎	守谷金助	五〇
	同昭九・六・六	同昭九・六・六	昭九・六・六	伊藤萬三郎	寺島次郎	一五〇
長崎縣	同昭一三・四月	同昭一三・四月	昭一三・四月	宮原峰太郎	宮原峰太郎	一〇
	同昭二・四月	同昭二・四月	昭二・四月	宮原峰太郎	宮原峰太郎	二〇

審査會を組合事務所で開催
 四二三日
 全國石鹼製造業聯合會 全國
 石鹼大會を箱根塔ノ澤環翠樓に
 開催し四二三日
 友誼會 帝都現金問屋十四名
 を以て結成、理事長に藤澤松次
 氏就任し四二八日
 東京小間物製造みのる會 十
 周年記念伊勢參宮・二見ヶ浦一
 泊旅行舉行し五六日
 東京化粧品工業會 熱海一泊
 親睦會舉行し五一二日
 東京アイダル會 第十三回
 總會を熱海間歇泉大湯に開催し
 五一二日
 東京小間物製造みのる會 新
 湯ヶ原温泉に幹事會開催、新役
 員決定し五一七日
 心粧會 國産化粧品愛用大會
 を大阪松坂屋に開催し五一七日
 柳生會 第十四回總會を鹽原
 温泉に開催し五二三日
 日本除蟲菊輸出聯盟 神戸商
 工會議所にアフリカ英領ケニア
 産除蟲菊進出の脅威に備へる全
 國對策協議會開催し五二六日
 名古屋化粧品工業會結成 會
 長に河合喜三郎氏就任し五月
 北海和樂路會 第二年を迎へ
 その第二回顔合せ會を新富町松
 志滿に開催し六一日
 モンド會 坂入新社長を迎へ
 第十四回總會を熱海大野屋旅館
 に開催し六七日
 大阪化粧品本舖粧富會 結成
 一周年記念一泊旅行を播州赤穂
 御崎村鳴館に行ふし六七八日
 自助會 大阪組合協賛の下に
 ハイ・メンケ會舉行し六二二日

川内洋品雜貨小間物化粧品商組合 川内町賑町

臺灣

大五・三・一五

奧村義雄

上村治二

四五

臺北

臺北和洋雜貨化粧品商組合 臺北市本町二丁目

臺南市本町四ノ一七四

大一四・一月
昭六・七・七

中辻喜次郎
邱天賜

小林啓七
城煥生

三八
六〇

鮮

滿

京城化粧品組合 京城府吉野町一丁目、岡田方

釜山化粧品組合 釜山府大倉町三ノ四

釜山雜貨商組合 同辨天町一ノ七、山口屋洋品店內

仁川化粧品組合 仁川府仲町二丁目、南方商店内

仁川化粧品同業組合 同仲町三丁目

元山洋品雜貨化粧品組合 元山府本町三丁目、飯山方

清津雜貨小間物化粧品商組合 清津府明治町

清津雜貨商組合 同明治町一七、上田麻商店内

大連化粧品商組合 大連市大正通三一、石川方

滿洲化粧品商組合 奉天市浪速通三二、前田德商店内

奉天洋雜貨化粧品商組合 同平安廣場、奉天輸入組合

中華民國

青島和洋雜貨同業組合 青島山東路

青島化粧品商組合 同山東路一八四、勝崎方

大一〇・二・八
昭一二・二・八

白石保喜
大平清雄

勝崎宗太郎

二三
二九

註：組合聯合會は「業界諸團體」の頂に收め、藥業關係組合は「藥業・藥品」の部に掲載、隨つて本表よりは之を除外した。尙組合名稱上部の「〇」印は、重要物産同業組合法によつて設立されたものを示す。

業界關係 全國商業組合一覽

【昭和十三年十月十日現在】

組名	設立認可年月日	地區	組合員數	出資總額	事務所	代表者
帶廣藥種賣藥化粧品商業組合	昭九・三・二	帶廣市	二九	四、六五〇	帶廣市大通九ノ四	石神清二
小樽藥種賣藥化粧品商業組合	昭九・三・五	小樽市	九六	一〇、〇〇〇	小樽市稻穂町西七ノ一	谷黑莊平
函館時計貴金屬商業組合	昭九・九・二七	函館市	七五	六、五六〇	函館市末廣町八〇	上野三春

東京化粧品工業會 東京商報社に時局下の製造界を語る座談會開催一六・二五日

大阪化粧品工業會 臨時總會を開いて返品防止問題協議一六・一六日

千草會 組合事務所第二十回總會開催一六・二八日

五日會 七曜會及び關東側化粧品荒物雜貨問屋有志九名によりて結成、谷中新湯ヶ原に會務及びその根本方針樹立一六・二九日

啓進會 本所公會堂に第八十五回を開催、最初の試みたる愛國歌の練習を行ふ一六・二一日

友粧會 七章三十條の規約を成文化し本格的活動段階に入る一六・六月

田端豐香園ボーネット會 神奈川、廣島、名古屋等各地に總會開催一六月

東京髮油同業親油會 定例會にて返品防止に關する積極的態度表明一七・七日

名古屋クローバー會 名古屋市内及び近縣有力販賣店を以て結成、會長に半谷久四郎氏就任一七・二一日

東京髮油同業親油會 交換及び戻品謝絶の聲明書發表一七・二一日

小樽共榮クラブ會 小樽海陽亭に總會開催一七・二七日

東京化粧品工業會 役員會を組合事務所で開催、返品絶對謝絶・即日實施を決議一七・二八日

資生堂チェーン・ストア會 第五回總會を東劇五階ホールに開催一七・二八日

函館護謨製品商業組合	昭九・一・二九	函館市及龜田郡湯川村	三〇	九、四〇〇	函館市鶴岡町五〇	内川源作
青森雜貨商業組合	昭八・八・一一	青森市	一八三	一〇、一一〇	青森市新濱町一四	福浦雅一
一關荒物雜貨商業組合	昭一・二・三	一關町	一二	四、〇〇〇	岩手縣一關町地主町二五	小野寺吉兵衛
米澤荒物雜貨商業組合	昭一・二・一六	米澤市	一〇七	三、五〇〇	米澤市門東町下ノ町三二五	白石善藏
新庄洋品小問物商業組合	昭一・三・六・二	新庄市	二〇	八、三九〇	山形縣新庄町五日町	五十嵐榮治
仙臺化粧品商業組合	昭八・七・一一	仙臺市	二〇	六、〇四〇	仙臺市南町四五	佐藤太治右衛門
仙臺洋品商業組合	昭九・七・三	仙臺市	四二	四、〇〇〇	同東一番町七一	奈良龍三
氣仙沼洋物雜貨商業組合	昭九・八・九	氣仙沼町	一四	四、〇〇〇	宮城縣氣仙沼町八日町八八	武川惣三郎
福島化粧品商業組合	昭八・四・二四	福島市及七ヶ崎町	九五	五、六四〇	福島市北町六三	長谷川兵吉
水戸市洋品雜貨商業組合	昭一・三・一〇・一〇	水戸市	五四	一〇、〇〇〇	水戸市藤坂町二七七	平松富藏
宇都宮洋物雜貨小賣商業組合	昭八・六・二六	宇都宮市	一九	四、六四〇	宇都宮商工會議所内	石川竹次郎
群馬縣西部化粧品商業組合	昭八・一一・三〇	高崎市、群馬、碓氷、吾妻、多野、北甘樂各郡	一六〇	四、〇〇〇	高崎市九藏町七	清塚佐太郎
群馬縣中部化粧品商業組合	昭八・一二・二五	前橋市、利根、勢多、佐渡各郡	一三六	四、一八〇	前橋市立川町二〇	高橋政次郎
群馬縣東部化粧品商業組合	昭九・三・二九	桐生市、山田、新田、邑樂各郡	一五六	四、一〇〇	桐生市本町六ノ三七一	戸田芳三郎
熊谷化粧品小賣商業組合	昭八・一〇・二六	熊谷市	五五	二、五九五	熊谷市石原一八四三	杉浦卯之輔
本庄荒物小賣商業組合	昭一〇・一一・二〇	本庄町	一三	四、〇〇〇	埼玉縣本庄町本庄二七六五	福島正市
東京中央藥粧商業組合	昭八・三・三〇	神田、日本橋、京橋、芝、深川、板橋、向島、江戸川、葛飾各區	三五五	三九、〇四〇	東京市芝區愛宕町一ノ三四	菊池三之助
東京江東藥粧商業組合	昭八・三・三〇	荒川各區、王子、籠野川、花原、大森、品川、蒲田、世田谷、目黒各區	三〇五	一六、八〇〇	同本所區江東橋一ノ七	古田土八重吉
東京北豐島藥粧商業組合	昭八・三・三〇	荒川各區、小石川、本郷、池袋、四谷、目黒各區	二八四	四四、四〇〇	同瀧野川區瀧野川町六九九	鈴木勇雄
東京都南藥粧商業組合	昭八・四・二六	芝、目黒、目黒三ノ四九七	三四八	二九、八六〇	同目黒區下目黒三ノ四九七	吉田達次
東京山之手藥粧商業組合	昭八・六・一一	三軒、二二	三九二	一六、八八〇	同牛込區西五軒町三二	荻村武郎
日本百貨店商業組合	昭八・八・一一	内地一圓	二八	三三、二〇〇	同日本橋區通一、大同ビル五階	藤田國之助
東京城西藥粧商業組合	昭八・一一・二四	澁谷、中野、杉並各區	二二四	一一、三四〇	同澁谷區幡ヶ谷原町九〇二	關口彌三郎
東京城北藥粧商業組合	昭九・二・二六	下谷、淺草兩區	二五六	九、五六〇	同淺草區芝崎町一ノ八ノ四	米山貞治
東京セロイド生地商業組合	昭一〇・四・一一	東京市	一九	九、四〇〇	同淺草區淺草橋三ノ一〇ノ一	戸谷佐治
東京セロイド再製原料商業組合	昭一二・四・九	東京市	一六	一〇、〇〇〇	同	沼田長治
東京ゴム原料卸商業組合	昭一三・一・三一	東京市	二一	七三、〇〇〇	同日本橋區本石町一ノ二	安田孫三
東京セロイド精洗商業組合	昭一三・六・一八	東京市	一七	四、〇〇〇	同葛飾區奥戸新町一五一九	林三三
橫濱藥粧商業組合	昭八・一一・一一	橫濱市	二九七	一一、〇四〇	同橫濱市中區花咲町二ノ六九	市倉佐次郎
神奈川化粧品卸商業組合	昭九・四・二三	橫濱市	四八	四、〇〇〇	同中區花咲町一ノ一八	霜田七郎
保證責任橫濱洋品商業組合	昭九・九・一一	橫濱市、久喜郡金澤町、外野、土谷區、磯子區	八六	二、一八四	同中區若葉町二ノ一八	渡邊順吉
橫須賀洋品小賣商業組合	昭一三・三・一一	橫須賀市	五三	六、二〇〇	同中區若葉町二ノ一八	山口米吉

東京ライオン會 七日開催を延期、箱根仙石原榎石園に理事會開催—七二三日

東京化粧品工業會 三ノ輪新世界に臨時總會開催—七二五日

名古屋化粧品統制聯盟 贊助員・審議員會合同大會を東樂地南陽館に開催—七二六日

朝鮮盟社會 幹事會及び臨時總會開催—八二七日

千草會 第二十四回總會を日本橋茅場町清水ビルに開催—九六日

互驗會 赤坂幸樂に幹事會開催、各種會則制定—九二五日

輸出化粧品同志會 原料關係の確保その他を目的として結成事務所を大阪化粧品同業組合内に置く—九月

名古屋化粧品工業會 名古屋實業組合聯合會に加入—九月

北見四郡化粧品組合聯合會 北海道菅呂郡温根湯に秋季臨時總會開催、完全に四郡の聯繫成る—一〇二日

東京、大阪化粧品本舖十日會 第三回全國業界優良團體表彰に關し各地組合團體宛その實績報告依頼狀發送—一〇二五日

京城アイデアル會 ボアグラ(味覺)に創立總會開催—一〇一九日

日本輸入香料統制會 特許局第二會議室に創立總會開催—一〇二二日

朝鮮盟社會 第八回總會を京城黃金町花月に開催、仲間卸値の協定及び時局下に於ける會の強化對策等に關する懇談並びに申合せを行ふ—一〇二三日

富山縣護謨製品商業組合	昭一三・九・三〇	富山縣	一四	五、〇〇〇	富山市衣服町一	大間知 喜一郎
滑川雜貨化粧品商業組合	大二三・九・一〇	滑川町、村岡村、蓮羽村	二五	四、〇〇〇	滑川町荒町滑川商工會内	堀邊久右衛門
勝山化粧品小賣商業組合	昭一二・二・二六	勝山町、下伊那郡	五二	四、一四〇	飯田市久知町三丁目、井上關太郎方	中村金作
飯田小間物化粧品商業組合	昭一三・八・二〇	飯田市、西山製糖住吉村	八〇	四、一六〇	甲府商工會議所内	井上關太郎
甲府化粧品小賣商業組合	昭一二・一〇・二八	甲府市、西山製糖住吉村	七〇	一六、三〇〇	静岡市五番町六ノ一	丸茂平兵衛
静岡藥粧小賣商業組合	昭一三・八・二	一宮市、中島郡及葉栗郡	一〇七	五、〇〇〇	一宮市本道通一ノ五	木野寶太郎
愛西化粧品小賣商業組合	昭八・七・一〇	一宮市、中島郡及葉栗郡	九七	一〇、五三〇	名古屋市中區入江町三ノ二	角田利壹
名古屋化粧品小賣商業組合	昭八・三・二九	名古屋	八六	五、〇〇〇	岡崎市本町三〇	加藤寛次郎
岡崎化粧品小賣商業組合	昭八・二・二一	岡崎市、矢作町	四八	五、〇〇〇	三重縣引本町引本浦	中根松次郎
引本雜貨小賣商業組合	昭八・二・二四	引本町	九	五、〇〇〇	京都市下京區西九條寺ノ前町一	濱田民平
京南藥粧商業組合	昭一三・三・二	京都市下京區の中東海道	五七	七、二〇〇	京都市東區區橋野大通三ノ九	吉川留次郎
大阪セロロイ生地卸商業組合	昭八・八・二九	大阪府・河内郡	二一	二〇、〇〇〇	大阪府東區區橋野大通三ノ九	奧村八五郎
大阪刷子卸商業組合	昭八・九・六	大阪府	五八	九、一五〇	同東區北久寶寺町二ノ四四	伊勢爲吉
大阪鏡卸商業組合	昭九・三・二九	大阪府	三〇	一五、〇〇〇	同	細川八十六
大阪扇子卸商業組合	昭一・一・九・二一	大阪府	五二	七、七五〇	大阪府東區北久寶寺町二ノ四四	稻垣政七
大阪綿布服裝雜貨卸商業組合	昭一・一・九・一〇	大阪府	七九	七、九〇〇	大阪府東區區橋野大通三ノ九	中谷虎司
大阪生護謨卸商業組合	昭一三・六・一四	大阪府	八	七、二〇〇	同東區區鶴橋北之町一ノ四八	井上靜逸
大阪豚毛卸商業組合	昭一三・六・一四	大阪府	四五	四、九八〇	同此花區中江町七五	西村伊藏
阪神荒物雜貨商業組合	昭一・一・七・一三	西宮市、精道村、鳴尾村、瓦木村	三二	一〇、〇〇〇	姫路市米田町二三	中野安一
姫路荒物百貨商業組合	昭一・一・六・二六	日高郡	一〇	七、一〇〇	和歌山縣印南町印南三充	南部治雄
保證責任日高除蟲菊乾花商業組合	昭一二・二・二一	日高郡	三八	四、〇〇〇	島根縣今市町六五二	片岡信助
今市町化粧品小賣商業組合	昭一一・一・二九	山口市	三三	四、〇〇〇	山口市新町二三四〇	井上藤四郎
山口化粧品小賣商卸組合	昭一二・三・一七	下關市	四〇	一〇、〇〇〇	下關市新町二ノ一〇五六	土谷徳治郎
下關藥業化粧品商業組合	昭一三・五・一一	防府市	一八〇	四、〇〇〇	防府市宮市二八七	山根四郎兵衛
防府櫛寸卸商業組合	昭九・五・二一	福原村旭	一〇	五、〇〇〇	徳島縣勝浦郡福原村旭中村一九	田中勇
旭日用品雜貨商業組合	昭九・八・四	牟岐町	一一	七、六〇〇	同牟岐町牟岐浦濱崎四ノ二	谷本作太郎
牟岐日用品吳服雜貨商業組合	昭一〇・二・二七	脇町	七一	五、一八〇	同脇町大字脇町一三九	三間治吉
脇町雜貨商業組合	昭一二・二・一〇	橋町	四三	一〇、〇〇〇	同橋町西浦二九	内村可一
橋日用品雜貨卸商業組合	昭八・一・一・三〇	坂出町、金山村	四二	二、四五〇	香川縣坂出町東通町	鎌田英夫
坂出化粧品商業組合	昭九・二・二一	松山市三津野町、道徳湯之町、郡中町、郡中村、松山前町	一七	六、〇二〇	松山市三番町二三	永井忠次郎
松山化粧品小賣商業組合	昭一三・八・一八	盛口村井口	一一	四、〇八〇	愛媛縣盛口村井口乙八一〇	上田亮三
宇和高雜貨小賣商業組合	昭一三・一・二五	盛口村井口	一三	二一、八〇〇	福岡市春吉上四十四ノ二	在間軍造
盛口日用品雜貨小賣商業組合	昭八・六・二八	福岡市及箱崎町	三五			磯田秀雄
福岡藥粧商業組合						

組合團體

商報社の一年

十一月〔昭和十二年〕
 東京商報社、特輯「銃後の健康化粧」發行 二十七日
 東海商報社、岐阜の冠稱を廢して改題、年四回を今後月刊に改む。
 十二月
 東京商報社、内閣企劃院調査

東京ライオン會 帝國ホテルに本年度最終理事會開催、昭和十三年十一月二十一日以降實施せらるべき昭和十四年度改正取引制度を發表 一一・一四
 時好會 組合事務所樓上に於ける下見會を経て本日より一週間、日本橋三越本店に恒例展示會開催 一一・一〇
 東京ライオン會 九ノ内會館に臨時研究委員會第一回開催 一一・五日。その結果を提げて帝國ホテルに緊急理事會開催 同、二二日
 奈良縣クラブC・S・S會 同縣下に於けるクラブセールのマンスタール卒業者を以て組織その第一回總會を畝傍町クラブ特定品販賣會社内に開催 一一・一五日
 大名古屋花王會 萬平ホテルに於ける花王石鹼取引改善懇談會席上、滿場一致その結成を見同時に協定價厳守を決議 一一・一六日
 東京化粧品本舖昭和會 東京驛發、紀州路の旅 一一・二三

久留米化粧品商業組合	昭九・一・一八	久留米市	六六	四、〇〇〇	久留米市本町三四九	吉武助
門司藥粧商業組合	昭一二・二・二六	門司市	一三七	七、四二〇	門司市櫻町二一六九ノ二	松永太郎
大牟田化粧品商業組合	昭一二・一〇・二二	大牟田市	一三七	四、七八〇	大牟田商工會議所内	川野忠吉
八屋商業組合	昭一三・七・二二	八屋町	一五〇	一〇、九六〇	福岡縣築上郡八屋町大字八屋二〇九ノ二	渡邊貞吉
佐賀化粧品商業組合	昭一〇・一・二八	佐賀市	一一三	五、〇〇〇	佐賀商工會議所内	小部松一郎
熊本化粧品商業組合	昭九・二・二八	熊本市	三二三	七、四〇〇	熊本市中唐人町一一	正清彌七
鹿兒島化粧品商業組合	昭九・二・一四	鹿兒島市	三〇三	六、〇六〇	鹿兒島市東千石町九六	弓削義雄
川内洋品雜貨商業組合	昭一三・三・九月	川内町	二六		川内町脈町	奥村義雄

官池田中佐を繞る「北支經濟座談會」を丸ノ内當盤に開く二十日
 日刊商業社、京都通信營業所を京都支局と改稱。
 一月「昭和十三年」
 東京商報社、十三年版「小間物化粧品年鑑」及び新春特輯號發行一日
 名古屋商報社、吉例新年宴會を河文に開催 二日
 滿洲商報社、社主三谷樂山氏を中北支商況視察に派遣 十二日
 大阪小間物新報社、第二十八回十年勤續者及び第九回二十年勤續者表彰式舉行 十三日
 奈良商報社、廣告料改正 二十日

業界關係 全國工業組合一覽

【昭和十三年十月十五日現在】

組名	地區	設立年月	出資總額	組合員數	事務所	代表者
北海道除蟲菊製品工業組合	北海道一圓	昭七・一二・二〇	五〇〇〇〇	五	札幌市外琴似驛前	關口憲治郎
小樽石鹼工業組合	小樽市一圓	昭九・四・一三	一〇、〇〇〇	一〇	小樽市港町二二	山崎自治
札幌護謨工業組合	札幌市、旭川市、石狩、空知、上川各支廳管内一圓	昭一〇・三・一一	一七、四〇〇	五	札幌市南一條西四ノ一七	根尾舜策
小樽護謨工業組合	小樽市及後志支廳管内一圓	昭一〇・三・一一	一五、〇〇〇	四	小樽市汐見台町、日東工業所内	中村利三郎
函館護謨工業組合	函館市、渡島支廳管内一圓	昭一〇・三・一一	一〇、〇〇〇	二	函館市宮前町一八二	内川源作
保護北海道護謨工業組合聯合會	北海道一圓	昭一二・四・三〇	一、五〇〇	三	札幌市南一條西四ノ一七	
鹽釜魚肥魚油製造工業組合	鹽釜町、多賀城村、高砂村七ヶ瀬村	昭一二・二・二八	二〇、〇〇〇	一五六		
栃木縣懷爐灰工業組合	栃木縣一圓	昭八・五・九	一、五五六〇	二九	栃木縣栃木町泉町三七八	田村政太郎
東京輸出セロイド玩具工業組合	東京府	昭二・二・二六	五三、八〇〇	一六六	東京市淺草區淺草橋二ノ八	櫻井廣直
東京刷子工業組合	東京府	昭四・一・一八	一一、〇〇〇	三二	同本所區吾妻橋二ノ二	澤京治郎
東京セロイド玩具工業組合	東京府	昭六・六・一〇	三〇、〇〇〇	一一	同板橋區志村長後町二六三、志村工場内	黒田伊三郎
關東セロイド玩具工業組合聯合會	東京府	昭七・四・三	二、〇〇〇	二	同荒川區尾久町二ノ五二八	黒田伊三郎
日本東部ゴム工業組合	東京府、神奈川、靜岡、千葉、茨城、栃木、宮城各縣	昭七・七・一九	五九、一〇〇	一六二	同向島區寺島町五ノ四六ノ八	戸谷佐治
東京輸出セロイド櫛篋貨工業組合	東京府	昭八・六・一三	一〇、四〇〇	二六	同淺草區淺草橋三ノ一〇	櫻井廣直
日本輸出セロイド玩具工業組合聯合會	内地一圓	昭一一・九・二二	六、〇〇〇	三	同淺草區淺草橋二ノ八ノ二	櫻井廣直
東京ゴム製品工業組合	東京府	昭一三・一・一八	一五、一五〇	一八五	同日、銀座本町一ノ二、實業聯合館内	澁谷雄太郎

東京商報社、セロイド特輯發行 二十九日
 二月
 大阪小間物新報社、恒例懸賞廣告開始一日。發行委員會開催重要案件可決 八日
 東京商報社、大阪今橋ホテルに蚊取線香座談會開催 十日
 大阪小間物新報社、大毎記者櫻木氏を招じて從軍講演會開催 十一日
 名古屋商報社、物品種解説別刷を配布 十五日
 東京商報社、荒物座談會を濱の家に開催 十六日
 大阪商報社、第三十八回定時總會を森吉に開催 十九日
 靜岡商報社、第八期定時株式總會を濱松市共生會館に開催 二十一日
 東京商報社、荒物雜貨特輯發行 二十六日

組合名	所在地	設立年	社員数	事務所	備考
日本皮革工業組合聯合會	内地一圓	昭三・二・一四	五〇〇	同荒川區三河島町八ノ二三七二	
東京セロイド再製生地工業組合	東京府	昭三・二・二二	一、〇〇〇	同日本橋區馬喰町三ノ三、當組内	
東京輸出金屬石鹼容器工業組合	東京市	昭三・一〇・一四	六、六五〇	同神奈川縣秦野町會屋六六二	
神奈川縣植物油製造工業組合	神奈川縣中郡、愛甲郡、足柄上郡、足柄下郡	昭二・一〇・一八	一五、〇〇〇	高岡市坂下町田方	
富山縣護謄工業組合	富山縣	昭三・三・二二	四、五〇〇	石川縣西谷村稻野イノ四五	
石川縣リボン工業組合	石川縣	昭一・三・二五	一、六〇〇	福井縣小濱町湊	
若狹塗箸工業組合	濃敷、三方、大飯各郡	昭八・七・九	四、四二〇	福井縣志太郡藤枝町	
福井縣リボン工業組合	福井縣	昭一・三・二一	九、三五〇	靜岡縣志太郡藤枝町	
靜岡縣護謄紐工業組合	靜岡縣	昭一・二・二二	三、〇〇〇	名古屋市西區傳馬町一ノ二八、傳馬ビル内	
愛知縣護謄工業組合	愛知縣一圓	昭一・六・三〇	一〇、〇〇〇	三重縣上野町上野安善町二二六	
三重輸出セロイド腕環工業組合	三重縣一圓	昭一・二・六・二五	一〇、〇〇〇	津市下部田一六一九ノ二	
三重縣ゴム工業組合	三重縣一圓	昭一・二・二・一三	一〇、〇〇〇	京都市東山區大佛東瓦町六九三、永松方	
京都金屬製工藝品工業組合	京都市	昭一・〇・二・二六	二〇、〇〇〇	大阪府西區長堀北通一ノ一五、大阪實業協會内	
日本硝子腕環工業組合	大阪、京都、兵庫、禮島、奈良、和歌山、三重、愛知、山口の各府縣	大一一・五・三・二一	一一、五〇〇	一〇	
大阪化粧刷子工業組合	大阪府及兵庫縣一圓	大一一・五・七・五	六八、〇〇〇	五二	
日本セロイド腕環工業組合	大阪府一圓	六一・五・七・二三	四五、〇〇〇	二〇	
日本輸出人造眞珠硝子珠工業組合	大阪府、奈良縣	大一一・八・二・一	九三、〇〇〇	三七	
日本硝子光珠工業組合	大阪府、兵庫縣、奈良縣	昭二・一・一・八	三五、〇〇〇	八三	
日本人途眞珠硝子工業聯合會	日本全國	昭二・六・二・八	一〇、〇〇〇	二	
大阪セロイド生地工業組合	大阪府下一圓	昭二・七・四	七六、五〇〇	六	
大阪セロイド玩具容器工業組合	大阪府下及德島縣下一圓	昭二・八・二	三〇、〇〇〇	二七	
大阪輸出セロイド襪工業組合	大阪府及兵庫縣一圓	昭三・一・一九	一三、〇〇〇	九三	
日本セロイド刷子工業組合	大阪府外二府六縣	昭三・一・一・八	七五、〇〇〇	六一	
大阪骨製刷子工業組合	大阪府、奈良縣、兵庫縣	昭三・一・二・八	一一、三〇〇	四一	
大阪工業用刷子工業組合	奈良縣、京都府、兵庫縣	昭三・一・二・一八	六〇、〇〇〇	四	
日本輸出刷子工業組合聯合會	大阪府、兵庫縣、奈良縣	昭四・一・一・八	二〇、〇〇〇	四	
大阪ゴム工業組合	大阪府、京都府及石川、和歌山、滋賀、富山、福井各縣、和歌山縣	昭六・六・一・一	四〇、五〇〇	七六	
大阪石鹼工業組合	大阪、京都府、兵庫縣、和歌山縣	昭八・九・二・八	二四、二五〇	三八	
大阪セロイド再製生地工業組合	大阪府	昭一〇・八・二・八	二〇、〇〇〇	二六	
大阪輸出セロイド工業組合聯合會	内地一圓	昭一・二・一〇・二五	五〇〇〇	二	
日本機寸工業組合	日本全國	大一一・五・七・三一	一六〇、〇〇〇	七一	
神戸人造眞珠硝子珠工業組合	兵庫縣、香川縣、岡山縣、廣島縣	大一一・五・九・二三	八、五〇〇	九	
日本護謄工業組合聯合會	日本全國	昭六・一〇・五	五、七〇〇	一〇	

神奈川商報社、第五回定時總會開催 二十六日
 名古屋商報社、物品發賣疑應答會開催 三十日
 三月
 名古屋商報社、第十一回出資者總會を名古屋ホテルに開催 三日
 大阪商報社、今橋大阪ホテルに朝鮮業界座談會開催 七日
 九州商報社、博多商工會議所に業界非常時對策協議會開催 七八兩日
 大阪小間物新報社、國民精神總動員「講演と映畫の夕」開催 八日
 大阪商報社、「東洋髮」創案座談會を心友社に開催 十六日
 南方粧業新報社、「臺灣化粧品雜貨商報」を改題、同時に本社を東京に設く 三十日
 四月
 名古屋商報社、本號より五回に互り全二頁を割愛して各化粧品本舖製品の改正値段一覽表を掲載 一日
 大阪小間物新報社、新聞諸原料暴騰に鑑み製版料の徴收實施 一日
 北海道商報社、化粧品改正値段表を附録として添附 一日
 京都商報社、「藥品衛生用品版新設」之により、「化粧品・石鹼」「服裝雜貨」及び「荒物雜貨・線香」の四業界版を整備 一日
 大阪商報社、「東洋髮」創案の特輯頁添附 四日
 京都商報社、課稅値上後に於ける新値段表を附録添附 十一日
 北海道商報社、定山溪温泉に北

組合團體

高木皮革工業組合	兵庫縣飾磨郡花田村	昭一〇・一・二七	二〇、〇四〇	一八三	兵庫縣花田村高木四四九	大垣久次
奈良縣護謨工業組合	奈良縣	昭一〇・三・二〇	九、二〇〇	一〇	奈良縣高田町三倉堂一二	大河内健次郎
和歌山製革工業組合	和歌山市	昭八・三・八	三〇、〇五〇	四〇	和歌山市岡町宮地二六ノ一	
紀州製傘工業組合	和歌山縣一團	昭一一・一〇・二	八、〇〇〇	一八九	和歌山縣中野上村野上中一六七	
紀州製傘工業組合	海南市及海草郡	昭一一・一一・二四	四、八四〇	九三	海南市築地一	
岡山縣護謨工業組合	岡山縣一團	昭七・五・一三	一〇、一〇〇	一五	岡山市下石井三八四	平田床三
廣島縣護謨工業組合	廣島縣	昭六・三・七	一五、六〇〇	三〇	廣島市楠木町三ノ三九七	菊地禮藏
伊豫木織工業組合	愛媛縣	昭一二・一一・九	二、五〇〇	九	愛媛縣西宇和郡喜須來村	山下磯彌
土佐瑠璃工業組合	高知市	昭一二・一一・一八	六、〇〇〇	二〇	高知市中島郡一四	山下貞一
九州石鹼工業組合	福岡、佐賀、長崎、熊本、 鹿兒島、宮崎、大分各縣	昭八・一二・一一	五、八五〇	一四	福岡市行町五三	島崎端吾
南日本製腦工業組合	鹿兒島縣(宮崎、熊本、 鹿兒島縣、宮崎、大分各縣 郡を除く)、熊本縣(西臼杵 郡を除く)、熊本縣(北郡)	昭一〇・一一・二〇	三四、五六〇	七四〇	鹿兒島市易居町四八	

註：藥業關係組合は、之を「藥業・藥品」の項に譲つた。

業界關係 全國貿易組合一覽

【昭和十三年十月十五日現在】

○印は貿易
組合中央會
未加入組合

組合名	設立年月日	地區	事務所	理事長
對露輸出組合	大一一・八・二二	內地一團	東京市麹町區內幸町一ノ一七、日露協會內	倉知鐵吉
對佛瑞日輸出組合	昭二・五・二〇	同	同市京橋區銀座六ノ四、尾張町ビル內	伴野文三郎
東京東亞輸出組合	昭八・三・二九	東京府一團	同市麹町區丸ノ内三ノ五、東京市產業局內	星野錫
東京雜貨印度輸出組合	昭九・九・一〇	同	同市麹町區丸ノ内三ノ一、府立東京商工獎勵館內	松本鐵治郎
日本東亞輸出組合聯合會	昭九・一一・二六	內地一團	商工省內一事務取扱所同市麹町區丸ノ内三ノ五、東京市產業局東京東亞輸出組合內	理事長代理(副會長)星野錫
京濱南洋雜貨輸出組合	昭一〇・三・二六	東京府及神奈川縣一團	東京市麹町區丸ノ内三ノ一四、東京商工會事務所內	山崎龜吉
東京雜貨中南米輸出組合	昭一〇・五・七	北海道、東北、東京府、千葉縣、琦玉縣、茨城縣、群馬縣、栃木縣及新潟縣一團	同市日本橋區二ノ四、日本橋ビル內	淺間龍藏
日本雜貨中南米輸出組合聯合會	昭一〇・七・一〇	內地一團	商工省內一事務取扱所同市京橋區銀座西七ノ三、日本貿易會館內	濱口俊介

九〇

海道化粧品聯合會開催 十六日
 東京商報社、香料香水座談會を本社に開催 十八日
 大阪商報社、大阪組合と共催物品稅質懇談會を大阪商工會議所に開催 二十日
 滿洲商報社、大阪ホテルに廣告主感謝會開催 二十一日
 神奈川商報社、創刊三十周年記念號發行 二十二日
 中國商報社、廣島市新天劇場に非常時文化意識促進大會開催 二十二日
 名古屋商報社、化粧品改正價段表」發行 三十日
 東京商報社、香料香水特輯發行 三十日

五月
 大阪商報社、「東洋髮」審查決定發表 二日
 東京商報社、「化粧品定價表」初版發行 十五日
 大阪小間物新報社、決算報告會開催 二十日
 中部商報社、「改正化粧品定價一覽」發行 二十日
 大阪小間物新報社、廣告主招待會を北野劇場に開催 二十五日
 東京商報社、「石鹼特輯」發行 二十八日
 日刊商業社、「改正化粧品價段表」發行
 北海道商報社、余市町大火慰問社員を派遣
 六月
 東京商報社、「化粧品定價表」再版發行 一日
 大阪小間物新報社、愛讀者原稿募集規定發表 一日
 滿洲商報社、「創刊五周年紀念

東京雜貨阿弗利加近東輸出組合	昭一〇・一二・一九	東京府一圓	同市麹町區丸ノ内三ノ一、府立東京商工獎勵館内	野呂彦太郎
○對英セルロイド玩具輸出組合	昭一二・三・一七	内地一圓	同市淺草區淺草橋三ノ一〇	理事長代理
東京雜貨北米輸出組合	昭一三・七・一	東京府一圓	同市日本橋區通二ノ四、日本橋ビル内	川上進一
○日本伊太利輸出組合	昭一三・九・三〇	内地一圓	同市京橋區銀座西七ノ三、日本貿易會館内	淺間龍藏
神奈川縣東亞輸出組合	昭七・一二・二六	神奈川縣一圓	橫濱市中區日本大通一、橫濱市商工獎勵館内	同
東部日本南米輸出組合	昭九・八・一一	愛知縣、岐阜縣及石川縣以東の内地一圓	同市中區日本大通三四	上甲信弘
橫濱雜貨中南米輸出組合	昭一〇・五・二三	神奈川縣、靜岡縣及山梨縣一圓	同市中區大田町二ノ二三、五ビル内	加藤平次郎
橫濱雜貨アフリカ近東輸出組合	昭一〇・一二・九	神奈川縣一圓	同市中區海岸通一ノ一、橫濱貿易會館内	同
橫濱對印雜貨輸出組合	昭一二・一〇・六	同	同市中區海邊通一ノ一、橫濱貿易會館内	上甲信弘
橫濱雜貨北米輸出組合	昭一三・七・一	同	清水市辻旭町、清水商工會議所内	鈴木與平
○靜岡縣東亞輸出組合	昭一一・一二・一	靜岡縣一圓	名古屋市中區撞木町三ノ一九	井元爲三郎
○名古屋中南米輸出組合	昭四・四・二三	愛知縣、三重縣、岐阜縣及長野縣一圓	同市中區廣小路六ノ三、住友ビル内	加藤勝太郎
愛知縣東亞輸出組合	昭九・三・三一	愛知縣一圓	同市中區撞木町三ノ六	井元爲三郎
○名古屋近東アフリカ輸出組合	昭一二・三・二二	同	同市中區大池町四ノ一、名古屋商工會議所内	加藤勝太郎
中部日本南洋雜貨輸出組合	昭一二・七・五	愛知縣、岐阜縣、三、縣、靜岡縣一圓	同	同
名古屋印度雜貨輸出組合	昭一三・一・二六	愛知縣一圓	岐阜市神田町九丁目、岐阜縣物産販賣會館内	同
名古屋北米雜貨輸出組合	昭一三・七・一	同	新瀉市學校町、新瀉縣商工水産課内	同
岐阜縣滿支輸出組合	昭一〇・二・一四	岐阜縣一圓	富山市新總曲輪一、富山縣商工水産課内	同
新瀉縣東亞輸出組合	昭九・一〇・五	新瀉縣一圓	同市千國町一九五	飯倉平兵衛
○富山縣東亞輸出組合	昭八・八・一〇	富山縣一圓	同市東區兩替町一ノ一七	岡田治
○中米藥品輸出組合	昭八・九・二一	内地一圓但東京府を除く	同市東區南久寶寺町四ノ七大分ビル内	安住伊三郎
日本刷子輸出組合	昭三・八・二四	内地一圓	同市西區土佐堀通一ノ二一	淺利弘次郎
大阪阿弗利加輸出組合	昭四・一〇・二八	大阪府一圓	同市天王寺區石ヶ辻町四三	中西庄太郎
日本比律賓メリヤス輸出組合	昭六・六・三	内地一圓	同市北區京町堀上通一ノ三七	濱口俊介
日本人造眞珠硝子珠輸出組合	昭七・一・一五	同	同市北區堂島濱通二ノ一二、大阪商工會議所内	森平兵衛
大阪中南米輸出組合	昭七・九・七	大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、福井、富山及石川の各府縣一圓	同市西區阿波座中通一ノ四五、大阪陶磁會館内	山本富吉
大阪東亞輸出組合	昭八・一一・四	大阪府一圓	同市東區南久太郎町一ノ一三	桑原官吉
近畿阿弗利加近東輸出組合	昭八・一一・二七	大阪府、京都府、滋賀縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣、石川縣一圓		
大阪雜貨印度輸出組合	昭一〇・八・一〇	大阪府一圓		

組合團體

東京府一圓	同市麹町區丸ノ内三ノ一、府立東京商工獎勵館内	野呂彦太郎
内地一圓	同市淺草區淺草橋三ノ一〇	理事長代理
東京府一圓	同市日本橋區通二ノ四、日本橋ビル内	川上進一
内地一圓	同市京橋區銀座西七ノ三、日本貿易會館内	淺間龍藏
神奈川縣一圓	橫濱市中區日本大通一、橫濱市商工獎勵館内	同
愛知縣、岐阜縣及石川縣以東の内地一圓	同市中區日本大通三四	上甲信弘
神奈川縣、靜岡縣及山梨縣一圓	同市中區大田町二ノ二三、五ビル内	加藤平次郎
同	同市中區海岸通一ノ一、橫濱貿易會館内	同
靜岡縣一圓	同市中區海邊通一ノ一、橫濱貿易會館内	上甲信弘
愛知縣、三重縣、岐阜縣及長野縣一圓	清水市辻旭町、清水商工會議所内	鈴木與平
愛知縣一圓	名古屋市中區撞木町三ノ一九	井元爲三郎
同	同市中區廣小路六ノ三、住友ビル内	加藤勝太郎
同	同市中區撞木町三ノ六	井元爲三郎
愛知縣、岐阜縣、三、縣、靜岡縣一圓	同市中區大池町四ノ一、名古屋商工會議所内	加藤勝太郎
同	同	同
愛知縣一圓	岐阜市神田町九丁目、岐阜縣物産販賣會館内	同
同	新瀉市學校町、新瀉縣商工水産課内	同
同	富山市新總曲輪一、富山縣商工水産課内	同
岐阜縣一圓	同市千國町一九五	飯倉平兵衛
新瀉縣一圓	同市東區兩替町一ノ一七	岡田治
同	同市東區南久寶寺町四ノ七大分ビル内	安住伊三郎
同	同市西區土佐堀通一ノ二一	淺利弘次郎
同	同市天王寺區石ヶ辻町四三	中西庄太郎
同	同市北區京町堀上通一ノ三七	濱口俊介
大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、福井、富山及石川の各府縣一圓	同市北區堂島濱通二ノ一二、大阪商工會議所内	森平兵衛
大阪府一圓	同市西區阿波座中通一ノ四五、大阪陶磁會館内	山本富吉
大阪府一圓	同市東區南久太郎町一ノ一三	桑原官吉

號」發行 五日
滿鮮商報社、創刊十五周年紀念號」發行 五日
東海商報社、岐阜組合との共催有名化粧品愛用者一萬名映畫招待會を開催 八日—三十日
名古屋商報社、副理事長村上庄造氏退任、名譽顧問に推舉 十二日
滿洲商報社、社主三谷樂山氏を北支方面商況視察に派遣 十六日
東京商報社、「小間物特輯號」發行 二十五日
東京商報社、北支市場座談會を本社に開催 七月
大阪商報社、阪神水害慰問隊派遣 六日
大阪小間物新報社、全國のトップを切つて厚生會結成 六日
大阪商報社、中山太陽堂庄壽夫氏に「臺灣業界を聽くの會」を開催 七日
九州商報社「化粧品性能解説」附・化粧品定價表發行 十日
東京商報社、北海道業界訪問第一班川崎記者を派遣 十一日
靜岡商報社「化粧品雜貨便覽」發行 十二日
大阪小間物新報社、夏季特輯號」發行 十五日
奈良商報社、「夏季特輯號」發行 二十日
京都商報社、夏期時局特輯「國策順應號」發行 二十一日
大阪小間物新報社、厚生會發會式「講演と映畫の會」開催 二十六日
南方糖業社、化粧品石鹼齒磨

組名	設立年月日	地	區	事務所	理事長
日本石鹼輸出組合	昭二〇・二・二四	内地一圓		同市東區内本町橋詰町五八ノ一、府立産業會館内	吉田久四郎
日本硝子製品輸出組合	昭一・二・一七	同		同市東區今橋二ノ一、信銀ビル内	島田一郎
日本中南米輸出組合聯合會	昭一・二・二四	同		同市東區本町二ノ六、染工聯合會内	南郷三郎
大阪南洋雜貨輸出組合	昭一・三・一三	大阪府一圓		同市東區瓦町三ノ二〇	曾我一郎
日本雜貨印度輸出組合聯合會	昭一・三・一〇	内地一圓		同市東區南久太郎町一ノ一三	桑原官吉
京阪雜貨北米輸出組合	昭一・三・七・二五	京都府及大阪府一圓		同市東區兩替町一ノ一七	岡田治
日本對米燐寸輸出組合	昭九・五・一五	内地一圓		同市東區南久太郎町一ノ一七	瀧藤治三郎
日本莫大小輸出組合	昭九・六・二二	同		同市東區東町一二六、神戸貿易會館内	柳原恒彦
兵庫縣東亞輸出組合	昭九・七・二〇	兵庫縣一圓		同市神戸區海岸通一ノ一六、神戸商工會議所内	黒瀬弘志
西部日本南米輸出組合	昭九・八・一一	福井、滋賀及三重縣以西の内地一圓		同市神戸區車町一ノ一六	藤井松四郎
日本護謄製品輸出組合	昭九・八・二一	内地一圓		同市神戸區京町七〇、京町ビル貿易會館第二分館内	田島長三郎
日本タオル輸出組合	昭九・一一・一七	同		同市神戸區播磨町四九、貿易會館分館内	天野吉次
神戸雜貨中南米輸出組合	昭一〇・二・一四	兵庫、鳥取、島根、岡山、廣島、山口の各縣、四國、九州及沖繩縣一圓		同市神戸區東町一二六、神戸貿易會館内	加藤源次
神戸南洋雜貨輸出組合	昭一一・一・二四	兵庫、岡山、廣島、山口、鳥取、島根の各縣、四國、九州及沖繩縣一圓		同市神戸區東町一二六、神戸貿易會館内	柳原恒彦
西部雜貨阿弗利加近東輸出組合	昭一一・三・一四	兵庫、岡山、廣島、山口、鳥取、島根の各縣、四國、九州及沖繩縣一圓		同市神戸區京町七〇、京町ビル神戸貿易會館第二分館内	田村顯三
神戸對印雜貨輸出組合	昭一二・一〇・六	同		同市神戸區播磨町四九、神戸貿易會館分館内	友井春吉
日本南洋雜貨輸出組合聯合會	昭一二・一一・五	内地一圓		同市神戸區東町一二六、神戸貿易會館内	柳原恒彦
日本雜貨阿弗利加近東輸出組合	昭一二・一一・五	同		同市神戸區京町七〇、京町ビル貿易會館第二分館内	田村顯三
○神戸對米雜貨輸出組合	昭一三・七・一	兵庫縣一圓		同市神戸區播磨町四九、貿易會館分館内	末高與次郎
大和賣藥東亞輸出組合	昭八・一一・二〇	奈良縣一圓		奈良縣高取町觀覺寺一四七四	奥村正信
○德島縣東亞輸出組合	昭九・七・二〇	德島縣一圓		德島市德島町會所町二五四	長尾好明
○日本伊太利輸入組合	昭一三・九・三〇	内地一圓		東京市京橋區銀座西七ノ三、日本貿易會館内	淺間龍藏
○日本中南米輸入組合	昭一三・八・二三	同		大阪市東區本町二ノ二六、染工聯合會館内	南郷三郎

九二

價格簿」發行 二十九日
 東京商報社「クリム」特輯號」
 發行。北海道業界訪問第二班宮
 岡記者を派遣 三十日
 大阪小間物新報社、入選原稿
 發表
 東京小間物月報社、「化粧品動
 態調査」完成
 大阪商報社、社員を北海道、
 朝鮮、九州、四國、北陸、東海
 山陽の諸地方業界視察に派遣
 北海道商報社、本道クリム
 賣込戦始まり各種化粧品愛用者
 優待會等に社員をそろへ、手分
 けして應援せしむ。
 八月
 帝都商報社、夏期時局特輯國
 策順應號發行 一日
 三州商報社、夏季特輯發行
 一日
 九州商報社、夏季特輯發行
 一日
 東京商報社、札幌グラントホ
 テルに「北海道業界座談會」開
 催、廣田主幹出席 二日
 大阪商報社、紙面を菊版に改
 め、同時に夏季特輯發行 八日
 大阪商報社、臺灣神木次郎氏
 の來阪を期として「臺灣座談會」
 開催 十日
 東京商報社、同じく神木次郎
 氏に臺灣を聴く會開催 十二日
 三州商報社、「事變下の卸屋座
 談會」開催 十五日
 靜岡縣商報社、第九期定時株
 主總會を濱松商工會議所に開催
 二十二日
 大阪小間物新報社、厚生會權
 原神宮建國奉仕隊參加 二十四日
 九月

日本護謨輸入組合 昭一三・三・二四 同
 日本南米輸入組合 昭一三・六・二二 同

神戸市神戸區西町三四
 神戸市神戸區東町一六

田島由松
 藤井松四郎

業界關係機關新聞一覽

【昭和十三年十一月一日現在】

名	種	所在地	創刊年月日	社長・社主	主幹	發行回数	定價
東京小間物化粧品商報	商報	東京市日本橋區馬喰町三ノ三	明二八・六・二一	發行委員長 小林富次郎	廣田嘉一	週刊	二・〇〇
東京化粧品小間物月報	商報	同日本橋區橋町一三	大七・一・二五	松田幸治郎	天野寬哉	月刊	一・〇〇
大阪化粧品商報	商報	大阪市東區博勞町二ノ五	明三四・一・一	平泉平右衛門	石川靜三郎	週刊	二・〇〇
大阪小間物雜貨商報	商報	同東區北久寶寺町二ノ四	明二九・二・五	田中常三郎	市川梁一	二月同	二・〇〇
日本石鹼新報	新報	同東區船越町一ノ四〇	大九五・九・一五	田中岩男	伊藤龍介	月刊	八・〇〇
荒物雜貨商報	商報	同南區鰻谷仲之町一六	大一二・一〇・一	田中久明	荒川清一	月刊	三・〇〇
日刊商業新報	新報	同東區京橋二ノ一四	大一二・七・一	山中懸治	山中懸治	月刊	三・六〇
袋物時報	報	同南區鰻谷東之町三七	昭一〇・五・一	小原千藏	小原千藏	月刊	三・〇〇
京都小間物化粧品新報	新報	京都市下京區東洞院通五條上ル深草町五六九	明三〇・二・二四	三谷樂山	三谷秋男	月刊	一・〇〇
神奈川縣化粧品雜貨商報	商報	橫濱市中區花咲町一ノ六	明四二・七・二二	霜田七郎	荒木武雄	月刊	一・五〇
名古屋小間物化粧品商報	商報	名古屋市中區白川町五ノ二七	明三三・三・一	森本善七	緒川禎太郎	月刊	一・五〇
中央化粧品新報	新報	同中區南久屋町二ノ五	大一二・七・一三	加藤寬次郎	加藤博	月刊	一・〇〇
中部化粧品小賣商報	商報	同西區中村町五丁目、赤門俱樂部內	昭六・三・一	山森康光	山森康光	旬刊	一・〇〇
藥粧神戸業界商報	商報	神戸市湊東區多聞通三ノ四	大一一・〇・一〇	山內直一	山內直一	月刊	一・〇〇
北海道小間物化粧品商報	商報	小樽市永井町一ノ一	大一一・三・三一	卸商聯合會	鳥野一二	二月同	一・五〇
北日本小間物化粧品商報	商報	函館市高砂町三ノ五	大一一・四・一五	大梶善太郎	大梶善太郎	月刊	一・〇〇
東北小間物化粧品商報	商報	仙臺市東二番丁一〇三	大一一・七・一五	井澤慶太郎	井澤慶太郎	月刊	一・〇〇
静岡縣化粧品雜貨商報	商報	濱松市田町四一ノ一	昭七・一〇・一五	市川文平	淺野敏樹	月刊	一・〇〇
高岡雜貨五業商報	商報	高岡市末廣町一〇一七	昭一一・三・一五	發行人 谷道岩治郎	本間常吉	月刊	一・二〇
東海化粧品小間物雜貨商報	商報	岐阜市柳ヶ瀬町四丁目	昭八・一・一	長谷川豐市	村瀬三男	月刊	一・〇〇

組合團體

東京商報社、新洗劑並びに荒物に關する兩座談會を日本橋俱樂部に開催 二日
 中部商報社、紙面を菊判に改正 八日
 東京商報社、商報附録「荒物雜貨版」を毎月一回、第二十曜日發行と決定、その創設記念特輯發行 十日、香油ポマード特輯發行 二十四日
 東京商報社、大阪商報社、兩社の名を以て資源愛護・容器回收標語の懸賞募集の發表
 静岡縣商報社、市内有力業者を會して小賣標準値を協議決定自肅販賣組合結成機運を醸成 十月
 名古屋商報社、日刊紙型を菊四倍判に改め同時に活字も8ポ採用 一日
 滿鮮商報社、鮮滿商報社を併合統一し、釜山に支局を新設、同時に鮮滿商報を廢刊 一日
 奈良商報社、化粧祭後援 五日
 滿鮮商報社、併合記念號發行 五日
 日刊商業社、創刊十五周年祝賀會を日本橋俱樂部に開催 十日
 東京商報社、恒例大廣告主招待會を箱根強羅ホテルに開催 二十一日
 滿洲商報社、有名化粧品石鹼價格表」發行 二十五日
 東京商報社、標語審査第一回委員會開催 二十七日、齒磨特輯發行 二十九日
 大阪商報社、標語審査第一回委員會開催 三十日

滿洲	滿鮮化粧品小間物商報	南方	粧業新報	三州	化粧品小間物商報	關西	商報	九州	商報	中州	商報	奈良	小間物化粧品新報
大阪府東區十二軒町二二三	昭八・六・五	京城市東區大和町二ノ七ノ一	大・一・三・四・七	三ノ一	昭七・五・一	本社、東京市日本橋區通	二ノ三中央ビル四階	臺灣事務所、臺北市京町	昭五・五・一	鹿兒島市西田町七七	昭二・三・二〇	大分市千代町電車通	昭一・一・二・二〇
三谷	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一	高橋幸一
月二回	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

組合府縣別一覽表

道府縣名	同業組合	商業組合	工業組合
北海道	三	三	三
青森縣	一	一	一
岩手縣	一	一	一
宮城縣	一	一	一
秋田縣	一	一	一
山形縣	一	一	一
福島縣	一	一	一
茨城縣	一	一	一
栃木縣	一	一	一
群馬縣	一	一	一
埼玉縣	一	一	一
千葉縣	一	一	一
東京府	一	一	一
神奈川縣	一	一	一
新潟縣	一	一	一
富山縣	一	一	一
石川縣	一	一	一

福井縣	二	二	二
山梨縣	一	一	一
長野縣	一	一	一
岐阜縣	一	一	一
靜岡縣	一	一	一
愛知縣	一	一	一
三重縣	一	一	一
滋賀縣	一	一	一
京都府	一	一	一
大阪府	一	一	一
兵庫縣	一	一	一
奈良縣	一	一	一
和歌山縣	一	一	一
鳥取縣	一	一	一
島根縣	一	一	一
岡山縣	一	一	一
廣島縣	一	一	一
山口縣	一	一	一
德島縣	一	一	一
香川縣	一	一	一
愛媛縣	一	一	一
高知縣	一	一	一
福岡縣	一	一	一

同業組合中央會 東京側委員

東京府商工課側
館野 主事
佐藤 主事
佐藤(莊)主事補

組合員側委員
山下組長
廣田理事
大久保主事
松田理事
酒井書記長
草野書記長
諏訪書記長

砂糖
石炭
製藥
小間物化粧卸
白米

趣旨 同業組合關係青年の學術研究
會員 同業組合關係の各科目
科目 同業組合關係の各科目
原書による講義共同研究
講師 大野信三氏、黒澤清氏
會費 月二圓見當
日時 毎月一回又は數回
東京府同業組合研究會
幹事 永井、中島の兩氏

日本石鹼社、紙幅を菊四倍刊に改め三頁以上を二十五、六回發行
十一月
九州商報社、勅題寫真募集發表
東京商報社、恒例第二次廣告主招待會を新富町萬安に開催
北海道商報社、創立十五周年記念號第一輯及び第二輯發行
東京、大阪商報社、聯合標語審査委員會を東京商報社に開催
入選十九篇決定 八日
京都商報社、商報發行日を毎月三日の日に改む 十三日
中央新報社、ウインド裝飾競技並に銃後強化演藝大會を主催
十月十六日
日本石鹼社、業界新開標準型四頁以上發行に變更、十六日より一ヶ月十五回發行に改む
東京商報社、當選標語發表 十九日

同業組合同攻會

大阪商報社、同前 二十一日
大阪小間物商報社、皇軍將士慰問號のため慰問文募集
三州商報社、戰時體制に順應するため日刊關西日報と提携
北海道商報社、道内業界視察のため土谷社員を派遣
商業組合の現勢
(昭和十三年九月末日現在)
設立認可地方廳認可の二三一を含む
組合數：……二、二八九組合
有資格者數：……二、四〇五名
總組合員數：……一九三、四九六名
出資總額三六、三五九、五四一圓